

# 那覇市公報

**第 1 6 4 3 号その 2**

毎月 2 回 1，15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇監査委員公表◇

○平成 26 年度包括外部監査の結果について（公表）…………… 440

---

---

**監査委員公表**

---

---

**那 監 公 表 第 1 号**

平成 27 年 5 月 1 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度包括外部監査の結果について（公表）

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第 1 章 包括外部監査の概要              |    |
| 1. 監査の種類                     | 1  |
| 2. 特定の事件（テーマ）                | 1  |
| 3. 監査の着眼点                    | 2  |
| 4. 主な監査手続き                   | 2  |
| 5. 監査の対象年度                   | 2  |
| 6. 監査の実施期間                   | 2  |
| 7. 包括外部監査人及び補助者              | 2  |
| 8. 利害関係                      | 2  |
| 第 2 章 監査テーマの概要               |    |
| 1. 補助金について                   | 3  |
| (1) 意義                       | 3  |
| (2) 補助金等関連用語                 | 3  |
| 2. 那覇市の補助金                   | 4  |
| (1) 金額の大きい順 100 件            | 5  |
| (2) 金額の小さい順 100 件            | 7  |
| (3) 部別順                      | 9  |
| 3. 那覇市における補助金適正化に関する取組       | 9  |
| (1) ガイドラインの策定                | 9  |
| (2) 補助金適正化スケジュールの策定          | 10 |
| 4. 監査の対象とした補助金               | 11 |
| 第 3 章 総論                     |    |
| 1. 包括外部監査の結果及び意見（まとめ）        | 15 |
| (1) 補助金等の有効性について             | 15 |
| (2) 補助金改革に関する実効性確保について       | 15 |
| (3) 運営費補助について                | 16 |
| 2. 補助金等に関するその他の結果及び意見        | 18 |
| (1) 団体等運営における繰越金（積立金）の状況について | 18 |
| (2) 上部団体等への再補助の検証について        | 18 |
| (3) 実績報告書における決算書のチェック体制について  | 18 |
| (4) 「定率補助」を原則とすること           | 19 |

平成 26 年度

包括外部監査結果報告書

「補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに  
事業の管理について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士 金沢 信昭

|                                               |     |
|-----------------------------------------------|-----|
| (5) 負担金の見直しについて                               | 19  |
| (6) 那覇市出資団体の有無等について                           | 19  |
| <b>第 4 章 那覇市の補助金全般についての法的考察</b>               |     |
| 1. 補助金の法的根拠等                                  | 21  |
| (1) 地方自治法の規定                                  | 21  |
| (2) 判例                                        | 21  |
| (3) 補助金等適正化法の規定                               | 22  |
| 2. 那覇市における補助金に関する規程                           | 22  |
| (1) 那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年 6 月 1 日・規則第 34 号）     | 22  |
| (2) 補助金等交付要綱                                  | 23  |
| 3. 補助金全般についての法的考察                             | 23  |
| (1) 概説                                        | 23  |
| (2) 各要件等についての検討                               | 23  |
| <b>第 5 章 社会福祉法人の経営分析について</b>                  |     |
| 1. 実施内容                                       | 27  |
| 2. 経営分析結果に基づく、全般的な監査の結果及び指摘、意見                | 27  |
| (1) 法人全体の財務諸表について                             | 27  |
| (2) 財務諸表の会計監査の必要性について                         | 27  |
| (3) 経営指標等が良好な団体先等への補助金の見直しについて                | 28  |
| 3. 詳細な財務分析の結果について                             | 28  |
| (1) 内部留保の観点                                   | 28  |
| (2) 収益性・効率性の観点                                | 31  |
| (3) 安定性・持続性の観点                                | 34  |
| (4) 合理性の観点                                    | 35  |
| (5) 経営自立性の観点                                  | 37  |
| 社会福祉法人制度改革の概要について                             | 40  |
| <b>監査対象補助金及び監査対象団体の結果、指摘及び意見（まとめ）</b>         |     |
|                                               | 43  |
| <b>総務部の負担金</b>                                |     |
| 1. 南部市町村会負担金                                  | 47  |
| 2. 防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA 無線電波利用料         | 54  |
| <b>企画財務部の負担金</b>                              |     |
| 1. 地方税電子化協議会関係負担金                             | 56  |
| <b>市民文化部の補助金</b>                              |     |
| 1. 那覇市保安灯設置等事業補助金                             | 59  |
| 2. 那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金                        | 61  |
| 3. 那覇市自治会長会連合会事業補助金                           | 68  |
| 4. 那覇市自治会事務所賃借料補助金                            | 72  |
| 5. 那覇市コミュニティ助成事業補助金                           | 78  |
| 6. 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金                      | 81  |
| 7. 文化協会助成事業補助金                                | 85  |
| <b>経済観光部の補助金</b>                              |     |
| 1. 那覇市農業振興対策補助金（那覇市農業振興事業ビニールハウス設置補助）         | 92  |
| 2. 水産物流通支援事業補助金（市漁マグロ等水産物流通支援補助金）             | 94  |
| 3. 企業立地促進奨励助成金                                | 97  |
| 4. 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金             | 101 |
| 5. 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金                 | 104 |
| 6. 那覇市離島連携事業助成金                               | 107 |
| 7. 那覇市頑張るマチグワー支援基金事業補助金                       | 109 |
| 8. 那覇市観光振興事業補助金（観光協会運営補助金）                    | 114 |
| 9. 那覇市観光振興事業補助金（観光協会事業補助金）                    | 115 |
| 10. 那覇市観光振興事業補助金（那覇肥龍船振興会補助金）                 | 116 |
| 11. 那覇市観光振興事業補助金（那覇大綱挽回保存会補助金）                | 119 |
| 12. 那覇市観光振興事業補助金（観光まちづくり整備補助金）                | 121 |
| 13. 那覇市観光振興事業補助金（観光案内所運営補助金）                  | 123 |
| 14. 那覇市観光振興事業補助金（ストリートダンスバトル in<br>国際通り観光客事業） | 125 |
| 15. 那覇市観光振興事業補助金（那覇肥龍船振興会補助金（繰越明許））           | 128 |
| <b>環境部の補助金、負担金</b>                            |     |
| 1. 那覇市住宅用太陽光発電システム補助金                         | 130 |
| 2. 屋上・壁面緑化助成金                                 | 132 |
| 3. 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金                      | 135 |

**福祉部の補助金**

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 那覇市社会福祉協議会補助金                  | 139 |
| 2. 那覇保護区保護司会補助金                   | 145 |
| 3. 那覇市地域福祉基金事業補助金                 | 148 |
| 4. 那覇市社会福祉協議会補助金（法人後見推進事業）        | 152 |
| 5. 那覇市社会福祉事業補助金（那覇市手をつなぐ育成会運営補助金） | 155 |
| 6. 那覇市シルバー人材センター運営補助金             | 158 |
| 7. 軽費老人ホーム事務費補助金                  | 160 |

**健康部の補助金**

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 那覇市救急医療事業補助金             | 163 |
| 2. 平成 24 年度那覇市災害対策機器整備事業補助金 | 167 |
| 3. 特定不妊治療費助成金               | 169 |

**こどもみらい部の補助金**

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 1. 児童クラブ運営補助金                                  | 172 |
| 2. 児童クラブ賃借料補助金                                 | 175 |
| 3. 特別保育事業（単独分・障がい児保育事業）                        | 177 |
| 4. 特別保育事業（単独分・地域活動事業）                          | 179 |
| 5. 平成 25 年度 認可外保育施設環境整備事業<br>（指導監督基準維持継続事業）補助金 | 181 |
| 6. 平成 25 年度 待機児童対策特別事業（認可外）                    | 184 |
| 7. 沖縄振興特別推進事業交付金（認可外保育施設熱中症対策支援事業）             | 186 |
| 8. 那覇市待機児童対策特別事業（認可外移行支援事業）補助金                 | 188 |

**都市計画部の補助金**

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）          | 192 |
| 2. 那覇港管理組合補助金（地域の元氣臨時交付金）           | 195 |
| 3. 都市景観助成金                          | 197 |
| 4. 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金               | 201 |
| 5. 那覇市相対売り継承支援事業補助金（沖縄振興特別推進市町村交付金） | 205 |

**建設管理部の補助金**

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 住宅騒音防止対策事業費補助金 | 208 |
| 2. 私道整備補助金        | 210 |

**消防局の補助金**

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 那覇市女性防火クラブ補助金 | 213 |
|------------------|-----|

**生涯学習部の補助金**

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 那覇市育英会補助金      | 217 |
| 2. 那覇市体育協会運営補助金   | 227 |
| 3. 児童のスポーツ県外派遣補助金 | 234 |

**学校教育部の補助金、負担金**

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. 児童・生徒の県外派遣に関する補助金             | 238 |
| 2. 共済負担金小学校                      | 242 |
| 3. 那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金            | 245 |
| 4. 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青少年健全育成市民会議） | 247 |
| 5. 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青年団体連絡会）     | 249 |

**一般社団法人 那覇市観光協会**

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 法人の概要                 | 253 |
| (1) 目的                   | 253 |
| (2) 沿革                   | 253 |
| (3) 事業内容                 | 253 |
| (4) 組織図                  | 256 |
| (5) 役員の状況                | 257 |
| (6) 職員の状況                | 257 |
| (7) 財務状況について             | 257 |
| (8) 主な事業実績               | 265 |
| 2. 監査の結果と指摘、意見           | 265 |
| 観光協会運営補助金                |     |
| (1) 補助金の算定方法について         | 266 |
| (2) 補助金の効果の測定方法について      | 267 |
| (3) 那覇市観光協会運営補助金のあり方について | 267 |
| 観光協会事業補助金                |     |
| (1) 関連書類の適切な修正処理について     | 268 |
| (2) 関連書類の適切な修正処理について     | 268 |
| (3) 懇親会に係る経費について         | 269 |
| (4) 事業費の検証について           | 269 |
| (5) 業者の選定方法について          | 269 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 2. 監査の結果と指摘、意見           | 288 |
| (1) 自主財源の確保について          | 288 |
| 那覇大綱挽回保存会補助金             |     |
| (1) 補助金の算定方法について         | 289 |
| <b>社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会</b> |     |
| 1. 財団の概要                 | 290 |
| (1) 沿革                   | 290 |
| (2) 平成 2 5 年度事務局組織図      | 292 |
| (3) 役職員の状況               | 294 |
| (4) 事業概要                 | 298 |
| (5) 決算の概要                | 298 |
| 2. 監査の指摘と意見              | 301 |
| (1) 運営費補助金の成果について        | 302 |
| (2) 事業活動収支の状況について        | 303 |
| (3) 積立金について              | 306 |
| (4) 那覇市社会福祉協議会の役割について    | 308 |

## 参考資料

- ・ 那覇市の補助金に関するガイドライン
- ・ 補助金適正化チェックシート (No.1)
- ・ 補助金等アンケート (その 1) (その 2)

|                        |     |
|------------------------|-----|
| (6) 補助金の効果の測定          | 269 |
| 観光まちづくり整備補助金           |     |
| (1) 各コースの実績比較について      | 272 |
| (2) 補助金の算定方法           | 272 |
| (3) 事業費の検証について         | 272 |
| 観光案内所運営補助金             |     |
| (1) 補助金の対象経費について       | 273 |
| <b>一般社団法人 那覇爬龍船振興会</b> |     |
| 1. 法人の概要               | 275 |
| (1) 目的                 | 275 |
| (2) 沿革                 | 275 |
| (3) 事業内容               | 275 |
| (4) 組織図                | 275 |
| (5) 役員の状況              | 276 |
| (6) 職員の状況              | 276 |
| (7) 財務状況について           | 277 |
| (8) 主な事業実績             | 278 |
| 2. 監査の結果と指摘、意見         | 279 |
| (1) 一部、決算書が作成されていない    | 279 |
| (2) 自主財源の確保について        | 279 |
| 那覇爬龍船振興会補助金            |     |
| (1) 補助金の対象経費について       | 280 |
| 那覇爬龍船振興会補助金(繰越明許)      |     |
| (1) 資料書類の整理・保管について     | 281 |

**一般社団法人 那覇大綱挽回保存会**

|               |     |
|---------------|-----|
| 1. 法人の概要      | 282 |
| (1) 目的        | 282 |
| (2) 沿革        | 282 |
| (3) 事業内容      | 282 |
| (4) 組織体系      | 283 |
| (5) 役員及び職員の状況 | 283 |
| (6) 財務状況について  | 284 |
| (7) 主な事業実績    | 287 |

# 第 1 章 包括外部監査の概要

## 1．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

## 2．特定の事件（テーマ）

「補助金及び交付金、負担金（以下、「補助金等」という。）に係る財務事務の執行並びに事業の管理について」

### ・テーマを選定した理由

那覇市では、平成 25 年度一般会計当初予算において、約 78 億 4,700 万円の補助金等を計上し、これは一般会計予算総額の約 6%を占めている。

補助金は、公益性のある事業に対して支出するものであり、例えば、市の施策（事業）に関する補助、また各種団体の運営等に関する補助、イベントや各種大会に対する補助、利子補給のための補助など、市の施策を実施するうえで重要な役割を担っている。

しかし、一度支出すると既得権化し削減しづらく濫費に陥りやすいこと、交付先団体が補助金への依存体質を強め自立を阻害すること、補助金交付の効果が明確でないなどの問題点が指摘されており、補助金が交付の目的に沿って適正かつ効率的、効果的に使用されているかどうかに関する市民の関心も高い。

また、「那覇市経営改革推進計画（第 4 次那覇市経営改革アクションプラン）」においても、財政健全化の観点から、補助金や負担金を受けている団体については、その団体の財務状況や事業の目的から補助金や負担金の必要性、効果等を精査し、見直しを行うこととされていることから、平成 26 年度の包括外部監査のテーマに選定した。

### ・過去の監査テーマ

那覇市の包括外部監査テーマは次のとおりである。

| 年度       | テーマ                             | 対象団体等            |
|----------|---------------------------------|------------------|
| 平成 25 年度 | 公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について | 指定管理者に選定されている団体等 |

（※那覇市は平成 25 年度に中核市に移行し、包括外部監査の対象団体となった。）

## 第 2 章 監査デーマの概要

### 1. 補助金について

#### (1) 意義

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ」とされている。すなわち、補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要であると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。また、国の補助金等の手続きについては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）（以下、適正化法という。）によって処理が行われており、地方公共団体が、補助金を支出する場合においては、適正化法に準じた各地方公共団体の規則・要綱などによっている。

#### (2) 補助金等関連用語

| 用語        | 内容                                                                                                                           |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法律補助と予算補助 | 補助金等の根拠による分類である。交付の根拠が法律に基づくものを法律補助といい、法律に基づかないで予算のみによるものを予算補助という。法律補助にも、補助することが義務付けられているものと、単に補助することができる旨規定されているに過ぎないものがある。 |
| 定率補助と定額補助 | 補助金の算定基準による分類であり、補助金の額を補助すべき事務または事業の所要額に一定の率を乗じて算出するものを定率補助といい、補助金の額をその事務、事業の所要額との比例関係において算出するのではなく、他の観点から決定するものを定額補助という。    |
| 直接補助と間接補助 | 補助金の交付の対象となる事務または事業を行うものに国が直接補助するものを直接補助といい、他の者を經由して間接的に補助するものを間接補助という。                                                      |
| 補助事業と単独事業 | 地方公共団体が他から補助を受けて行う事業を補助事業といい、普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業がある。単独事業は、地方公共団体が自らの経費で自ら行う事業である。                                          |
| 超過負担      | 国の負担金、補助金等の支出金の額を定める国庫補助負担基本額が地方公共団体の実支出額を下回るため、地方公共団体はやむを得ず、不足分を自己財源から持ち出して負担する場合がある。この地方公共団体の本来負担すべき部分を越える持ち出し分を超過負担という。   |
| 地方負担（裏負担） | 地方公共団体が国から補助負担金を受けて事業を行う場合、又は国の直轄事業が行われる場合に、これらの事業に要する経費について地方公共団体が負担する部分をいう。                                                |

### 3. 監査の着眼点

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続きは適正か。
- (3) 補助金の算定及び交付時期は適切か。
- (4) 補助対象事業と交付先団体の独自の事業との区別が明確になっているか。
- (5) 補助事業の実績報告は適切か。
- (6) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。
- (7) 補助効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか。

### 4. 主な監査手続

- (1) 補助金全般に関する所管課へのアンケート調査
- (2) 関係者へのヒアリング
- (3) 補助申請書類などの閲覧、検討
- (4) 実績報告書の閲覧、検討
- (5) 必要に応じて補助交付団体等への往査及び関係記簿等の閲覧、検討
- (6) その他監査人が必要と認めて実施した手続き

### 5. 監査の対象年度

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）、ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

### 6. 監査の実施期間

平成 26 年 8 月 6 日から平成 27 年 2 月 27 日まで

### 7. 包括外部監査人及び監査補助者

|         |       |        |
|---------|-------|--------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 金沢 信昭  |
| 補 助 者   | 弁 護 士 | 新見 研吾  |
|         | 公認会計士 | 嘉陽田 洋平 |
|         | 公認会計士 | 糸村 和哲  |

### 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(1) 金額の大きい順100件

| 団体等名称           | 年度   | 部名      | 課名        | 事業名                      | 部           | 金額             |
|-----------------|------|---------|-----------|--------------------------|-------------|----------------|
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 一般被保険者療養給付費（保険者負担分）      | 負担金、補助及び交付金 | 20,660,496,923 |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 福祉部     | ちやーがんじゅう課 | 介護サービス等費                 | 負担金、補助及び交付金 | 17,971,632,140 |
| 沖縄県社会保険診療報酬支払基金 | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 後期高齢者支援金                 | 負担金、補助及び交付金 | 5,343,029,421  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 保険財政共同安定化事業拠出金           | 負担金、補助及び交付金 | 5,337,780,057  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 費拠出金                     | 負担金、補助及び交付金 | 3,088,564,785  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 介護給付金                    | 負担金、補助及び交付金 | 2,476,207,080  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 後期高齢者療養給付費負担金            | 負担金、補助及び交付金 | 2,365,508,005  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 保険料等負担金                  | 負担金、補助及び交付金 | 2,217,299,417  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 高齢者医療共済事業費（沖縄県民特別措置交付金）  | 負担金、補助及び交付金 | 1,399,158,424  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 福祉部     | ちやーがんじゅう課 | 介護予防サービス等費               | 負担金、補助及び交付金 | 1,337,238,213  |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 退職被保険者等就業給付費（保険者負担分）     | 負担金、補助及び交付金 | 922,949,459    |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 保険料等負担金                  | 負担金、補助及び交付金 | 545,728,221    |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 健康課       | 病院事業運営費負担金               | 負担金、補助及び交付金 | 373,648,000    |
| 地方独立行政法人 那覇市    | 2013 | 健康部     | 保健課       | 健康増進費                    | 負担金、補助及び交付金 | 302,107,204    |
| 沖縄県国民健康保険団体連合会  | 2013 | 健康部     | 国民健康保険課   | 出産育児一時金                  | 負担金、補助及び交付金 | 276,059,000    |
| 那覇市都市計画部        | 2013 | 都市計画部   | 都市計画課     | 那覇市都市計画部補助金（沖縄県民特別措置交付金） | 負担金、補助及び交付金 | 233,307,000    |
| 社会福祉法人 さくら会     | 2013 | こどもみらい部 | こども政策課    | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 210,628,660    |
| 社会福祉法人 ゴッラ保育会   | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 171,358,000    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 162,141,520    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 151,728,220    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 151,043,944    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 143,491,040    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 142,968,300    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 142,776,920    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 133,717,700    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 132,834,390    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 132,223,230    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 131,496,500    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 129,981,070    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 129,487,300    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 123,509,790    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 120,418,500    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 118,335,390    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 117,342,580    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 115,925,900    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 115,238,440    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 114,968,720    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 112,735,900    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 112,323,580    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 111,641,570    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 111,436,030    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 111,351,530    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 109,765,160    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 109,532,800    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 108,910,150    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 107,806,570    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 106,365,090    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 105,146,520    |
| 社会福祉法人 かわらけ     | 2013 | こどもみらい部 | こどもみらい課   | 法人保育所新規等建設補助金            | 負担金、補助及び交付金 | 104,594,940    |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奨励的補助金と奨励的補助金 | 奨励的補助金とは、地方公共団体が行う特定の事務または事業を推奨するために、地方公共団体に對し交付されるものをいい、奨励的補助金とは、地方公共団体の財政を援助するために支出されるものである。                                                                                                                                                       |
| 一般財源と特定財源     | 地方公共団体の歳入の使途による分類に基づくものであり、その使途が指定されていないものを一般財源といい、国庫支出金・地方債のように使途が指定されているものは特定財源という。                                                                                                                                                                |
| 交付金           | 交付金は、法令又は条例等により地方公共団体に属する負担金、組合費用等の徴収義務を負わしめている者等に対して、その事務処理の報償として、当該団体が交付するものをいう。                                                                                                                                                                   |
| 負担金           | 負担金は、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に對して負担しなければならない経費をいう。<br>また、この負担金とほぼ同様の内容意味で用いられているものに分担金があり、地方公共団体が構成又は加盟している各種団体、例えば、全国知事会、や各種推進協議会等に対する会費等も負担金として支出されている。                                                                                           |
| 沖縄振興一括交付金（※）  | 沖縄の振興に資する事業を県が自主的に選択に基づいて実施できる一括交付金（平成24年度創設）。<br>○ 沖縄振興特別措置法に明記。<br>○ 補助金等適正化法を適用。交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄振興が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づき事業に要する費用に充てるための交付金。<br>○ 経常的経費である「沖縄振興特別推進交付金」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金」に区分。<br>なお、平成25年度予算1,613億円（前年度1,575億円）であった。 |

（上記は、新自治用語辞典（ぎょうせい）、三訂補助金制度（印刷第一、田頭基典共著、日本電算企画）、内閣府資料を参考に作成した。）（※）本報告書内では、単に「一括交付金」と記載している場合がある。

2. 那覇市の補助金

本年の包括外部監査を実施するにあたり、監査対象となる補助金等の全体像を把握する必要性があったが、市では、すべての補助金等を網羅的に抽出したデータ等が存在しなかったことから、あらためて市に依頼した結果、市の有するシステムから抽出したデータの提供を受けた。  
データによると、平成25年度（2013年度）の「負担金、補助及び交付金」（以下、「補助金等」という。）の交付先件数は全1,443件、交付金額は合計737億3,859万2,066円となる。  
これらの補助金等をすべて掲げることには困難なので、以下、主なものや市民の参考として記載する（金額単位は円）。



### (3) 部別順

| 部       | 件数    | 金額             |
|---------|-------|----------------|
| 健康部     | 103   | 45,528,715,881 |
| 福祉部     | 92    | 19,518,753,444 |
| こどもみらい部 | 512   | 7,795,321,106  |
| 都市計画部   | 23    | 383,940,650    |
| 経済観光部   | 195   | 318,911,284    |
| 市民文化部   | 368   | 84,749,758     |
| 生涯学習部   | 33    | 37,325,143     |
| 学校教育部   | 28    | 26,410,508     |
| 総務部     | 15    | 12,534,200     |
| 消防本部    | 17    | 8,657,606      |
| 環境部     | 13    | 7,240,569      |
| 企画財務部   | 14    | 7,052,117      |
| 建設管理部   | 17    | 5,359,800      |
| 議会事務局   | 6     | 3,326,900      |
| 選挙管理委員会 | 3     | 161,100        |
| 監査委員事務局 | 4     | 132,000        |
| 合計      | 1,443 | 73,738,592,066 |

### 3. 那覇市における補助金適正化に関する取組

### (1) ガイドラインの策定

補助金は、性質によって義務的な補助と任意的な補助に大別されるが、那覇市の補助金は約95%が任意的な補助であり、自由度が高いことが特徴である。それゆえ、市民への説明責任、補助金の公益性・公平性を保つためにも、常に適正化に努めることが必要である。

那覇市においては、平成16年に策定された「補助金等に関する基本指針」に基づき、適正な交付と見直しが進められてきた。しかしながら、補助導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しが行われることなく補助が長期化するものや、補助対象経費に対する補助率が高止まりして補助金への依存度が高まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの遅滞を招くケースが散見された。

このような状況を受けて、平成 26 年 7 月、補助金の徹底した見直しを進めるべく、「那覇市の補助金に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。ガイドラインにおいては、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であることを明確にして、補助金の適正化が強く押し進められている。具体的には、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性等について、評価ツールとしての「補助金適性化チェックシート」を設け、ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことにより、廃止、削減、改善等の見直しの方向性を定め、PDCA（plan-do-check-act）（計画－実行－評価－改善）サイクルを回しながら、補助金の適正化を図るとされている。なお、当該ガイドラインは巻末参考資料に掲げている。

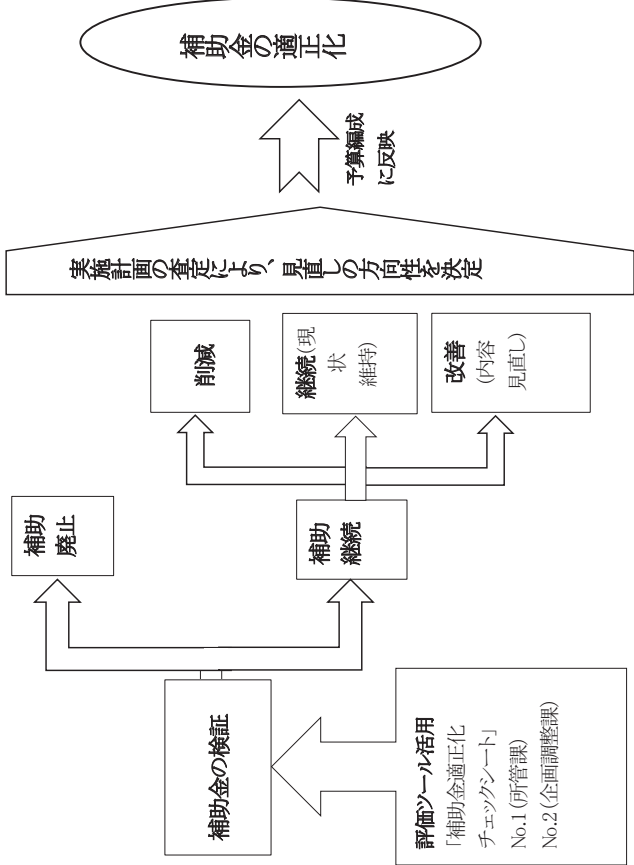
[illegible]

(2) 補助金適正化スケジュールの策定

ガイドラインにおいては、補助金適正化の事務手順が策定されていたが、その後、改訂され、「平成 27 年度 補助金適正化スケジュール」となっている。具体的内容は、次のとおりである。

| 手 順 | 時 期                             | 作 業 内 容                                                                   | 備 考   |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 実施計画要求に向けて<br>(7/1～7/23)        | ＜所管課による検証＞<br>別添様式「補助金適正化チェックシート（No.1）」を補助金ごとに作成し、検証を行う。                  | 所管課   |
| 2   | 実施計画要求<br>(7/23～7/27)           | ＜要求＞<br>実施計画要求の添付資料として、上記シートを提出する。                                        | 所管課   |
| 3   | 実施計画<br>各課ヒアリング<br>(7/24～9 月中旬) | ＜企画調整課による検証＞<br>実施計画要求を受けて、企画調整課担当が「補助金適正化チェックシート（No.2）」を作成、各課ヒアリングを実施する。 | 企画調整課 |
| 4   | 実施計画部内査定<br>(8 月～10 月頃)         | ＜査定＞<br>上記シートを活用して見直しの方向性を決定、補助額を査定する。（企画財務部内調整）                          | 企画調整課 |
| 5   | 実施計画内示<br>(10 月中旬～)             | 実施計画部内査定後、最終調整（二役査定）を経て、実施計画内示する。（補助金除く）                                  | 企画調整課 |
| 6   | 補助金内示<br>(11 月～12 月頃)           | ＜内示＞<br>実施計画部内査定後、最終調整（二役査定）を経て、補助金について内示する。                              | 企画調整課 |
| 7   | 補助金内示後                          | ＜要綱の整備＞<br>補助金交付要綱の改正等の整備を行う。                                             | 所管課   |
| 8   | 当初予算編成時                         | ＜適正化＞<br>次年度当初予算に査定内容を反映し、適正化を進める。                                        | 所管課   |

＜補助金適正化のイメージ＞  
(ガイドラインより)



4. 監査の対象とした補助金

監査対象とした補助金は、上記 2. で市から入手したデータの中から、市が単独で財源措置している交付額が多い補助金を中心に、事前に市に対し作成を依頼した「補助金適正化チェックシート（No.1）」及び補助金等アンケート（その 1 及びその 2）（以下、それぞれ、「チェックシート」及び「アンケート」という。）の回答結果も踏まえ、補助者との協議のうえ選定した。なお、チェックシート及びアンケートは様式を巻末の参考資料に掲載している。

監査対象とした補助金は、以下のとおりである。

| 部局    | 部番号 | 課名         | 補助金名                                 |
|-------|-----|------------|--------------------------------------|
| 総務部   | 1   | 総務課        | 南部市町村会負担金                            |
|       | 2   | 総務課        | 防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA無線電波利用料    |
| 企画財務部 | 1   | 市民税課       | 地方税電子化協議会関係負担金                       |
|       | 1   | 市民生活安全課    | 那覇市保安灯設置等事業補助金                       |
|       | 2   | 市民生活安全課    | 那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金                  |
|       | 3   | まちづくり協働推進課 | 那覇市自治会連合会連合会事業補助金                    |
|       | 4   | まちづくり協働推進課 | 那覇市自治会事務所賃借料補助金                      |
|       | 5   | まちづくり協働推進課 | 那覇市コミュニティ助成事業補助金                     |
|       | 6   | まちづくり協働推進課 | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金                |
| 市民文化部 | 7   | 文化振興課      | 文化協会助成事業補助金                          |
|       | 1   | 商工農水課      | 那覇市農業振興対策補助金（那覇市農業振興事業（ビニールハウス設置補助）  |
|       | 2   | 商工農水課      | 水産物流通支援事業補助金（市漁マゴロ等水産物流通支援事業）        |
|       | 3   | 商工農水課      | 企業立地促進奨励助成金                          |
|       | 4   | 商工農水課      | 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金       |
|       | 5   | 商工農水課      | 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金           |
|       | 6   | 商工農水課      | 那覇市離島連携事業助成金                         |
| 経済観光部 | 7   | なはまちなか振興課  | 那覇市頑張るマチグウェー支援基金事業補助金                |
|       | 8   | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（観光協会運営補助金）              |
|       | 9   | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（観光協会事業補助金）              |
|       | 10  | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（那覇市観光協会補助金）             |
|       | 11  | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（那覇市観光協会補助金）             |
|       | 12  | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（観光まちづくり整備補助金）           |
|       | 13  | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（観光案内所運営補助金）             |
| 環境部   | 14  | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（ストリートダンスパトロール国際通訳観光客事業） |
|       | 15  | 観光課        | 那覇市観光振興事業補助金（那覇市観光協会補助金（緑遊明許））       |
|       | 1   | 環境政策課      | 那覇市住宅用太陽光発電システム補助金                   |
|       | 2   | 環境政策課      | 屋上・壁面緑化助成金                           |
|       | 3   | 環境保全課      | 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金                |

|         |   |           |                                         |
|---------|---|-----------|-----------------------------------------|
| 福祉部     | 1 | 福祉政策課     | 那覇市社会福祉協議会補助金                           |
|         | 2 | 福祉政策課     | 那覇保健区保護司会補助金                            |
|         | 3 | 福祉政策課     | 那覇市地域福祉基金事業補助金                          |
|         | 4 | 福祉政策課     | 那覇市社会福祉協議会補助金（法人後見推進事業）                 |
|         | 5 | 障がい・福祉課   | 那覇市社会福祉事業補助金（那覇市手をつなぐ育成会運営補助金）          |
|         | 6 | ちやーがんじゆう課 | 那覇市シニアバー人材センター運営補助金                     |
|         | 7 | ちやーがんじゆう課 | 軽費老人ホーム事務費補助金                           |
| 健康部     | 1 | 健康増進課     | 那覇市救急医療事業補助金                            |
|         | 2 | 健康増進課     | 平成 24 年度那覇市災害対策機器整備事業補助金                |
|         | 3 | 地域保健課     | 特定不妊治療費助成金                              |
| こどもみらい部 | 1 | こども政策課    | 児童クラブ運営補助金                              |
|         | 2 | こども政策課    | 児童クラブ賃借料補助金                             |
|         | 3 | こどもみらい課   | 特別保育事業（単独分・障がい児保育事業）                    |
|         | 4 | こどもみらい課   | 特別保育事業（単独分・地域活動事業）                      |
|         | 5 | こどもみらい課   | 平成 25 年度 認可外保育施設環境整備事業（指導監督基準維持継続事業）補助金 |
|         | 6 | こどもみらい課   | 平成 25 年度 待機児童対策特別事業（認可外） 保育施設研修事業       |
|         | 7 | こどもみらい課   | 沖縄振興特別推進事業交付金（認可外保育施設救済中症対策支援事業）        |
|         | 8 | こどもみらい課   | 那覇市待機児童対策特別事業（認可外移行支援事業） 補助金            |
|         | 1 | 都市計画課     | 那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）                 |
|         | 2 | 都市計画課     | 那覇港管理組合補助金（地域の元気臨時交付金）                  |
| 都市計画部   | 3 | 都市計画課     | 都市景観助成金                                 |
|         | 4 | 建築指導課     | 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金                      |
|         | 5 | 市街地整備課    | 那覇市相対売し継承支援事業補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金         |
|         | 1 | 建築工事課     | 住宅騒音防止対策事業費補助金                          |
|         | 2 | 道路管理課     | 私道整備補助金                                 |
| 建設管理部   | 1 | 予防課       | 那覇市女性防火クラブ補助金                           |
|         | 1 | 生涯学習課     | 那覇市育英会補助金                               |
|         | 2 | 市民スポーツ課   | 那覇市体育協会事業費補助金                           |
| 生涯学習部   | 3 | 市民スポーツ課   | 児童のスポーツ具外派遣補助金                          |
|         | 1 | 学校教育課     | 児童・生徒の県外派遣に関する補助金                       |
|         | 2 | 学校教育課     | 共済負担金小学校                                |
|         | 3 | 学校教育課     | 那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金                      |
|         | 4 | 青少年育成課    | 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青少年健全育成市民会議）           |
| 学校教育部   | 5 | 青少年育成課    | 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青年団体連絡会）               |

### 第3章 総論

#### 1. 包括外部監査の結果及び意見（まとめ）

##### (1) 補助金等の有効性について

補助金監査の結果、選定した多くの補助金の有効性について、市が交付した補助金がどのような成果があり、市民の福祉向上にどれくらい役立っているのか判断することができなかった。

そもそも、市の補助金は、市の政策目標とそれを具体的な実行計画に落とし込んだ基本計画に基づき交付されており、「那覇市第4次総合計画」においては、「施策の方針とめざそう値」として、客観的な数値目標が定められている。しかし、これら計画には目標値が定められているが、個々の補助金について、客観的な成果指標が無いものが散見された。

また、那覇市ガイドラインでは、有効性については、「補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること。また、今後も効果の向上が期待できるものであること。」とされているが、「補助金に見合う効果」があるのか否か、また、「効果の向上が期待できるもの」なのかどうか判断できないのである。極端な言い方をすれば、効果があるのかどうか判断できないものは、財政健全化の観点から、すべていったん廃止ということにせざるを得ない状況である。

さらに、地方自治法では、第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法においても、予算の執行に関して、第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められている。これらは地方自治運営の根本原則であり、補助効果の測定を客観的に行うことを法が求めているとも言えるのであるから、個々の補助金ごとに客観的な成果指標の設定が必要である。

そのためには、市は、補助金ごとの客観的な成果指標を整備するための手段として、補助要綱等に交付目的を明確かつ具体的（例、「～の活性化のため」は×）に定めるとともに、交付先に対して、補助事業等の実績に係る客観的なデータの提出を義務付けるなどの方法をとるべき（指摘）であろう。

##### (2) 補助金改革に関する実効性確保について

既述した通り、市は、平成26年7月、補助金の徹底した見直しを進めるべく、「那覇市の補助金に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。今後は、ガイドラインに基づき、補助金改革が推進していくものと思われる。

初めに、ガイドラインでは、補助金の交付見直し基準として、①基本的な視点、②財政的な視点の二つの観点で見直しを進めることを基本としつつ、一方で、補助金は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類した上で、その分類ごとに交付基準を定め、補助金の適正化を図ることとされている。

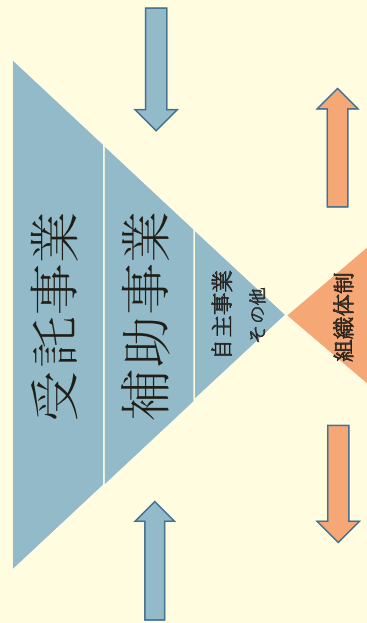
また、以下の補助金交付先団体へ往査した。

| 往査先団体     |            |
|-----------|------------|
| 一般社団法人    | 那覇市観光協会    |
| 一般社団法人    | 那覇肥前旅振興会   |
| 一般社団法人    | 那覇大綱挽回保存会  |
| 社会福祉法人    | 那覇市社会福祉協議会 |
| 那覇保護区保護司会 |            |

的)な運営から抜けきれない状況もある。また、これら団体の人件費水準も、設立当初から最近まで、市の給与に準じて支給されていたため、効率的な運営の妨げになっていたことなどから、民間並みの水準への見直しが進められてきた。現在の給与水準について、いくらが妥当であるかを論じることは困難であるが、同業種、同規模団体の給与水準から大きく乖離していなければ問題はなしとせざるを得ない。

また、市社協や市観光協会は、「第 4 次総合計画」など市が策定する計画に、その役割が明記されているが、今では、市からの補助事業に加え、多くの委託事業を抱えることになり、事務局などの組織体制が追いついていない。すなわち、日常の業務に追われ、本来の設置目的に沿った事業展開ができないう、あるいは、自立に向けた計画の策定など、民間事業者であれば、当然行わなければならない組織運営の企画調整作業などができない状況である。加えて、平成 24 年度から、いわゆる「一括交付金」を活用した事業も加わり、ますます状況が悪化している。

このように、団体が実施している事業と団体の組織との関係を極めて単純化したものが下図である。



## ② 交付先団体の組織運営のあり方について

市社協、市観光協会はもとより、その他の多くの交付先団体の組織体制が上記の通りである。事業と組織が大きくアンバランスになっている。このような状況を解消するためには、事業規模の適正化（スリム化）を図るか、あるいは人員の増加など、組織体制を事業規模に合わせて拡大するしかないが、組織体制の拡大は、市の厳しい財政状況のもと、運営費補助との関連で極めて困難である。従って、現在の事業規模を適正なものとし、その事業規模に見合った組織体制を整備するしかない。いくつかの事業規模を適正化するかどうかであるが、その際の考え方として、交付先団体は、(i) 団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体にしかできない事業で公共性、公益性がより高い事業に集中していく方向で事業を整理することと、(ii) 市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の 2 つの観点で見直しを進めるべきである。(意見)

しかし、このような複合的な基準では、どの基準が優先されるのか判断できず、返って適正化が進まないことも懸念される。もちろん補助金は、政策的な側面も有しているので、財政的な観点のみで判断できない場合もある。とは言え、補助金も市民の貴重な税金が使われているのであるから、1 円たりとも無駄遣いは許されないものであり、「公益上必要性がある場合」に限り支出できるという基本原則は守らなければならない。

そこで、この基本原則が遵守されているかどうかを判断するための手段として、補助事業に関する補助目的、実施（活動）状況などの情報公開により、説明責任を果たすことが必要である。そのことによって、市民の補助事業への関心が高まり、住民参加の機会も増えていくと思われる。さらに、情報公開は、補助事業の実施にあたっての緊張感を維持することにも、効率的運営を促すことにもつながる。

そのためには、市は、市の広報やホームページでの情報提供をはじめ、補助金交付の条件として情報公開を義務付けるなどの方策も検討すべき（意見）と考える。

次に、ガイドラインでは、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性などについて、評価ツールとしての「補助金適正化チェックシート」を設定し、ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことで、廃止、削減、改善等の見直しの方向性を定め、PDCA サイクルをまわしながら補助金の適正化を図っていくものとされ、補助金適正化の作業は、持続的に行うことの必要性が定められている。

しかし、このガイドラインでは、PDCA サイクルの計画、実行については定めがあるが、適正化の実効性の検証とその検証結果を踏まえてどのように行動するかにつき具体的な定めはない。今回の包括外部監査は、外部の第三者による客観的な検証作業のひとつと言え、補助金適正化作業を持続的なものとするためには、情報公開とともに、市は、例えば、外部の第三者からなる「補助金審査会」等を設置し、客観的評価を受けることも検討すべき（指摘）である。

## (3) 運営費補助について

市は、現在、市の政策と密接に関わりのある多くの団体に対して運営費補助金を交付している。今回の監査では、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）や一般社団法人那覇市観光協会（以下、「市観光協会」という。）などへの運営費補助金が対象となっている。詳しい監査結果は、それぞれの監査結果報告を参照していただきたいが、全般的に指摘できることは以下の通りである。

## ① 交付先団体の組織運営の現状について

交付先団体は、例えば、市社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的」（社会福祉法 109 条）として、また、市観光協会は、那覇市及びその周辺地域の観光事業振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、合わせて公益に資することを目的」として設立されており、設立目的を達成するためにさまざまな事業を展開している。そして、市は、これらの団体への設立時の関与などから、今まで継続して補助金、委託金などの財政支援を実施している。なお、過去においては、市職員の派遣という人的支援も行われていたが、職員派遣と給与負担の問題などから、今では、一部の団体において、給与が団体負担の職員 OB がいるところもあるが、派遣職員はいない。そのような関連で、常務理事や事務局長などとして市の職員が意向していた期間が長かったこともあり、今でも、「お役所

### ③ 交付先団体の透明性確保と説明責任について

本来、市が補助金や委託金などの財政支援を行うのは、支援する事業の高い公益性や公益性などが求められるからであり、そのような事業を行う団体にふさわしい場合には、当該団体への運営補助の公益上の必要性や補助金額の妥当性が認められると考えられる。しかしながら、現状では、財政支援を受ける団体が、その事業の成果について十分な説明責任を果たしていない(果たせない)ので、団体が実施している事業が公益上の必要性があるかどうかの判断ができない状況もある。従って、今後は、団体側においても、実施事業の内容や成果について、市民へのよりいっそうの説明責任を果たしていくことが求められる。この結果、団体が実施する事業が、市民の福祉向上に貢献していると認められる場合には、市は、団体運営に必要な補助は当然に行うべき(意見)である。

## 2. 補助金等に関するその他の結果及び意見

### (1) 団体等運営における繰越金(繰立金)の状況について

第 5 章において詳述しているが、特に社会福祉法人については、多くの団体で、補助金を超える繰越金がある。経営分析の結果、市が補助金を交付している 56 の社会福祉法人のうち、51 団体、率にして 9 割を超える団体の繰越金が補助金を上回っていた。ただし、繰越金については、団体内部の適正な手続きを経て、規定に則り積立てられているとは思われるので、ただちに問題があるというわけではないが、市は、このような状況にある団体については、ガイドラインに基づき、繰越金の保有目的や規定などを調査し、資金使途などを確認したうえで、補助金交付の必要性等を再検討すべき(指摘)である。

### (2) 上部団体等への再補助の検証について

補助金等交付先が、負担金、委託金等の名目で、上部団体等へ資金を再拠出しているケースが多くある。例えば、南都市町村会負担金の一部が、畜産共進会協議会負担金などとして使われているケース、那覇地区中学校体育連盟に対する補助金が、沖縄県中学校体育連盟に対する分担金として支出されるケース、NPO 法人那覇市体育協会に対する那覇市体育協会運営補助金のうち一部が、沖縄県体育協会加盟負担金として支出されるケースなど、その他にも多くの補助金等交付先団体で同様の事例がある。これらの中には、補助金等交付額の約 4 割を超える資金が上部団体等へ流れているケースもみられる。個別の監査報告の中で詳述しているが、このような状況では、市が直接補助した交付先以外にも、さらに上部団体に対する補助金等の使途を含めた検証を実施しなければ、全体の補助金額の適正性などの検証が行えないことにもなる。

市は、ガイドラインに基づき、上部団体等へ再補助する場合は、再補助の目的を明確にするとともに、上部団体等の資金使途についても把握すべきであり、上部団体等が公益性の高い団体が否かチェックする必要がある。その結果によっては、間接補助が行われないで、上部団体等への直接補助に切り換えることも検討する必要がある。(指摘)

### (3) 実績報告書における決算書のチェック体制について

市が、実績報告書の一部として入手している交付先団体等の決算書に対する検証が十分でない。会計の専門家であれば、すぐに分かるような問題点の把握ができていない。団体において、補助金が補助目的にしたがって適正に使用されているかどうかは、決算書を検証することにより明らかになるが、

これらの検証が不十分である。団体によっては、団体内部の監事等の会計監査を受けているところもあるが、補助金の交付元として、決算書が正しく作成されているどうかについて、概要でも把握しておく必要がある。もちろん、市職員で会計の知識があり決算書を十分に理解できる方はほとんどいない点は理解できるので、市は、実績報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当者でも機械的に検証できるような、統一した様式を設けてポイントのみ別紙として作成する方法なども考えられる。かなり困難な面もあるとは思われるが、会計の専門家のアドバイスも得ながら工夫していただきたい(意見)。さらに、このような状況を補完する意味からも、会計の専門家を含めた第三者による例えば、「補助金審査会」などを設置し、定期的な検証を行うことが必要であろう。

### (4) 「定率補助」を原則とすること

監査の結果、補助金の額が、前年度の実績や交付先の見込みによる要求額に基づいて決められているなど、補助額算定に客観性がないケースが散見された。

市は、補助金は定率補助が原則であること、また、ガイドラインに基づき、補助率は、原則として補助対象経費の 1/2 を上限とすることを再確認する必要がある。(指摘)

### (5) 負担金の見直しについて

今回の監査において、事前に市から入手したデータの中に多数の負担金が含まれていた。少額のものでは、数百円、数千円単位の負担金も多く存在している。

今回は、監査の効率性の観点などからこのような負担金を直接の監査対象として選定してはいないが、一部の負担金については監査しており、その結果も踏まえ以下の 2 点を指摘したい。

① 市は、法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体(一部事務組合等含む)との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行財政改革への取組みや経費削減などを通じて負担金の引き下げを要請する。(指摘)

② 市は、各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支払うものについては、市政運営上に支障がない場合は、脱会(場合によっては解散)する。また、脱会が市政運営上、支障をきたす場合には、当該団体などに対して、行財政改革への取組みや経費削減などを通じて負担金の引き下げを要請する。(指摘)

### (6) 那覇市出資団体の有無等について

監査の結果、交付先団体である、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会、公益社団法人那覇市シルバー人材センター、一般社団法人那覇市観光協会、公益財団法人那覇市育英会、NPO 法人那覇市体育協会などは、設立時の関与や、これまでの市職員派遣などの人的支援や財政支援などの経緯を踏まえると、市と極めて密接な関わりがある団体であることが分かる。

しかし、市が過去においてこれらの団体に対して出資を行ったかどうかについては、なぜか判然としない。このことに関して質問はしているものの、一部を除き明確な回答はない。

# 第 4 章 那覇市の補助金全般についての 法的考察

## 1. 補助金の法的根拠等

### (1) 地方自治法の規定

地方自治法 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ。」と規定しており、補助金の交付は「公益上必要がある」と認められる場合にのみ許されるものである。そして、「公益上必要がある」か否かは個々の事例に則して認定されるが、補助の目的・内容は客観的に公益上必要であると認められるものでなければならぬ。

### (2) 判例

この「公益上必要」の意義については、判例によって個々の事例に応じ様々な判断が集積されており、リーディングケースとしては次の各判例が挙げられる。

① 最高裁判平成 17 年 10 月 28 日第二小法廷判決

#### 【判決の概要】

町が公の施設を存続させるため、その管理及び運営を委託している権利能力のない社団の赤字を補てんするのに必要な補助金を交付したことが、地方自治法 232 条の 2 に定める公益上の必要を欠くといえないとされた事例

② 最高裁判平成 17 年 11 月 10 日第一小法廷判決

#### 【判決の概要】

市が主導して外国都市との間の高速度船の通航事業を目的として設立した第三セクターに対し、その経営破たん後に地方自治法 232 条の 2 に定める公益上の必要があるとして補助金を支出したことについて、市長の判断に裁量権の逸脱、濫用の違法があるとはいえないとされた事例

③ 最高裁判平成 18 年 1 月 19 日第一小法廷判決

#### 【判決の概要】

県が、県議会議員の職にあった者の功労に報いるとともにその者に引き続き県政の発展に寄与してもらう趣旨で、その者らうち会則の趣旨に賛同する者を会員とする元県議会議員会の事業を補助するために補助金を交付した場合において、同補助金の対象となった事業がいずれも同会の会員を対象とした内閣府の行政事務等であってその事業自体に公益性を認めることができず、同補助金の額が同会の事業の内容や会員数に照らし県議会議員の職にあった者に対する礼遇として社会通念上是認し得る限度を超えていることなど判示の事情の下においては、同補助金の支出は、地方自治法 232 条の 2 所定の公益上の必要性の判断に関する県の裁量権の範囲を逸脱したものであるとされた事例

④ 最高裁判平成 23 年 1 月 14 日第二小法廷判決

#### 【判決の概要】

町がその所有する普通財産である土地を町内の自治会に対し地域集会所の建設用地として無償で譲渡したことにつき、地方自治法 232 条の 2 所定の公益上の必要があるとした町長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用による違法があるとはいえないとされた事例

総じていえば、従前の判例においては、「公益上必要である」か否かの判断は、諸般の事情の総

ところで、地方自治法では、地方自治法第 221 条 3 項および同法施行令 152 条により、地方公共団体の長は、予算執行の適正を期するため、その自治体が 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下、「法人」という。）の収支状況などについて報告を徴し、また予算執行状況を实地調査することができるとしている。また、同法 243 条の 3 第 2 項により、地方公共団体の長は、その自治体が 2 分の 1 以上を出資している法人の毎年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出する義務を負うとしており、さらに、同法 199 条 7 項後段および同法施行令 140 条の 7 により、自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人について、監査委員は、その法人の経営状況を監査する権限を有しているとされており、これらとの関連においても、市出資団体への出資比率の判定が必要である。

市は、上記で記載した団体への出資の有無も含め、その他の市出資団体の有無とその出資比率につき、調査して明らかにする必要がある。（指摘）

定し、地方自治法 232 条の 2 と同じく、補助金等の交付につき「公益上必要がある」との要件を課している。この「公益上必要」の要件についても、地方自治法の場合と同様、客観的に公益上必要であることを意味するものと解すべきである。

その他、交付規則は、次の事項等を規定している。

- ア 補助金等の交付の決定とその取消しに関する事項 (5 条、7 条、9 条、16 条、17 条)
- イ 補助金等の申請とその取下げに関する事項 (4 条、8 条)
- ウ 補助金等の交付の条件に関する事項 (6 条)
- エ 報告に関する事項 (11 条、12 条)
- オ 補助金等の額の確定と交付時期に関する事項 (13 条、15 条)
- カ 加算金及び延滞金に関する事項 (18 条)

## (2) 補助金等交付要綱

さらに、那覇市においては、個々の補助事業や交付先ごとに補助金等の交付要綱が定められており、交付の目的、補助事業、補助金等交付の対象者、補助金額の算定方法等の具体的事項が規定されている。(各交付要綱については、各補助事業や交付先についての監査報告の中で、必要に応じて指摘する。)

## 3. 補助金全般についての法的考察

### (1) 概説

ガイドラインにおいても述べられているとおり、補助金の効果的な活用は地域活性化や産業振興等の公共の課題解決のための有効な手段となるが、補助の長期化・既得権化や補助金への過度の依存が交付団体の自立を阻害するなどの弊害がある。補助金の原資は市民から徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金の交付に当たっては、公益性の高さだけでなく、公平性や有効性等についても慎重かつ十分に考慮しなければならない。

上記のガイドライン及び適正化スケジュール (以下、この 2 つを総称して「ガイドライン等」という。) は、地方自治法 232 条の 2 及び那覇市における交付規則の規定内容を見現化したものである。補助金適正化の基準として評価できるものである。もともと、これらが画餅とならぬよう、ガイドライン等に沿った運用が現実になされていることの検証が不可欠であることはいうまでもない。

今回の包括外部監査の対象年度は平成 25 年度であり、ガイドライン等の策定前ではあるが(一部、ガイドライン等制定後に運用が改善されている補助金もある。)、ガイドライン等に則って過去の状況を監査し指摘することは、今後のさらなる補助金適正化に資するものと考えられることから、今回の監査においても、ガイドライン等の観点から監査を行った。

その結果、総じていえば、今回の監査対象とした補助金交付について、ガイドライン等の要件を十分に満たしているものは少なく、今後のガイドライン等に沿った運用改善が喫緊の課題といえる。

### (2) 各要件等についての検討

ガイドライン「3 補助金の交付・見直し基準」においては「(1)基本的な視点」として、必要性、公益性、有効性、公平性の 4 つの視点が掲げられている (ガイドライン 3 ページ)。これらの 4 つの視点は、補助金交付の適正性を判断する上で極めて重要な要素かつ有用なものといえる。

以下、これらの視点を中心に、那覇市補助金全般についての所見を述べる。

合的判断が必要であることから、地方公共団体の長等の裁量に委ねられており、特に社会通念上不合理な点や不公正な点があるなど、その逸脱・濫用があった場合に限り違法と評価されている。しかしながら、このような裁量が認められているものの、条例や議会の議決がある場合であっても「公益上必要がある」とはいえない場合があり得ると一貫して判断されている点に留意すべきである。

## (3) 補助金等適正化法の規定

国の補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金等適正化法」という。)) が規定している。補助金等適正化法の目的は、「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ること」である (同法 1 条)。

補助金等適正化法は、国が国以外の者に対して交付する補助金等について規定するものであり、本件のように地方公共団体が交付する補助金等については適用されない。もともと、市が条例で定める補助金に関する規則や要綱は、補助金等適正化法に準ずるものとして作成されていることから、市が交付する補助金についても、同法の趣旨に則って、その適正性が判断されるべきである。

具体的にいえば、補助金等適正化法 3 条は次のとおり規定しているところ、市が交付する補助金についても、同条の観点からのチェックがなされるべきである

「第 3 条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」

(下線は引用者において付記)

## 2. 那覇市における補助金に関する規程

### (1) 那覇市補助金等交付規則 (昭和 62 年 6 月 1 日・規則第 34 号)

那覇市においては、那覇市補助金等交付規則 (以下「交付規則」という。)) が、法令に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を定めている。交付規則 2 条 1 項において、「補助金等」とは、

「市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金であつて、市長が別に定めるもの」

と定義づけられている。よって、補助金という名目ではなく交付金、助成金、負担金、奨励金等の名目であっても、交付規則の対象となりうる。

また、交付規則 3 条は、「補助金等は、市長が公益上必要があると認めると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」と規



## 第 5 章 社会福祉法人の経営分析について

那覇市のデータによると、社会福祉法人に対する補助金交付件数は全 288 件で、金額は合計 75 億円を超える。これは、上述した那覇市補助金等交付額合計約 730 億円に対する割合で見ると、社会福祉法人に保及び介護関連の補助金等を除く補助金等合計額約 94 億円に対する割合で見ると、市の補助金交付先と対する補助金の割合は全体の約 80%を超えるものとなっている。このように、市の補助金交付先として、社会福祉法人は金額的に極めて重要な団体と言える。さらに、社会福祉法人は、那覇市が推進する地域福祉計画に基づく福祉サービスの提供や活動の重要な担い手にも位置づけられることから、補助金交付先としての社会福祉法人の現状について分析することは意義あるものと考え、原則として、那覇市が補助金を交付するすべての社会福祉法人の経営状況につき、市から決算書等入手し経営分析を行った。また、合わせて、往査先として選定した団体（以下、「特定の団体先」という。）の経営分析も実施している。

### 1 実施内容

補助金交付先の社会福祉法人（63 団体）及び特定の団体先等（5 団体）について具体的な財務諸表に基づく客観的な経営分析を行った。

### 2 経営分析結果に基づく、全般的な監査の結果及び指摘、意見

具体的な検証結果は、3（1）～（5）に記した。ここでは、今回の実施した財務諸表に基づく経営分析の結果として、全体的な指摘、意見を述べる。

#### （1）法人全体の財務諸表について

##### 【指摘】

一部の社会福祉法人については、事業別、拠点別の財務諸表を作成しているが、法人全体の財務諸表を作成していない法人が見受けられた。「社会福祉法人会計基準」（2011 年（平成 23 年）7 月 27 日 雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号）（以下「新基準」という）に規定されているように、法人全体としての財務諸表を作成する必要があるため、市の担当者も、当該法人担当者へ是正を求めるべきである。

#### （2）財務諸表の会計監査の必要性について

##### 【意見】

後述する、「3 の詳細な財務分析の結果」から、社会福祉法人については、一般事業会社より経営指標は良好なものが多い結果となった。また、一般事業会社では、通常受けられないような補助金や寄附金を多く受けることができる。これらは、社会福祉法人としての公共性や社会的責任に基づいて、優遇された結果である。そうであるならば、その法人運営の透明性を確保するために、公表している財務諸表が妥当であるかどうか会計の専門家である公認会計士の監査を受けることの義務づけが必要ではないか。

現行の法律上、一般の事業会社では、「金融商品取引法」または「会社法」に該当する会社については、公認会計士による監査が義務化されている。しかし、社会福祉法人については、「社会福祉法

##### 【意見】

上記の各規定にもかかわらず、申請に係る書類を十分に審査することなく、漫然と補助金交付が継続しているケースや、補助事業が完了した後の実績報告を求めているなかったケースなどが散見された。

#### （イ）財政基盤が安定している団体への補助

##### 【ガイドライン上のチェック項目】

補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容を確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。

本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討する。（ガイドライン 4 ページ）

##### 【意見】

上記規定にもかかわらず、決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に対し、確たる理由なく漫然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、補助対象団体における年度ごとの決算状況が異なるにもかかわらず、年度ごとに検討が加えられることなく、漫然と同じ金額の補助が継続しているケースが散見された。

#### （ウ）団体運営費（人件費）補助について

##### 【ガイドライン上のチェック項目】

団体運営費については、補助金の対象として適切でないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ること。（ガイドライン 4 ページ）

団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認める。（ガイドライン 8 ページ）

##### 【意見】

上記規定にもかかわらず、安易な運営費補助（人件費補助）が継続しているケースが多数見受けられた。

#### （エ）補助率について

##### 【ガイドライン上のチェック項目】

補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は原則として補助対象経費の 2 分の 1 を上限とすること。（ガイドライン 5 ページ）

##### 【意見】

上記規定にもかかわらず、補助率が 2 分の 1 以内に抑えられているケースは少数であり、補助率 2 分の 1 を超える補助金が漫然と交付され続けており、それによって、補助金への依存が高まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの遅滞を招いていると思われるケースが多数存在した。

人審査基準」において、「資産額が 100 億以上若しくは負債額が 50 億円以上又は収支決算額が 10 億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、**2 年に 1 回程度の外部監査の活用を行うことが望ましい**ものであること。これらに該当しない法人についても、**5 年に 1 回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましい**ものであること。」と明記されており、外部監査が義務ではない。

今後、ますます日本の高齢化が進むことに伴って、社会福祉法人の公共性と社会的責任の重さが増すことが考えられる。本市が管轄先の社会福祉法人については、法人運営の透明性を確保するため、本市独自でも外部監査を実施することを求める必要があると思われる。

(3) 経営指標等が良好な団体先等への補助金の見直しについて

【意見】

経営分析の結果、一部の団体については、経営指標が良好なものが見受けられた。収益性や財政基盤等が安定した団体先については、限りある本市の財政状況から鑑みれば、補助金を交付する必要性が低いと思われる。今後は、収益性が毎期安定しており、財政基盤が健全な団体先については、補助金交付の必要性につき再検討が必要である。(具体的な団体先や数値結果については、下記の「3 詳細な財務分析の結果について」を参照。)

3 詳細な財務分析の結果について

(1) 内部留保の観点

① 実施内容

近年、社会福祉法人の内部留保の問題が取り沙汰されている。例えば、社会福祉法人の収入は介護報酬、保育所運営費収入など、単価一定の公費が中心であるため、特別養護老人ホームや保育所のように待機利用者がいる限り安定した収入が見込まれることなどにより、法人内部に必要以上に資金を留保しているのではないかという議論である。

今回の監査は、いわゆる内部留保問題そのものについて検証するものではないが、補助金を上回る内部留保がある団体先等に対する交付の必要性の有無等を検討する際の参考となるよう、交付先団体の決算書に基づいた客観的な分析を行った。

「内部留保」については、決算書における「その他の積立金」と「次期繰越活動収支差額」の合計（第 87 回社会保障審議会介護給付費分科会において、厚生労働省により報告された社会福祉法人の内部留保の定義による）で計算している。

② 結果

下記の表は、本市が平成 25 年度に補助金を交付した社会福祉法人及び特定の団体先に係る「(A) 補助金収益」及び「(B) 留保利益」、「両者の差額 (B) - (A)」を示した結果である。ただし、今回、社会福祉法人の法人全体の決算書入手できなかったものや財務諸表上、補助金の収益が確認できなかった団体先については「— (バー)」としている。

■ 表 (1) 内部留保の分析結果 (単位：千円)

| N0 | 団体等名称             | 補助金収益 (A) | 内部留保 (B)  | (B) - (A) |
|----|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 1  | (社福) すみれ福祉会       | 9,141     | 77,487    | 68,346    |
| 2  | (社福) まつみ福祉会       | 145       | 835,554   | 835,409   |
| 3  | (社福) いなほ会         | —         | —         | —         |
| 4  | (社福) うるま福祉会       | 23,305    | 112,883   | 89,578    |
| 5  | (社福) おもと会         | 13,156    | 2,788,843 | 2,775,687 |
| 6  | (社福) オレンジ会        | 12,115    | 39,186    | 27,071    |
| 7  | (社福) カトリック福祉会     | 6,447     | 118,988   | 112,541   |
| 8  | (社福) ハートフル福祉会     | 7,307     | 27,137    | 19,830    |
| 9  | (社福) ビジョン福祉会      | 7,807     | 57,249    | 49,442    |
| 10 | (社福) わかめ福祉会       | —         | 359,925   | —         |
| 11 | (社福) 愛の園福祉会       | —         | —         | —         |
| 12 | (社福) 愛泉園福祉会       | 7,396     | 63,007    | 55,611    |
| 13 | (社福) 育泉福祉会        | 22,754    | 144,212   | 121,458   |
| 14 | (社福) 沖縄県視覚障害者福祉協会 | —         | —         | —         |
| 15 | (社福) 雅福社会         | 9,243     | 127,931   | 118,688   |
| 16 | (社福) 玉重福祉会        | 21,250    | 209,300   | 188,050   |
| 17 | (社福) 翠福社会         | 9,923     | 38,179    | 28,256    |
| 18 | (社福) 都島友の会        | —         | —         | —         |
| 19 | (社福) 念頭福祉会        | 7,737     | 53,226    | 45,489    |
| 20 | (社福) 報徳福祉会        | —         | —         | —         |
| 21 | (社福) 豊春福祉会        | 10,093    | 210,782   | 200,689   |
| 22 | (社福) 明和会          | 0         | 565,244   | 565,244   |
| 23 | (社福) 郵便協福祉会       | 34,394    | 193,585   | 159,191   |
| 24 | (社福) 雄愛福祉会        | 19,446    | 139,834   | 120,388   |
| 25 | (社福) 陽風会          | 20,228    | 499,706   | 479,478   |
| 26 | (社福) 養秀福祉会        | 18,722    | 108,500   | 89,778    |
| 27 | (社福) 翼福社会         | 11,102    | 42,551    | 31,449    |
| 28 | (福) 沖縄県身体障害者福祉協会  | 3,408     | 418,907   | 415,499   |
| 29 | (福) 那覇市社会福祉協議会    | 71,939    | 325,946   | 254,007   |
| 30 | 社会福祉法人 こじか福祉会     | 10,581    | 203,325   | 192,744   |
| 31 | 社会福祉法人 さくら会       | 11,051    | 82,033    | 70,982    |
| 32 | 社会福祉法人 しらゆり保育園    | 7,680     | 66,362    | 58,682    |
| 33 | 社会福祉法人 そめ福祉会      | 5,380     | 48,822    | 43,442    |
| 34 | 社会福祉法人 ひまわり福祉会    | 20,301    | 101,484   | 81,183    |
| 35 | 社会福祉法人 ポプラ福祉会     | 15,168    | 91,792    | 76,624    |
| 36 | 社会福祉法人 マリヤ福祉会     | 5,099     | 54,447    | 49,348    |
| 37 | 社会福祉法人 みぎわ福祉会     | 6,686     | 46,359    | 39,673    |
| 38 | 社会福祉法人 みどり福祉会     | 18,560    | 49,595    | 31,035    |
| 39 | 社会福祉法人 ゆうなの会      | —         | 1,841,328 | —         |

|      |                  |           |           |           |
|------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 40   | 社会福祉法人 わかばの会     | 12,977    | 88,184    | 75,207    |
| 41   | 社会福祉法人 栗国福祉会     | 1,868     | 122,576   | 120,708   |
| 42   | 社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会 | 6,312     | 34,757    | 28,445    |
| 43   | 社会福祉法人 沖縄コロニー    | —         | 1,147,698 | —         |
| 44   | 社会福祉法人 沖縄衛生会     | 13,827    | 1,147,828 | 1,134,001 |
| 45   | 社会福祉法人 金城報恩会     | 73,381    | 64,922    | △8,459    |
| 46   | 社会福祉法人 弘文会       | 9,482     | 54,180    | 44,698    |
| 47   | 社会福祉法人 若杉福祉会     | 17,356    | 187,759   | 170,403   |
| 48   | 社会福祉法人 真地福祉会     | —         | 123,488   | —         |
| 49   | 社会福祉法人 真和志福祉会    | 7,587     | 47,364    | 39,777    |
| 50   | 社会福祉法人 千尋会       | —         | —         | —         |
| 51   | 社会福祉法人 千草福祉会     | 7,307     | 27,137    | 19,830    |
| 52   | 社会福祉法人 太陽の家      | 0         | 2,499,202 | 2,499,202 |
| 53   | 社会福祉法人 大幸福社会     | 6,924     | △6,927    | △13,851   |
| 54   | 社会福祉法人 大竹福祉会     | 12,161    | 97,692    | 85,531    |
| 55   | 社会福祉法人 通鶴福祉会     | 7,030     | 154,263   | 147,233   |
| 56   | 社会福祉法人 軫生会       | 283       | 1,651,586 | 1,651,303 |
| 57   | 社会福祉法人 東和福祉会     | 7,954     | 120,160   | 112,206   |
| 58   | 社会福祉法人 那覇垣花福祉会   | 24,970    | 111,597   | 86,627    |
| 59   | 社会福祉法人 風信子館      | 12,472    | 38,318    | 25,846    |
| 60   | 社会福祉法人 夢福祉会      | 7,730     | 73,828    | 66,098    |
| 61   | 社会福祉法人 野菊福祉会     | 6,145     | 125,682   | 119,537   |
| 62   | 社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会 | 254       | 3,548,110 | 3,547,856 |
| 63   | 社会福祉法人健友福祉会      | 5,315     | 15,462    | 10,147    |
| 個別 1 | (社) 那覇肥前振興会      | 111,639   | 99,411    | △12,228   |
| 個別 2 | (福) 那覇市社会福祉協議会   | NO.29 と同じ |           |           |
| 個別 3 | (社) 那覇市観光協会      | 104,504   | 23,612    | △80,892   |
| 個別 4 | 那覇保護区保護司会補助金     | —         | —         | —         |
| 個別 5 | 一般社団法人 那覇大綱保存会   | 18,800    | 3,197     | △15,603   |

③ 指摘及び意見

【意見】

上記の結果より、内部留保から補助金の金額を差し引いた残高が、マイナスとなった団体等は 5 団体であった。それ以外はすべてプラスとなっている。この調査結果から、ほぼ 9 割の団体先等（56 件中 51 件が該当）で補助金を上回って翌年度への内部留保があることが伺える。ただこれは、単に内部留保があるとの結果であり、現金預金等の資金的裏付けがあることは別の話になる。なぜなら、多額の固定資産を保有している場合が想定されるからである。

(2) 収益性・効率性の観点

① 実施内容

今回の経営分析は、社会福祉法人がメインとなっており、一般の企業と異なり利益獲得を主目的としないが、事業の継続性・自立性を確保し、質の高い福祉サービスを提供するにあたり、継続的な収益獲得能力は重要となる。また、法人の経営にあたっては、限りある経営資源を効率よく活用することが求められるため、法人としての経営の効率性の検証も併せて実施する。そこで、事業活動を通じて、事業収益を獲得することができているかとして、効率的に経営が図られているかの分析を実施した。収益性分析を測る指標としては、「経常増減差額率」、経営の効率性を測る指標として、「総資産経常増減差額率」を利用した。

■経常増減差額率（経常利益率）

| 定 義           | サ ー ビ ス 活 動 収 益 に 対 す る 経 常 増 減 差 額 の 割 合                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 計 算 式         | 経常増減差額                                                    |
|               | サ ー ビ ス 活 動 収 益 計                                         |
|               | (%)                                                       |
| 分母・分子：事業活動計算書 |                                                           |
| 解 説           | 本指標の値がマイナスとなる場合、将来的な財務状況の悪化につながることによって法人経営の安定性を損なうおそれがある。 |

■総資産経常増減差額率

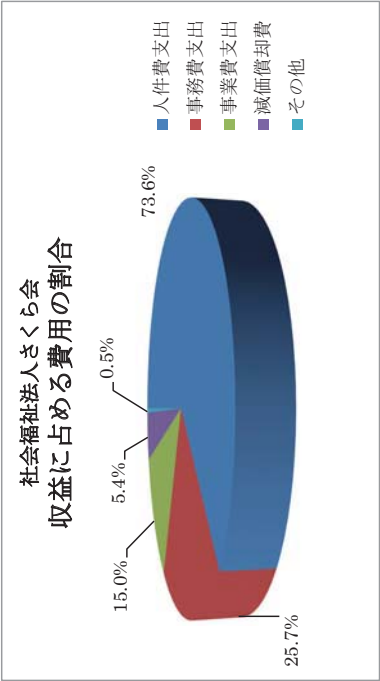
| 定 義                 | 総 資 産 に 対 す る 経 常 増 減 差 額 の 割 合                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計 算 式               | 経常増減差額                                                                                                                                                                                                             |
|                     | 総 資 産                                                                                                                                                                                                              |
|                     | (%)                                                                                                                                                                                                                |
| 分母：貸借対照表 分子：事業活動計算書 |                                                                                                                                                                                                                    |
| 解 説                 | 本指標は、企業会計における総資産利益率（ROA）に相当し、次のように分解される。<br>総資産経常増減差額率＝総資産回転率（サービス活動収益計／総資産）×経常増減差額率（経常増減差額／サービス活動収益計）<br>「総資産回転率」は、事業の効率性を示す指標であり、「経常増減差額率」は、事業の収益性を示す指標である。本指標は、保有する資産が有効に活用されているかという観点から、事業の効率性と収益性を同時に示す指標である。 |

② 結果

分析結果は、以下の通りである。  
なお、分析結果について、＜抽出条件＞に該当した場合のみを掲載している。  
＜抽出条件＞

- (収益性・効率性がマイナスの団体先等)  
a. 経常増減差額率がマイナスとなっている。

■ 表（2）－4 社会福祉法人さくら会の収益に占める費用の割合



（総括）  
経常増減差率の全体の傾向として、平均は+5.03%で、対象となった60団体先の中で9団体がマイナスの経常増減差率となっている（表（2）－1、3参照）。この結果から、全体の85%にあたる51団体先については、通常経営で収益性は生じていることがわかる。また、全国的な一般事業会社の平均を上回っており、補助金の影響もあると思われるが、比較的収益性が高い結果となった。総資産経常増減差率の全体の傾向としては、経常増減差率と同様に、全国平均を上回っているが、両者の差(B)-(A))について一般事業会社の「全国平均」と比較し、一般事業会社より、効率よく保有する資産を有効に活用できていない。

③ 指摘及び意見  
（意見）

(1) 社会福祉法人 さくら会の経常増減差率率（△20.22%）について

【意見】  
経常増減差率の分析の結果、表（2）－1より「社会福祉法人さくら会」の経常増減差率率が、△20.22%と収益性が最も低い。表（2）－4の発生した費用の収益に占める割合では、一番大きな要因として人件費73.6%、次に事務費25.7%、続いて事業費15%で、当該三項目の費用で全体の収益を超過している。前期も当期も2期連続の赤字であるので、当法人を管轄している本市は、収益増加または費用削減するよう、さらなる経営改善を求める必要がある。

(2) 収益性又は効率性が高い団体先における補助金交付の必要性について  
【意見】

表（2）－2では、特に収益性や効率性が高い団体先等を抽出した。限りある本市の財政状況から鑑みれば、これらの団体先について、収益性が安定しており、財政基盤が健全であるならば、補助金を支給する必要性は低いと考える。

b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

（収益性又は効率性が高い団体先等）

c、経常増減差率又は総資産経常増減差率が10%以上。  
d、bと同様。

■ 表（2）－1 経常増減差率・総資産経常増減差率の分析結果①  
（収益性・効率性がマイナスの団体先等）

| N0  | 団体等名称           | 経常増減差率率 (A) | 総資産経常増減差率率 (B) |
|-----|-----------------|-------------|----------------|
| 1   | (社) ずみれ福祉会      | △2.23%      | △1.00%         |
| 4   | (社) うるま福祉会      | △0.37%      | △0.19%         |
| 31  | 社会福祉法人 さくら会     | △20.22%     | △9.41%         |
| 36  | 社会福祉法人 マリヤ福祉会   | △7.09%      | △3.51%         |
| 38  | 社会福祉法人 みどり福祉会   | △0.34%      | △0.53%         |
| 48  | 社会福祉法人 真地福祉会    | △0.58%      | △0.42%         |
| 55  | 社会福祉法人 通篤福祉会    | △1.97%      | △0.57%         |
| 57  | 社会福祉法人 東和福祉会    | △3.04%      | △1.04%         |
| 個別5 | 一般社団法人 那覇大綱挽保存会 | △8.44%      | △53.37%        |

■ 表（2）－2 経常増減差率・総資産経常増減差率の分析結果②  
（収益性又は効率性が高い団体先等）

| N0  | 団体等名称        | 経常増減差率率 (A) | 効率性 (B) |
|-----|--------------|-------------|---------|
| 10  | (社) わかめ福祉会   | 13.09%      | 7.13%   |
| 16  | (社) 玉重福祉会    | 10.38%      | 6.64%   |
| 25  | (社) 陽風会      | 25.21%      | 6.64%   |
| 51  | 社会福祉法人 千草福祉会 | 6.98%       | 14.15%  |
| 個別1 | (社) 那覇肥前船振興会 | 85.29%      | 96.97%  |

■ 表（2）－3 全体の集計結果

|          | 経常増減差率率 (A) | 総資産経常増減差率率 (B) | (B)－(A) |
|----------|-------------|----------------|---------|
| 全体の合計    | 301.55%     | 215.00%        | －       |
| 対象団体数    | 60          | 60             | －       |
| 平均       | 5.03%       | 3.58%          | △1.45%  |
| 全国平均(*1) | 2.58%       | 2.90%          | 0.32%   |

\*1 全国平均は、「中小企業庁HPの平成24年度決算実績」に基づく中小企業（一般事業会社）実態基  
本調査の経営指標」を参照している。（以下同様）

(3) 収益性がマイナスの団体先について  
【意見】

表(2)－1に掲載した赤字の経常増減差額率の団体先については、直ちに法人経営の安定性を損ねるおそれはないが、社会福祉法人を管轄している本市の立場から、費用の削減等、さらなる経営改善を求める必要がある。

(3) 安定性・持続性の観点

① 実施内容

社会福祉法人は、地域福祉の基盤であり、経営状態が悪化する等の理由によって法人の事業継続が困難になれば、介護、児童福祉及び障害者支援等といった地域の社会的支援を必要とする者への福祉サービス提供に問題が生じる。経営状態が悪化した場合であっても、サービスの利用者がおり、安易に撤退することができない。そのため、社会福祉法人の経営においては、長期継続的な施設経営が可能であることが強く求められている。

そこで、継続して安定的な経営を実現することができかどうかにつき分析を実施した。長期的な持続性を分析する指標として、「純資産比率」を利用した。

■純資産比率

| 定 義   | 総資産に占める純資産の割合                                                                                 |     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       | 純 資 産                                                                                         | (%) |
| 計 算 式 | 総 資 産                                                                                         |     |
|       | 分母・分子：貸借対照表                                                                                   |     |
| 解 説   | 借入金など負債に対する安全度を見る指標であり、本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。                                |     |
|       | 長期にわたり収益性が悪化している法人や施設整備等に関して借入金依存度が高い法人は、本指標の値が低くなるが、この場合、その値が高い法人に比して長期持続性の点で課題を抱えている可能性がある。 |     |

② 結果

分析結果は、以下の通りである。  
なお、分析結果については<抽出条件>に該当した場合のみを掲載している。

<抽出条件>

a、純資産比率が平均値以下となっている。  
b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

■ 表(3)－1 純資産比率の分析結果

| N0   | 団体等名称            | 純資産比率(%) |
|------|------------------|----------|
| 15   | (社)福 雅福祉会        | 73.55%   |
| 23   | (社)福 郵便協福祉会      | 69.00%   |
| 25   | (社)福 陽風会         | 83.47%   |
| 26   | (社)福 養秀福祉会       | 67.07%   |
| 29   | (福) 那覇市社会福祉協議会   | 69.63%   |
| 40   | 社会福祉法人 わかば友の会    | 81.38%   |
| 42   | 社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会 | 74.84%   |
| 53   | 社会福祉法人 大幸福社会     | 81.73%   |
| 59   | 社会福祉法人 風信子館      | 59.16%   |
| 63   | 社会福祉法人健友福祉会      | 80.81%   |
| 個別 3 | (社) 那覇市観光協会      | 23.04%   |
| 個別 5 | 一般社団法人 那覇大綱挽回存会  | 70.07%   |

■ 表(3)－2 全体の集計結果

| 全 体 の 合 計 | 5074.79% |
|-----------|----------|
| 対 象 団 体 数 | 60       |
| 平 均       | 84.58%   |
| 全 国 平 均   | 29.08%   |

(総括)

全体の傾向として、平均的な純資産比率は、84.58%で、一般事業会社の全国平均を超えてはるかに高いといえる。今回、対象としたすべての社会福祉法人で、純資産比率が50%を上回っており、社会福祉法人特有である自己資本の高さが表れている。この結果より、借入等による他人資本よりも自己資本で経営している社会福祉法人がほとんどであるため、長期継続性が高いといえる。

(4) 合理性の観点

① 実施内容

合理性の観点から、社会福祉法人の目的を達成する上で必要な支出が行われ、また資産が保有されているかどうか検証を行う。社会福祉法人は、人による労働力を要する業務の割合が大きいいため、今回は、特に人件費に絞って分析を実施した。人件費を分析する指標として、「人件費比率」を利用した。

■人件費比率

| 定 義   | サービス活動収益に対する人件費の割合 |     |
|-------|--------------------|-----|
| 計 算 式 | 人 件 費              | (%) |
|       | サービス活動収益計          |     |
|       | 分母・分子：事業活動計算書      |     |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 解 説 | 社会福祉事業は一般に労働集約型であるため、人件費割合が大きくなる傾向にあり、本指標の値の多寡が収益性に大きく影響する。<br>人件費の多寡は、職員数と給与水準に依存する。給与水準には、法人の職員待遇の状況が反映されるが、地域性の影響も受ける。人件費は固定費としての性格が強いので、サービス活動収益の増減によって本指標の値が変動することにも留意が必要である。<br>適切な福祉サービスを提供する上で、適切な人員配置と適正な報酬水準確保は不可欠であるため、一概に低い比率が望ましいとは言えないが、安定的な経営のためには固定費に関する比率である本指標の値を一定水準以下に抑える必要がある。 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 結果

分析結果は、以下の通りである。  
なお、分析結果について、＜抽出条件＞に該当した場合のみを掲載している。

＜抽出条件＞

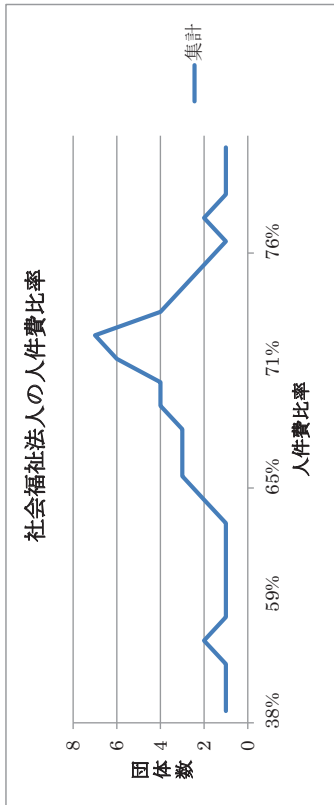
- a、人件費比率が 80%以上となっている。  
b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

■ 表（4）－1 人件費の分析結果

| NO | 団体等名称            | 人件費比率(%) |
|----|------------------|----------|
| 38 | 社会福祉法人 みどり福祉会    | 80.74%   |
| 42 | 社会福祉法人 沖縄エンゼル福祉会 | 83.78%   |
| 48 | 社会福祉法人 真地福祉会     | 81.66%   |

■ 表（4）－2 全体の集計結果

|           |           |
|-----------|-----------|
| 全 体 の 合 計 | 3,996.37% |
| 対 象 団 体 数 | 60        |
| 平 均       | 66.61%    |
| 全 国 平 均   | 10.67%    |



(総括)

全体の傾向として、平均的な人件費比率は、66.61%で、人件費比率がおよそ 65%～76%までの数が多い。また、一般事業会社における「全国平均」よりもはるかに高く社会福祉法人の人件費割合が高いことが同える。

③ 指摘及び意見

(1) 社会福祉法人の役員報酬等について

【意見】

上記人件費比率の算定要素には一般職員の人件費だけでなく、理事長などの役員報酬や施設長給与等の報酬も含まれているので、本市が管轄しており、かつ補助金を交付している団体先等に係る役員報酬等についても、不相当に高額でないかの検証をすることも必要である。

(5) 経営自立性の観点

① 実施内容

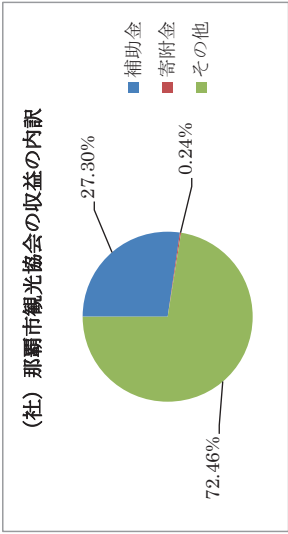
我が国における社会福祉ニーズは高齢化社会に伴い急速に拡大しており、この傾向は将来にわたって継続するものと見込める。その結果、高齢者介護に対するニーズはますます大きくなることが想定される。

しかしながら、我が国における財政状態は、公的債務が 1 兆円を超える状況にあり、公的財源に大きく依存して社会福祉サービスを提供し続けることが難しくなりつつある。このため、国、地方公共団体からの補助金は縮小傾向にあり、事業の継続性や福祉サービスの質を理解する上で、法人が自主財源によってどの程度経営できる状態となっているかを把握することは重要となる。そこで、補助金や寄附金に頼らずに、経営が実施し得るか否かの法人経営の自立性の観点から検証を実施する。経営自立性を測る指標としては、「自己収益比率」を利用した。

■ 自己収益比率

|       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定 義   | サービス活動収益に占める事業活動によって生み出された自己収益（補助金と寄附金を除いたサービス活動収益）の割合                                                                                                                                                           |
| 計 算 式 | $\frac{(\text{サービス活動収益計} - *1)}{\text{サービス活動収益計}} (\%)$<br>*1 (各事業の) 補助金事業収益 (合計) 及び経常経費寄附金の合計<br>分母・分子：事業活動計算書                                                                                                  |
| 解 説   | 本指標は、どの程度補助金や寄附金に依存せずに経営されているかを示す指標である。今後、三位一体改革や、国及び地方公共団体の厳しい財政事情により公的補助金が縮小されていくことが想定されるため、将来的に補助金や寄附金が見込まれないとした場合等における経営の自立性を測る基準となる。<br>本指標の値が高いほど、補助金や寄附金に相対的に依存していないことを示し、値が低いほど、補助金や寄附金に相対的に依存していることを示す。 |

■ 表（5）－ 3 （社）那覇市観光協会の収益の内訳

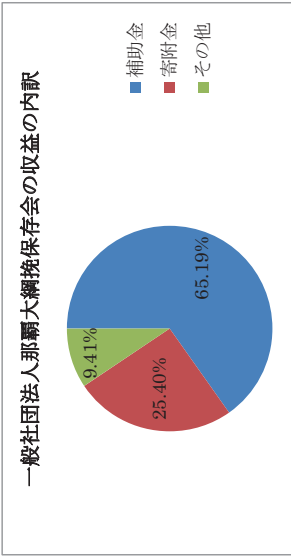


(2) 一般社団法人 那覇大綱挽保存会の自己収益比率 (9.41%) について

【意見】

下表（5）－ 4 の収益の内訳をみると、補助金と寄附金で収入の 9 割を超えている。あまりに補助金と寄附金に依存し過ぎであり、補助金や寄附金がなければ存続は厳しい。まず、団体の自立性を確保する観点から、参加料の徴収等により自主財源を確保する必要がある。

■ 表（5）－ 4 一般社団法人 那覇大綱挽保存会の収益の内訳



(3) (社) 那覇大綱挽振興会の自己収益比率 (0.01%) について

【意見】

下表（5）－ 5 の収益の内訳をみると、収入のほぼ全額が補助金である。補助金が無ければ組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金頼りの経営体制を改善し、早急に、イベント事業に係るグッズ商品の販売等、団体の自主財源確保に取組むべきである。

② 結果

分析結果は、以下の通りである。  
なお、分析結果について、＜抽出条件＞に該当した場合のみを掲載している。

＜抽出条件＞

- a、自己収益比率が 80%以下となっている。
- b、今回、交付対象となっている社会福祉法人には、本市が所轄庁となっていないものも含まれているため、本市が管轄している社会福祉法人と特定の団体先等に限定する。

■ 表（5）－ 1 自己収益比率の分析結果

| NO   | 団体等名称           | 自己収益比率 |
|------|-----------------|--------|
| 個別 1 | (社) 那覇大綱挽振興会    | 0.01%  |
| 個別 3 | (社) 那覇市観光協会     | 72.46% |
| 個別 5 | 一般社団法人 那覇大綱挽保存会 | 9.41%  |

■ 表（5）－ 2 全体の集計結果

|       |          |
|-------|----------|
| 全体の合計 | 5008.03% |
| 対象団体数 | 56       |
| 平均    | 89.43%   |

(総括)

自己収益比率の結果、(表 5)－ 1 に掲載した団体先等について、特に自己収益比率が低い結果となった。社会福祉法人全体については、自己収益比率が 90%以上でない団体先については 7 団体存在したが、それでも那覇市が管轄している団体先等についてはすべて 80%を超える結果となった。

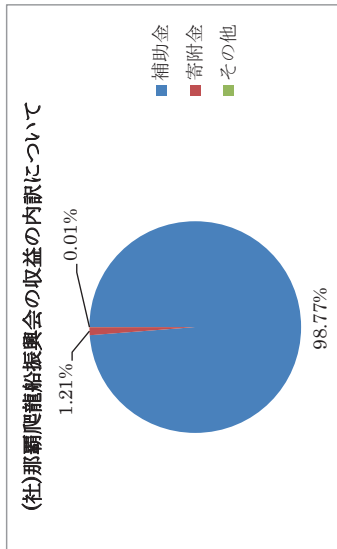
③ 指摘及び意見

(1) (社) 那覇市観光協会の自己収益比率 (72.46%) について

【意見】

表（5）－ 3 の収益の内訳をみると、補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の 2 団体に比べると依存度は高くないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。

■ 表（5）－ 5 （社）那覇肥龍船振興会の収益の内訳について



以下、現在、厚労省が主体となり進められている、社会福祉法人制度改革の概要を掲げる。

## 社会福祉法人制度改革の概要について

我が国の社会福祉を支えてきた社会福祉法人については、昭和26年の制度創設以来、抜本的な制度の見直しが行われてこなかった。この間、我が国の社会福祉を巡る状況は大きく変化し、社会福祉法人の在り方そのものを見直すことが必要となっている。

そこで厚生労働省が主体となって、社会福祉法人が、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、地域社会への貢献、国民に対する説明責任を果たすことができるよう制度改革が議論されている。主な概要は、以下の通りである。

### 1 経営組織の在り方

社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。すなわち、理事等の義務、責任や監事の権限、義務を法律上規定し、評議員会は、必置の議決機関とする。また、一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付けを行う。

### 2 運営の透明性の確保の在り方

社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上に運営の透明性を確保する観点から、以下の事項を法令上明記する。

- ・定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
- ・閲覧請求者を利害関係者から国民一般にすること
- ・貸借対照表・収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- ・現況報告書に役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすること

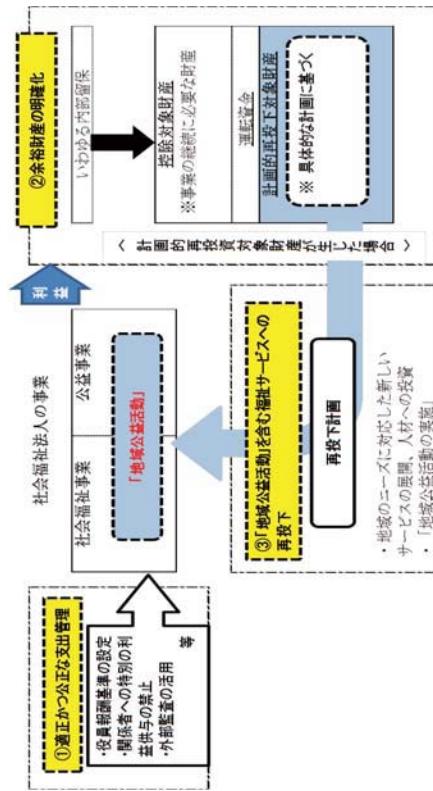
### 3 業務運営・財務運営の在り方

#### (内部留保についての考え方)

社会福祉法人は、公費を原資とする介護報酬や措置費・委託費により社会福祉事業等の事業を運営しており、また、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられている。こうした法人の公益性等を考慮すれば、近年、問題となっている内部留保の実態を明らかにし、国民に対する説明責任を果たす仕組みを構築し、そして財政的な余裕（余裕財産）が生じているならば、必要に応じこれを福祉サービス向上や、地域で必要とされる福祉サービスへの取組み等に活用すること（「地域公益事業への再投資」）を法律で義務づける。

#### (財務規律のイメージ)

- 公益性を担保する財務規律
- ①適正かつ公正な支出管理
  - ②余裕財産の明確化
  - ③福祉サービス・地域公益活動への再投下



### 4 行政の役割と関与の在り方

社会福祉法人に対する所轄庁による指導監督については、その強化を図る観点から以下の方針で議論されている。

- ・関与すべき範囲を明確化し、外部の専門家を積極的に活用（指導監督の機能強化）。
- ・詳細な検査に係る権限規定や報告・公表に係る規程の整備（実効性の確保）。
- ・国・都道府県・市それぞれの機能と役割を明確に位置づけし（重層的に関与）、法人の財務諸表等をサービス利用者や法人経営者の利用に供する仕組み。

| 課 名 | 部 局        | 課 番 | 課 名                                     | 補助金名           | 監査結果<br>掲載<br>ページ | 検証の視点     |           |           |           |           |           |           |           |           |           | 見直しの方向 |          |
|-----|------------|-----|-----------------------------------------|----------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|----------|
|     |            |     |                                         |                |                   | 必要性       | 公益性       | 有効性       | 公平性       |           |           |           |           |           |           |        |          |
| 1   | 総務課        |     | 南陽市町村会負担金                               |                | 52                | 非常に<br>高い | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | やや<br>低い  | 削減     | 改善<br>継続 |
| 2   | 総務課        |     | 防災行政無線（ＦＳＲ・ＦＰ・Ｆ）電波利用料、<br>ＭＣ無線電波利用料     |                | 55                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 1   | 企画財務部      | 1   | 市民税課                                    | 地方税電子化協議会関係負担金 | 58                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 1   | 市民生活安全課    |     | 那覇市防災灯設置等事業補助金                          |                | 61                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 2   | 市民生活安全課    |     | 那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金                     |                | 67                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 3   | まちづくり協働推進課 |     | 那覇市自治会長会連合会事業補助金                        |                | 71                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 4   | まちづくり協働推進課 |     | 那覇市自治会事務所賃借料補助金                         |                | 77                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 5   | まちづくり協働推進課 |     | 那覇市コミュニティ協議会補助金                         |                | 80                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 6   | まちづくり協働推進課 |     | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金                   |                | 84                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 7   | 文化振興課      |     | 文化協会助成事業補助金                             |                | 90                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 1   | 商工農水課      |     | 那覇市農業振興事業補助金（那覇市農業振興事<br>業（ビニールハウス設置補助） |                | 93                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 2   | 商工農水課      |     | 水産物流通支援事業補助金（市漁プロ等水産<br>物流通支援事業）        |                | 97                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 3   | 商工農水課      |     | 企業立地促進奨励助成金                             |                | 99                | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 4   | 商工農水課      |     | 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信機<br>点づくり事業補助金      |                | 104               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 5   | 商工農水課      |     | 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援<br>事業助成金          |                | 106               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 6   | 商工農水課      |     | 那覇市離島連携事業助成金                            |                | 109               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 7   | なほまちなか振興課  |     | 那覇市頑張るネットワーク支援基金事業補助金                   |                | 113               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 8   | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（観光協会運営補助金）                 |                | 265               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 9   | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（観光協会運営補助金）                 |                | 268               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 10  | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（那覇龍船振興会<br>補助金）            |                | 280               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 11  | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（那覇大綱焼保存補<br>助金）            |                | 289               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 12  | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（観光まちづくり整<br>備補助金）          |                | 272               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 13  | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（観光案内所運営補<br>助金）            |                | 273               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 14  | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（ストリートダンス<br>バトル国際通り観光誘客事業） |                | 127               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |
| 15  | 観光課        |     | 那覇市観光振興事業補助金（那覇龍船振興会<br>補助金（越前町計）       |                | 281               | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い | 非常に<br>高い |        |          |

個別監査結果の要約（その1）

- <参考文献・著書>
- ・日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の  
分析とガバナンス改善に向けて～」
  - ・社会福祉法人の会計・税務・監査＜第3版＞ 税務研究会出版局
  - 著者：堀原修蔵 岩波一泰（共著）
  - ・社会福祉法人の内部留保問題の分析―内部留保と資金の乖離に着目して― 濱本 賢二（松本市役  
所）
  - ・社会福祉法人会計の実務ガイド 財中央経済社 編者：有限責任あずさ監査法人
  - ・社会福祉法人制度の在り方について 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4  
日

| 部局    | 課番号 | 課名      | 補助金名                            | 監査結果      |           |           |           | 検証の観点     |           |       |   | 公平性 | 見直しの方向 |
|-------|-----|---------|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|---|-----|--------|
|       |     |         |                                 | 必要性       |           | 公益性       |           | 有効性       |           | 検証の観点 |   |     |        |
|       |     |         |                                 | 必要に<br>高い | 必要に<br>低い | 公益に<br>高い | 公益に<br>低い | 有効に<br>高い | 有効に<br>低い |       |   |     |        |
| 都市計画部 | 1   | 都市計画課   | 那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）         | 195       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   | 継続     |
|       | 2   | 都市計画課   | 那覇港管理組合補助金（地域の元気臨時交付金）          | 196       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ |     |        |
|       | 3   | 都市計画課   | 都市景観助成金                         | 201       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ |     |        |
|       | 4   | 建築指導課   | 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金              | 205       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ |     |        |
|       | 5   | 市街地整備課  | 那覇市相対売却継承支援事業補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金 | 207       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ |     |        |
| 建設管理課 | 1   | 建築工事課   | 住宅耐震化対策事業費補助金                   | 210       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   |        |
|       | 2   | 道路管理課   | 私道整備補助金                         | 211       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   |        |
| 消防局   | 1   | 予防課     | 那覇市女性防火クラブ補助金                   | 215       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   |        |
|       | 1   | 生涯学習課   | 那覇市育英会補助金                       | 225       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   |        |
| 生涯学習部 | 2   | 市民スポーツ課 | 那覇市体育協会事業費補助金                   | 232       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   |        |
|       | 3   | 市民スポーツ課 | 児童のスポーツ課外派遣補助金                  | 237       | ○         | ○         | ○         | ○         | ○         | ○     | ○ | ○   |        |
| 学校教育部 | 1   | 学校教育課   | 児童・生徒の県外派遣に関する補助金               | 242       |           |           |           |           |           |       |   |     |        |
|       | 2   | 学校教育課   | 共済負担金小学校                        | 244       |           |           |           |           |           |       |   |     |        |
|       | 3   | 学校教育課   | 那覇地区中学校体育連盟主催事業費補助金             | 246       |           |           |           |           |           |       |   |     |        |
|       | 4   | 青少年育成課  | 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青少年健全育成市民会議）   | 249       |           |           |           |           |           |       |   |     |        |
|       | 5   | 青少年育成課  | 那覇市生涯学習振興費補助金（那覇市青年団連絡会）        | 252       |           |           |           |           |           |       |   |     |        |

個別監査結果の要約（その3）

| 部局     | 部署番号 | 課名        | 補助金名                                | 監査結果      |           |     |     |     | 検証の観点     |           |     |     |     | 見直しの方向    |           |     |     |     |
|--------|------|-----------|-------------------------------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----|-----|-----|
|        |      |           |                                     | 必要に<br>高い | 必要に<br>低い | 公益性 | 有効性 | 公平性 | 必要に<br>高い | 必要に<br>低い | 公益性 | 有効性 | 公平性 | 必要に<br>高い | 必要に<br>低い | 公益性 | 有効性 | 公平性 |
| 環境部    | 1    | 環境政策課     | 那覇市住宅用太陽光発電システム補助金                  | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 2    | 環境政策課     | 屋上・壁面緑化助成金                          | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 3    | 環境保全課     | 浸湖水鳥・湿地セブン・管理運営協議会負担金               | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 1    | 福祉政策課     | 那覇市社会福祉協議会補助金                       | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 2    | 福祉政策課     | 那覇保護区保護司会補助金                        | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
| 福祉部    | 3    | 福祉政策課     | 那覇市地域福祉基金事業補助金                      | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 4    | 福祉政策課     | 那覇市社会福祉協議会補助金（法人後見推進事業）             | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 5    | 障がい福祉課    | 那覇市社会福祉協議会補助金（那覇市手をつなぐ育成会運営補助金）     | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 6    | ちやーがんじゅう課 | 那覇市シルバー人材センター運営補助金                  | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 7    | ちやーがんじゅう課 | 軽費老人ホーム事務費補助金                       | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
| 健康部    | 1    | 健康増進課     | 那覇市救急医療事業補助金                        | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 2    | 健康増進課     | 平成24年度那覇市災害対策機器整備事業補助金              | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 3    | 地域保健課     | 特定不妊治療助成金                           | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 1    | こども政策課    | 児童クラブ運営補助金                          | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 2    | こども政策課    | 児童クラブ賃借料補助金                         | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
| こども未来部 | 3    | こども未来課    | 特別保育事業（車いす・障がい児保育事業）                | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 4    | こども未来課    | 特別保育事業（車いす・障がい児保育事業）                | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 5    | こども未来課    | 平成25年度 認可外保育施設環境整備事業（指導監督推進継続事業）補助金 | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 6    | こども未来課    | 平成25年度 特別児童発達支援事業（認可外）保育施設研修事業      | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 7    | こども未来課    | 沖縄振興特別推進事業交付金（認可外保育施設熱中症対策支援事業）     | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |
|        | 8    | こども未来課    | 那覇市待機児童対策特別事業（認可外移行支援事業）補助金         | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   | ○   | ○         | ○         | ○   | ○   |     |

個別監査結果の要約（その2）

# 総務部の負担金

## 南部市町村会負担金

### 1. 補助金の概要

| 番号                    | 所管部<br>課                                                                                                                                                                         | 総務部         | 総務課                |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|
| 予算事業名                 | 団体負担金(県市長会負担金等)                                                                                                                                                                  |             |                    |
| 負担金名                  | 南部市町村会負担金                                                                                                                                                                        |             |                    |
| 負担金の性質別分類             | □義務的な補助 ■団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助                                                                                                                            |             |                    |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    |                                                                                                                                                                                  |             |                    |
| 補助開始年度                | 不明                                                                                                                                                                               |             |                    |
| 交付先                   | 南部市町村会                                                                                                                                                                           |             |                    |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                                  |             |                    |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 南部市町村会は、南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事業の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とし、諸事業活動を展開している団体である。<br>南部市町村会の主な活動内容<br>1.市町村の事務及び市町村長の権限に属する事務の連絡調整<br>2.地方自治の振興発展に関する調査研究<br>3.市町村事務に必要な各種資料の確保及びあわせん |             |                    |
| 補助の目的                 | 南部市町村会の運営のため                                                                                                                                                                     |             |                    |
| 期待される効果               | 南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事業の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することが期待される                                                                                                                               |             |                    |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 人口割と均等割りを合算した額とする。<br>人口割、均等割の比率は 60%・40% 人口割: 一人当り 47,098 円<br>均等割: 729,200 円<br>那覇市については、人口(国調人口の△75%)25%に、特別減額措置がある。                                                          |             |                    |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 歳出合計: 29,816,718 円<br>平成 25 年度歳入歳出決算書参照                                                                                                                                          |             |                    |
| 交付方法                  | ■交付金額確定後                                                                                                                                                                         | □事前→概算交付→精算 | 前年度返還(参考)<br>□有 ■無 |

### 監査対象団体の指摘及び意見（まとめ）

| 往査対象団体     | 指摘（記載ページ）                     | 意見（記載ページ）                                    |
|------------|-------------------------------|----------------------------------------------|
| 那覇市観光協会    | ①補助金額の算定方法が妥当でない（265、266、272） | ①観光協会の役割の再検討を行うべき（267）                       |
|            | ②補助金の効果の測定が行われていない（267、269）   | ②事業費の実態把握の不備（269、272）                        |
|            | ③関連書類の訂正の不備（268）              | ③取引業者選定が妥当でない（269）                           |
|            | ④補助対象経費の誤り（269、273）           | ④各コースの実績比較の不備（272）                           |
| 那覇大綱挾保存会   | ①決算書作成の不備（279）                | ①自主財源の確保が必要（279）                             |
|            | ②補助対象経費が妥当でない（280）            |                                              |
|            | ③資料・書類の整理保管の不備（281）           |                                              |
| 那覇市社会福祉協議会 | ①補助金の算定方法が妥当でない（289）          | ①自主財源の確保が必要（288）                             |
|            | ①事業成果が客観的に分析されていない（302）       | ①給与体系の見直しについて（302）                           |
|            | ②積立金の規定の見直しと、情報開示の徹底をすべき（308） | ②事業活動収支について（305）<br>③那覇市社協の役割の見直しを進めるべき（308） |
| 那覇保護区保護司会  | ①補助金額算定に合理性がない（147）           |                                              |

必要があり、昭和 57 年には南部広域市町村圏協議会を設立し、南部地域の総合的な振興発展の方向と施策を示した南部新広域市町村圏計画を策定し、それに基づく事務事業の連絡調整を行ってまいりました。

しかしながら、近年における社会経済情勢の著しい進展のなか、圏域を取り巻く状況も大きく変化し、時代潮流や圏域住民のニーズの多様化に対応した広域行政圏の新たな施策の展開が求められるようになってまいりました。

このような社会経済情勢の変化と地域社会の変貌に対処するため、本圏域においては、自治省（旧）が推進する圏域の一体的な振興整備を図る「ふるさと市町村圏」の選定を契機に、これまでの協議会を発展的に廃止し、総合かつ効率的な広域行政圏施策の充実強化を図るため平成 4 年 11 月 1 日に広域行政機構「南部広域市町村圏事務組合」（複合的一部事務組合）が設立されました。

・広域行政について

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、地域住民の日常生活に必要で身近な行政サービスを提供し、地域住民の付記に応えるよう、福祉の向上や魅力あるまちづくりの推進に努めておりますが、単独の市町村では解決が困難な事務事業や複数の市町村で解決することがより望ましい事務事業も少なくありません。

例えば、火葬場、消防、ゴミ処理などの事務事業は、複数の市町村で連携・協力した方が効率的で行政サービスが行き届き、市町村の財政負担も軽減される場合もあります。

このような市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進を図るため、各市町村の情報や地域資源をお互いに提供し合い、広域的な視点から市町村が連携・協力し、円滑な事務事業を推進・展開するのが「広域行政」です。

広域行政の推進方法には、市町村の枠組みの変更を行う「市町村合併」のほか、市町村の枠組みを行わないで事務の共同処理を行う「一部事務組合」、広域的なまちづくりを推進する「広域市町村圏事務組合（複合的一部事務組合）」、また多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成するため、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができる「広域連合」があります。

一方で広域行政は、事務執行に関して構成市町村間の利害調整に時間がかかり、迅速な意思決定ができない恐れがあることや、事務ごとに設置されることによる効率性の問題、また財源は構成市町村の負担金に頼っているため、財源基盤が弱いなどのデメリットもあります。

近年、国においては、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加に伴い、これまでの「広域行政圏施策」を平成 21 年 3 月 31 日に廃止し、新たな地域活性化の取り組みと人口定住のために必要な生活機能の確保などに向けて、中心市宣言をした中心市（人口 5 万人程度ほか）と周辺市町村が 1 対 1 で協定を締結し、生活機能の強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などを図る新たな広域連携の施策として「定住自立圏構想」を推進しています。

・組合における広域行政

南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び財団法人南部振興会は、圏域における広域行政の多岐・分散構造を整理・統合し、情報の一元化、広域行政組織の密接な連携による一体的、かつ、効率的な事務事業の強化・充実を図るため、平成 16 年 4 月 1 日にそれぞれの事務局を統合し、新たな広域行政体制により、圏域の振興発展に向けて取り組んでおります。

2. 南部市町村会の概要

・設置根拠

任意団体（市町村間の連絡調整を図り、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与する。

・構成市町村（4 市 4 町 6 村）

那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町、南大東村、北大東村

・事業内容

- 1. 市町村の事務及び市町村長の権限に属する事務の連絡調整
- 2. 地方自治の振興発展に関する調査研究
- 3. 市町村事務に必要な各種資料の確保及び経路旋
- 4. その他必要事項

・主な事業

- 1. 国・県等への要請活動
- 2. 県（土木建築部・農林水産部）との行政懇談会の開催
- 3. 地域の諸問題の解決促進を図るため、委員会・専門部会を設置し、対策協議や調査研究を実施
- 4. 南部地区関係団体の事務事業の運営（事務局兼務）

- 1. 南部地区市町村議会議長会
- 2. 南部離島町村議長連絡協議会
- 3. 沖縄県市町村職員年金者連盟南部支部

・沿革

| 西暦              | 月 日      | 沿             | 革 |
|-----------------|----------|---------------|---|
| 1948 年（昭和 23 年） | 2 月      | 南部地区市町村長協議会設立 |   |
| 1954 年（昭和 29 年） | 9 月 14 日 | 南部地区市町村会に改称   |   |
| 1988 年（昭和 63 年） | 9 月 2 日  | 南部市町村会に改称     |   |

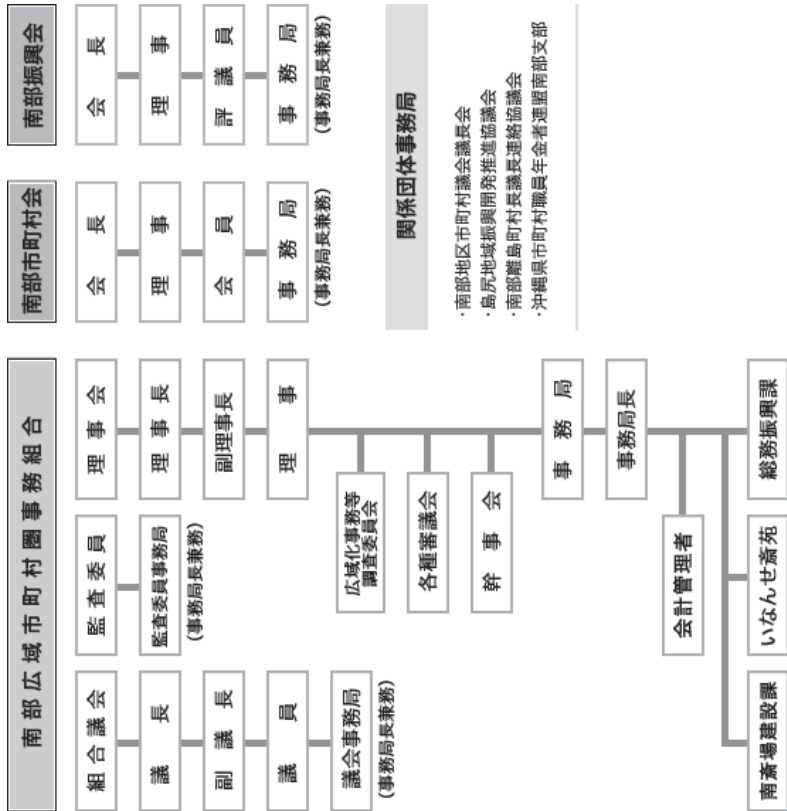
3. 南部広域市町村圏事務組合設立の概要

・組合設立の経緯

我が国の社会経済情勢の変化に伴い、地域住民の生活水準は急速に向上し、また生活様式やその価値観も多様化するなど、市町村においては地域住民のニーズに対応すべくより一層の行政サービスが求められるようになりました。また、モータリゼーションの普及によって、地域住民の日常生活上の活動は次第に拡大するとともに、都市地域とその周辺地域が結びつき、市町村の区域を越えた広域的な日常生活圏も形成されるようになりました。

市町村がこのような地域社会の変動に対処し、地域住民の要望に応えて効率的かつ円滑な行政を行うためには、日常生活圏を一体とした振興整備の施策の展開や、そのための広域行政体制を確立する

・組織図



組合の執行機関

理事会

1. 理事は関係市町村の長をもって充てる。
2. 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。
3. 理事の互選により、理事会に理事長 1 人及び副理事長 2 人を置く。

(以上、2. から 4. まで、「まると！なんぶ沖縄」南部広域市町村圏事務組合サイトより転載。  
<http://www.okinawa-nanbu.jp/>)

4. 南部広域市町村圏事務組合の概要

・設置根拠

地方自治法第 285 条の規定に基づき複合的一部事務組合

・構成市町村（5市4町6村）

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

・共同処理事務

1. 広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。
2. 広域観光事業に関すること。
3. 広域文化事業に関すること。
4. 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業に関すること。
5. 広域的人材育成及び人材活用事業に関すること。
6. 広域研修事業に関すること。
7. 広域的な斎場・斎場建設計画に関すること。
8. 地域イベントの助成に関すること。
9. 地域間交流に関すること。
10. 地域産業育成事業に関すること。
11. 地域づくり支援事業に関すること。
12. 廃棄物処理の広域化に係る調査研究に関すること。
13. いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係わるものに限る。）。)
14. 南斎場建設計画に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係わるものに限る。）。)

・主な事業

1. 南部広域行政圏計画の策定（基本構想・基本計画）
2. ふるさと市町村圏推進事業（ソフト事業）
  1. 地域づくり推進事業：関係市町村及び地域づくり団体との連携、地域イベントの助成ほか
  2. 広域研修事業：自治体職員政策形成セミナーの開催ほか
  3. 芸術文化推進事業：日露交歓コンサート沖縄公演の開催
  4. 健康ふれあい交流事業：視覚障害者マラソン沖縄大会の開催
  5. 青少年健全育成事業：南部地区少年野球交流大会、那覇・島尻地区中学校体育連盟への助成
  6. 情報発信事業：ホームページ「まると！なんぶ沖縄」の開設、なんぶ要覧の発行
3. いなんせ斎苑（広域的な斎場）の管理・運営
4. 南斎場（仮称）の建設及び管理・運営
5. 市町村の事務のうち共同処理の可能な事務の調査研究
6. 関係団体の事務事業の受託

5. 負担金の状況

平成 25 年度における各市町村の負担金の状況は以下の通りである。

平成25年度南部市町村会負担金割当表

|      |                     | (単位:円)       |              |            |            |
|------|---------------------|--------------|--------------|------------|------------|
| 市町村名 | 人口                  | 人口割<br>(60%) | 均等割<br>(40%) | 合計         | 平成25年度負担金  |
| 那覇市  | 78,989<br>(315,954) | 3,720,184    | 729,200      | 4,449,384  | 4,449,000  |
| 糸満市  | 57,320              | 2,699,646    | 729,200      | 3,428,846  | 3,429,000  |
| 豊見城市 | 57,261              | 2,696,867    | 729,200      | 3,426,067  | 3,426,000  |
| 南城市  | 39,758              | 1,872,514    | 729,200      | 2,601,714  | 2,602,000  |
| 八重瀬町 | 26,681              | 1,256,616    | 729,200      | 1,985,816  | 1,986,000  |
| 与那原町 | 16,318              | 768,542      | 729,200      | 1,497,742  | 1,498,000  |
| 南風原町 | 35,244              | 1,659,915    | 729,200      | 2,389,115  | 2,389,000  |
| 渡嘉敷村 | 760                 | 35,794       | 729,200      | 764,994    | 765,000    |
| 座間味村 | 865                 | 40,740       | 729,200      | 769,940    | 770,000    |
| 粟国村  | 863                 | 40,645       | 729,200      | 769,845    | 770,000    |
| 渡名喜村 | 452                 | 21,288       | 729,200      | 750,488    | 750,000    |
| 久米島町 | 8,519               | 401,226      | 729,200      | 1,130,426  | 1,130,000  |
| 南大東村 | 1,442               | 67,915       | 729,200      | 797,115    | 797,000    |
| 北大東村 | 665                 | 31,320       | 729,200      | 760,520    | 761,000    |
| 合計   | 325,137             | 15,313,212   | 10,208,800   | 25,522,012 | 25,522,000 |

※算出方法

- 1. 人口割 (60%) 15,313,212 1 人当り 47,098 円
- 2. 均等割 (40%) 10,208,800 1 市町村当り 729,200 円
- 3. 人口は、平成 22 年度国勢調査人口による
- 4. 那覇市については、人口（国調人口の△75%）25%に、特別減額措置を講ずる

6. 監査の指摘と意見

(1) 負担金の必要性及び有効性について

当該負担金は、南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事業の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを期待し、構成団体に課せられているものであるが、南部市町村会独自の事業としては、国（沖縄総合事務局など）、県（南部国道事務所など）等との行政懇談会や南部地域における道路整備など公共事業の要請活動が主なものである。

これら行政との懇談会や要請活動の結果を受け、実際の公共事業実施に至るケースもあるが、南部市町村会の事業との関連は明確ではなく、那覇市としては、この事業の効果がどれほどあるのか分からない。また、当該負担金については、那覇市は毎年多額の負担をきていることから、過去において、数度にわたり、南部市町村会に対して負担金削減の要請を行ってきたもの、構成団体において最大の人口を抱えるため、多額の人口割を負担せざるを得ない状況が続いている。元々は、離島が多い南部地域の振興発展を支える県都那覇市としてのリーダー的な役割を期待され、構成団体となつて

いるようであるが、那覇市民から見れば、多額の負担金が市民の直接的な利益となっているか当然としない。

【指摘】

那覇市民にとっての当該負担金の必要性、有効性について、再度検証を行い、市民に説明する必要があるが、必要性、有効性がほとんど無いと認められる場合には、廃止（脱退）も視野に入れて検討すべきである。

(2) 南部市町村会の役割について

南部市町村会は、上述した通りの役割を期待され任意団体として設立しているが、実際の活動は、年に数回の行政懇談会、要請行動がほとんどである。南部市町村会の運営は、南部広域市町村圏事務組合、南部市町村会及び財団法人南部振興会の事務局を統合して行われている。事務局は、南部広域市町村圏事務組合に置かれており、平成 26 年度からは、那覇市職員が事務局長として出向している（給与は、南部広域市町村圏事務組合負担）。また、平成 25 年度南部市町村会一般会計歳入歳出決算書をベースに南部市町村会の決算概要を示せば、下表の通りとなる。

| 歳入               | 単位：千円   | ※（％）    |
|------------------|---------|---------|
| 南部市町村会負担金        | 25, 522 | 80. 5%  |
| 電算処理業務負担金        | 2, 117  | 6. 7%   |
| 前年度繰越金           | 3, 243  | 10. 2%  |
| その他              | 839     | 2. 6%   |
| 計                | 31, 721 | 100. 0% |
| 歳出               |         |         |
| 委託料（南部広域市町村事務組合） | 18, 087 | 60. 7%  |
| 電算機器リース料         | 2, 305  | 7. 7%   |
| 事務室使用料           | 2, 592  | 8. 7%   |
| 財政調整積立金          | 3, 283  | 11. 0%  |
| 畜産共進会協議会負担金      | 1, 196  | 4. 0%   |
| その他              | 2, 353  | 7. 9%   |
| 計                | 29, 816 | 100. 0% |
| 歳入一歳出（実質上の繰越金）   | 1, 905  |         |

※ 歳入額・歳出額に占める割合

上表から、南部市町村会の収入は、前年度からの繰越金を除くと、ほぼ全額が構成団体からの負担金である。また、歳出の構成を見ると、歳出額のうち、実質的に南部市町村会独自の事業運営に充てられている部分は、その他の約 2 百万円であり、歳出額のほとんどは、統合されている事務局の運営費に充てられており、中でも事務局の置かれている南部広域市町村事務組合への委託料（事務局長含む職員人件費相当額）が歳出額の 6 割を超えている。また、電算機器リース料、事務室使用料も事務

局統合による南部市町村会の負担部分である。このように見えてくると、南部市町村会の事務局も南部広域市町村事務組合に統合されており、事務局も当該事務組合内に置かれており、かつ事務局長も1名が兼任している状況で、南部市町村会として存続させる必要性があるのか分からない。

【意見】

これについて市は、広域3団体が異なる設置根拠（※南部市町村圏事務組合…地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合、南部市町村会…任意団体、南部振興会…民法第34条の規定に基づく財団法人）の下で運営されており、さらにそれぞれの団体において固有事務を抱えており現時点での統合は厳しいが、今後とも広域3団体における事業のスリム化を含め検討していくことであるが、南部市町村会を単独で設置する必要性がほとんど認められないと考えられることから、広域3団体の統合も視野にいれて組織の見直しを進めるべきである。

（3）財政調整積立金について

（2）の決算概要表記載の財政調整積立金は、平成25年度末の南部市町村会財産台帳によれば、約48,548千円の残高となっている。これは、市によれば、財政調整基金の目的として、プロパー職員の退職手当等の割当及び今後の職員人件費増への対応として積み立てているが、具体的な収支計算はしていないとのことであった。

【意見】

市は、南部市町村会に対して、職員退職金としての積立でであれば規定を設定し、退職給付引当資産として毎期必要額を積立てるよう求めるべきである。

防災行政無線（デジタル・アナログ）

電波利用料、MCA無線電波利用料

1. 補助金の概要

| 番号            | 8                                                                                                                                                                                                      | 所管部課 | 総務部 | 総務課 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|
| 予算事業名         | 01 負担金                                                                                                                                                                                                 |      |     |     |
| 補助金名          | 防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA無線電波利用料                                                                                                                                                                      |      |     |     |
| 補助金の性質別分類     | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 子利補助<br><input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助 |      |     |     |
| 補助根拠（法令・要綱名等） | 電波利用料制度 電波法第103条の2第1項の規定による                                                                                                                                                                            |      |     |     |
| 補助開始年度        | 平成21年度（デジタル）、平成15年度（アナログ）、平成21年度（MCA無線）                                                                                                                                                                |      |     |     |
| 交付先           | 沖繩総合通信事務所 歳入徴収官 沖繩総合通信事務所次長                                                                                                                                                                            |      |     |     |
| 交付先の分類        | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民（個人） <input checked="" type="checkbox"/> その他（国）                                                                 |      |     |     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 電波利用料は、良好な電波環境の構築・整備に係る費用を無線局の免許人等に公平に分担していただく、いわゆる電波利用のための公益費用。<br>(1) 電波監視業務の充実<br>(2) 総合無線局監視システム（PARTNER）の整備<br>(3) 周波数逼迫対策のための技術試験及び電波資源拡大のための研究開発等<br>(4) 電波の人体への影響に関する調査<br>(5) 標準電波の発射<br>(6) 特定周波数終了対策業務<br>(7) 無線システム普及支援事業<br>(8) 電波遮へい対策事業<br>(9) リテラシー（理解能力）向上のために行う事業<br>(10) 各業務に附帯する事務 | 補助の対象となる事業内容                                                                       |
| 補助の目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 那覇市防災行政無線（デジタル式76子局、アナログ式21子局）及びMCA無線（37機）を利用すること。<br>※MCAとは mc Access（エムシーアクセス）の略 |
| 期待される効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 那覇市防災行政無線の安定した運用、維持管理等に万全を期すことが期待される。                                              |
| 積算根拠（補助額の算定方法）                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 個別免許の電波利用料（電波法別表第6）に基づき、電波利用料総表（平成23年10月1日改定）                                      |

2. 監査の指摘と意見

（1）補助金の必要性について

【意見】

当該負担金は、防災行政無線（デジタル・アナログ）及びMCA無線設置（以下、「防災行政無線等」という。）に伴い必要な電波利用料である。法律上義務付けられているものではないが、電波利用料を支払わなければ、事実上、無線が使用できないため、利用料を負担する必要性がある。

市としては、今後、市内における防災行政無線等の効果も勘案しながら、必要箇所の検討及び設置を進める必要があるものと思われる。

企画財務部の負担金

地方税電子化協議会関係負担金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 1                                                                     | 所管部課        | 企画財務部     | 市民税課  |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------|
| 予算事業名                 | 負担金(那覇市賦課徴収事務費)                                                       |             |           |       |
| 補助金名                  | 地方税電子化協議会関係負担金                                                        |             |           |       |
| 補助金の性質別分類             | ■義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 □その他事業費補助              |             |           |       |
| 補助根拠<br>(法令名、要綱名等)    | 会費及び負担金規則、經由機関業務分担金規則                                                 |             |           |       |
| 補助開始年度                | 平成21年度                                                                |             |           |       |
| 交付先                   | 一般社団法人 地方税電子化協議会                                                      |             |           |       |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                       |             |           |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | e-LTAX 会費                                                             |             |           |       |
|                       | e-LTAX 運用関係費負担金                                                       |             |           |       |
|                       | e-LTAX 次期更改準備資金                                                       |             |           |       |
|                       | 国税連携関係費負担金                                                            |             |           |       |
|                       | システム運用関係費負担金                                                          |             |           |       |
| 補助の目的                 | 個人住民税給付と所得者の扶養親族申告書の統合様式作成等負担金                                        |             |           |       |
|                       | 地方税の電子化に係る事業を推進することにより、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的としている団体である。 |             |           |       |
| 期待される効果               | ・地方税の電子申告等に係るシステムの開発、運営                                               |             |           |       |
|                       | ・地方税の電子申告等に係るシステムの普及、発展                                               |             |           |       |
|                       | ・個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る經由機関業務のシステムの開発、運営                                |             |           |       |
|                       | ・所得税確定申告書等のデータ連携に係るシステムの開発、運営                                         |             |           |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 別紙平成25年度会費、負担金等計算シート(市区町村)                                            |             |           |       |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 別紙平成25年度決算書                                                           |             |           |       |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後                                                              | □事前に概算交付→精算 | 前年度返還(参考) | □有 ■無 |

電子申告実績

| 電子申告(eLTAX)件数  |                                                                                        |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|------------|----------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 税目             | 年度                                                                                     | №1              |                 |            |                |              |            |              |            |              |              | №2         |              |              |            |
|                |                                                                                        | 合計              | 4月              | 5月         | 6月             | 7月           | 8月         | 9月           | 10月        | 11月          | 12月          | 1月         | 2月           | 3月           |            |
| 事業所税           | 平成22年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 11,511<br>51%   | 567<br>—   | 2,370<br>—     | 1,512<br>—   | 786<br>—   | 1,035<br>—   | 500<br>—   | 647<br>—     | 1,590<br>—   | 594<br>—   | 315<br>24    | 1,089<br>363 | 506<br>111 |
|                | ※eLTAXが開始した12月から3月までのeLTAX割合は23.6%                                                     |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | 平成23年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 11,895<br>4,207 | 588<br>179 | 2,357<br>895   | 1,508<br>383 | 850<br>231 | 1,050<br>463 | 599<br>215 | 618<br>263   | 1,681<br>647 | 570<br>158 | 397<br>139   | 1,092<br>487 | 495<br>147 |
|                | ※eLTAX割合は35.4%、30.4%、38.0%、23.8%、27.2%、44.1%、35.9%、42.3%、38.5%、27.7%、35.0%、45.0%、29.7% |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | 平成24年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 12,192<br>5,014 | 648<br>227 | 2,034<br>1,074 | 1,911<br>461 | 972<br>376 | 1,020<br>469 | 551<br>204 | 678<br>338   | 1,741<br>760 | 654<br>209 | 423<br>173   | 1,061<br>551 | 499<br>152 |
|                | ※eLTAX割合は41.1%、35.0%、52.8%、24.1%、38.7%、46.0%、37.0%、49.9%、44.8%、32.0%、40.9%、51.9%、30.5% |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
| 法人市民税          | 平成25年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 12,652<br>5,939 | 774<br>288 | 2,382<br>1,212 | 1,473<br>583 | 933<br>389 | 1,100<br>578 | 704<br>269 | 1,804<br>948 | 730<br>643   | 425<br>703 | 1,121<br>643 | 628<br>407   | 628<br>245 |
|                | ※eLTAX割合は46.9%、37.2%、50.9%、39.6%、41.7%、49.8%、46.5%、52.1%、53.9%、34.4%、48.9%、54.1%、39.0% |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | 平成26年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 8,174<br>4,401  | 653<br>343 | 2,516<br>1,435 | 1,588<br>683 | 948<br>508 | 1,123<br>660 | 643<br>335 | 703<br>437   |              |            |              |              |            |
|                | ※eLTAX割合は53.8%、52.5%、57.0%、43.0%、53.8%、52.1%、62.2%                                     |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | ※認定件数にはeLTAX件数含んでいる。ただし、審査保留等によりeLTAX交付月に認定をあげられない場合もある。                               |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | ※eLTAX件数には重複申告件数および審査保留等の件数含む                                                          |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
| ※認定件数は財務会計上の件数 |                                                                                        |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
| 税目             | 年度                                                                                     | №1              |                 |            |                |              |            |              |            |              |              | №2         |              |              |            |
|                |                                                                                        | 合計              | 4月              | 5月         | 6月             | 7月           | 8月         | 9月           | 10月        | 11月          | 12月          | 1月         | 2月           | 3月           |            |
| 事業所税           | 平成22年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 374<br>0        | 26<br>—    | 183<br>—       | 4<br>—       | 14<br>—    | 27<br>—      | 8<br>—     | 19<br>—      | 30<br>—      | 7<br>—     | 14<br>0      | 32<br>0      | 10<br>0    |
|                | ※eLTAX割合は0.0%、—、—、—、—、—、—、—、—、—、—、—、—、—                                                |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | 平成23年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 405<br>12       | 25<br>0    | 202<br>8       | 17<br>0      | 15<br>0    | 33<br>0      | 8<br>0     | 13<br>0      | 28<br>3      | 14<br>0    | 10<br>1      | 34<br>0      | 6<br>0     |
|                | ※eLTAX割合は3.0%、0.0%、4.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、10.7%、0.0%、10.0%、0.0%、0.0%       |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | 平成24年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 394<br>18       | 29<br>0    | 207<br>10      | 15<br>0      | 15<br>0    | 27<br>0      | 6<br>0     | 14<br>0      | 25<br>3      | 5<br>0     | 8<br>0       | 37<br>5      | 6<br>0     |
|                | ※eLTAX割合は4.6%、0.0%、4.8%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、12.0%、0.0%、0.0%、13.5%       |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
| 法人市民税          | 平成25年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 417<br>36       | 27<br>0    | 211<br>22      | 21<br>0      | 18<br>0    | 24<br>0      | 3<br>1     | 15<br>1      | 28<br>6      | 9<br>1     | 9<br>4       | 44<br>5      | 8<br>0     |
|                | ※eLTAX割合は8.6%、0.0%、10.4%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、0.0%、6.7%、21.4%、11.1%、0.0%、11.4%     |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | 平成26年度                                                                                 | 認定件数<br>eLTAX割合 | 337<br>27       | 32<br>1    | 202<br>23      | 34<br>0      | 18<br>2    | 32<br>1      | 4<br>0     | 15<br>0      |              |            |              |              |            |
|                | ※eLTAX割合は8.0%、3.1%、11.4%、0.0%、0.0%、6.3%、25.0%、0.0%、—、—、—、—、—、—                         |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |
|                | ※認定件数・eLTAXの件数には免税点以下申告の件数含んでいる。                                                       |                 |                 |            |                |              |            |              |            |              |              |            |              |              |            |

|                           | 平成21年度  | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 会費                        | 313,000 | 313,000   | 313,000   | 313,000   | 317,000   | 375,000   | 375,000   |
| 運用関係負担金                   |         | 3,446,000 | 2,188,000 | 2,193,000 | 3,045,000 | 2,950,000 | 3,167,000 |
| 国税連携関係負担金                 |         | 465,000   | 388,000   | 472,000   | 694,000   | 387,000   | 552,000   |
| エルタックス経由年会特設経由<br>基幹業務負担金 | 483,000 | 483,000   | 405,000   | 405,000   | 391,000   | 446,000   | 483,000   |
| 次期更改準備資金<br>(事業充実準備金)     |         |           | 247,000   | 247,000   | 268,000   | 268,000   | 218,000   |
| 扶養親族申告書等の統合様式<br>作成負担金    |         |           | 22,812    | 11,221    | 11,539    | 11,018    | 13,889    |
| 負担金合計                     | 798,000 | 4,707,000 | 3,563,812 | 3,641,221 | 4,726,539 | 4,437,018 | 4,788,689 |

※ 平成27年度は予定額

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

【指摘】

那覇市におけるさらなる普及促進を図るべく、制度のPR等が必要である。また、負担金のうち大きな金額を占める運用関係費負担金については、負担額と受益の程度について毎年検証し、地方税電子化協議会に対し負担金減額の要請をすべきである。

市民文化部の補助金  
那覇市保安灯設置等事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 2                                                                          | 所管部課 | 市民文化部 | 市民生活安全課 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|-------|---------|
| 予算事業名                 | 保安灯設置等事業補助金                                                                |      |       |         |
| 補助金名                  | 那覇市保安灯設置等事業補助金                                                             |      |       |         |
| 補助金の性質別分類             | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                   |      |       |         |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市保安灯設置等事業補助金交付要綱                                                         |      |       |         |
| 補助開始年度                | 不明                                                                         |      |       |         |
| 交付先                   | 保安灯を設置、維持管理する自治会や通い会などの地域による団体                                             |      |       |         |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                               |      |       |         |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 1. 保安灯の新設に要する経費<br>2. 保安灯の修繕に要する経費<br>3. 従来型等器具の保安灯から、省電力型器具に取り替える工事に要する経費 |      |       |         |
| 補助の目的                 | 設置、維持管理経費の一部を補助することにより、地域の安全で快適な生活環境の整備を促進する                               |      |       |         |
| 期待される効果               | 保安灯設置にかかる自治会等団体の負担を軽減することで、設置の促進が図られ、犯罪抑止等の効果が期待される                        |      |       |         |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 上限額5万円×100灯=5,000千円                                                        |      |       |         |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 器具、資材費、施工費、電力等申請費、諸経費等                                                     |      |       |         |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後 □事前二概算交付⇒精算 前年度返還(参考) □有 ■無                                       |      |       |         |

平成 25 年度補助実績

| 交付先             | 前年度<br>補助実績 |
|-----------------|-------------|
| 与儀後原通り会         | 90,000 円    |
| 宮城区南自治会         | 249,900 円   |
| 末吉町自治会          | 250,000 円   |
| 天久ピアザ自治会        | 250,000 円   |
| 崎山ハイツ自治会        | 250,000 円   |
| 城東団地自治会         | 150,000 円   |
| 新仲井真自治会         | 250,000 円   |
| 球場ハイツ自治会        | 159,600 円   |
| 大名町自治会          | 150,000 円   |
| 大名町自治会（追加）      | 100,000 円   |
| 小緑泉原自治会         | 100,000 円   |
| たんぼぼ通り自治会       | 250,000 円   |
| 鳥堀 4 丁目通り会      | 250,000 円   |
| 大道区自治会          | 120,000 円   |
| 首里赤田町自治会        | 250,000 円   |
| 識名自治会           | 179,025 円   |
| 首里大中町自治会        | 250,000 円   |
| 城東自治会           | 250,000 円   |
| 楚辺中央自治会         | 150,000 円   |
| 安里二区自治会         | 36,000 円    |
| 鳥堀町自治会          | 250,000 円   |
| 楚辺 1 丁目自治会      | 209,370 円   |
| 赤平町自治会          | 250,000 円   |
| 大名第二団地自治会       | 250,000 円   |
| 石嶺東ヶ丘自治会        | 250,000 円   |
| 仲井真ハイツ自治会       | 150,000 円   |
| 松島自治会           | 60,000 円    |
| 団体 A            | 100,000 円   |
| 西松尾自治会          | 100,000 円   |
| 山川町自治会          | 150,000 円   |
| 繁多川自治会          | 90,000 円    |
| わかば通り会          | 196,875 円   |
| 真嘉比自治会          | 150,000 円   |
| 首里大名第三団地自治会     | 250,000 円   |
| 長田 2 丁目大倉ハイツ自治会 | 213,150 円   |
| 金城ダム隣友会自治会      | 250,000 円   |
| 宇栄原 2 丁目外人住宅自治会 | 250,000 円   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 桃原町自治会     | 150,000 円 |
| 松川区自治会     | 250,000 円 |
| 古蔵自治会      | 27,000 円  |
| 真地自治会      | 100,000 円 |
| 真嘉比自治会（追加） | 100,000 円 |

H25 保安灯設置等事業補助金の交付件数（平成 2 6 年 3 月 3 1 日）

|               | 申請団体数 | 新設数 | 修繕数 | 省電力型取替数 | 計   | 交付決定額<br>（円） |
|---------------|-------|-----|-----|---------|-----|--------------|
| 受託自治会         | 36    | 38  | 2   | 100     | 140 | 6,484,445    |
| 計             |       |     |     |         |     |              |
| 上記以外計         | 6     | 5   | 3   | 17      | 25  | 1,046,475    |
| 申請灯数、額<br>（円） | 42    | 43  | 5   | 17      | 165 | 7,530,920    |
| ※うち LED       | -     | 30  | 0   | 117     | 147 | -            |

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の有効性について

【指摘】

平成 25 年度から、市役所新庁舎の地下有料駐車場を財源を活用して、従来型（蛍光灯など）の保安灯から省電力型（LED）に取り替える工事に要する経費も新たに補助金の対象とされている。当該補助金は、保安灯設置の促進による犯罪防止等の効果を期待して交付されているが、これらの効果がどの程度上がっているか等の統計は取っていない。

保安灯設置と犯罪件数の関連や、また、設置団体からのアンケートを取るなどして、補助金の効果の検証が必要である。また、犯罪防止等の効果を期待して設置するからには、住宅街ではなくても、学校周辺の通学路になっており、人家のほとんど無いような場所にも設置が促進されるよう、市の働きかけが必要である。

那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金

1. 補助金の概要

| 番号                | 3                                                        | 所管部課 | 市民文化部 | 市民生活安全課 |
|-------------------|----------------------------------------------------------|------|-------|---------|
| 予算事業名             | 保安灯設置等事業補助金                                              |      |       |         |
| 補助金名              | 那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金                                      |      |       |         |
| 補助金の性質別分類         | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助 |      |       |         |
| 補助根拠<br>(法令・要綱名等) | 那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金交付要綱                                  |      |       |         |
| 補助開始年度            | 平成 25 年度                                                 |      |       |         |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 山丁町自治会          | 146,400 円 |
| 若狭 2 丁目自治会      | 60,000 円  |
| 若狭 3 丁目自治会      | 43,200 円  |
| 美田団地自治会         | 14,400 円  |
| 天久ピアザ自治会        | 175,200 円 |
| 若狭めもと自治会        | 129,600 円 |
| 県営天久高層住宅自治会     | 28,800 円  |
| 久米 1 丁目自治会      | 60,000 円  |
| 銘苅新都心自治会        | 168,000 円 |
| 安謝新都心自治会        | 168,000 円 |
| 曙 1 丁目自治会       | 28,800 円  |
| おもろまち自治会        | 16,800 円  |
| 天久自治会           | 127,200 円 |
| 久茂地小学校区自治会      | 7,200 円   |
| 松尾 2 丁目自治会      | 9,600 円   |
| 楚辺中央自治会         | 27,360 円  |
| 安里 2 区自治会       | 17,040 円  |
| 県営上間団地自治会       | 45,600 円  |
| 上間長崎原自治会        | 26,400 円  |
| 宇国場自治会          | 276,000 円 |
| 県営国場団地自治会       | 45,600 円  |
| 大蔵会自治会          | 26,400 円  |
| 識名ガーデンハイツ自治会    | 55,200 円  |
| 識名団地自治会         | 36,000 円  |
| 識名自治会           | 321,600 円 |
| 大道区自治会          | 79,200 円  |
| 楚辺区自治会          | 81,600 円  |
| 仲井真平和苑自治会       | 31,200 円  |
| 仲井真自治会          | 57,600 円  |
| 仲盛自治会           | 21,600 円  |
| 仲井真ハイツ自治会       | 52,800 円  |
| 長田 2 丁目大倉ハイツ自治会 | 45,600 円  |
| 県営松川団地自治会       | 45,600 円  |
| 繁多川自治会          | 516,000 円 |
| 宇久増自治会          | 64,800 円  |
| 古高自治会           | 103,200 円 |
| わかあゆ自治会         | 40,800 円  |
| 松島自治会           | 66,000 円  |
| 真地自治会           | 43,200 円  |
| 真嘉比自治会          | 147,120 円 |
| 三原区自治会          | 295,200 円 |

|                       |                                                                                                                                                             |                                                |                                                                              |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 交付先                   | 保安灯を設置、維持管理する自治会や通り会などの地域による団体                                                                                                                              |                                                |                                                                              |
| 交付先の分類                | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民（個人） <input type="checkbox"/> その他（                      ） |                                                |                                                                              |
| 補助の対象となる事業内容          | 対象団体が維持管理する保安灯の電気料支払いを含め、対象団体の地域活動の活性化を図る事業                                                                                                                 |                                                |                                                                              |
| 補助の目的                 | 保安灯を維持管理する自治会等の組織が強化されること及び安全で住みよいまちづくりが推進されること                                                                                                             |                                                |                                                                              |
| 期待される効果               | 保安灯の維持管理にかかると自治会等団体の負担を軽減することで、設置の促進が図られ、犯罪抑止等の効果が期待される                                                                                                     |                                                |                                                                              |
| 積算根拠<br>（補助額の算定方法）    | 1 灯あたり年 2,400 円×6,000 灯＝14,400 千円                                                                                                                           |                                                |                                                                              |
| 補助対象経費の内容<br>（具体的に記入） | 電気料、活性化に資する事業 等                                                                                                                                             |                                                |                                                                              |
| 交付方法                  | <input type="checkbox"/> 補助金額確定後                                                                                                                            | <input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付→精算 | 前年度返還参考）<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

平成 25 年度補助実績

| 交付先          | 前年度<br>補助実績 |
|--------------|-------------|
| 住吉区自治会       | 103,200 円   |
| 安謝自治会        | 84,000 円    |
| 岡野区自治会       | 60,000 円    |
| 泉崎 1 丁目自治会   | 14,400 円    |
| 泉崎 2 丁目自治会   | 24,000 円    |
| 久米自治会        | 60,000 円    |
| 古蔵自治会        | 57,600 円    |
| 古蔵向陽自治会      | 57,600 円    |
| 楚辺 1 丁目自治会   | 96,000 円    |
| 美田自治会        | 36,000 円    |
| 県営大橋市街地住宅自治会 | 16,800 円    |
| 壺屋町民会自治会     | 127,200 円   |
| 西松尾自治会       | 180,000 円   |
| 安阿自治会        | 14,400 円    |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 石嶺みのり自治会          | 40,800 円  |
| 石嶺坂道通り自治会         | 55,200 円  |
| 県道が嶺団地自治会         | 67,200 円  |
| 宇栄原自治会            | 366,720 円 |
| 宇栄原団地自治会          | 148,800 円 |
| 宮城自治会             | 103,200 円 |
| 富間自治会             | 48,000 円  |
| 手鏡水自治会            | 249,600 円 |
| 字小緑自治会            | 441,600 円 |
| 小緑泉原自治会           | 153,600 円 |
| 那覇鏡水宿舎自治会         | 21,600 円  |
| 那覇市高良自治会          | 96,000 円  |
| 田原自治会             | 153,600 円 |
| 安次嶺自治会            | 112,800 円 |
| 小緑市営住宅自治会         | 60,000 円  |
| 真地団地自治会           | 76,800 円  |
| 末吉市営住宅自治会         | 50,400 円  |
| 新都心銘菊市営住宅自治会      | 43,200 円  |
| 繁多川市営住宅自治会        | 48,000 円  |
| 銘菊市営住宅自治会         | 28,800 円  |
| 大名市営住宅自治会         | 100,800 円 |
| わんぱく・ハッスル通り会      | 48,000 円  |
| 石嶺ビレッジ自治会         | 55,200 円  |
| 石嶺むつみ街灯管理会        | 43,200 円  |
| 前島塩神保存会           | 124,800 円 |
| 兼久倶楽部通り会          | 28,800 円  |
| 与儀八三会             | 57,600 円  |
| あかぎグループ           | 7,200 円   |
| 金城ダム隣友会自治会        | 33,600 円  |
| 那覇大綱挽久茂地盛嗣保存会     | 60,000 円  |
| 壺屋夜夜隣組            | 9,600 円   |
| 城北小学校北通り会         | 32,160 円  |
| 団体 A              | 4,800 円   |
| 高砂御殿通り会           | 60,000 円  |
| 団体名 B             | 2,400 円   |
| にここ通り会            | 21,600 円  |
| 局前通り会             | 16,800 円  |
| 石嶺阿久川会            | 36,000 円  |
| ガジマル通り会           | 28,800 円  |
| 社会福祉法人若杉福祉会 城北保育園 | 2,400 円   |
| 大石森会              | 14,400 円  |

|                |           |
|----------------|-----------|
| 鏡川区自治会         | 64,800 円  |
| 平野区自治会         | 86,400 円  |
| 宮城区南自治会        | 36,000 円  |
| 宮城区自治会         | 124,800 円 |
| 県営繁多川高層住宅自治会   | 38,400 円  |
| 県営上間第二市街地住宅自治会 | 52,800 円  |
| 松川区自治会         | 256,800 円 |
| 寄宮自治会          | 16,800 円  |
| 識名 1 丁目自治会     | 40,800 円  |
| 安里一區自治会        | 57,600 円  |
| 前田原自治会         | 36,000 円  |
| 首里赤田町自治会       | 91,200 円  |
| 赤平町自治会         | 52,320 円  |
| 石嶺ひよい自治会       | 23,280 円  |
| 城東自治会          | 106,560 円 |
| 立川自治会          | 48,000 円  |
| 首里石嶺ハイツ自治会     | 62,400 円  |
| 大名第二団地自治会      | 114,480 円 |
| 大名町自治会         | 97,680 円  |
| 首里大中町自治会       | 82,560 円  |
| 首里義保町自治会       | 76,800 円  |
| 首里金城町自治会       | 170,400 円 |
| 崎山ハイツ自治会       | 119,760 円 |
| 久場川町自治会        | 8,160 円   |
| 寒川町自治会         | 105,600 円 |
| 末吉町自治会         | 153,600 円 |
| 首里平良町自治会       | 60,000 円  |
| 首里汀良町自治会       | 38,400 円  |
| 汀良市営住宅自治会      | 36,000 円  |
| 当蔵町自治会         | 79,200 円  |
| 桃原町自治会         | 86,400 円  |
| 鳥小堀自治会         | 24,000 円  |
| 鳥堀町自治会         | 223,200 円 |
| 県営鳥堀市街地住宅自治会   | 40,800 円  |
| 真和志町自治会        | 45,600 円  |
| 山川町自治会         | 270,480 円 |
| 久場川市営住宅自治会     | 86,400 円  |
| たんぽぽ通り自治会      | 60,000 円  |
| 石嶺東ヶ丘自治会       | 19,200 円  |
| 石嶺アベックス自治会     | 26,400 円  |
| 城東団地自治会        | 21,600 円  |

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| みどりが丘通り会            | 26,400円     |
| 繁多川二丁目なかよし坂通り会      | 7,200円      |
| 与儀白ゆり通り会            | 16,800円     |
| 与儀後原通り会             | 110,400円    |
| 与儀小学校区まちづくり協議会      | 4,800円      |
| 真地 321 通り会          | 7,200円      |
| みどりヶ丘自治会            | 16,080円     |
| 鳥堀町 4 丁目 1 0 班 1 組  | 40,800円     |
| わかば通り会              | 24,000円     |
| つばめ通り会              | 43,200円     |
| 久場川町 1 丁目 116 番地通り会 | 9,600円      |
| 久場川町 中通り会           | 28,800円     |
| 団体名 C               | 4,800円      |
| 団体名 D               | 7,200円      |
| 久場川通り会              | 16,800円     |
| 首里大名第三団地自治会         | 15,360円     |
| 合計                  | 11,458,320円 |

H25 保安灯設置等事業補助金の交付件数（平成26年3月31日）

|               | 申請<br>団体数 | 認可灯数 |     |          | 計   | 交付決定額<br>(円) |
|---------------|-----------|------|-----|----------|-----|--------------|
|               |           | LED  | 蛍光灯 | 公街灯 A 以外 |     |              |
| 受託自治会<br>計    | 36        | 38   | 2   | 100      | 140 | 6,484,445    |
| 上記以外計         | 6         | 5    | 3   | 17       | 25  | 1,046,475    |
| 申請灯数、額<br>(円) | 42        | 43   | 5   | 17       | 165 | 7,530,920    |
| ※うち LED       | -         | 30   | 0   | 117      | 147 | -            |

H25 自治会等保安灯電気料金相当額補助金の交付件数（平成26年3月31日）

|            | 申請<br>団体数 | 認可灯数 |       |          | 計     | 交付決定額<br>(円) |
|------------|-----------|------|-------|----------|-------|--------------|
|            |           | LED  | 蛍光灯   | 公街灯 A 以外 |       |              |
| 受託自治会<br>計 | 117       | 54   | 3,839 | 453      | 4,346 | 10,391,520   |
| 上記以外計      | 36        | 5    | 415   | 26       | 446   | 1,066,800    |
| 全体合計       | 153       | 59   | 4,254 | 479      | 4,792 | 11,458,320   |

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の目的について

【意見】

当該補助金の交付目的は、交付要綱によれば、以下の通りである。

那覇市自治会等保安灯電気料金相当額補助金交付要綱（一部抜粋）

（平成 25 年 5 月 24 日市民文化部長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本庁舎駐車場の貸付けにより生じる財源を活用し、自治会等が負担する保安灯に係る電気料を算定基礎として、自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付する那覇市自治会等保安灯電気料金相当額補助金（以下「補助金」という。）について、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保安灯 夜間における犯罪を防止し、公衆の通行安全を図るために設置された電灯で、電力会社と「公衆街路灯 A」の契約を締結したもの又はこれと同等と認められるもの。ただし、駐車場及び商店街に設置する電灯は除くものとする。

(2) 省電力型保安灯 保安灯のうち、光源に LED を使用したもの又はこれと同等の寿命並びに省電力の性能を有すると認められるもの（補助事業者等）

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者は、那覇市連絡事務委託規則(1964 年那覇市規則第 23 号)に基づく委託を受けた自治会以下「自治会」という。）、通り会及びその他これらに類すると市長が認める団体（以下「対象団体」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、対象団体の地域活動の活性化を図る事業とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内において支給する。

(1) 省電力型保安灯 1 灯当たり年額 1,680 円

(2) 前号以外の保安灯 1 灯当たり年額 2,400 円

2 新たに保安灯を設置した時は、市長の定める額を加算することができる。

この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

交付要綱に規定されている通り、この補助金は「自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付する」ものであって、金額の算定基礎が、保安灯に係る電気料金であるということとされていることから、当該補助金の交付を受けた自治会等は、会員の親睦のためのピクニック費用など、さまざまな費用に補助金が充てられている。

確かに、お金に色はついていないので、保安灯の電気料金として補助金を交付しようが、電気料金相当額を活性化目的の事業に対して交付しようが受け取った側にとっては同様かもしれない。

しかしながら、補助金は、補助金ガイドラインに記載があるように、公益性の観点のほか、補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること（有効性の観点）、他の団体等との間で公平性が

保たれていること（公平性）の基本的な視点が必要であり、ピクニックなどの娯楽事業が自治会等の一部に偏り、生活活性化にどのような効果があるのか明確ではなく、また、（保安灯を設置した）特定の自治会等の一部に偏り、住民の娯楽費用等に充てられるのは公平性の観点から問題があると思われるので、補助目的を電気料金補助として改めるべきである。

那覇市自治会連合会事業補助金

## 1. 補助金の概要

| 番号                    | 1                                                                                                                                                                                                                   | 所管部課      | 市民文化部 | まちづくり協働推進課                                                       |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 予算事業名                 | 自治会長連合会補助金                                                                                                                                                                                                          |           |       |                                                                  |
| 補助金名                  | 那覇市自治会長連合会事業補助金                                                                                                                                                                                                     |           |       |                                                                  |
| 補助金の性質別分類             | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助<br><input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助 |           |       |                                                                  |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市自治会長連合会事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                 |           |       |                                                                  |
| 補助開始年度                | 平成 4 年度                                                                                                                                                                                                             |           |       |                                                                  |
| 交付先                   | 那覇市自治会長連合会                                                                                                                                                                                                          |           |       |                                                                  |
| 交付先の分類                | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他( )                                                                              |           |       |                                                                  |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 那覇市自治会長連合会が行う次の事業<br>(1) 総会<br>(2) 役員会<br>(3) 県内研修会<br>(4) レクリエーション<br>(5) その他                                                                                                                                      |           |       |                                                                  |
| 補助の目的                 | 市内の自治会活動の望ましい運営のあり方や市民生活の向上及び市行政への協力に寄与する。                                                                                                                                                                          |           |       |                                                                  |
| 期待される効果               | 那覇市自治会長連合会の円滑な運営及び組織の強化を図る。<br><br>補助金: ¥3,000,000<br><内訳><br>会議費: ¥400,000<br>活動費: ¥300,000<br>研修費: ¥500,000<br>人件費: ¥1,800,000                                                                                    |           |       |                                                                  |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 収支決算: 運営費・活動費 = ¥4,799,674<br>運営費: ¥3,298,518 (会議費、手当等、人件費、需用費、分担金、備品費、渉外費、雑費)<br>活動費: ¥1,461,156 (研修費、活動費)                                                                                                         |           |       |                                                                  |
| 交付方法                  | <input type="checkbox"/> 補助金額確定後<br><input checked="" type="checkbox"/> 事前: 概算交付⇒精算                                                                                                                                 | 前年度返還(参考) |       | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

那覇市自治会長会連合会について

## ① 組織の体制

- ・平成17年4月1日より、専従職員1人を配置しております。
- ・市内4管内(本庁・真和志・首里・小禄)の内、市営住宅自治会の連合組織を含め、支部(計5支部)と称し、その支部長の中から、連合会長が選任されています。

## ② 目的

自治会活動の望ましい運営、ならびに市民生活の向上及び福利厚生を増進を図るとともに、市政への協力に寄与することを目的としています。

③活動内容 ○自治会活動の望ましい運営に関する調査・研究活動

- 協働のまちづくりを推進する活動
- 市民の福利厚生に関する活動

- 各支部自治会長との連絡調整に関する活動
- 市民憲章の実践を推進する活動
- 広報活動

(※上記の各活動は、各自治会からの会費収入と那覇市からの補助金で実施しています。)

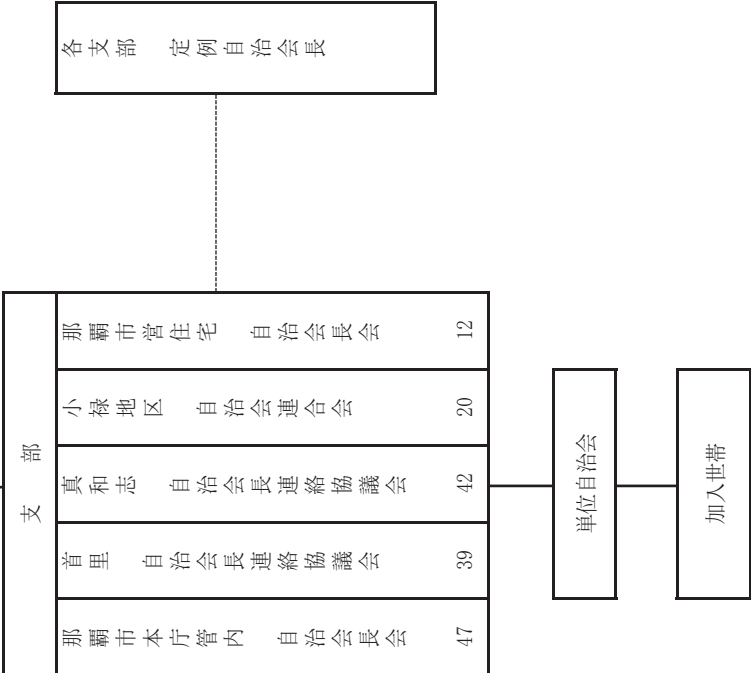
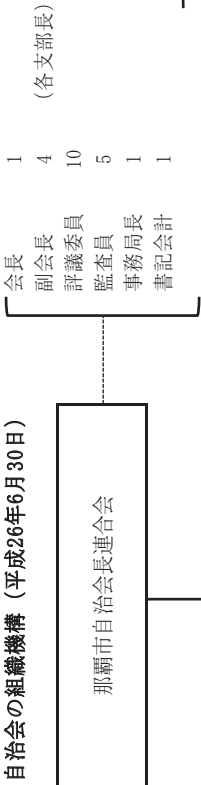
(以上、市資料より)

年度別 自治会加入率などの状況

| 年度  | 住民登録世帯数<br>(A) | 自治会加入世帯数<br>(B) | 自治会数<br>(C) | 1 自治会あたり<br>平均加入世帯数 | 加入率<br>(B/A×100) |
|-----|----------------|-----------------|-------------|---------------------|------------------|
| H7  | 106,021        | 29,507          | 125         | 236                 | 27.8%            |
| H8  | 107,184        | 29,379          | 126         | 233                 | 27.4%            |
| H9  | 108,804        | 29,554          | 130         | 227                 | 27.2%            |
| H10 | 108,828        | 29,689          | 130         | 228                 | 27.3%            |
| H11 | 111,566        | 30,022          | 135         | 222                 | 26.9%            |
| H12 | 113,396        | 30,134          | 138         | 218                 | 26.6%            |
| H13 | 115,550        | 30,756          | 144         | 214                 | 26.6%            |
| H14 | 116,629        | 30,902          | 144         | 215                 | 26.5%            |
| H15 | 119,158        | 31,354          | 148         | 212                 | 26.3%            |
| H16 | 122,045        | 31,839          | 150         | 212                 | 26.1%            |
| H17 | 125,370        | 31,596          | 153         | 207                 | 25.2%            |
| H18 | 126,882        | 31,482          | 157         | 201                 | 24.8%            |
| H19 | 128,627        | 30,952          | 156         | 198                 | 24.1%            |
| H20 | 130,561        | 29,869          | 154         | 194                 | 22.9%            |
| H21 | 132,272        | 29,772          | 156         | 191                 | 22.5%            |
| H22 | 134,107        | 29,532          | 156         | 189                 | 22.0%            |
| H23 | 135,808        | 29,717          | 159         | 187                 | 21.9%            |
| H24 | 138,137        | 29,773          | 160         | 186                 | 21.6%            |
| H25 | 139,822        | 29,178          | 159         | 184                 | 20.9%            |
| H26 | 142,835        | 29,073          | 160         | 182                 | 20.4%            |

2. 監査の指摘と意見  
(1) 自治会の加入率について

【意見】  
那覇市の自治会加入率は年々減少しており、平成 25 年度で 20.9%となっている。一方、那覇市の世帯数は増加しており、同年度で約 13 万世帯となっているが、そのうち、自治会に加入しているのは約 2 万 9 千世帯となっており、1 自治会当たりの加入世帯数は 184 にとどまっている。また、加入率の減少だけでなく高齢化に伴う担い手不足も課題となっている。近年、近隣関係がますます希薄化していると言われる中で、今後、どのように参加



しやすい自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。

(2) 自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制について

【指摘】

那覇市の自治会は、協働によるまちづくりを推進する重要な担い手として、市からさまざまな補助金等の財政支援を受けている。これらの財政支援が、補助目的に沿ってどのように支出されているかについて決算書を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。また、決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。

那覇市自治会事務所賃借料補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 4                                                                                                                    | 所管部課 | 市民文化部 | まちづくり協働推進課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|------------|
| 予算事業名              | 那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業                                                                                                 |      |       |            |
| 補助金名               | 那覇市自治会事務所賃借料補助金                                                                                                      |      |       |            |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                             |      |       |            |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市自治会事務所賃借料補助金交付要綱                                                                                                  |      |       |            |
| 補助開始年度             | 平成3年度                                                                                                                |      |       |            |
| 交付先                | 安里二区自治会 他 32 自治会                                                                                                     |      |       |            |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                      |      |       |            |
| 補助の対象となる事業内容       | 自治会事務所として利用する土地・建物等を賃借する事業で次の要件を満たすこと<br>(1) 当該事務所を、地域コミュニティ活動の拠点として、運営及び利用するものであること<br>(2) 会議室等会議又は集会に必要な設備を備えていること |      |       |            |
| 補助の目的              | 地域コミュニティ活動の拠点(事務所)として自治会が利用する土地・建物等を賃借する場合に支渡し、自治会が地域コミュニティ活動の拠点を確保することを目的とする。                                       |      |       |            |
| 期待される効果            | 自治会が事務所を持つことで、地域住民が会議又は集会を行うことができ、よって地域コミュニティ活動の活性化が図れる。                                                             |      |       |            |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法) | 1月あたりの補助金の額は、自治会が事務所として利用する土地・建物等の賃借料月額(敷金等一時的に支払うものを除く。)に3分の2を乗じて得た額とする。補助金限度額は40000 円とする。                          |      |       |            |

| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 自治会事務所として利用する土地・建物等を賃借する場合に係る経費 |             |                 |
|-----------------------|---------------------------------|-------------|-----------------|
| 交付方法                  | □補助金額確定後                        | ■事前に概算交付→精算 | 前年度返還(参考) ■有 □無 |

以下は、市が実施している自治会への各種助成事業の内容である。

平成 26 年度 4 月自治会長会定例会 資料

自治会への各種活動助成等についてお知らせ

那覇市 まちづくり協働推進課

昨年度におきましても、自治会長をはじめ役員の皆様方には、協働によるまちづくりの推進にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、まちづくり協働推進課では、市政に関する広報事項の周知事務に要する経費の一部として、自治会に対し連絡事務委託料をお支払しているほか、自治会活動の支援として各種補助金を交付しております。 新年度にあたり、当課の自治会に対する事業内容をお知らせいたします。

年度途中に会長や役員交代のある場合は、本内容を引き継ぎますようお願いいたします。

1. 自治会が対象となる事業

| 事業名                     | 事業概要                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 那覇市連絡事務委託事業             | 月 1 回行われる各管内定例会等において、市政に関する広報事項の周知事務を委託します。委託料は、均等割と自治会加入世帯割の合算額です。<br>※ 均等割 (月額) 1 万 9,500 円<br>※ 世帯割 (月額) 当該自治会の加入世帯数に 17 円 (但し、500 世帯を超える部分の世帯数については 15 円) を乗じて得た額。3 万 1 千円を限度とする。                     |
| 自治会及び準備委員会等事業補助金        | ①学事奨励会や夏祭り、敬老会など地域のコミュニティ活動の活性化を目的とした事業、②自治会結成のための設立準備会等が、地域住民に対する会議や説明会など、自治会の設立を目的とした事業に関し交付します。<br>※ 支給限度額は、1 会計年度について 1 自治会あたり 55,000 円。①は 2 回 (27,500 円×2) に分けて、②は 5 回 (11,000 円×5) に分けて申請することも可能です。 |
| 地域 (防災) 案内付き掲示板設置改修補助事業 | 平成 26 年度に沖縄県奨励特別推進交付金を活用した掲示板の新設及び改修補助を行います。掲示板のデザインは平成 25 年度に各支部長の皆様のご意見を頂ながら制作したものといたします。<br>掲示板製作設置に係る費用の内、約 9 割の補助を予定しております。                                                                          |

|                     |                                                                                                          |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治会掲示板の新設及び修繕補助金    | 地域コミュニティ活動の推進を目的とした広報掲示板の設置または修繕に要する施工費の一部に交付します。<br>※ 修繕：限度額 4 万円（1 基 2 万円まで）<br>（新設は、広告付き掲示板をご検討願います。） |
| 自治会事務所賃借料補助金        | 地域コミュニティの拠点として運営及び利用する自治会事務所について、土地・建物を賃借する場合に補助金を交付します。<br>※ 補助月額 賃借料の 3 分の 2（ただし、4 万円を限度額とする。）         |
| 自治会公民館の建設及び改修等事業補助金 | 自治会で建設する自治会公民館の建設及び改修等に対し、総費用の 3 割以内で補助金を交付します。予算の範囲内で交付します。<br>※ 最高限度額 建設補助金が 500 万円<br>改修等 250 万円      |

1. 自治会が対象となる事業（続き）

| 事業名                  | 事業概要                                                                                            |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治会の法人化（地縁団体の認可）の手続き | 自治会が次の認可の要件を満たせば、市長の認可により法人格を取得し、自治会名義で不動産の登記が可能となります。<br>※①現に活動している②区域が明らか③区域内の誰もが加入できる④規約がある等 |

2. 自治会長会連合会が対象となる事業

| 事業名               | 事業概要                                                                              |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 一般コミュニティ助成金（備品購入） | （財）自治総合センターの「宝くじ普及広報事業」として、コミュニティの健全な発展を支援する目的で、必要な備品等の購入を助成するものです。               |
| 自治会長会連合会補助金       | 市内の各自治会活動の向上を図るために活動を行っている連合会に対する補助。<br>（会議、親睦事業等の運営費、研修会等自治会活動育成の事業費、事務局専従員の人件費） |

3. 自治会以外の団体も対象となる事業

| 事業名         | 事業概要                                                                      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 保安灯設置等事業補助  | 保安灯の設置、修繕、省電力型取替費用に対し補助金を交付します。<br>1 団体 5 灯まで、1 灯あたり上限 3 万円（省電力型は上限 5 万円） |
| 保安灯電気料相当額補助 | 保安灯の電気料を積算根拠として、自治会等の活性化事業に補助します。<br>1 灯あたり年 2,400 円（省電力型は年 1,680 円）      |

|              |                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防犯活動の支援      | 安全で住みよいまちづくり条例に基づき、自主防犯組織（自治会、通り会等）に対し、次のとおり支援いたします。<br>※腕章・懐中電灯は、1 団体に各 10 個以内。防犯用反射ベストは、1 団体あたり 10 着以内で貸与。 |
| ボランティアごみ袋の提供 | 地域等のボランティア清掃用にボランティアごみ袋（無料）を支給しております。<br>【配布場所】真和志、小禄、首里の各支所、那覇市民憲章推進協議会（市民生活安全課内）、那覇市協働大使活動支援センター           |

# H25年度 自治会事務所賃借料補助金

上限  
40,000円

支出負担の金額

| 番号 | 自治会名      | 月額<br>(円) | 補助金額<br>月額<br>(円) | 年額<br>(円) |
|----|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| 1  | 那覇市東町自治会  | 60,000    | 40,000            | 480,000   |
| 2  | 首里儀保町自治会  | 18,270    | 12,100            | 145,200   |
| 3  | 泉崎1丁目自治会  | 45,000    | 30,000            | 360,000   |
| 4  | 桃原町自治会    | 23,400    | 15,600            | 187,200   |
| 5  | 共栄自治会     | 25,000    | 16,600            | 199,200   |
| 6  | 宮城区南自治会   | 7,360     | 4,900             | 58,800    |
| 7  | 末吉町自治会    | 17,000    | 11,300            | 135,600   |
| 8  | 安里二区自治会   | 60,000    | 40,000            | 480,000   |
| 9  | 美田自治会     | 50,000    | 33,300            | 399,600   |
| 10 | 西松尾自治会    | 30,000    | 20,000            | 240,000   |
| 11 | 久米自治会     | 40,000    | 26,600            | 319,200   |
| 12 | 若狭2丁目自治会  | 50,000    | 33,300            | 399,600   |
| 13 | 楚辺1丁目自治会  | 30,000    | 20,000            | 240,000   |
| 14 | 岡野区自治会    | 36,210    | 24,100            | 289,200   |
| 15 | 古蔵向陽自治会   | 20,000    | 13,300            | 159,600   |
| 16 | 小椋新町自治会   | 5,830     | 3,800             | 45,600    |
| 17 | 曙1丁目自治会   | 60,000    | 40,000            | 480,000   |
| 18 | 石鐘みのり自治会  | 45,000    | 30,000            | 360,000   |
| 19 | 赤平町自治会    | 60,000    | 40,000            | 480,000   |
| 20 | 大名第二団地自治会 | 70,000    | 40,000            | 480,000   |
| 21 | 安謝港区自治会   | 50,000    | 33,300            | 399,600   |
| 22 | 仲盛自治会     | 50,000    | 33,300            | 399,600   |
| 23 | 前島三丁目自治会  | 50,000    | 33,300            | 399,600   |
| 24 | 東雲自治会     | 60,000    | 40,000            | 480,000   |
| 25 | 松川共同住宅自治会 | 28,000    | 18,600            | 223,200   |
| 26 | 小椋泉原自治会   | 62,850    | 40,000            | 480,000   |
| 27 | 識名1丁目自治会  | 50,000    | 33,300            | 399,600   |
| 28 | 山下町自治会    | 45,000    | 30,000            | 360,000   |
| 29 | 久米1丁目自治会  | 60,000    | 40,000            | 480,000   |
| 30 | 宮城区自治会    | 24,320    | 16,200            | 194,400   |
| 31 | 平野区自治会    | 15,710    | 10,400            | 124,800   |
| 32 | 若狭1丁目自治会  | 27,500    | 18,300            | 219,600   |
| 33 | 松尾二丁目自治会  | 30,000    | 20,000            | 240,000   |
| 戻入 | 首里儀保町自治会  |           |                   | -27,600   |
| 戻入 | 仲盛自治会     |           |                   | -26,400   |

|    |            |
|----|------------|
| 合計 | 10,285,200 |
|----|------------|

集会所・事務所の形態について（平成26年12月時点）（単位：団体数）  
有：131 無：29

|          |     |                                                                                                                        |                                                                                     |
|----------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治会所有    | 46  |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 共同利用施設   | 9   |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 県営       | 17  |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 市営       | 16  |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 賃貸       | 28  |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 財産管理団体等  | 4   |                                                                                                                        |                                                                                     |
| の所有      |     |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 会長宅      | 2   |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 団地内      | 1   |                                                                                                                        |                                                                                     |
| 市所有      | 6   | <div> <div>本庁</div> <div>・旧久茂地小運動所管理事務所<br/>(くもじ地域自治会)</div> <div>・天久小内 (天久ピアザ)</div> <div>・辻市営住宅内 (辻自治会)</div> </div> | <div> <div>首里</div> <div>・金城むらやー (金城町自治会)</div> <div>・市営団地内 (石嶺ハイツ自治会)</div> </div> |
| その他      | 2   | <div> <div>・垣花奉頌会 (住吉区・若狭めおと)</div> </div>                                                                             | <div> <div>小椋</div> <div>・鏡水ふれあい館 (字鏡水自治会)</div> </div>                             |
| 合計 (団体数) | 131 |                                                                                                                        |                                                                                     |

## 2. 監査の指摘と意見 (1) 補助金の成果について

### 【意見】

当該補助金は、平成25年度で33団体へ交付されている。交付先団体については、補助目的に沿った使用が図られているか、市の定期的な検証が必要である。

(2) 自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制について

【指摘】

那覇市の自治会は、協働によるまちづくりを推進する重要な担い手として、市からさまざまな補助金等の財政支援を受けている。これらの財政支援が、補助目的に沿ってどのように支出されているかについて決算書等を用いて他の市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。また、決算内容について市の事後的なチェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。

那覇市コミュニティ助成事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 6                                                                                             | 所管部課 | 市民文化部 | まちづくり協働推進課 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|------------|
| 予算事業名              | 那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業                                                                          |      |       |            |
| 補助金名               | 那覇市コミュニティ助成事業補助金                                                                              |      |       |            |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>■建設事業補助 □その他事業費補助                                      |      |       |            |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 平成 25 年度コミュニティ助成事業実施要綱、那覇市コミュニティ助成事業補助金交付要綱                                                   |      |       |            |
| 補助開始年度             | 平成9年度                                                                                         |      |       |            |
| 交付先                | 首里崎山ハイツ自治会                                                                                    |      |       |            |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                                                  |      |       |            |
| 補助の対象となる事業内容       | 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業。 |      |       |            |
| 補助の目的              | 地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。                                                              |      |       |            |
| 期待される効果            | 住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)が建設整備される。                                           |      |       |            |

|                       |                                                                                                                           |             |           |       |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------|
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 対象となる総事業費の 5 分の 3 以内に相当する額。ただし、1500 万円までとする。                                                                              |             |           |       |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用不可)に要する経費。ただし、土地の取得・造成、既存施設の購入・撤去・解体処理、外構工事に要する経費は対象外とする。 |             |           |       |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                                                                                  | ■事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) | □有 ■無 |

那覇市コミュニティ助成事業補助金交付要綱（一部抜粋）

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業(以下「助成事業」という。) による助成金の交付を受けて、地域コミュニティ活動の促進を図る事業に対し交付する那覇市コミュニティ助成事業補助金(以下「補助金」という。) の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。）及び財団法人自治総合センターが定める助成事業に関する要綱（以下「助成要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この要綱に定める補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。) は、助成要綱に定める助成事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業  
(助成事業の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施を予定する年度の前年度の市長が指定する日までに、那覇市コミュニティ助成事業計画申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成要綱の要件を満たしていると認めるときは、助成要綱に定める助成の申請手続を行うものとする。

3 市長は、沖縄県知事から助成の決定に係る通知(以下「助成決定通知」という。) を受けたときは、当該申請を行った者にこれを通知するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、助成決定通知による助成額とする。

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

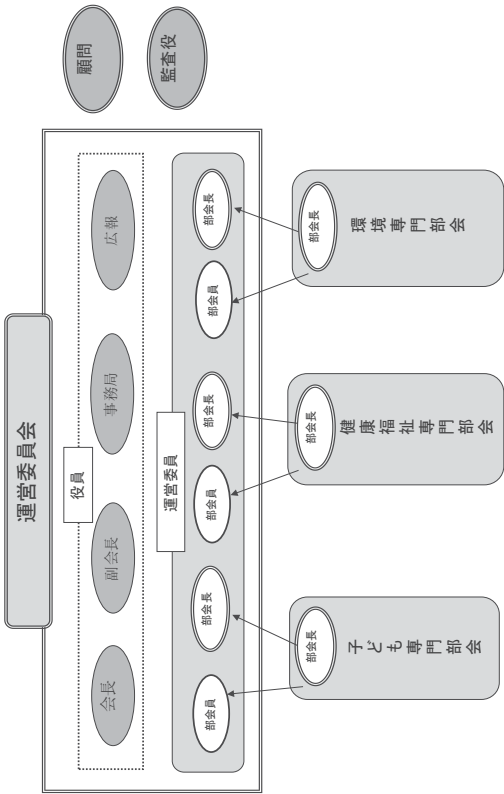
【意見】  
当該補助金は、財団法人自治総合センターの資金（宝くじ事業）を 100%活用して、自治会集会所の建設費の一部に充てられたものであり、平成 25 年に同財団法人より交付決定があったため市が交付した。  
今後も当初の目的どおりの利用がなされているか定期的な検討が必要である。

那覇市協働によるまちづくり  
推進協議会補助金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 7                                                                                                                                                                                                                                                      | 所管部課        | 市民文化部     | まちづくり協働推進課 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|------------|
| 予算事業名                 | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金                                                                                                                                                                                                                                  |             |           |            |
| 補助金名                  | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金                                                                                                                                                                                                                                  |             |           |            |
| 補助金の性質別分類             | □義務的な補助 ■団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助                                                                                                                                                                                                  |             |           |            |
| 補助根拠<br>(法令・要綱名等)     | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                              |             |           |            |
| 補助開始年度                | 平成 23 年度～                                                                                                                                                                                                                                              |             |           |            |
| 交付先                   | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会                                                                                                                                                                                                                                     |             |           |            |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                                                                                                                                                                                                           |             |           |            |
| 補助の対象となる事業内容          | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会は、市政の大きな柱である協働によるまちづくりを、市内隅々にまで広げるために、平成 23 年 8 月に設立し、那覇市協働大使の自主的な活動をさらに活性化させるための支援や、情報提供等の活動を行うとともに、活動団体相互の連携を図り、那覇市の協働によるまちづくりの一層の推進に寄与することを目的として活動している団体である。<br>当協議会は、協働によるまちづくりを拡大させるためのキーパーソンである協働大使を会員とする団体で、本市にとって欠かせない存在である。 |             |           |            |
| 補助の目的                 | 協働大使及び那覇市協働によるまちづくり推進協議会の活動支援<br>協働大使の繋がりを強化し、その活動を更に活性化するため、協働によるまちづくり推進事業を実施できるように、支援を行う。                                                                                                                                                            |             |           |            |
| 期待される効果               | 市民の協働によるまちづくりに対する意識を高め、協働の取組みや、繋がりを、点から線、線から面へと繋げることで、協働の輪を拡大し、人と人が支え合う、「いい暮らしよりも楽しい暮らし」を実現する。                                                                                                                                                         |             |           |            |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 平成 25 年度補助金 3,600,000 円<br>事務運営費: 2,134,000 円<br>活動事業費: 1,466,000 円                                                                                                                                                                                    |             |           |            |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 平成 25 年度補助金 3,650,699 円<br>事務運営費: 1,923,518 円(人件費・会議費、賃借料、通信運搬費、光熱水費、備品購入費等)<br>活動事業費: 1,727,181 円(事業費)                                                                                                                                                |             |           |            |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                                                                                                                                                                                                               | ■事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) | □有 ■無      |

那覇市協働によるまちづくり推進協議会 組織図



協働大使とは

協働大使とは、協働によるまちづくりを実践している団体の代表者や、団体が推薦する方に、これまでの活動に敬意を表して、那覇市から委嘱を受けている方々のことです。  
すでに協働を実践している方々へこれまでの活動に敬意を表するとともに、今後は協働大使としても活動していただくことによって、市民へ協働のまちづくりをアピールし、市民との協働によるまちづくりを進めることを目的としています。

《第2号議案 平成25年度収支決算報告》

平成25年度那覇市協働によるまちづくり推進協議会 収支決算報告書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

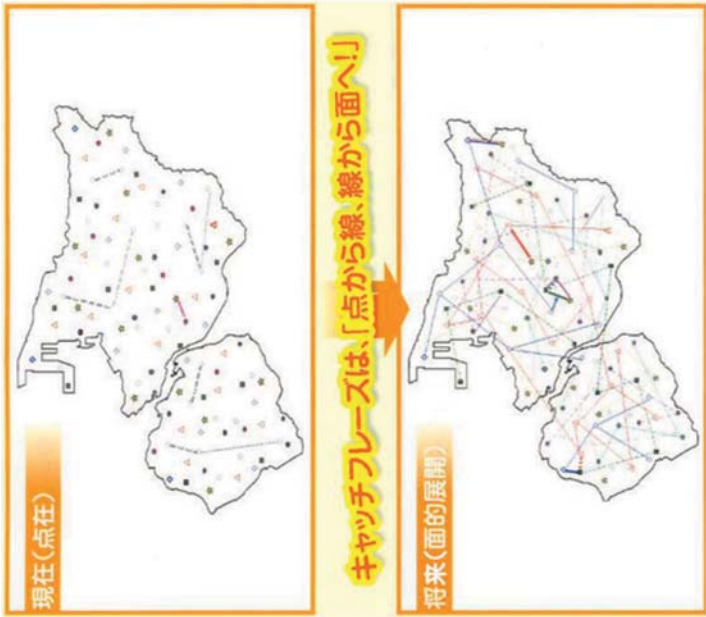
| 収入の部 |           |           |                                                                                | (単位:円) |
|------|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 科目   | 本年度予算額    | 本年度決算額    | 備考                                                                             |        |
| 補助金  | 3,600,000 | 3,600,000 | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金                                                          |        |
| 雑収入  | 0         | 240,224   | ・地域ゆんたく会等参加費 177,000<br>・協働まつり公演チケット代 44,500<br>・ポロシャツ販売収益 9,600<br>・その他 9,124 |        |
| 繰越金  | 233,058   | 233,058   |                                                                                |        |
| 合計   | 3,833,058 | 4,073,282 |                                                                                |        |

| 支出の部    |           |           |                                                                                                                | (単位:円) |
|---------|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 科目      | 本年度予算額    | 本年度決算額    | 備考                                                                                                             |        |
| 事業費     | 1,452,000 | 1,727,181 | ①まちまいし事業 31,947 ②ゆんたく会 218,794<br>③普及啓発事業 488,280 ④専門部会 89,974<br>⑤協働まつり 789,124 ⑥CGG 43,247<br>⑦大ゆんたく会 65,815 |        |
| 役務費     | 833,000   | 422,234   | バス・モノレール 18,700<br>通信費 403,534                                                                                 |        |
| 需用費     | 150,000   | 381,784   | 消耗品費 195,406 (プリンタナー代、その他文具等)<br>食糧費 78,336 (総会・懇親会食糧費、運営委員会茶菓子代)<br>印刷製本費 108,042 (封筒作成・印刷機使用料)               |        |
| 使用料・賃借料 | 71,000    | 64,000    | 会場使用料、タグシーケーペン代                                                                                                |        |
| 備品購入費   | -         | 0         |                                                                                                                |        |
| 報酬      | 960,000   | 960,000   | 会長報酬 80,000 × 12ヵ月                                                                                             |        |
| 旅費      | 120,000   | 95,500    | 運営委員会費用弁償 500 × 191人(延べ)                                                                                       |        |
| 交際費     | 10,000    | 0         |                                                                                                                |        |
| 予備費     | 237,058   | 0         |                                                                                                                |        |
| 小計      | 3,833,058 | 3,650,699 |                                                                                                                |        |
| 余剰金     | -         | 422,583   | 平成26年度歳入分                                                                                                      |        |
| 合計      | 3,833,058 | 4,073,282 |                                                                                                                |        |

文化協会助成事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所管部課 | 市民文化部 | 文化振興課 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名                 | (補助金)文化協会助成事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |       |       |
| 補助金名                  | 文化協会助成事業補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 補助金の性質別分類             | ■ 団体運営費補助 □ イベント・大会補助 □ 利子補給補助<br>□ 職務的な補助 □ 建設事業補助 □ その他事業費補助                                                                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |       |       |
| 補助開始年度                | 平成4年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |       |       |
| 交付先                   | 那覇市文化協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |       |
| 交付先の分類                | ■ 外郭団体 □ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 那覇市文化協会は、市民の英知と活力を結集し、市民文化の振興を図り、「文化都市なほ」の建設に努めることを目的に、平成4年に設立され、現在26部会、2,500名余の会員が文化活動を行っており、市民文化の中核をなす組織である。<br>「那覇市文化協会の主な活動内容」<br>・あけもどろ総合文化祭(那覇市共催)：毎年多くの市民が参加され、本市の総合文化祭として、広く市民に親しまれている。<br>・那覇市からの受託事業(創作エイサーコンテスト・うちなーぐち講座・島くちばし語やびら大会・那覇市民芸術展・沖縄芝居公演)<br>・うちなー感動・体験プログラム「文化のうといむち(おもてなし)」事業(毎週日曜日開催) |      |       |       |
| 補助の目的                 | 那覇市文化協会への事業・運営等に要する経費として補助している                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 期待される効果               | 設立以来、当協会は地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業など積極的に展開し、市民文化の振興の一翼をになっており、本市の文化行政の推進に期待できる。                                                                                                                                                                                                                                   |      |       |       |
| 精算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 事務局職員1名の人件費相当として¥1,600,000                                                                                                                                                                                                                                                                                     |      |       |       |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 事務局職員1名の人件費相当<br>※平成27年度実計要求より(運営費+活動費)÷1/2=要求額としている<br>運営費=会議費、役員手当等、人件費、旅費、渉外費、需用費、役務費<br>活動費=自主事業費                                                                                                                                                                                                          |      |       |       |
| 交付方法                  | □ 補助金額確定後 ■ 事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) □ 有 ■ 無                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |       |       |



那覇市協働によるまちづくり推進協議会とは

協働大使の自主的な活動をさらに活性化させるための支援を行うとともに、活動団体相互の連携を促進することで、那覇市の協働によるまちづくりを、より一層推進することを目的とする市民組織です。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

本補助金は、市民の協働によるまちづくりに対する意識を高め、協働の取り組みや、繋がりを、点から線、線から面へと繋げることで、協働の和を拡大し、人と人が支えあう、「いい暮らしよりも楽しい暮らしを」実現することを目的としている。今後、市はこれらの目的がどのようにつながっているか、具体的な指標なり成果を公表する必要がある。

(2) 補助金の使途について

【意見】

那覇市協働によるまちづくり推進協議会の収支報告書については、補助の目的に従って支出されているかどうか、市による毎期の検証が必要である。

文化協会組織体制

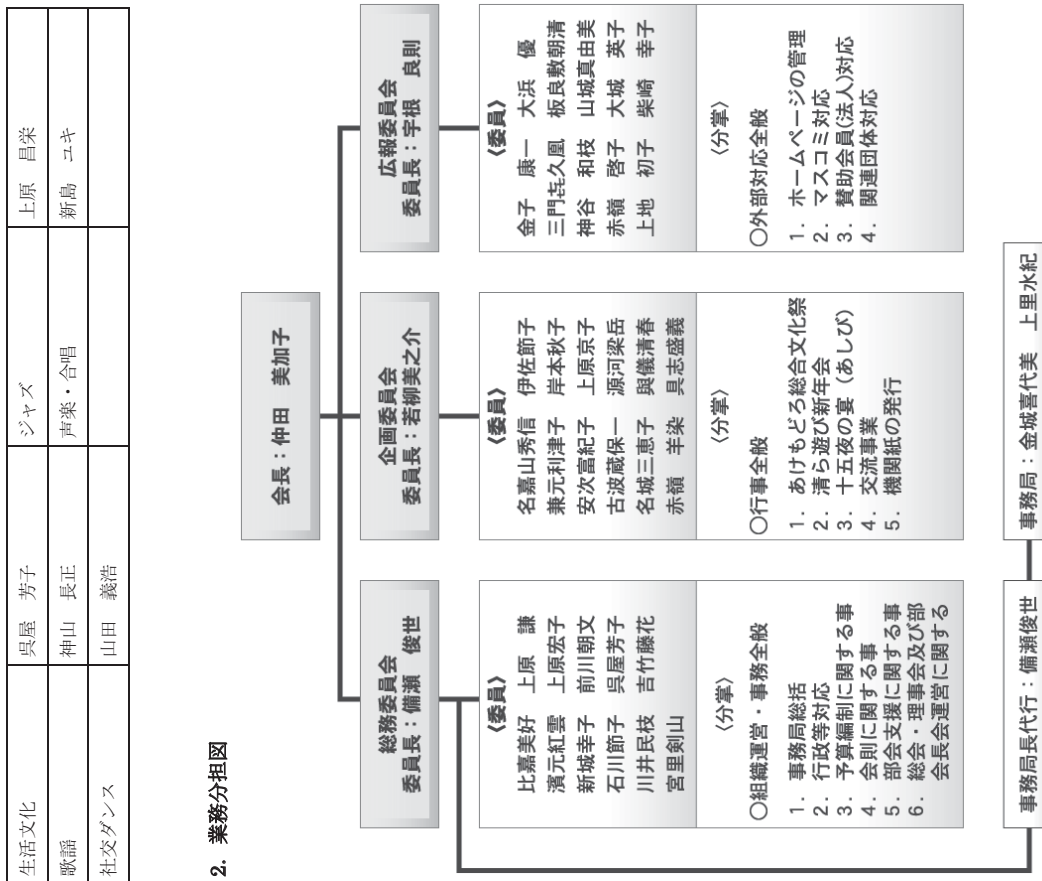
1. 主な役員

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 顧問代表 | 翁 長 雄 志（那覇市長）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 顧問   | 宮城信男、久場トヨ、大城立裕、安次富長昭、尚 弘子、<br>比嘉良雄、照喜名朝一、玉城節子、城間徳次郎、城間雨邸、<br>宮城幸子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 会 長  | 仲田美加子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 副会長  | 備瀬俊世(詩吟)、若柳美之介(日本舞踊)、宇根良則(総合文化)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 理事   | 赤嶺羊染(筆道)、三門岳久鳳(日本舞踊)、上原京子(フラワーデザイン)、<br>石川節子(琉球民謡芸能)伊佐節子(文芸)、源河梁岳(詩吟)、<br>板良敷朝清(写眞)、比嘉美好(古典芸能)、上原宏子(古典芸能)、<br>前川朝文(古典芸能)、安次富紀子(古典芸能)、神谷和枝(古典芸能)、<br>具志盛義(古典芸能)、宮里剣山(邦楽)、古波蔵保一(美術工芸)、<br>濱元紅雲(書道)、岸本秋子(生活美術)、呉屋芳子(生活文化)、<br>上地初子(歌謡)、大城英子(社交ダンス)、赤嶺啓子(演劇)、<br>新城幸子(大正琴)、名城三恵子(大正琴)、金子康一(古美術骨董)、<br>川井民枝(八重山芸能)、大浜優(総合文化)、兼元利律子(ハワイアンカルチャー)、<br>山城真由美(ハワイアンカルチャー)、柴崎幸子(ハワイアンカルチャー)、吉竹藤花(新舞<br>師)、<br>名嘉山秀信(うちなーぐち)、興儀清春(空手文化)、上原謙(オーケストラ) |
| 監 事  | 金城幸浩 (古典芸能) 喜名朝駿 (写真)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

2. 部会長

| 部会名      | 部会長名  | 部会名        | 部会長名  |
|----------|-------|------------|-------|
| 華道       | 赤嶺 羊染 | 演劇         | 赤嶺 啓子 |
| 日本舞踊     | 若柳美之介 | 大正琴        | 名城三恵子 |
| フラワーデザイン | 上原 京子 | 古美術・骨董     | 金子 康一 |
| 茶道       | 佐久本昌苑 | 八重山芸能      | 仲宗根 充 |
| 琉球民謡芸能   | 新崎 松秀 | 総合文化       | 宇根 良則 |
| 文芸       | 伊佐 節子 | ハワイアンカルチャー | 西原 幸  |
| 詩吟       | 源河 梁岳 | 新舞踊        | 一条 玉峰 |
| 写真       | 板良敷朝清 | 琉球王朝禮楽     | 安仁屋眞昭 |
| 古典芸能     | 前川 朝文 | うちなーぐち     | 宮良 信詳 |
| 邦楽       | 宮里 剣山 | 空手文化       | 興儀 清春 |
| 美術工芸     | 当間 克男 | カラオケ       | 屋良 博之 |
| 書道       | 濱元 紅雲 | ピアノ        | 平田 裕子 |
| 生活美術     | 岸本 秋子 | オーケストラ     | 上原 謙  |

2. 業務分担図



設立に関する当時の新聞掲載記事

那覇市文化協会育成事業補助金について (那覇市資料より)

補助金の交付先であります那覇市文化協会は、「文化都市なは」の建設に寄与すること等を目的に、本市の提唱により平成4年に設立されました。

現在、26部会、約2,514人の文化・芸術・芸能関係者により組織されております。同協会は、「あけもどろ総合文化祭」をはじめ、地域と密着した文化事業を実施し、本市の文化振興に大きく貢献してきています。同協会の収支は、会員の会費収入(年間255万円：平成25年度実績)で事務局を運営しており、役員は無報酬で会の事業に携わっており、文化事業費の捻出に苦慮している実情にあります。本市は補助金を交付し活動を助成することにより、本市が提唱する「協働による文化のまちづくり」の推進に、大いに寄与するものと考えております。

補助金の交付にあたっては、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか、那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱に基づき交付を実施しております。補助対象は、那覇市文化協会の運営等に要する経費で補助金額は、毎年度予算の範囲内において定める額となっております。

平成25年度におきましては、22回目を迎えた「あけもどろ総合文化祭」をはじめ、本市の委託事業である「なは市民芸術展」「うちなーぐち講座」「島々ぬくとうば 語やびら大会」「沖縄芝居公演」「グランドピアノ演奏体験事業」等、数々の実績を残しております。

本市の文化振興事業の執行にあたっては、那覇市文化協会の協力は不可欠であり、同協会の安定的な運営を支援することは今後とも必要と考えております。

1922年(平成4年) 3月9日 月曜日 県都図版 (20)

那覇市文化局

# 市文化協会設立

## 「文化都市づくり」目指す

那覇市文化局は、市民の文化活動の盛況を期し、新たな文化の創造を期して、那覇市文化協会(仮称)の設立に向け、準備作業を急いでいる。文化協会は、さまざまな文化分野に携わっている人々を集め、ジャンル別に講習会や発表会を開催し、市民の文化活動の盛況を期する。

この動きは、一般市民も参加して、市が主導する「文化都市づくり」を進めるもの。また、異なる分野の市民の交流から新たな文化を創造していくことも大きな柱。設立総会を五月に開き、本格的にスタートする。市は文化局に事務局を置く。

## 20余部会、会員数3万人目標

文化協会は、市側が条件を整え、民間に委ねる。民間の発想を取り入れることが、協会の発展につながる。協会は、市側が条件を整え、民間に委ねる。民間の発想を取り入れることが、協会の発展につながる。

文化局の主導で、市民の文化活動の盛況を期し、新たな文化の創造を期して、那覇市文化協会(仮称)の設立に向け、準備作業を急いでいる。文化協会は、さまざまな文化分野に携わっている人々を集め、ジャンル別に講習会や発表会を開催し、市民の文化活動の盛況を期する。

文化協会の設立は、市民の文化活動の盛況を期し、新たな文化の創造を期して、那覇市文化協会(仮称)の設立に向け、準備作業を急いでいる。文化協会は、さまざまな文化分野に携わっている人々を集め、ジャンル別に講習会や発表会を開催し、市民の文化活動の盛況を期する。

文化協会の設立は、市民の文化活動の盛況を期し、新たな文化の創造を期して、那覇市文化協会(仮称)の設立に向け、準備作業を急いでいる。文化協会は、さまざまな文化分野に携わっている人々を集め、ジャンル別に講習会や発表会を開催し、市民の文化活動の盛況を期する。



文化協会の設立を期して、那覇市文化協会(仮称)の設立に向け、準備作業を急いでいる。

## 経 理 長 村 田 長 官 が 那

文化協会の設立は、市民の文化活動の盛況を期し、新たな文化の創造を期して、那覇市文化協会(仮称)の設立に向け、準備作業を急いでいる。文化協会は、さまざまな文化分野に携わっている人々を集め、ジャンル別に講習会や発表会を開催し、市民の文化活動の盛況を期する。

過去 10 年間の部会数・会員数の推移

那覇市文化協会（部会数・会員数）一覧表

| 年度           | 部会数  | 会員数    | 備考 |
|--------------|------|--------|----|
| 2004年度(平成16) | 26部会 | 3,134人 |    |
| 2005年度(平成17) | 28部会 | 3,123人 |    |
| 2006年度(平成18) | 28部会 | 2,979人 |    |
| 2007年度(平成19) | 29部会 | 3,122人 |    |
| 2008年度(平成20) | 29部会 | 3,021人 |    |
| 2009年度(平成21) | 30部会 | 3,005人 |    |
| 2010年度(平成22) | 30部会 | 2,910人 |    |
| 2011年度(平成23) | 31部会 | 2,882人 |    |
| 2012年度(平成24) | 28部会 | 2,756人 |    |
| 2013年度(平成25) | 26部会 | 2,514人 |    |
| 2014年度(平成26) | 31部会 | 2,617人 |    |

2. 監査の指摘と意見

(1) 那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェック体制について

【指摘】

市から入手した同協会の平成 25 年度収支決算書を検討した結果、自主事業の入場料収入が決算書に計上されていなかった。これについて市は、「各部会の入場料は無料～2,500 円の範囲で設定され、部会毎に入場料収入にて会場 使用料等の必要経費の精算を行っている。殆どの部会が収支バランスが合うように入場料金を設定しており、収益が発生した場合は部会の活動費に充てている。規則等での基準は設けていない。」とのことであった。しかし、自主事業も那覇市文化協会としての事業であるなら、協会全体の決算書に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入場料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。また、決算書については、補助金交付の事後の検証として、市による資金の使途等のチェックが必要である。

(2) 那覇市文化協会に対する補助金のあり方について

【指摘】

那覇市文化協会は、市民の英知と活力を結集し、市民文化の振興を図り、「文化都市なは」の建設に努めることを目的に設立されている。本補助金は、事務局職員 1 名の人件費相当分として交付している。同協会は、これまで那覇市の文化行政の推進に寄与してきたが、ここ 5 年間は会員数が減少傾向にあることや、部会によっては会員数がゼロの部会もあり、会自体の広がりやを欠いている。また、設立当初の目標会員数が 3 万人であったことと比較するとはるかに少なく、多くの市民が参加しているとは言えない。上記（１）にあるように、決算内容等の収支報告に不備もあることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成 25 年度の収支決算書によると収支差額金が約 70 万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度精査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。

経済観光部の補助金

那覇市農業振興対策補助金（那覇市農業振興事業　ビニールハウス設置補助）

過去3年間の実績

(金額単位：円)

| 年度     | 件数 | 購入予定額      | 査定額        | 補助額        | 補助率      |
|--------|----|------------|------------|------------|----------|
| 平成23年度 | 1  | 2,529,324  | 2,529,324  | 531,100    | 21.00%以内 |
| 平成24年度 | 1  | 899,321    | 449,660    | 420,000    | 50.00%以内 |
| 平成25年度 | 4  | 24,492,964 | 15,011,428 | 15,011,428 | 80.00%以内 |

(注)平成25年度において件数及び補助額とも増えているのは、一括交付金を活用し、補助額の80%を県からの補助金で賄っているためである。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

当該補助金の効果がどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が十分である。この補助金交付に伴い、生産額がどれくらい増加し、本市農家の農業生産性の向上及び所得の増大に繋がっているのか判断できない。各農家には、年1回、出荷量や出荷金額などを提出してもらっているが、過去からの推移など時系列データはなかった。補助金の成果を判断するためにも、判断指標の整備が必要である。なお、那覇市民が他市町村で農業を営む場合には、他市町村からの補助を受けられないことから、県の補助金を受けられるように、県の補助要綱の中に、那覇の戦略品目（ハーブなど）を加えるよう働きかけをするなどの方針である。

1. 補助金の概要

| 番号                    | 19                                                                                          | 所管部課 | 経済観光部 | 商工農水 | 課 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|------|---|
| 予算事業名                 | 那覇市農業振興事業                                                                                   |      |       |      |   |
| 補助金名                  | 那覇市農業振興対策補助金                                                                                |      |       |      |   |
| 補助金の性質別分類             | □義務的な補助　□団体運営費補助　□イベント・大会補助　□利子補給補助<br>□建設事業補助　■その他事業費補助                                    |      |       |      |   |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市農業振興対策補助金交付要綱                                                                            |      |       |      |   |
| 補助開始年度                | 平成18年度                                                                                      |      |       |      |   |
| 交付先                   | 沖縄県農業協同組合、沖縄県花卉園芸農業協同組合、市内在住の農家                                                             |      |       |      |   |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体　■各種団体　■市民(個人)　□その他( )                                                                |      |       |      |   |
| 補助の対象となる事業内容          | 農業基盤が弱く、また、台風や長雨等の自然災害のリスクが高い本市農業の基盤強化及び振興・育成を図る。農機具及びビニールハウス、肥料・出荷箱等の設置・購入にかかる経費に対して補助を行う。 |      |       |      |   |
| 補助の目的                 | 台風災害や長雨等による自然災害にさらされ、経営基盤も弱い本市農家が農業振興地域で安定的な農業経営を行うことを支援し、もって本市農家の農業経営の発展することへ寄与することを目的とする。 |      |       |      |   |
| 期待される効果               | 本市農家の農業生産の向上、および所得の増大。                                                                      |      |       |      |   |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 別紙のとおり。                                                                                     |      |       |      |   |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 別紙仕様書および見積書のとおり。                                                                            |      |       |      |   |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後　□事前に概算交付⇒精算　前年度返還(参考)　□有　■無                                                        |      |       |      |   |

水産物流通支援事業補助金（市漁マグロ等水産  
物流通支援補助金）

1. 補助金の概要

| 番号                     | 28                                                                                                                                                                            | 所管部課 | 経済観光 部 | 商工農水課 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|-------|
| 予算事業名                  | 市漁マグロ等水産物流通支援事業                                                                                                                                                               |      |        |       |
| 補助金名                   | 水産物流通支援事業補助金                                                                                                                                                                  |      |        |       |
| 補助金の性質別分類              | □義務的な補助 □団体運営費補助 ■イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 □その他事業費補助                                                                                                                      |      |        |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名<br>等) | 水産物流通支援事業補助金交付要領                                                                                                                                                              |      |        |       |
| 補助開始年度                 | 平成 24 年度                                                                                                                                                                      |      |        |       |
| 交付先                    | 本市に所在する漁業協同組合、水産物の流通を行っている組合で市長が適当と認めたもの                                                                                                                                      |      |        |       |
| 交付先の分類                 | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                               |      |        |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容       | 水産物の販路拡大、普及促進を図り、観光客、地元客誘致に繋がるイベント(会場設置費用・宣伝広告費用・講演会費用・マグロ代)の経費の 80%以内。備品購入設置費(冷蔵庫・テレビ・映像機器・音響機器など)、物品製作設置費(DVD・大型看板など)の経費の 90%以内。                                            |      |        |       |
| 補助の目的                  | 市漁マグロの流通販路構築を支援することにより、市漁マグロの流通の安定及び普及促進を図り、もって本市の水産物の発展に寄与することを目的とする。                                                                                                        |      |        |       |
| 期待される効果                | 市漁マグロの認知度上昇、マグロ等の消費拡大、観光客誘致。                                                                                                                                                  |      |        |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)     | 水産物流通支援事業補助金交付要領に基づき、補助金団体のイベント等の申請書(見積書等)を審査し補助額(補助率の上限内)を決定する。                                                                                                              |      |        |       |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入)  | 報償費(謝礼金等、出演料、司会謝礼金)、旅費(講師及び芸能人派遣に伴う宿泊費及び交通費)、需要費(補断幕、のぼり、チラシ及びパンフレットの印刷物)、役務費(テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌の広告宣伝費)、委託料(音響業務委託費、会場警備員業務委託費)、使用料及び賃料(会場賃料、機材賃料、機材リース料、備品賃料等)、原材料費(マグロ及びその他食材購入 |      |        |       |

|                     |          |             |           |
|---------------------|----------|-------------|-----------|
| 載)、その他(市長が適当と認めた経費) |          |             |           |
| 交付方法                | ■補助金額確定後 | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) |
|                     |          |             | □有 ■無     |

補助実績額

平成 24 年度実績 (金額単位:円)

| 事業名称              | 期間                   | 団体名称       | 事業費        | 補助率    | 補助金額       |
|-------------------|----------------------|------------|------------|--------|------------|
| 果産まぐろ PR マグロ解体ショー | 11/15～3/10<br>約 3 ヶ月 | 沖縄鮮魚卸流通(協) | 3,866,000  | 80.00% | 3,092,800  |
| 泊いゆまち勤労感謝祭        | 11 月 23 日<br>1 日間    | 沖縄鮮魚卸流通(協) | 3,555,300  | 78.87% | 2,804,240  |
| 沖縄美ら海まぐろフェア       | 12 月 24 日<br>1 日間    | 沖縄鮮魚卸流通(協) | 6,358,800  | 80.00% | 5,087,040  |
| プレハブ冷蔵庫新規設置       | 1/21～2/21<br>1 ヶ月    | 沖縄鮮魚卸流通(協) | 32,340,000 | 90.00% | 29,106,000 |
| ガチ対決! マグロ王決定戦     | 3 月放映<br>1 日         | 沖縄鮮魚卸流通(協) | 8,000,000  | 80.00% | 6,400,000  |
| 音響設備、大形看板製作等      | 2/25～3/13<br>15 日    | 沖縄鮮魚卸流通(協) | 7,969,000  | 90.00% | 7,172,100  |
| 合計                |                      |            | 62,089,100 |        | 53,662,180 |

(注) 平成 24 年度以降は、一括交付金が活用されているため、補助金額等が大きい。

平成 25 年度実績（金額単位：円）

| 事業名称                       | 期 間         |      | 団体名称       | 事業費        | 補助率    | 補助金額       |
|----------------------------|-------------|------|------------|------------|--------|------------|
|                            | 5/3～5/5     | 3 日間 |            |            |        |            |
| 那 覇 マ ズ<br>ロまつり            |             |      | 那覇市沿岸漁協    | 4,570,000  | 40.08% | 1,831,500  |
| 泊 い ゆ ま<br>ち食堂             | 5/3～5/5     | 3 日間 | 沖縄鮮魚卸流通（協） | 2,499,910  | 45.00% | 1,124,960  |
| 父 の 日 お<br>魚フェア            | 6/15～6/16   | 2 日間 | 沖縄鮮魚卸流通（協） | 7,866,550  | 44.11% | 3,469,923  |
| 泊 い ゆ ま<br>ち 勤 労 感<br>謝祭   | 11/23～11/24 | 2 日間 | 沖縄鮮魚卸流通（協） | 4,553,706  | 76.21% | 3,470,320  |
| ガ チ 対<br>決！マズ<br>ロ王決定<br>戦 | 3 月放映       | 1 日  | 沖縄鮮魚卸流通（協） | 8,300,000  | 80.00% | 6,640,000  |
| 解体シヨ<br>一：試食会              | 11 月 30 日   | 1 日  | 泊魚市場買受人（協） | 433,635    | 80.00% | 346,908    |
| 合計                         |             |      |            | 28,223,801 |        | 16,883,611 |

団体別補助金集計（金額単位：円）

| 団体名称       | 事業費合計      | 補助率    | 補助金額計      | 備考         |
|------------|------------|--------|------------|------------|
| 那覇市沿岸漁協    | 4,570,000  | 40.08% | 1,831,500  | 平成 25 年度より |
| 沖縄鮮魚卸流通（協） | 23,220,166 | 63.33% | 14,705,203 |            |
| 泊魚市場買受人（協） | 433,635    | 80.00% | 346,908    | 平成 25 年度より |

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

当該補助金の効果がどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。どの程度補助目的が達成されたか、判断できるような成果指標の整備が必要である。

(2) イベント大会補助について

【意見】

当該補助金は、平成 24 年度から補助が開始している。補助金ガイドラインによれば、イベント補助の交付基準は、「多くの市民に波及するイベント等、公益性があること」とされ、また、「補助が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している」場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する」とされていることから、今後の事業の継続性も含め、毎年、必要性の見直しが必要である。

企業立地促進奨励助成金

1. 補助金の概要

| 番号                | 38                                                    | 所管部課 | 経済観光部 | 商工農水課 |
|-------------------|-------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名             | 企業立地促進奨励助成事業                                          |      |       |       |
| 補助金名              | 企業立地促進奨励助成金                                           |      |       |       |
| 補助金の性質別分類         | □義務的な補助 ■団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助 |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令・要綱名等) | 那覇市補助金等交付規則、<br>那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱                    |      |       |       |
| 補助開始年度            | 平成 12 年度                                              |      |       |       |
| 交付先               | 雇用の拡大及び産業の振興に寄与することを目的に、本市に事務所等を設置した事業所等              |      |       |       |
| 交付先の分類            | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                          |      |       |       |
| 補助の対象となる          | 次のすべてに該当すること                                          |      |       |       |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容               | (1) 自社の使用のために、賃借、建設（新設及び増設）、購入等により立地する事務所、店舗、工場、倉庫等（以下「事務所等」という。）であること<br>(2) 市外から本市内に新たに立地した企業等が行う事業又は本市に事務所等を有する企業等が、新規創業した事業であること<br>上に定める者のうち、市税の滞納がない者で、次の各区分により当該要件に該当するもの。<br>(1) 賃借型企業立地 新たな賃借により本市内に事務所等を立地し、これに伴い3名以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用し、6月を経過していること。<br>(2) 建設型企業立地 新たな建設（新設又は増設）または建物購入により本市内に事務所等を立地し、これに伴い5名以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用していること。<br>雇用の拡大及び産業の振興に寄与することを目的としている事業を奨励することを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 補助の目的              | 那覇市民を一定数・一定期間以上、新規に常時雇用を行った企業に対し助成金を交付することで、雇用拡大と産業振興への効果が期待できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 期待される効果            | (1) 賃借型企業立地<br>ア 助成金の限度額を 480 万円とし、事務所等の月額賃料（共益費、消費税を除く。）の 10 分の 2 に相当する額（30 万円を限度とする。）の 6 月分と新規常雇用人員分の雇用助成金を加えた額とする。<br>イ 前アの新規常雇用人員分の雇用助成金は、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、次に掲げる額を選択できるものとし、平成 23 年 4 月 1 日以降は、①に掲げる額とする。<br>① 正規雇用者 1 人当たり 20 万円、非正規雇用者 1 人当たり 5 万円<br>② 正規雇用者及び非正規雇用者それぞれ 1 人当たり 10 万円<br>(2) 建設型企業立地<br>ア 建設した事務所等に係る家屋固定資産税額を上限とし、1 年目は 1 社あたり 500 万円を助成限度額とし、2 年目は初年度助成額の 10 分の 6、3 年目は 10 分の 3 とする。ただし、新規常雇用人員が 20 人を超える場合は、2 年目は初年度助成額の 10 分の 7、3 年目は 10 分の 4 とする。<br>イ アに係らず、建設した事務所等が「那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に基づき固定資産税の優遇措置を受ける者については、1 年目の助成限度額を 500 万円とし、新規常雇用人員分の雇用助成金を助成額とする。2 年目、3 年目の助成額はアに準ずるものとする。<br>ウ 前イ新規常雇用人員分の雇用助成金は、前号イの例により算定する。<br>エ 算定の基礎となる固定資産税額は、自社使用に係る事務所等床面積の割合に応じた部分に対応するものとする。 |
| 積算根拠<br>（補助額の算定方法） | オ 購入により施設を取得した者については、アで算出した額の 2 分の 1 を助成する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                        |          |             |           |
|------------------------|----------|-------------|-----------|
| 補助対象経費の内容<br>容（具体的に記入） |          |             |           |
| 交付方法                   | ■補助金額確定後 | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還（参考） |
|                        |          |             | □有 ■無     |

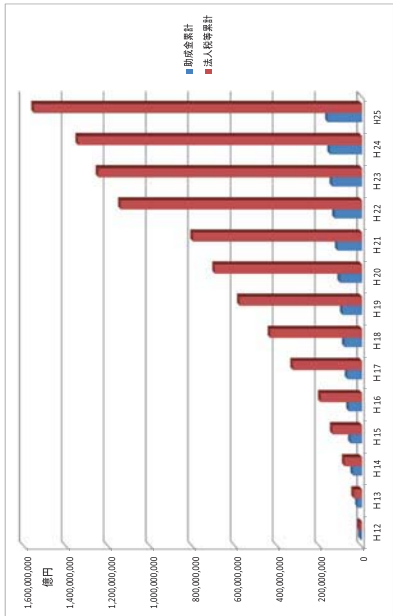
2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

以下に掲げる「法人市民税調定額累計と助成金累計額」は市から入手したものである。  
この表は、当該補助金の交付額累計と交付先団体が納付した法人住民税との関係について  
フ化しており、補助金交付目的である、企業立地と市内の産業振興との関連性について  
一定程度あることは分かる。しかし、法人税等累計額は、平成 25 年度で約 16 億円で  
あり、絶対額では多いとは言えないことから、補助金の成果を判断することができ  
る他の指標等（例えば、売上高など）の整備が必要である。

法人市民税調定額累計と助成金累計額



|        |           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |     |
|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 累計金額   | H12       | H13        | H14        | H15        | H16        | H17        | H18        | H19        | H20        | H21        | H22        | H23        | H24        | H25 |
| 助成金累計  | 4,291,681 | 15,040,318 | 22,353,709 | 11,720,100 | 8,609,130  | 6,559,728  | 12,837,068 | 10,153,354 | 12,264,552 | 12,624,593 | 12,779,598 | 10,190,965 | 11,252,776 |     |
| 法人税等累計 | 4,291,681 | 15,040,318 | 22,353,709 | 11,720,100 | 8,609,130  | 6,559,728  | 12,837,068 | 10,153,354 | 12,264,552 | 12,624,593 | 12,779,598 | 10,190,965 | 11,252,776 |     |
| 法人税等累計 | 9,615,362 | 32,593,000 | 41,595,200 | 33,228,800 | 19,519,800 | 13,277,700 | 25,674,136 | 20,306,708 | 24,529,104 | 25,249,186 | 25,559,196 | 20,381,930 | 22,505,552 |     |

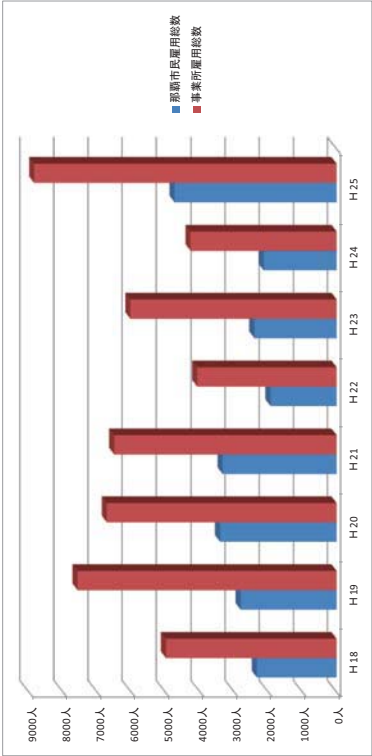
※「法人税等」は 法人税と均等割の合計です。

|      |           |            |            |            |            |             |            |             |             |            |             |            |            |     |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|-----|
| 年度実績 | H12       | H13        | H14        | H15        | H16        | H17         | H18        | H19         | H20         | H21        | H22         | H23        | H24        | H25 |
| 助成金  | 4,291,681 | 15,040,318 | 22,353,709 | 11,720,100 | 8,609,130  | 6,559,728   | 12,837,068 | 10,153,354  | 12,264,552  | 12,624,593 | 12,779,598  | 10,190,965 | 11,252,776 |     |
| 法人税  | 5,945,000 | 17,105,000 | 31,536,000 | 45,216,000 | 42,161,000 | 114,988,000 | 89,310,000 | 128,961,000 | 100,002,000 | 89,929,000 | 928,590,000 | 84,204,000 | 78,845,000 |     |
| 法人税等 | 9,615,362 | 32,593,000 | 41,595,200 | 33,228,800 | 19,519,800 | 13,277,700  | 25,674,136 | 20,306,708  | 24,529,104  | 25,249,186 | 25,559,196  | 20,381,930 | 22,505,552 |     |
| 法人税等 | 9,615,362 | 32,593,000 | 41,595,200 | 33,228,800 | 19,519,800 | 13,277,700  | 25,674,136 | 20,306,708  | 24,529,104  | 25,249,186 | 25,559,196  | 20,381,930 | 22,505,552 |     |

最近5年の平均 11,822,979 円  
※平成24年度の平均額は、1,700万円程度、これは産業支援センターオープン直前より、平成25年度は更に増額が予想される。

また、以下に掲げる市入手グラフは、事業所総雇用者数と総雇用者数のうちの那覇市民雇用者数の年度別の関連を示している。那覇市民雇用者数については、事業所の移転、廃業や、従業員の退社等の労働実態が反映されていないため、補助交付先団体での就業実態についての調査も必要であろう。

年度別雇用調査



| 年度       | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 那覇市民雇用総数 | 2324人  | 2811人  | 3415人  | 3538人  | 1939人  | 2403人  | 2138人  | 4728人  |
| 事業所雇用総数  | 4937人  | 7362人  | 6702人  | 6495人  | 4082人  | 6024人  | 4216人  | 8640人  |
| 調査対象数    | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 廃業・移転数   | 4      | 5      | 6      | 7      | 7      | 10     | 14     |        |

(2) 補助交付要綱に定める交付先からの入手資料について

補助金交付先から、決算書等入手していないことにつき、担当課に質問したところ、以下の回答を得た。

那覇市企業立地促進奨励助成事業における補助対象団体の定款・役員氏名等入手できない理由

- ・本事業の交付要件が
- (1) 市外から本市内に新たに立地した企業等が行う事業又は本市に事業所等を有する企業等が、新規創業した事業を行うために、事務所、店舗、工場、倉庫等を自社の使用のために、賃借、建設（新設及び増設）、購入等により立地すること。

- (2) 新たな賃借により本市内に事務所等を立地し、これに伴い3名以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用し、6月を経過していること。
- (3) 新たな建設（新設又は増設）または建物購入により本市内に事務所等を立地し、これに伴い5名以上の本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用していること。

【指摘】

確かに、当該補助金は、企業誘致のためのインセンティブのための補助という面があるが、補助の目的は、雇用の拡大及び産業振興にあることから、補助交付先団体の誘致のみならず、交付先団体の事業の発展、継続性も重要な要素になる。自治体から補助金のみ受け、すぐに倒産や撤退等すれば、市民の雇用も安定的にはならない。従って、交付先団体の事業の継続性等を財務面から判断するためにも、原則として、団体の決算書等の提出も交付要件に加えるべきである。

那覇市におけるナイトカルチャー  
創出・発信拠点づくり事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号         | 41                                                                                                                                                                                                               | 所管部課 | 経済観光部 | 商工農水課 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名      | 地域経済循環創造事業交付金                                                                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 補助金名       | 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金                                                                                                                                                                                   |      |       |       |
| 補助金の性質別分類  | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他事業費補助 |      |       |       |
| 補助根拠       | 那覇市補助金等交付規則、                                                                                                                                                                                                     |      |       |       |
| (法令名・要綱名等) | 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                               |      |       |       |
| 補助開始年度     | 平成 25 年度                                                                                                                                                                                                         |      |       |       |
| 交付先        | 株式会社シュガーートレイン                                                                                                                                                                                                    |      |       |       |

シュガーレイン「Too！Too！Too！」に関するこれまでの経緯

|            |                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年5月    | ○事業概要説明・協力依頼<br>シュガーレイン来庁<br>社長 井手氏<br>プロデューサー 岡氏<br>韓国ONANTAをモデルとし、沖縄の伝統芸能や空手を取り入れた、外国人や子供等言葉を使わずに楽しめる新しい本公演を目指す演劇を那覇で実施したい。<br>活用可能な補助金や制度、演武場所の選定等について協力を依頼。国や県等にも協力依頼中。 |
| 平成24年5月    | ○可能性検討(内部)<br>提案内容については、那覇市の観光政策ともマッチするため、国や県の補助と重複しないよう那覇市として協力できることを検討する。<br>活用可能な事業としては、緊急雇用事業において、事業立ち上げまでのキャストの人員費を中心に補助が可能                                            |
| 平成24年5月～8月 | 候補地の選定や、制度の説明など、複数会意見交換実施<br>那覇港管理組合、公園管理課への用地確保に関する照会等                                                                                                                     |
| 平成24年9月    | ○「エンターテインメントコンテンツ創出事業」プロポーザル実施(緊急雇用)<br>2社の応募者の中からシュガーレインが事業者として選定される。<br>事業費(1/2以上が人件費)<br>・平成24年度 17,871千円<br>・平成25年度 24,731千円                                            |
| 平成24年9月    | ○「Too！Too！Too！PROJECT」製作記者会見<br>沖縄県庁5F記者会見室<br>沖縄県文化観光スポーツ部長・エーシーオー代表、シュガーレイン社長によるマスコミリリース実施                                                                                |
| 平成24年11月   | ○「エンターテインメントコンテンツ創出事業」契約締結(平成25年10月末まで)                                                                                                                                     |
| 平成24年11月   | ○「ナイトカルチャー創出プロジェクト」立ち上げ<br>沖縄県に不足する、ナイトカルチャーを常時提供する新しい観光拠点を創出し、経済効果を創出することを目指す団体<br>・シュガーレイン、エーシーオー、タオファクトリーが参加<br>その他県内芸能団体、舞台制作団体等が参加予定                                   |
| 平成25年1月    | ○地域経済循環創出事業募集(総務省)                                                                                                                                                          |
| 平成25年2月    | ○地域経済循環創出事業募集提出(総務省)<br>ナイトカルチャー創出プロジェクトが使用する常設劇場の建設費補助としてシュガーレインにより申請                                                                                                      |
| 平成25年3月    | ○「Too！Too！Too！」トライブアウト公演実施<br>てんぷす那覇の常設公演の一環として3/21・22実施                                                                                                                    |
| 平成25年3月    | ○地域経済循環創出事業決定<br>・決定額 49,920千円                                                                                                                                              |
| 平成25年7月19日 | ○地域経済循環創出事業変更申請書提出<br>常設劇場の建設費補助について土地取得が困難なことから、移动式仮設テント(エアドーム)の購入することとして、総務省に対し変更申請                                                                                       |
| 平成25年8月26日 | ○地域経済循環創出事業変更申請書提出<br>総務省より変更申請の承認                                                                                                                                          |
| 平成25年9月    | ○台湾公演                                                                                                                                                                       |
| 平成25年9月    | ○那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点事業補助金交付要綱制定                                                                                                                                          |
| 平成25年10月   | ○那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点事業補助金<br>シュガーレイン側から申請予定                                                                                                                              |
| 平成25年10月末  | ○「エンターテインメントコンテンツ創出事業」(緊急雇用)終了                                                                                                                                              |
| 平成25年10月末  | ○本公演実施(平成26年7月に延期)                                                                                                                                                          |
| 平成26年3月    | ○地域経済循環創出事業補助金交付<br>実績報告を要け、補助金交付。国への実績報告                                                                                                                                   |

| 交付先の分類                | □ 外郭団体 □ 各種団体 □ 市民(個人) ■ その他(企業)                                                                                                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助の対象となる事業内容          | 地方自治体が、地域の金融機関と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費を補助する地域経済循環創出事業において、国により採択された「那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業」ので、採択された事業者である株式会社シュガーレインに対し、国の決定額 49,920 千円の範囲内で補助金を交付するもの。                         |
| 補助の目的                 | 地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域の経済循環を創造すること。                                                                                                                                            |
| 期待される効果               | 産業振興                                                                                                                                                                                      |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 国の決定額 49,920 千円の範囲で、補助対象者が事業化段階で必要となる経費のうち、次に掲げるもの。<br>(1)事前調査費、(2)設計費、(3)工事管理費、(4)建築・設備工事費、(5)備品・設備購入費<br>(6)原材料費、(7)修繕費、(8)高熱水費、(9)備品費、(10)リース・レンタル費、(11)会議費・旅費・交通費、(12)通信運搬費、(13)広告宣伝費 |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) |                                                                                                                                                                                           |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後<br>□事前に概算交付⇒精算<br>前年度返還(参考) □有 ■無                                                                                                                                                |

## 2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

**【指摘】**

当該補助金は、国100%補助金の交付手続きを那覇市が実施したものであり、補助金は平成25年度単年度のみで終了している。補助金の具体的な内容は、事業実績報告書によれば、大型のテント・エアロジェルトアーを会場として使用し、稼働式のステージ、全方位の映像プロジェクションマッピングを活用するなどして、世界的にも有名な演出家・振付師のもとで作品を創る試みであり、大型ドームテントの設置費用などが補助対象経費となっている。この事業についても、那覇市におけるナイトカルチャー創出・発言拠点づくりに対してどのような効果があるのか、具体的に市民に対して説明する必要がある。

中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大

支援事業助成金

## 1. 補助金の概要

| 番号           | 47                                                                                                                                                                                                                  | 所管部課 | 経済観光部 | 商工農水課 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名        | 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業                                                                                                                                                                                             |      |       |       |
| 補助金名         | 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金                                                                                                                                                                                          |      |       |       |
| 補助金の性質別分類    | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助<br><input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他事業費補助 |      |       |       |
|              | 那覇市補助金等交付規則、中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金交付要綱、中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業（補助金）募集要綱                                                                                                                                         |      |       |       |
| 補助開始年度       | 平成 23 年度                                                                                                                                                                                                            |      |       |       |
| 交付先          | 応募資格を有する中小企業者                                                                                                                                                                                                       |      |       |       |
| 交付先の分類       | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民（個人） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）                                                                              |      |       |       |
| 補助の対象となる事業内容 | 那覇市内の中小企業者が自社もしくは代理店等として取り扱っている商品・サービスを、県外・海外において販売するため、県外・国外の展示会・見本市等へ出展した際の費用の一部を助成する。                                                                                                                            |      |       |       |

|                |                                                                                                                                            |                                     |           |                               |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 補助の目的          | 中小企業の振興を重要課題と位置づけ、平成22年12月に那覇市中小企業振興基本条例が制定された。本事業はその目的を達成するために、市内の中小企業事業者を始めとする企業が、県外・海外にて商品・サービスを販売し、利益と雇用を増やすための事業を支援することをねらい実施するものである。 |                                     |           |                               |
| 期待される効果        | 県産品・サービスの販路拡大を通じて、本市の中小企業の振興と雇用拡大はもちろん、周辺市町村における原材料となる農林水産分野や製造業の振興、本市に拠点を置く貨物等物流産業の振興も同時に図られる。                                            |                                     |           |                               |
| 積算根拠(補助額の算定方法) | <p>① 県外(国内)での本事業実施の場合 助成対象経費の1/2 補助(上限 50 万円)<br/>10 社(予定)</p> <p>② 海外での本事業実施の場合 助成対象経費の1/2 補助(上限 100 万円) 6 社(予定)</p>                      |                                     |           |                               |
| 交付方法           | ■補助金額確定後                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) | <input type="checkbox"/> 有 ■無 |

補助実績について

平成23年度 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業の選定の結果について

申請8件 うち採択5件 不採択1件 辞退2件

**探採企業一覽**

| 会社名          | 取組業務                                                           | 区分     | 補助金定額                                         | 参加国・地域等                                                                                                    | 出版内容                                    | 副産品変換額 | P2P定額・P2P件数・件数換算 |
|--------------|----------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|------------------|
| 株式会社DMC沖縄    | 子ステーション・シマ<br>ネーション・MOE施設<br>整備等・EPC体制維持<br>作・SD事業・若菜コン<br>サント | 海外     | ¥9719<br>(平成27年度・2015<br>年11月)                | MEX AMERICA2011(2011<br>年10月)<br>ラベスタ(アメリカ)<br>2011(2011年11月)<br>ラベスタ(スペイン)<br>香港(中国)<br>香港(中国)<br>ソウル(韓国) | テーマ「ハチー」企画<br>(MOE案件)                   | 0社     | 0社               |
| 株式会社ネオプランニング | 貿易・食卓・電器等                                                      | 海外     | ¥1,000,000<br>(平成26年度・2014<br>年11月)           | 第1回・中国国際食品展<br>(平成26年度・2014年11月)                                                                           | ニカラガ水産物・<br>水産物・水産物・<br>パノコン用セリヤリ<br>商品 | 0社     | 0社               |
| 株式会社全川・リース   | PC向けパッケージソフト<br>・パッケージ販売                                       | 海外     | ¥308,697(2011 IT CPO BUSAN<br>国際会議(2011年12月)) | 福建省(中国)<br>金山(韓国)                                                                                          |                                         | 0社     | 0社               |
| 株式会社智恵光      | 外貨製品等の卸・小<br>売                                                 | 海外(国内) | ¥43,240<br>(平成26年度・2014<br>年12月)              | 2012(2012年12月)<br>スウェーデン・ス<br>ウェーデン                                                                        | 東京(日本)<br>等を使った健康食品                     | 0社     | 0社               |
| 株式会社共同セトルズ   | 南国産品仕入貿易                                                       | 海外     | ¥1,000,000<br>(平成26年度・2014<br>年12月)           | ベトナム(東2012年3月)<br>香港(中国)                                                                                   | 台湾産のブドウ<br>産品・ブドウ                       | 0社     | 0社               |

いた実績が低調であることから、単に出展費用を補助するのみでなく、商談に向けての基盤整備等のサポートも別途必要であると考ええる。なお、沖縄県及び沖縄懇話会が主催する「沖縄大交易会」は、沖縄の国際物流拠点化（国際物流ハブ化）を促進することにより、日本全国の特産品等の海外販路拡大に資することを目的に開催されているものであり、これらの商談会との連携も必要ではないかと考える。

那覇市離島連携事業助成金

1．補助金の概要

| 番号                 | 51                                                                                                                                           | 所管部課 | 経済観光部 | 商工農水課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名              | 離島連携事業                                                                                                                                       |      |       |       |
| 補助金名               | 那覇市離島連携事業助成金                                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                                     |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市離島連携事業助成要綱、那覇市補助金等交付規則                                                                                                                    |      |       |       |
| 補助開始年度             | 平成 24 年度                                                                                                                                     |      |       |       |
| 交付先                | 那覇市民 3,635 名                                                                                                                                 |      |       |       |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 □各種団体 ■市民(個人) □その他( )                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 離島の観光振興や住民同士の交流を深め共存共栄の地域振興を図るため、離島 5 町村(波嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、久米島町)との連携で実施する事業である。<br>対象町村で一泊以上宿泊する那覇市民を対象に往復フェリー相当費用と宿泊費の一部(上限 2,500 円)を助成する。 |      |       |       |
| 補助の目的              | 離島の観光振興や住民同士の交流を深め共存共栄の地域振興を図る。                                                                                                              |      |       |       |
| 期待される効果            | 離島 5 町村へ市民が訪れることにより離島の観光振興につながることはもちろん、宿泊を伴っているため、必然的に日帰りよりも経済効果が大きくなる。<br>25 年度は 5 町村合わせて那覇市民 3,635 名に助成した。                                 |      |       |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法) | 5町村 × 8,000,000 円                                                                                                                            |      |       |       |

1924年度 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業の選定の結果について  
申請3件 うち採択0件

採択企業一覧 県内について、平成25年3月31日現在

| 会社名           | 取扱業務                   | 区分    | 補助決定額      | 参加商談会等                                                                                                             | 出展内容                                         | 商談件数実績 | 1924年度成約<br>件数実績 |
|---------------|------------------------|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------|------------------|
| 株式会社豊食沖縄      | 沖縄県産品の卸売・小売業           | 県外・海外 | ¥574,500   | 中国国際投資貿易商談会<br>(2015年3月)<br>フードテック2012(2012年9月)<br>ニッポン全国商物産展の施設<br>サウパシビル(2014年11月)<br>スーパーマーケットレバノン<br>(2015年2月) | アメイ(中国)<br>大阪(日本)<br>シークワーサー・黒糖<br>等を使った健康食品 | 5      | 9                |
| 株式会社 ぶき子のパルシェ | 菓子製造業及び店舗販売・卸売販売       | 県外    | ¥19,650    | アイオン・西宮・バイヤー商談会<br>(2015年2月)                                                                                       | 紅いモを使用したスイーツ                                 | 14     | 2                |
| 株式会社 龍堂       | 青果物及び菓子類の店<br>舗販売・卸売販売 | 県外・海外 | ¥942,250   | 2015年度(2015年2月)<br>シンガポール・沖縄・福岡・エ<br>ア(2015年2月)                                                                    | 紅いモを使用したス<br>ィーツ                             | 1      | 1                |
| 計             |                        |       | ¥1,536,400 |                                                                                                                    |                                              | 141    | 12               |

1925年度 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業の選定の結果について  
申請02社 うち採択0社(県外0件、海外0件)

採択企業一覧 県内について、平成26年3月31日現在

| 会社名                 | 取扱業務                            | 区分    | 補助決定額      | 参加商談会等                                                                                                                                   | 出展内容                    | 商談件数実績 | 1925年度成約<br>件数実績 |
|---------------------|---------------------------------|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------|------------------|
| 株式会社豊食沖縄            | 沖縄県産品の卸売・小売業                    | 県外    | ¥537,400   | 真いモで売られた商品高層<br>ビル(2015年10月)<br>パシフィック・リゾート・フ<br>(2015年3月)                                                                               | 塩ココア、乾燥アーサー<br>等        | 10     | 13               |
| 株式会社 龍堂             | 青果物及び菓子類の店<br>舗販売・卸売販売          | 県外・海外 | ¥1,128,040 | 東京和商西直店沖縄支店<br>(2015年11月)<br>マレーシア<br>(2015年11月)<br>香港・イオン日本支店<br>(2015年12月)<br>新加坡伊勢丹沖縄支店<br>(2015年12月)<br>シンガポール・沖縄・福岡・エ<br>ア(2015年2月) | 紅いモを使用したス<br>ィーツ        | 1      | 0                |
| 株式会社 マーミー           | パティシエの製造・店舗<br>販売・卸売販売          | 県外・海外 | ¥450,900   | 全日本パティシエ・コン<br>テスト(2015年12月)<br>シンガポール・沖縄・福岡・エ<br>ア(2015年2月)                                                                             | カマボコ(たしら)揚げ、<br>梅干等     | 9      | 0                |
| 株式会社あうん堂            | 沖縄県産品の卸売・小売業                    | 県外    | ¥254,500   | 東京和商西直店沖縄支店<br>(2015年11月)                                                                                                                | 塩ココア、乾燥アーサー<br>等        | 3      | 0                |
| 株式会社オキシア            | 菓子類の製造・卸売販売                     | 県外    | ¥500,000   | アイオン北海道沖縄支店<br>(2015年12月)                                                                                                                | 塩ココア、乾燥アーサー<br>等        | 10     | 2                |
| ひらし農産株式会社           | 豆腐の製造・卸売販売                      | 県外    | ¥40,000    | アイオン北海道沖縄支店<br>(2015年12月)                                                                                                                | 豆腐、ゆい豆腐                 | 2      | 1                |
| 農業生産法人有限会社 名護御<br>指 | 県産有機栽培野菜を<br>使用した商品の製造・卸<br>売販売 | 県外    | ¥222,000   | 川原町産野菜をもちいた大<br>型野菜(2015年12月)                                                                                                            | コーヒークラッシュ、<br>ピーナツスナック等 | 30     | 3                |
| カタチキ                | 定食を売った商品の製<br>造・卸売販売            | 県外    | ¥189,280   | point(7月)2月・沖縄の<br>中華国際交流商談会(2015年2月)                                                                                                    | 紅いモ・たしら揚げ、<br>梅干等       | 10     | 0                |
| 株式会社沖縄県産品交流<br>会    | 沖縄県産品の卸売販売                      | 県外    | ¥454,500   | パシフィック・リゾート・フ<br>(2015年3月)                                                                                                               | 加工食品、果実製品、<br>工芸雑貨      | 72     | 0                |
| 計                   |                                 |       | ¥4,007,600 |                                                                                                                                          |                         | 210    | 23               |

2．監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

【指摘】

当該補助金の目的がどの程度達成されているかどうかについての成果指標の作成が必要である。また、商談件数 210 件のうち、成約件数 23 件と実際の販路拡大に結びつ

・予算実績（金額：円）

| 年度 | 当初予算額      | 流充用等<br>増 減 額 | 計          | 支出済額       | 不用額        | 執行率   |
|----|------------|---------------|------------|------------|------------|-------|
| 25 | 45,252,000 | △2,714,000    | 42,538,000 | 25,881,050 | 16,656,950 | 59.1% |
| 24 | 24,899,000 | 20,785,000    | 45,684,000 | 24,246,944 | 21,437,056 | 53.1% |

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

【指摘】

当該補助金も県の一括交付金を活用して実施しているが、補助金の事業実績及び執行率ともに低いものとなっており、事業効果が低い。  
担当課としては、平成 26 年度をもって終了することであったが、いくらか一括交付金を活用し、市の負担は少ないからとは言え、もとの事業プラン自体に問題があるのではないかと。

那覇市頑張るマチグワー支援基金事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 1                                                        | 所管部課 | 経済観光部 | なはまちなか振興課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------|------|-------|-----------|
| 予算事業名              | 頑張るマチグワー支援基金事業                                           |      |       |           |
| 補助金名               | 那覇市頑張るマチグワー支援基金事業補助金                                     |      |       |           |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助 |      |       |           |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市頑張るマチグワー支援基金条例、那覇市頑張るマチグワー支援基金事業補助金交付要綱               |      |       |           |
| 補助開始年度             | 平成 21 年度                                                 |      |       |           |
| 交付先                | 中心商店街に主たる活動の拠点を置く商店街振興組合、任意の商店街及び通里会、NP<br>O法人           |      |       |           |
| 交付先の分類             | □ 外団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                           |      |       |           |

| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 離島 5 町村(渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町)への渡航費及び宿泊費            |             |           |       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------|
|                       | ・渡航費 12,382,000 円 ・宿泊費 9,087,000 円 補助金額計 21,469,000 円 |             |           |       |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後                                              | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) | □有 ■無 |

・事業概要

本事業は、①離島 4 村に一泊以上宿泊する那覇市民を対象に、往復フェリー運賃相当の交通費と宿泊費の一部（上限 2,500 円）を助成する「個人助成」、②離島で開催されるイベントに那覇市民が派遣された際の交通費・宿泊費の一部を補助する「団体助成」の 2 つの助成を行うものである。

平成 24 年度助成対象期間

前期 6 月 9 日～10 月 31 日（募集期間：5 月 11 日～5 月 25 日）

後期 11 月 9 日～2 月 28 日（募集期間：10 月 12 日～10 月 25 日）

★平成 25 年度は、対象離島に久米島町を加え、渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・久米島町の 5 町村を対象に事業を実施する。

また、離島におけるオンシーズン・オフシーズンの入域数が極端に違うこと、台風等の影響などにより、前期・後期の募集人数に大きな偏りがあるため、平成 25 年度は、前期・後期を分けて通年で募集した。

| 1 町村当たり金額  | 渡嘉敷村    | 座間味村    | 粟国村   | 渡名喜村    | 久米島   | 合計      |
|------------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|
| ¥8,000,000 | 1,434 人 | 1,225 人 | 908 人 | 1,071 人 | 912 人 | 5,550 人 |

助成予定人数：

・事業実績（H24 年度） 前期・後期を合わせた合計は下記の通り。

|      | 当選件数    | 大人数     | 大人助成額       | 小人数     | 小人助成額      | 当選人数    | 交付予定額       |
|------|---------|---------|-------------|---------|------------|---------|-------------|
| 渡嘉敷村 | 380 件   | 941 人   | ¥5,250,780  | 451 人   | ¥1,822,040 | 1,392 人 | ¥7,072,820  |
| 座間味村 | 379 件   | 946 人   | ¥6,177,380  | 324 人   | ¥1,464,480 | 1,270 人 | ¥7,641,860  |
| 粟国村  | 325 件   | 824 人   | ¥7,259,440  | 233 人   | ¥1,318,780 | 1,057 人 | ¥8,578,220  |
| 渡名喜村 | 277 件   | 657 人   | ¥4,699,890  | 186 人   | ¥915,840   | 843 人   | ¥5,615,730  |
| 計    | 1,361 件 | 3,368 人 | ¥23,387,490 | 1,194 人 | ¥5,521,140 | 4,562 人 | ¥28,908,630 |

実際の交付実績人数・金額 2,973 人 ¥19,035,190

補助実績

■ 那覇市頑張るマチグッワー支援事業補助金 補助金等実績報告書  
(平成 23 年度から平成 25 年度まで)

| No | 組合名               | 平成 23 年度                                     |                      |
|----|-------------------|----------------------------------------------|----------------------|
|    |                   | 事業名                                          | 交付額                  |
| 14 | 那覇市中心商店街連合会       | マチグッワーで乗馬わくわく体験(二次)                          | 997,000              |
|    |                   | -                                            | 0                    |
| 1  | 那覇市国際通り商店街振興組合連合会 | 国際通り固定ベンチ設置事業                                | 2,150,000            |
|    |                   | メディアを活用した国際通り誘客事業                            | 2,399,000            |
| 2  | 新栄通り商店街振興組合       | 新栄通安心、安全な街づくり事業(二次)                          | 543,000              |
| 3  | 那覇市沖縄通り商店街振興組合    | 華やとおきえいビルミネーション文化事業                          | 1,754,000            |
|    |                   | 沖縄通りPR事業(二次)                                 | 275,000              |
| 4  | 那覇市平和通り商店街振興組合    | 平和通り五部会LED照明事業                               | 1,701,000            |
| 5  | 栄町市場商店街振興組合       | 栄町市場商店街「防犯設備」事業                              | 727,000              |
|    |                   | 栄町市場商店街「ホームページ設置」事業                          | 675,000              |
| 6  | 市場本通り会            | -                                            | 0                    |
| 7  | むつみ橋通り会           | 通りらしさを生かしたまちづくりを繋げる装飾事業                      | 2,656,000            |
| 8  | ガーブ川中央商店街組合       | まちぐるーイルミネーション in ガーブ川                        | 3,080,000            |
|    |                   | まちぐるーPR 事業(OA 機器整備設置)                        | 561,000              |
| 9  | 那覇市浮島通り会          | 浮島通り告知放送システム整備事業                             | 1,060,000            |
|    |                   | 壺屋やちむん通り会活性化事業【やちむん通り会の基盤作り強化】               | 1,624,000            |
| 10 | 壺屋やちむん通り会         | 壺屋やちむん通り会活性化事業【事業内容の具現化と情報発信】                | 1,142,000            |
| 11 | 第一牧志公設市場組合        | -                                            | 0                    |
| 12 | 牧志 公設市場(衣料部・雑貨部)  | -                                            | 0                    |
| 15 | 太平通り商店街           | -                                            | 0                    |
| 16 | 新天地市場本通り会         | -                                            | 0                    |
| 17 | NPO 那覇市街角ガイド      | 各駅の1マイル徒歩コース<br>那覇市街角ガイド観光ガイドマップ・チラシ作成事業(二次) | 1,011,000<br>281,000 |
| 18 | NPO まちなか研究所わくわく   | 持続可能なマチグッワー職場体験世代育成プロジェクト                    | 629,000              |
| 19 | マチグッワー乗会          | 「子ども×防災」でつながるマチグッワー乗会                        | 1,387,000            |
|    |                   | 15 団体(19 事業)                                 | 23,655,000           |

|                        |                                                                 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 補助の対象となる<br>事業内容       | (1) 地元客を引き付ける魅力ある商店街・街づくり                                       |
|                        | (2) 地元客と観光客の交流を促進しにぎわいを創出する商店街・街づくり                             |
|                        | (3) 高齢者・障がい者にやさしい商店街・街づくり                                       |
|                        | (4) 子供にやさしい商店街・街づくり                                             |
|                        | (5) 地域・歴史にちなんだ商店街・街づくり                                          |
|                        | (6) 安全・安心な商店街・街づくり                                              |
|                        | (7) 地域連帯の強化促進する商店街・街づくり                                         |
| ※交付要綱第 4 条(補助対象事業)より抜粋 |                                                                 |
| 補助の目的                  | 中心商店街の活性化に向けた事業を行う者の創意工夫による積極的な取り組みを実施する商店街団体等に対して、事業費の一部を補助する。 |
| 期待される効果                | 近年の社会状況の変化で地元客離れが進んでいる中心商店街に地元客を呼び戻し、マチグッワーに賑わいを生み出す。           |
| 積算根拠(補助額の算定方法)         | 対象経費の 90%以内で、1,000 万円を上限とする。                                    |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入)  | 別添交付要綱のとおり。                                                     |
| 交付方法                   | □補助金額確定後 ■事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) □有 ■無                            |

補助交付先内訳 (平成 25 年度)

補助金適正化チェックシート及び補助金等アンケート別紙

| 交付先              | 那覇市マチグッワー支援基金等補助金 |            | 補助金等アンケート        |                  |
|------------------|-------------------|------------|------------------|------------------|
|                  | 収入総額              | 支出総額       | 収入に占める<br>補助金の割合 | 収入に占める<br>補助金の割合 |
| 那覇市中心商店街連合会      | 25,065,916        | 23,665,916 | 94.0%            | 94.0%            |
| 国際通り商店街振興組合連合会   | 22,809,949        | 22,809,949 | 100.0%           | 100.0%           |
| 沖縄通り商店街振興組合      | 7,700,800         | 7,471,026  | 97.0%            | 97.0%            |
| 那覇市平和通り商店街振興組合   | 14,900,126        | 12,141,121 | 81.5%            | 81.5%            |
| 市場本通り会           | 3,227,865         | 2,252,441  | 69.8%            | 69.8%            |
| ガーブ川中央商店街組合      | 7,751,914         | 7,751,914  | 100.0%           | 100.0%           |
| 那覇市浮島通り会         | 4,978,163         | 4,978,163  | 100.0%           | 100.0%           |
| 那覇市太平通り会         | 5,333,790         | 5,333,790  | 100.0%           | 100.0%           |
| 那覇市第一牧志公設市場(衣料部) | 2,526,381         | 2,526,381  | 100.0%           | 100.0%           |
| 那覇市第一牧志公設市場(雑貨部) | 2,526,381         | 2,526,381  | 100.0%           | 100.0%           |
| 新天地市場本通り会        | 2,496,067         | 2,496,067  | 100.0%           | 100.0%           |
| 那覇市街角ガイド         | 4,384,642         | 4,384,642  | 100.0%           | 100.0%           |
| NPO 那覇市街角ガイド     | 4,384,642         | 4,384,642  | 100.0%           | 100.0%           |

| No | 組 合 名             | 平 成 24 年 度                                           |                        |
|----|-------------------|------------------------------------------------------|------------------------|
|    |                   | 事 業 名                                                | 交 付 額                  |
| 14 | 那覇市中心商店街連合会       | 映像による那覇市中心商店街プロモーション事業<br>中心商店街の逸品を集めたアンテナショップ環境整備事業 | 2,790,000<br>3,006,000 |
| 1  | 那覇市国際通り商店街振興組合連合会 | -                                                    | 0                      |
| 2  | 新栄通り商店街振興組合       | -                                                    | 0                      |
| 3  | 那覇市平和通り商店街振興組合    | 新栄通LED設置事業<br>環境整備事業                                 | 3,071,000<br>2,211,000 |
| 4  | 那覇市平和通り商店街振興組合    | 光の街と美ら島世真報(ゆがふ)                                      | 2,526,000              |
| 5  | 栄町市場商店街振興組合       | 「店舗案内/パンフレット・組合員証」事業                                 | 1,512,000              |
| 6  | 市場本通り会            | -                                                    | 0                      |
| 7  | むつみ橋通り会           | -                                                    | 0                      |
| 8  | ガーブ川中央商店街組合       | むつみ橋 安心・安全・健全を確保する事業<br>LED保安灯設置事業                   | 2,667,000<br>2,690,000 |
| 9  | 那覇市浮島通り会          | -                                                    | 0                      |
| 10 | 壺屋やちもん通り会         | 壺屋やちもん通り放送システム整備事業                                   | 1,330,000              |
| 11 | 第一牧志公設市場組合        | -                                                    | 0                      |
| 12 | 牧志 公設市場(衣料部・雑貨部)  | マチグワー利用促進マップ事業                                       | 396,000                |
| 15 | 太平通り商店街           | -                                                    | 0                      |
| 16 | 新天地市場本通り会         | LED設置事業                                              | 1,755,000              |
| 17 | NPO 那覇市街角ガイド      | -                                                    | 0                      |
| 18 | NPO まちなか研究所わくわく   | 街角ガイドの機能強化とピーアール促進事業                                 | 1,035,000              |
| 19 | マチグワー栄会           | -                                                    | 0                      |
|    |                   | 11 団体(12 事業)                                         | 19,193,000             |

| No | 組 合 名       | 平 成 25 年 度                    | 交 付 額     |
|----|-------------|-------------------------------|-----------|
|    |             | 事 業 名                         |           |
| 14 | 那覇市中心商店街連合会 | AR(拡張現実)を利用した、なはまちなか回遊性向上アプリ事 | 5,292,000 |

|    |                   | 業                                         |                        |
|----|-------------------|-------------------------------------------|------------------------|
| 1  | 那覇市国際通り商店街振興組合連合会 | 国際通りエイサー打ち水事業                             | 1,436,000              |
| 2  | 新栄通り商店街振興組合       | -                                         | 0                      |
| 3  | 那覇市平和通り商店街振興組合    | 夏を彩る提灯祭り事業                                | 1,579,000              |
| 4  | 那覇市平和通り商店街振興組合    | 星に願いを平和通りマップ事業                            | 3,344,000              |
| 5  | 栄町市場商店街振興組合       | -                                         | 0                      |
| 6  | 市場本通り会            | 本通り会イルミネーション事業                            | 1,814,000              |
| 7  | むつみ橋通り会           | -                                         | 0                      |
| 8  | ガーブ川中央商店街組合       | なつかしのまちぐわー展                               | 2,862,000              |
| 9  | 那覇市浮島通り会          | 「浮島通り会勝手にまちを盛り上げるプロジェクト」運営事業              | 1,977,000              |
| 10 | 壺屋やちもん通り会         | 壺屋の魅力発信整備事業<br>壺屋の誘客案内整備事業                | 2,295,000<br>582,000   |
| 11 | 第一牧志公設市場組合        | 第一牧志公設市場食の祭典イベント                          | 0                      |
| 12 | 牧志 公設市場(衣料部・雑貨部)  | LEDイルミネーション設置事業                           | 1,175,000              |
| 15 | 太平通り商店街           | 太平通りイルミネーション事業                            | 1,308,000              |
| 16 | 新天地市場本通り会         | アーケードLEDイルミネーション設置工事事業<br>新天地市場本通商店街LED事業 | 1,631,000<br>1,439,000 |
| 17 | NPO 那覇市街角ガイド      | 第 8 期観光ガイドの養成と PR 事業                      | 953,000                |
| 18 | NPO まちなか研究所わくわく   | -                                         | 0                      |
| 19 | マチグワー栄会           | -                                         | 0                      |
|    |                   | 13 団体(15 事業)                              | 22,395,000             |

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】  
当該補助金の目的がどの程度達成されているかについての成果指標の作成が必要である。

(2) 補助率について

【指摘】

当該補助金の補助率は90%と高率である。中心市街地活性化は市の重要施策のひとつであるが、他の補助金との整合性や公平性の観点、また財政上の観点からも、補助金ガイドラインに沿った補助率の見直しが必要である。

(3) 実績報告書の事後チェックについて

【意見】

補助実績報告書に関連して、担当課にヒアリングしたところ、ヒアリング時点では、その内容についての明確な回答が得られなかった。後日、回答を得て、特段問題の無いことは分かったが、事前のチェックが不足していると考えられるので、実績報告については、資金使途も含め、定期的な検証が必要である。

観光協会運営補助金

1.補助金の概要

観光協会運営補助金とは、那覇市の観光事業に深く関与し、観光振興・観光誘客を担っている一般社団法人 那覇市観光協会(以下、「当法人」という)の職員に係る人件費を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|                |                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| 所管部課           | 経済観光部 観光課                                                |
| 予算事業名          | 観光協会運営補助金                                                |
| 補助金名           | 那覇市観光振興事業補助金                                             |
| 補助金の性質別分類      | □義務的な補助 ■団体運営費補助 □イベント・大会補助<br>□利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助 |
| 補助根拠(法令名・要綱名等) | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱                                         |
| 補助開始年度         | 不明                                                       |
| 交付先            | 一般社団法人 那覇市観光協会                                           |
| 交付先の分類         | □ 外郭団体 ■各種団体<br>□市民(個人) □その他( )                          |
| 補助の対象となる事業内容   | 一般社団法人 那覇市観光協会のプロパー職員 5 人、契約社員 1 人に係る人件費補助               |

|                   |                                                         |             |           |    |    |
|-------------------|---------------------------------------------------------|-------------|-----------|----|----|
| 補助の目的             | 本市の観光事業に深く関与し、観光振興・観光誘客に大きく貢献している一般社団法人那覇市観光協会の運営を支援する。 |             |           |    |    |
| 期待される効果           | 協会が組織として安定していることは、本市の観光振興に欠かせない。                        |             |           |    |    |
| 積算根拠(補助額の算定方法)    | 人件費見込みによる。                                              |             |           |    |    |
| 補助対象経費の内容(具体的に記入) | 一般社団法人 那覇市観光協会のプロパー職員 5 人、契約社員 1 人に係る人件費補助              |             |           |    |    |
| 交付方法              | □補助金額確定後                                                | ■事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) | □有 | ■無 |

2.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇市観光協会」参照のこと。

観光協会事業補助金

1.補助金の概要

観光協会事業補助金とは、一般社団法人 那覇市観光協会(以下、「当法人」という)が担う那覇市のイベント・観光事業等の公益的な事業の実施に係る費用を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|                |                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| 所管部課           | 経済観光部 観光課                                                |
| 予算事業名          | 観光協会事業補助金                                                |
| 補助金名           | 那覇市観光振興事業補助金                                             |
| 補助金の性質別分類      | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助<br>□利子補給補助 □建設事業補助 ■その他事業費補助 |
| 補助根拠(法令名・要綱名等) | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱                                         |

|                       |                                                                                                                                                     |              |                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------|
| 補助金名                  | 那覇市観光振興事業補助金                                                                                                                                        |              |                         |
| 補助金の性質                | □ 義務的な補助    □ 団体運営費補助    ■ イベント・大会補助                                                                                                                |              |                         |
| 別分類                   | □ 利子補給補助    □ 建設事業補助    □ その他事業費補助                                                                                                                  |              |                         |
| 補助根拠<br>（法令名・要綱名等）    | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱                                                                                                                                    |              |                         |
| 補助開始年度                | 不明                                                                                                                                                  |              |                         |
| 交付先                   | 一般社団法人 那覇爬龍船振興会                                                                                                                                     |              |                         |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体    ■ 各種団体<br>□ 市民（個人）    □ その他（                      ）                                                                                       |              |                         |
| 補助の対象となる事業内容          | （一社）那覇爬龍船振興会へ、爬龍船競漕の実施に係る事業補助金を交付する。<br><br>【爬龍船競漕】<br>開催日：毎年 5 月 3 日～5 日<br>参加者：約 5000 人（観客約 20 万人）<br><br>【地バーリー】<br>開催日：那覇大綱挽まつり第 1 日目（市民演芸パレード） |              |                         |
| 補助の目的                 | 那覇ハーリー文化を、本市の重要な伝統文化として保存・継承するとともに観光資源として活用し、観光誘客を図る                                                                                                |              |                         |
| 期待される効果               | 伝統文化である那覇ハーリーの保存・継承、観光誘客の向上                                                                                                                         |              |                         |
| 積算根拠<br>（補助額の算定方法）    | 年度事業見込みによる                                                                                                                                          |              |                         |
| 補助対象経費の内容<br>（具体的に記入） | 爬龍船競漕および地バーリー実施のための費用                                                                                                                               |              |                         |
| 交付方法                  | □ 補助金額確定後                                                                                                                                           | ■ 事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考)<br>□ 有    ■ 無 |

|                       |                                                               |              |                         |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------|
| 補助開始年度                | 不明                                                            |              |                         |
| 交付先                   | 一般社団法人 那覇市観光協会                                                |              |                         |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体    ■ 各種団体<br>□ 市民（個人）    □ その他（                      ） |              |                         |
| 補助の対象となる事業内容          | 本市のイベントや観光事業実施に伴う事業費補助（那覇ハーリー、那覇大綱挽まつり、琉球王朝祭り首里、他観光事業）。       |              |                         |
| 補助の目的                 | 本市の観光事業に深く関与し、観光振興・観光誘客に大きく貢献している一般社団法人那覇市観光協会の運営を支援する。       |              |                         |
| 期待される効果               | 本市のイベントの円滑な実施、観光情報発信による誘客等による観光振興などが期待される。                    |              |                         |
| 積算根拠<br>（補助額の算定方法）    | 事業費見込みによる。                                                    |              |                         |
| 補助対象経費の内容<br>（具体的に記入） | 本市のイベントや観光事業実施に伴う事業費補助（那覇ハーリー、那覇大綱挽まつり、琉球王朝祭り首里、他観光事業）。       |              |                         |
| 交付方法                  | □ 補助金額確定後                                                     | ■ 事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考)<br>□ 有    ■ 無 |

2.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇市観光協会」参照のこと。

那覇爬龍船振興会補助金

1.補助金の概要

那覇爬龍船振興会補助金とは、一般社団法人 那覇爬龍船振興会へ爬龍船競漕の実施に係る事業費、人件費を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|       |             |
|-------|-------------|
| 所管部課  | 経済観光部 観光課   |
| 予算事業名 | 那覇爬龍船振興会補助金 |

2.事業の内容について

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歴史                 | 那覇ハーリーは、歴史は諸説あるが14世紀に中国から沖縄に伝わったとされている。<br>琉球王国の国家的行事として栄えたが、廃藩置県(1879年)で琉球王国がなくなることにより、廃止される。その後は地域の行事として一時期復活するも、1928年を最後に競技は途絶えてしま<br>う。<br>本土復帰記念事業として1975年の開催された沖縄海洋博を機会に復活し、その後は沖縄を代表する行事になった。                                                                                    |
| 名称                 | 那覇ハーリー                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 主催                 | 那覇ハーリー実行委員会                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 実施期日               | 新暦の5月3日～5月5日（ゴールデン・ウィーク期間中）開催                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 実施場所               | 那覇港新港ふ頭（沖縄県那覇市港町1-16）                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 那覇ハーリーと県内地のハーリーの違い | 那覇ハーリーと県内他の地域のハーリーとの違いは「舟」にある。<br><br>那覇以外の地域のハーリー舟<br>主に小型のサブバニ（手漕ぎ漁船）漕ぎ手10名、舵取り1名<br><br>那覇の舟<br>全長14.5メートル、幅2.1メートル、重さは2.5トン、漕ぎ手は32名、鐘打ち2名、舵取り2名、旗持ちなど6名と、乗組員が42名になる大型のもので、軸(へさき)には竜頭を、艫(とも)には竜尾の彫り物を飾った特別な舟。                                                                        |
| 参加人員               | 約21万人                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 催事内容               | 那覇ハーリー<br>那覇ハーリーの初日、5月3日は中学生、PTA、一般の部の競漕が行われる。<br>5月4日には競漕はなく、旅行者も気軽に船に乗ることができる体験乗船日。<br>最終日、5月5日は朝から行われる一般競漕の後、那覇ハーリー最大の見どころである御願（ウガン）バリーと本バリーが行われる。那覇・久米・泊と地域で分かれたチームの3艘が海上に出てま<br>ず行われる御願バリーは、互いの顔合わせともいえ、ハーリー唄や鐘、演武とともに、ゆっくとコースを巡る。そして、本バリー一へ。往復約600メートルのコースで実力を競う一本勝負が繰り<br>広げられる。 |

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | その他のイベント<br>ハーリー以外にも大小2つの特設ステージが設けられ、地元沖縄出身のアーティストのライブや、お笑いライブ、ダンスパフォーマンスや相撲大会が無料で観覧できる。周辺にはたくさん飲食ブースも出店するので、自分たちのペースで食事やおやつを頬張りながら過ごすことができる。また、期間中は毎晩花火が打ち上がり、祭りを盛り上げる。                                                                                   |
| メインイベント<br>（御願バリー・本バリー） | 御願バリー・本バリーは、それぞれの伝統衣装を身にまとい、那覇、久米、泊の地域の3艘が海上で繰り広げる真剣勝負。最初に行われるのが御願バリー。唄歌いは荘厳なハーリー唄を歌い、中乗りは船の上で空手演舞を披露、旗振り役、鐘打ち、漕ぎ手は息を合わせながらゆっくと船を進めていく。円を描く様にコースを回遊する間、海の神様に航海安全、大漁祈願や地域の発展を祈願する。御願バリーが静とすれば、本バリーは動。その名の通り、一本勝負のハーリー競漕。往復600メートルの海上コースを勇壮に競漕し、その年の覇者を決定する。 |

3.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇肥龍船振興会」参照のと。

那覇大綱挽保存会補助金

1.補助金の概要

那覇大綱挽保存会補助金とは、那覇大綱挽実施にかかる費用を補助するものである。詳細な内容については下記の通りである。

|       |              |
|-------|--------------|
| 所管部課  | 経済観光部 観光課    |
| 予算事業名 | 那覇大綱挽保存会補助金  |
| 補助金名  | 那覇市観光振興事業補助金 |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主催    | 一般社団法人 那覇大綱挽保存会                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 実施期日  | 毎年体育の日の前日・日曜日                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 実施場所  | 大綱挽行列（うふんなすねーい）： 県道39号線、国際通り<br>那覇大綱挽： 国道58号、久茂地交差点（綱挽広場）                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 大綱の規格 | （西方）女綱の長さ100m、男綱の長さ100m（全長200m）<br>直径1m56cm 総重量43トン 手綱総計280本（1本の長さ約7m）<br>綱は毎年新作（材料は藁）                                                                                                                                                                                                                           |
| 参加人員  | 総観衆約28万人（うち挽き手1万5000人）                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 催事内容  | 毎年体育の日の前日、11時30分、西旗頭7旗は牧志公園に、東の旗頭7旗は壹屋小学校校庭に集合する。正午12時00分、西東交互に国際通りを安里から県庁南口へ向けて14旗の旗頭、総勢2千余名が綱挽衣装をむねちはんたー（股引半套）を着用して冲天高く乱舞しながら大綱挽行列（うふんなすねーい）を午後2時20分まで実施する。国道58号、久茂地交差点（綱挽広場）では午後3時15分から大綱挽式典、旗頭我榮、空手我榮、太鼓演奏の後、綱寄せ、かぬち棒挿入、支度我榮終了後、午後4時20分頃に那覇市長（那覇大綱挽審判長）の合図で挽き始め、30分の勝負となる。<br>フィナーレには沖縄特有の庶民舞踊であるカチャーシーで終わる。 |

3.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇大綱挽保存会」参照のと。

観光まちづくり整備補助金

1.補助金の概要

観光まちづくり整備補助金とは、一般社団法人 那覇市観光協会(以下、「当法人」という)が実施する「那覇まちまーい」に対する事業を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 所管部課   | 経済観光部 観光課                   |
| 予算事業名  | 観光まちづくり整備補助金                |
| 補助金名   | 那覇市観光振興事業補助金                |
| 補助金の性質 | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 |
| 別分類    | □利子補給補助 □建設事業補助 ■その他事業費補助   |

|                       |                                                                                                                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金の性質<br>別分類         | □義務的な補助 □団体運営費補助 ■イベント・大会補助<br>□利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助                                                                                       |
| 補助根拠<br>（法令名・要綱名等）    | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱                                                                                                                               |
| 補助開始年度                | 不明                                                                                                                                             |
| 交付先                   | 那覇大綱挽保存会                                                                                                                                       |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■各種団体<br>□ 市民（個人） □その他（ ）                                                                                                               |
| 補助の対象となる事業内容          | 一般社団法人那覇大綱挽保存会へ、那覇大綱の実施にかかる費用を補助する。当団体は、ギネス級の大綱挽の保管や毎年祭りと行事の開催を通して伝統文化の継承を行っている。那覇大綱挽まつりは現在では県民のイベントにとどまらず、県外からのツアー観光客も参加しており、那覇市観光に大きく寄与している。 |
| 補助の目的                 | 本市の重要な伝統行事として保護・育成しながら、また観光資源として活用し、観光振興・観光誘客を図る。                                                                                              |
| 期待される効果               | 伝統文化の継承、市民の交流・融和、観光客誘致の増大                                                                                                                      |
| 積算根拠<br>（補助額の算定方法）    | 事業費支出予定表による                                                                                                                                    |
| 補助対象経費の内容<br>（具体的に記入） | 大綱の製作とイベントに掛かる費用が大きく、補助経費の主な対象となる。<br>化粧細原材料：3,880,000 円<br>綱製作作業員人件費：5,440,000 円<br>綱輸送・設置代：1,033,000 円<br>保管倉庫・作業用具リース代：1,800,000 円 他        |
| 交付方法                  | □補助金額確定後<br>■事前に概算交付⇒精算<br>前年度返還(参考) □有 ■無                                                                                                     |

2.事業の内容について

|    |                                                                                                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 趣旨 | 1450年頃に始まり、古い歴史文化と誇り高い伝統を有する那覇大綱挽を実施する事により、市民安寧の高揚、市民相互の融和、並びに観光産業の振興を図り、併せて文化遺産を保護育成することを目的とする。 |
| 名称 | 那覇大綱挽                                                                                            |

2.事業の内容について

観光まちづくり整備事業は、那覇市における滞在型観光及び観光まちづくりのしかけとして、平成 22 年 5 月よりまち歩き整備事業として開始し、同年 12 月に「ガイドと歩く那覇まちま〜い」としてスタートした。事業の背景としては、リピーター客の増加対策と素通り観光への懸念から、少しでも観光客の市内への滞在時間を延ばすため、また、市民と事業所の観光に対する意識の向上を高め、市民一体となって取り組む協働型の事業として導入した。

3.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇市観光協会」参照のこと。

観光案内所運営補助金

1.補助金の概要

観光案内所運営補助金とは、一般社団法人 那覇市観光協会(以下、「当法人」という)の観光案内所運営に係る経費を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|                    |                                   |     |
|--------------------|-----------------------------------|-----|
| 所管部課               | 経済観光部                             | 観光課 |
| 予算事業名              | 観光案内所運営補助金                        |     |
| 補助金名               | 那覇市観光振興事業補助金                      |     |
| 補助金の性質             | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助       |     |
| 別分類                | □利子補給補助 □建設事業補助 ■その他事業費補助         |     |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱                  |     |
| 補助開始年度             | 不明                                |     |
| 交付先                | 一般社団法人 那覇市観光協会                    |     |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民（個人）<br>□ その他（ ）  |     |
| 補助の対象となる事業内容       | 観光協会へ観光案内所運営に係る経費を支援する。           |     |
| 補助の目的              | 本市の観光事業に深く関与し、観光振興・観光誘客に大きく貢献している |     |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |                    |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市補助金等交付規則、那覇市観光振興事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                         |             |                    |
| 補助開始年度                | 平成 2 4 年度（平成 2 2・2 3 年度は委託料）                                                                                                                                                                                                                                                         |             |                    |
| 交付先                   | 一般社団法人 那覇市観光協会                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |                    |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■各種団体<br>□ 市民（個人） □その他（ ）                                                                                                                                                                                                                                                     |             |                    |
| 補助の対象となる事業内容          | 当該補助金は、那覇市観光協会が実施する「那覇まちま〜い」に対する事業補助である。「那覇まちま〜い」は、滞在型観光及び観光まちづくりの仕掛けとして、平成 2 2 年 5 月より「まち歩き整備事業」として開始し、同年 1 2 月に正式スタートした事業である。多彩な街歩きコースを策定し、観光客のみならず、市民も多く参加している事業であり、雑誌・テレビなど様々なメディアに取り上げられている。                                                                                    |             |                    |
| 補助の目的                 | 【那覇市観光の課題解決のための事業補助】 第 4 次那覇市総合計画において、本市の観光振興を図るための課題の一つとして、多様な観光メニューの一層の充実があげられている。「那覇まちま〜い」は、この課題解決のため、本市観光メニューの一つとして行われる事業であるため、その事業推進のための費用を補助する。                                                                                                                                |             |                    |
| 期待される効果               | ①観光客の満足度を高め、市内観光の活性化及び観光客の増加に寄与。<br>②市内滞在時間の延長に伴う、市内消費機会の拡大。<br>③市民・県民参加による、市民協働の活性化。<br>④那覇市観光協会の自立した事業としての発展。                                                                                                                                                                      |             |                    |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 当該事業は平成 22 年度に沖縄県雇用再生特別事業補助金を活用した「まち歩き整備事業」として開始。平成 22 年度は 11 ヶ月間の事業であったため 31,316,000 円で業務委託契約を締結。平成 23 年度は 31,608,000 円で業務委託契約を締結。平成 24 年度より現在の那覇市観光振興事業補助金を活用。平成 24 年度当初は 14,134,000 円の補助金でスタートしたが、一括交付金の活用により補助金を前年度と同額の 31,608,000 円へ増額変更。平成 25 年度も前年度同額の 31,608,000 円を補助額としている。 |             |                    |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 那覇まちま〜い事業の収入不足額に係る補助                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |                    |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                                                                                                                                                                                                                                             | ■事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考)<br>■有 □無 |

ストリートダンスバトル

in 国際通り観光誘客事業

1.補助金の概要

ストリートダンスバトル in 国際通り観光誘客事業に係る補助金は、国際通りのトラ  
ンジット・モールを活用し、国際通りでの定期的なダンスイベントを実施し定着させる  
ことで、観光資源として活用し、観光振興・観光誘客を図ることを目的にイベント開催  
に発生した費用を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|                        |                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部課                   | 経済観光部 観光課                                                                                                                                                                        |
| 予算事業名                  | ストリートダンスバトルin 国際通り観光誘客事業                                                                                                                                                         |
| 補助金名                   | 那覇市観光振興事業補助金                                                                                                                                                                     |
| 補助金の性質<br>別分類          | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 ■イベント・大会補助<br><input type="checkbox"/> 利子補給補助 <input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助 |
| 補助根拠<br>(法令名・要<br>綱名等) | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱、那覇市補助金交付規則                                                                                                                                                      |
| 補助開始年度                 | 平成 24 年度                                                                                                                                                                         |
| 交付先                    | King Of Street 実行委員会                                                                                                                                                             |
| 交付先の分類                 | <input type="checkbox"/> 外郭団体 ■各種団体<br><input type="checkbox"/> 市民 (個人) <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                         |
| 補助の対象と<br>なる<br>事業内容   | 平成 25 年 8 月～3 月の第 3 日曜日に国際通りてんぶす前広場で開催<br>されるストリートダンスコンテストの開催に係る経費を補助する。<br>毎月 1 回那覇市内の学校訪問を行いダンスレッスンも開催。                                                                        |
| 補助の目的                  | 「King of Street 実行委員会」は、本事業を計画し実施することを目<br>的に設立しており、安定して事業を実施し観光資源として確立するた<br>めの運営を行えるよう「King of Street 実行委員会」へ補助金を交付す<br>る。                                                     |
| 期待される<br>効果            | ダンスイベントを定着させることで、国際通りをダンス中心とした<br>エンターテイメントで活性化し、若者文化発信の地として確立するこ<br>とで観光資源として活用し、観光振興・観光誘客に効果があることが<br>期待される。                                                                   |
| 積算根拠<br>(補助額の算<br>定方法) | 平成 25 年度収支予算書。                                                                                                                                                                   |

|                               |                                                                           |                                                    |                               |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 期待される効<br>果                   | る一般社団法人那覇市観光協会の事業を支援する。<br>本市のイベントの円滑な実施、観光情報発信による誘客等による観光<br>振興などが期待される。 |                                                    |                               |
| 積算根拠<br>(補助額の算<br>定方法)        | 事業費見込みによる。                                                                |                                                    |                               |
| 補助対象経費<br>の内容<br>(具体的に記<br>入) | 案内所における外国人対応スタッフへの賃金や施設費等に係る補助                                            |                                                    |                               |
| 交付方法                          | <input type="checkbox"/> 補助金額確<br>定後                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算<br>交付⇒精算 | <input type="checkbox"/> 有 ■無 |

2.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇市観光協会」参照のこと。

3.監査の結果と指摘、意見  
(監査の結果)

■ 表 H－1 補助金と事業費の年推移 (単位：千円)

| 補助金額   | 24 年度   | 25 年度        | 26 年度予算 |
|--------|---------|--------------|---------|
|        | 2,049   | 18,973       | 15,000  |
| 事業費の実績 | 2,282   | 23,717       | －       |
| 開催時期   | 1 月～3 月 | 8 月～12 月、3 月 | －       |

当初から 26 年度までの補助を予定、平成 27 年度以降は自主運営で行うとのこと。

(1) 補助金の算定方法について

【意見】

補助金の算定方法については、「King Of Street 事業実施にかかる経費」とされており、交付先の団体である King Of Street 実行委員会（以下、「当団体」という）の見込み経費を基に決定されている。また、交付先の選定においては、公募制を導入してはいないため、当団体に一任された状態である。このような状態では、当団体において、できる限り経費を抑えようとする意識が働きにくく、また他の団体が参入することはできないことから、補助金の適正性および公平性に欠ける。当団体に一任した理由としては、「ストリートダンス事業を継続的に実施する目的で設立された団体」とのことであるが、そもそも当団体とする必要性は乏しく、公募制で募った方が当補助金の適正性や公平性が担保できる。よって、本補助金の交付要綱の見直しが必要である。

(2) 補助金の効果について

【指摘】

本補助金の効果の測定方法としては、「イベント参加者数、来場者数、学校訪問参加者数、SNS 等リーチ数等」とされており、平成 25 年度の実績では、イベント参加者数 161 チーム、来場者数 10,700 人(8 月～3 月、1 月及び 2 月は開催なし)、学校訪問での参加者数 167 名、SNS リーチ数 46,623 である。市の所管課としての検証結果では、「補助金の有効性について、参加者及び観覧単数が少なく、観光誘客への効果は十分に発揮できていない。補助金の廃止を含め検討が必要。」との見解がなされている。

本補助金の目的は、ダンスイベントを観光資源として確立し、観光振興・観光誘客を行うことにあり、平成 25 年度の実績が、目的に沿ったものであるか照らすと、月平均のイベント来場者数がおよそ 1.5 千人～2 千人程度であり、那覇市の人口が約 300 千

| 補助対象経費<br>の内容<br>(具体的に記入) | King Of Street 事業実施にかかる経費 |                  |           |
|---------------------------|---------------------------|------------------|-----------|
|                           | 交付方法                      | 補助金額<br>確定後      | 前年度返還(参考) |
|                           |                           | ■ 事前に概算<br>交付⇒精算 | □ 有 ■ 無   |

2.事業内容について

ここ数年、「ダンス」に対するニーズが高まっている。この背景には、学校でダンス必修化されたことやテレビでもダンス特集がよく組まれるようになり、ダンスに興味を持つ人が増えてきたためである。今後もダンスの国内人口は急増することが予想される。那覇市においても、このようなニーズが高まっていることを受け、ダンスイベントを定着させることで、国際通りをダンス中心としたエンターテイメントで活性化し、若者文化発信の地として確立することで観光資源として活用し、沖縄県内の観光振興・観光誘客を図るねらいとして本補助金を実施されることになった。

平成 24 年度から、国際通りの毎週日曜日のトランジット・モールを利用し、国際通りでんぶす前広場「ボケットパーク」において、定期的にストリートダンスコンテスト「King Of Street」を開催している。また、毎月 1 回の頻度でダンスコンテストに審査員として来沖した世界的ダンサーによる那覇市内の学校訪問を行いダンスレッスンを実施することにより、学校におけるダンス教育をサポートし、ダンス交流を行いながらダンスの楽しさ・魅力を伝えている。

ダンスイベントの内容としては、キッズ部門(中学生以下)及び一般の部にそれぞれ分けられ、各部門とも毎月の優勝チームが 12 月開催予定の「King Of Street FINAL」に出場でき、平成 24 年度の実績は、平成 25 年 1 月～3 月の第 3 日曜日、平成 25 年度の実績は、平成 25 年 8 月～3 月(1 月、2 月は開催なし、12 月 FAINAL 大会開催)の第 3 日曜日開催された。

人及び那覇市のへの入込み観光客数 5,746 千人(那覇市経済観光部観光課発行「平成 24 年度上の統計－観光客の声－」利用)、月平均 478 千人と比較すると、本補助金による観光誘客効果は低いと思われる。市の所管課の見解にも説明があるように、本補助金の廃止を含め検討する必要がある。

那覇爬龍船振興会補助金(繰越明許)

1.補助金の概要

那覇爬龍船振興会補助金(繰越明許)とは、那覇ハーリー会館を建設するための費用を負担する補助金である。詳細な内容については下記の通りである。

|                |                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| 所管部課           | 経済観光部 観光課                                                |
| 予算事業名          | 那覇爬龍船振興会補助金 (繰越明許)                                       |
| 補助金名           | 那覇市観光振興事業補助金                                             |
| 補助金の性質別分類      | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助<br>□利子補給補助 □建設事業補助 ■その他事業費補助 |
| 補助根拠(法令名・要綱名等) | 那覇市観光振興事業補助金交付要綱、那覇市補助金交付規則                              |
| 補助開始年度         | 平成 24 年度                                                 |
| 交付先            | 一般社団法人 那覇爬龍船振興会                                          |
| 交付先の分類         | □ 外郭団体 □各種団体<br>□ 市民 (個人) □その他 ( )                       |
| 補助の対象となる事業内容   | 那覇爬龍船振興会へ那覇ハーリー会館を観光誘客に効果のある観光施設として建設するための経費を補助する。       |

|                   |                                                                        |             |           |       |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------|
| 補助の目的             | 那覇爬龍船の保存を行うだけでなく、観光誘客に効果のある観光施設として建設を行う。                               |             |           |       |
| 期待される効果           | 那覇爬龍船の常設展示を行い、那覇まちまーい等と連携することにより泊の新たな観光スポットの創出により観光誘客に効果があるものとして期待される。 |             |           |       |
| 積算根拠(補助額の算定方法)    | 平成 25 年度ハーリー会館建設事業計画書。                                                 |             |           |       |
| 補助対象経費の内容(具体的に記入) | 那覇ハーリー会館建設にかかる経費                                                       |             |           |       |
| 交付方法              | □補助金額確定後                                                               | ■事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) | □有 ■無 |

2.監査の結果と指摘、意見

監査の結果と指摘、意見については、「一般社団法人 那覇爬龍船振興会」参照のと。

# 環境部の補助金、負担金

## 那覇市住宅用太陽光発電システム補助金

### 1. 補助金の概要

| 番号                    | 1                                                                                                         | 所管部課        | 環境部 環境政策課          |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|
| 予算事業名                 | 住宅用太陽光発電システム導入促進助成事業                                                                                      |             |                    |
| 補助金名                  | ○那覇市住宅用太陽光発電システム補助金                                                                                       |             |                    |
| 補助金の性質別分類             | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■其他事業費補助                                                   |             |                    |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | ・地球温暖化対策の推進に関する法律<br>・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法                                                               |             |                    |
| 補助開始年度                | 平成 15 年度                                                                                                  |             |                    |
| 交付先                   | 那覇市民                                                                                                      |             |                    |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 □ 各種団体 ■ 市民(個人) □ その他( )                                                                           |             |                    |
| 補助の対象となる事業内容          | 地球温暖化の原因となる温室ガス排出は、家庭の電力使用が最大の要因となっており、温室効果ガスの削減、環境保護の意識啓発を図る目的として、那覇市内に自ら居住する住宅に、太陽光発電システムの設置者に対して補助を行う。 |             |                    |
| 補助の目的                 | 那覇市内の各家庭に、太陽エネルギー利用システムの導入を促進することにより、地球の温暖化防止を図るとともに、市民にエコライフを推進するため。                                     |             |                    |
| 期待される効果               | ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減<br>エネルギーの地産地消<br>・エネルギーの安定確保<br>・エネルギーの地産地消                                         |             |                    |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | ・太陽光発電システム 一律に3万円                                                                                         |             |                    |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | ・システム設置に要する費用                                                                                             |             |                    |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後                                                                                                  | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考)<br>□有 □無 |

### (2) 補助実績

| 補助申請件数と交付件数 |    | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 太陽光発電       | 申請 | 157件   | 157件   | 123件   |
| システム        | 交付 | 110件   | 141件   | 109件   |

### (3) 国・県の状況（太陽光）

|     | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 全国  | 235,817  | 276,051  | 288,117  |
| 沖縄県 | 2,727    | 3,232    | 2,193    |

(J-PEC 資料より\_補助金交付決定件数)

## 2. 監査の指摘と意見

### (1) 補助金の成果について

#### 【指摘】

当該補助金の目的は、太陽エネルギー利用システムの導入を促進することにより、地球温暖化防止を図るとともに、市民にエコライフを推進するものであるから、これらの目的がどの程度達成されているか判断しうる成果指標の提示が必要である。また、平成26年6月に改訂された「第2次那覇市環境基本計画」に沿った取り組みも求められる。

### (1) 事業概要

再生可能エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減及び環境保護についての意識啓発を図ることを目的として、那覇市内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して補助を行う。

屋上・壁面緑化助成金

1. 補助金の概要

| 番号                     | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所管部課 | 環境部 | 環境政策課 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|
| 予算事業名                  | 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |     |       |
| 補助金名                   | ○屋上・壁面緑化助成金                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |     |       |
| 補助金の性質別分類              | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □子利補助補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                                                                                                                                                                                                     |      |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名<br>等) | ・第4次那覇市総合計画 施策番号:3-3-2 施策名:施設の緑化を促進する<br>・那覇市屋上・壁面緑化助成金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                  |      |     |       |
| 補助開始年度                 | 平成 15 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |     |       |
| 交付先                    | 那覇市内に建物を所有する個人又は事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |     |       |
| 交付先の分類                 | □ 外郭団体 □各種団体 ■市民(個人) ■その他(那覇市内に建物を所有する個人または事業者)                                                                                                                                                                                                                                                              |      |     |       |
| 補助の対象となる事業内容           | 屋上や壁面等の建築物緑化に関する工事費等の一部を助成する事業。助成金の決定は、申請順にて予算の範囲内で交付する。<br>対象者は、那覇市内に建築物を所有する個人及び事業者等で、新たに緑化を行う者。<br>対象内容の詳細として、緑化工事等にかかる費用の 50%、又は緑化面積 1㎡あたり屋上緑化 10,000 円(3㎡以上)、屋上によるプランター及びパーゴラ緑化等 5,000 円(1㎡以上)、壁面緑化 5,000 円(3㎡以上)で計算し、いずれか小さい金額を助成額として決定する。<br>ただし、屋上緑化助成金上限額 50 万円、壁面緑化助成金上限額 20 万円の合計 70 万円を上限の金額とする。 |      |     |       |
| 補助の目的                  | 地球温暖化対策及びヒートアイランド現象の緩和を目的に、市内建築物の屋上・壁面緑化を推進する。<br>また、併せて都市景観の向上に努める。                                                                                                                                                                                                                                         |      |     |       |
| 期待される効果                | ・建築物への太陽光の影響を和らげ、室内温度の上昇を軽減することにより省エネルギーの向上<br>・ヒートアイランド現象の緩和及び二酸化炭素の吸収源対策<br>・地域における緑の創造による癒し効果など                                                                                                                                                                                                           |      |     |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定<br>方法) | ・屋上緑化1㎡あたり 10,000 円(上限 50 万円)<br>但しプランター及びパーゴラ緑化については、1㎡あたり 5,000 円(上限 20 万円)<br>・壁面緑化 1㎡あたり 5,000 円(上限 20 万円)<br>・上記計算の合算額と緑化工事等にかかる費用の 50%のいずれか小さい金額を助成額とし                                                                                                                                                 |      |     |       |

| て決定。                  |                                                                                                        |             |           |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | ・屋上緑化:①防根、灌水及び排水施設等に要した経費<br>②土壌、樹木等の購入及び植栽に要した経費<br>・壁面緑化:①フェンス等の補助資材設置に要した経費<br>②土壌、樹木等の購入及び植栽に要した経費 |             |           |
|                       | ■補助金額確定後                                                                                               | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) |
| 交付方法                  | □有 □無                                                                                                  |             |           |

屋上・壁面緑化実績資料

年度別緑化面積・総工事費等

単位 ( 面積 : ㎡ 金額 : 円 )

| 種 別<br>年 度 | 件 数<br>(A) | 緑化面積<br>(B) | 総工事費<br>(C) | 助成金 確定額<br>(D) | 民間 工事費<br>(E) | 助成率<br>(D/C) |
|------------|------------|-------------|-------------|----------------|---------------|--------------|
| 15 年度      | 34 件       | 2,124.05    | 38,328,998  | 7,391,000      | 30,937,998    | 19.3 %       |
|            | 平均         | 62.47       | 1,127,323   | 217,382        | 909,941       |              |
| 16 年度      | 21 件       | 1,629.94    | 22,970,432  | 4,592,000      | 18,378,432    | 20.0 %       |
|            | 平均         | 77.62       | 1,093,830   | 218,667        | 875,163       |              |
| 17 年度      | 22 件       | 1,224.81    | 18,099,017  | 3,996,000      | 14,103,017    | 22.1 %       |
|            | 平均         | 55.67       | 822,683     | 181,636        | 641,046       |              |
| 18 年度      | 21 件       | 1,164.88    | 18,876,070  | 3,974,000      | 14,902,070    | 21.1 %       |
|            | 平均         | 55.47       | 898,860     | 189,238        | 709,622       |              |
| 19 年度      | 34 件       | 1,925.15    | 35,645,372  | 7,234,000      | 28,411,372    | 20.3 %       |
|            | 平均         | 56.62       | 1,048,393   | 212,765        | 835,629       |              |
| 20 年度      | 15 件       | 807.57      | 11,293,314  | 2,916,000      | 8,377,314     | 25.8 %       |
|            | 平均         | 53.84       | 752,888     | 194,400        | 558,488       |              |
| 21 年度      | 20 件       | 1,219.96    | 19,751,204  | 6,551,000      | 13,200,204    | 33.2 %       |
|            | 平均         | 61.00       | 987,560     | 327,550        | 660,010       |              |
| 22 年度      | 19 件       | 953.60      | 15,009,142  | 5,745,000      | 9,264,142     | 38.3 %       |
|            | 平均         | 50.19       | 789,955     | 302,368        | 487,586       |              |
| 23 年度      | 12 件       | 497.06      | 6,792,265   | 2,457,000      | 4,335,265     | 36.2 %       |
|            | 平均         | 41.42       | 566,022     | 204,750        | 361,272       |              |
| 24 年度      | 5 件        | 155.71      | 2,417,609   | 930,000        | 1,487,609     | 38.5 %       |
|            | 平均         | 31.14       | 483,522     | 186,000        | 297,522       |              |
| 25 年度      | 3 件        | 225.17      | 7,029,000   | 1,095,800      | 5,933,200     | 15.6 %       |
|            | 平均         | 75.06       | 2,343,000   | 365,267        | 1,977,733     |              |

・本市が実施するイベント等において、積極的にチラシを配布するとともに、広報なは市民の友・那覇市ホームページへの掲載や自治会（160 自治会）や建設業・緑化関連団体への制度活用案内を実施した。

平成 26 年度の対応

・住宅新聞等を活用し、広報活動の充実を図ります。

・緑化関連の建設業協会等と協力し合い、屋上・壁面緑化の相談会を開催し、緑化を考えている方や既に緑化を行っているが、維持管理等に悩んでいる方を対象に、より良い建築物緑化が実施できるよう推進を図ります。

・比較的安易なバーゴラ緑化のモデルをイベント等で設置し、周知を図ります。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

上記の那覇市監査委員からの指摘にもあるように、当該補助金の事業の執行率はかなり低い。また、事業実施に伴う成果についても、目標値から乖離しており、事業のあり方について再検討が必要である。

漫湖水鳥・湿地センター管理運営

協議会負担金

1. 補助金の概要

| 番号                     | 3                                            | 所管部課 | 環境部 | 環境保全課 |
|------------------------|----------------------------------------------|------|-----|-------|
| 予算事業名                  | 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金                        |      |     |       |
| 補助金名                   | 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金                        |      |     |       |
| 補助金の性質別                | □義務的な補助    □団体運営費補助    □イベント・大会補助    □利子補給補助 |      |     |       |
| 分類                     | □建設事業補助    □その他事業費補助                         |      |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名<br>等) | 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会規約(第 4 条・構成、第 10 条・経費)     |      |     |       |

累計額（H25 年度まで）

単位（面積：㎡ 金額：円）

| 総計 | 件数<br>(A) | 緑化面積<br>(B) | 総工事費<br>(C) | 助成金 確定額<br>(D) | 民間 工事費<br>(E) | 投資効果<br>(C/D) | 助成率<br>(D/C) |
|----|-----------|-------------|-------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
|    | 206 件     | 11,927.90   | 196,212,423 | 46,881,800     | 149,330,623   | 4.2 倍         | 23.9 %       |
|    | 平均        | 57.90       | 952,487     | 227,582        | 724,906       |               |              |

補助金等アンケート（その 2）

1. この補助金に関連して、過去 3 年間に市監査委員、県、会計検査院から指摘事項等を受けている場合は、その内容及び改善状況等を記載してください。

指摘事項等

(1) 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業の執行率について（環境政策課）  
(注意事項)

緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

この事業は、平成 23 年度決算においても執行率（35.1％）が低く、また、平成 24 年度においても執行率（15.5％）がかなり低い状況である。今後、この事業の継続の是非を含め、事業の執行のあり方について検討されたい。

【措置状況の報告】

屋上・壁面緑化を含む建築物緑化は、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギーの推進等、都市環境の改善を図る上で有効的な手法であると認識していることから、都市における緑化推進事業として、継続していきたいと考えております。

ただし、これまでの資料・データ等を分析し、市民・事業者等の負担軽減やニーズを満たす手法を見出し、より活用しやすい制度へと改正し、取り組んでまいります。

なお、執行率の低い補助金については、これまでの実績を踏まえた予算措置に減額していきたいと考えております。

平成 25 年度の対応

・本事業の活性化を図るため、助成対象条件である建築物所有者に借家人を加え、活用しやすい助成制度へと要綱を改正した。

平成 11 年 5 月には全国で 11 番目のラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）登録湿地になりました。ラムサール条約登録後は、30 以上の団体からなる「漫湖自然環境保全連絡協議会」が結成され、漫湖の環境保全に対する関心の高まりがみられました。

しかし、土砂や生活排水等の流入はやむことがなく、マングローブ林の拡大と干潟面積の縮小等の環境の変化もあり、シギ・チドリ類の渡来数と種数の減少は続きました。このような中で、水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全、賢明な利用について理解を深めていくための普及啓発活動や調査研究、観察などを行う拠点施設として、さらには地域住民が自然に親しみ学ぶ場として、また各種団体の保全活動、環境調査を支援する場として、環境省が平成 15 年 5 月に漫湖水鳥・湿地センターを設置しました。

■ おもな事業内容

漫湖水鳥・湿地センターは次の 4 つの内容を事業の柱としています。

1. 漫湖の自然についての展示、解説
2. 自然保護のための普及啓発
3. 漫湖における環境教育
4. 調査研究
5. 環境省が実施する漫湖保全事業に関する補助

漫湖水鳥・湿地センターでは、平成 15 年の開館以来、湿地センター内の展示案内などの日常業務の加えて、近隣の小中学校からの総合学習の支援や見学の受け入れ、自然観察会や講座、工作教室などのイベントの定期的な開催などを実施しています。また、「漫湖自然環境保全連絡協議会」や「国場川水系環境保全推進協議会」の実施するイベントなどの開催協力を行なっています。

■ 管理運営

当センターの管理運営は環境省、沖縄県、那覇市、豊見城市の 4 機関で構成する『漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会』が行っています。

■ 規模構造等の概要

■ 漫湖水鳥・湿地センター

- 敷地面積： 5098.95m<sup>2</sup>
- 建築面積： 543.96m<sup>2</sup>
- 延べ面積： 749.97m<sup>2</sup>
- 建築物構造： RC 造 2 階建て
  - 1 階： エントランスホール・展示室・事務室・多目的ルーム・シャワー室・

| 補助開始年度                | 平成 15 年度                                                                                                                                                                                                   |                 |                   |          |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 交付先                   | 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会                                                                                                                                                                                         |                 |                   |          |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体    ■ 各種団体    □ 市民(個人)    □ その他(                      )                                                                                                                                              |                 |                   |          |
| 補助の対象となる事業内容          | 漫湖水鳥・湿地センターは、漫湖の野生生物の保護と湿地の保全、賢明な利用について理解を深めていくための普及啓発や調査研究等を行う拠点施設として環境省が設置し、平成 15 年 5 月 16 日に開館した。当センターの円滑な管理運営及び利用促進によって漫湖の保全に寄与するため、環境省、沖縄県(128 万円)、那覇市(500 万円)、豊見城市(550 万円)で協議会を構成し、その各団体が運営費を負担している。 |                 |                   |          |
| 補助の目的                 | 当負担金は、漫湖水鳥・湿地センターの円滑な管理運営を図るとともに、その有効な利用を促進し、もって漫湖の保全に寄与することを目的としている。                                                                                                                                      |                 |                   |          |
| 期待される効果               | 野鳥や底生生物などの観察、漫湖の清掃活動、こども環境会議などのイベント・企画を通じて、環境に対する意識が高まる。また、地域住民の親いの場となり、地元に対する関心が高まる。                                                                                                                      |                 |                   |          |
| 予算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 負担金につき該当なし。                                                                                                                                                                                                |                 |                   |          |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 協議会の運営に要する経費は、沖縄県、那覇市、豊見城市による負担金総額によって漫湖水鳥・湿地センター職員 3 名の人件費や観察会等の活動費に充てられている。                                                                                                                              |                 |                   |          |
| 交付方法                  | ■補助金額<br>定 役                                                                                                                                                                                               | □事前に概算交付→精<br>算 | 前年度返還(参考)         | □有<br>無  |
|                       | 収入総額                                                                                                                                                                                                       | ¥12,345,855     | 内部留保資金(積立金等)      | ¥0       |
|                       | 支出総額                                                                                                                                                                                                       | ¥11,950,001     | 今年度への繰越金          | ¥395,854 |
|                       | 前年度補助実績                                                                                                                                                                                                    | ¥5,000,000      | (上記のうち)前々年度からの繰越金 | ¥0       |
| 本市以外からの<br>補助金等       | 沖縄県                                                                                                                                                                                                        | ¥1,280,000      |                   |          |
|                       | 豊見城市                                                                                                                                                                                                       | ¥5,500,000      |                   |          |

漫湖水鳥・湿地センターについて

■ 設立の背景

漫湖は国場川と饒波川の合流地点に形成された河口干潟です。ここ漫湖は、全国的にも有数のシギ・チドリ類の渡来地であるとともに、多くの水鳥等の生息地としても重要であるという理由から、昭和 52 年に国設の鳥獣保護区として指定され、平成 9 年には特別保護地区が指定されました。

- 木道
- トイレ・多目的トイレ・湯沸し室・倉庫
- 2 階: 観察展望コーナー・図書コーナー・レクチャールーム・トイレ・倉庫

木道は平成 21 年の設置以来、環境教育や調査・研究の場として、さらには市民の憩いの場として広く利用されてきました。かねてより、来館者から木道の延長を希望する多数の声がありましたが、平成 24 年度に延伸が実現しました。

- 占有面積： 370m<sup>2</sup>
- 延長： 264m
- 幅員： 0.9&1.2m
- 観察デッキ： 35m<sup>2</sup>

以上、同センターHP より。(http://www.manko-mizudori.net/reference/about-us/)

2. 監査の指摘と意見

(1) 負担金の成果について

【意見】

市入手の実績報告によれば、利用者数の増加など、負担金支出の効果が認められる。引き続き同センターの有効利用が図れるよう、市としても那覇市民及びセンターに対する働きかけが必要である。

(2) 負担金の負担割合等について

【意見】

同センターについては、施設整備費、水光熱費は国（環境省）負担、運営費については、豊見城市、那覇市、県で負担しているが、設置当初の負担額が記載された、「説明資料」は存在するが、「覚書」などの正式な文書はないとのことであった。負担金の額が変動する場合などに備え、正式な「覚書」等を作成することが望ましい。また、センターの運営費についてもその適正化が図れるよう、市としても毎年検証することが必要である。

福祉部の補助金

那覇市社会福祉協議会補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 1                                                                                                                    | 所管部課 | 福祉部 | 福祉政策課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|
| 予算事業名              | 那覇市社会福祉協議会補助金                                                                                                        |      |     |       |
| 補助金名               | 那覇市社会福祉協議会補助金                                                                                                        |      |     |       |
| 補助金の性質別分類          | □ 義務的な補助 □ 団体運営費補助 □ イベント・大会補助 □ 子子補給補助<br>□ 建設事業補助 ■ その他事業費補助                                                       |      |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市社会福祉法人の助成に関する条例、那覇市社会福祉協議会補助金要綱                                                                                   |      |     |       |
| 補助開始年度             | 不明                                                                                                                   |      |     |       |
| 交付先                | 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会                                                                                                     |      |     |       |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                      |      |     |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 市民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など、関係機関と協力し、福祉活動を具体的に実践し、福祉活動を目的とする事業の促進を促し、地域福祉を推進する。                 |      |     |       |
|                    | 1 法人運営に関する事業                                                                                                         |      |     |       |
|                    | 会務の運営、研修会開催、計画策定等                                                                                                    |      |     |       |
|                    | 2 ふれあいのまちづくり事業                                                                                                       |      |     |       |
|                    | ふれあい福祉相談事業運営、相談員連絡会・ケース処遇検討会の開催                                                                                      |      |     |       |
| 補助の目的              | 3 ボランティア振興事業                                                                                                         |      |     |       |
|                    | 情報誌発行、ボランティア養成講座開催、災害ボランティア活動の推進等                                                                                    |      |     |       |
|                    | 4 重度心身障害者医療費等交付事業補助                                                                                                  |      |     |       |
| 期待される効果            | 民間の社会福祉活動を推進することを目的とした社会福祉協議会は、民生委員児童委員をはじめ、地域で有するネットワークで多くの人々と協働で活動し、地域福祉を推進している。その活動を支援するため、当市からその活動経費の一部を補助し支援する。 |      |     |       |
| 期待される効果            | 上記事業を実施することにより、地域福祉が推進され、たれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会が構築されていく。                                                          |      |     |       |

のことである。那覇市社会福祉協議会における上記事業の担当職員は1名であり、上記事業における自主財源（収入）はない。相談員の担当は、市社協が自ら負担している。

(2) ボランティア振興事業

ボランティアに関する啓発広報活動の推進、ボランティアコアディネット活動、ボランティア養成及び研修事業の推進、ボランティア活動の支援・助成、ボランティア学習・福祉教育活動の支援、災害ボランティア活動の推進、企業の社会貢献活動の推進等が主な業務である。市社協における担当職員は2名である。

自主財源としては、赤い羽根共同募金の配分金があり、それにより事業費の一部を賄っている。また、助成事業として、ボランティア事業の登録団体に対し、同配分金から約35万円の助成金を拠出している。

(3) 貸付事業

ア ①貸付等援護活動、②重度心身障害者医療費等貸付事業が主な業務である。

イ 上記①のうち、生活福祉資金貸付事業は、生活福祉資金の低所得層等への貸付け等の業務を沖縄県社会福祉協議会から受託して行っているものであり、予算は沖縄県から拠出されている（那覇市社会福祉協議会は窓口に通がない）。

一方、上記①のうち、助け合い金庫貸付事業は、緊急に日常生活を維持するのに必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯及び生活保護法にいう被保護世帯に対し、その生活の維持を図ることを目的に資金の貸付けを行うものであり、那覇市独自の制度であって、根拠法令は存在しない。平成25年度は貸付実績がなく、その理由は、保証人等の要件が厳しく、上記の生活福祉資金貸付事業としての緊急小口資金貸付制度を利用した方が簡便であるためである。そのため、助け合い金庫貸付事業は、廃止を検討しているが、滞納者があり、未収金（9件、元本ベースで各5万円）が残っているので廃止できないとのことである。

ウ 上記②は、重度心身障害者への医療費等の自己負担分の貸付による医療費助成である。本来、重度心身障害者は、病院で医療費を支払った上で、当該医療費について領収書等の書類を持参して市役所窓口へ行き、所定の手続を行った上で還付を受けなければならないところ（償還払い）、市社協がこの手続を代行することにより、重度心身障害者の負担が軽減されることとなる。

元々は、那覇市が上記手続を代行していたが、平成7年度に国保加入者の重度医療費助成対象者が一般被保険者の1%を超え、国保上のペナルティ（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令による。）が生じてしまったため、平成8年度から市社協に委譲されたものである。上記事業は無償でなさ

|                       |                                                       |      |              |  |                                  |    |         |
|-----------------------|-------------------------------------------------------|------|--------------|--|----------------------------------|----|---------|
| 積算根拠(補助額の算定方法)        | 当該団体から要望額についてヒアリングを行い、当課内で協議したのち、実施計画への提出額を精算し決定している。 |      |              |  |                                  |    |         |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 平成25年度決算書より                                           |      |              |  |                                  |    |         |
|                       | 1 法人運営に関する事業 101,122,525 円(人件費、事務費等)                  |      |              |  |                                  |    |         |
|                       | 2 ふれあいのまちづくり事業 12,482,543 円(人件費、事務費等)                 |      |              |  |                                  |    |         |
|                       | 3 ボランティア振興事業 3,023,776 円(人件費、事務費等)                    |      |              |  |                                  |    |         |
|                       | 4 重度心身障害者医療費等貸付事業補助 6,386,000 円(人件費、事務費等)             |      |              |  |                                  |    |         |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                              |      | ■事前に概算交付⇒精算  |  | 前年度返還<br>(参考)                    |    | □有 ■無   |
| 今年度交付希望金額             | 補助希望額①                                                |      | ¥67,237,000  |  |                                  |    |         |
|                       | 財源内<br>訳                                              | 一般財源 | ¥67,237,000  |  | 国                                | ¥0 | 県<br>¥0 |
| 補助率(%)                | 補助対象経費②                                               |      | ¥117,262,844 |  | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②)        |    |         |
|                       | 収入総額                                                  |      | ¥639,096,800 |  | 内部留保資金(積立金等)<br>¥252,885,598     |    |         |
|                       | 支出総額                                                  |      | ¥645,278,702 |  | 今年度への繰越金<br>¥67,998,211          |    |         |
|                       | 前年度補助実績                                               |      | ¥67,838,000  |  | (上記のうち)前々年度からの繰越金<br>¥74,180,113 |    |         |

2. 事業の概要

法人運営に関する事業（会務の運営、研修会開催、計画策定等）のほか、（1）ふれあいのまちづくり事業、（2）ボランティア振興事業、（3）貸付事業等が主たる補助対象事業である。各事業の概要は、以下のとおりである。

(1) ふれあいのまちづくり事業

①専任相談員による相談、②相談員連絡会・ケース処遇検討会の開催が主な業務である。

上記①については、相談員（5名）・専門相談員（司法書士）を配置しており、相談員については常時対応、専門相談員については約2週間に1回（平成25年度は23回）の無料相談を行っている。また、担当職員を配置し、要介護支援ケース等の継続的相談への対応や潜在的ニーズの掘り起こし、友愛訪問事業等のニーズキャッチ機能の事業を有機的にケアマネジメントする活動を行っている。

上記②については、関係機関との連携や相談員の資質向上及び情報交換を目的として、約2か月に1回（平成25年度は6回）、各種研修、連絡会等を開催し、参加図っている。

相談件数は、近年、横ばいかやや減少傾向にあり、ハローワーク等へ流れていると

れており、ここからの収入はない。

平成 25 年度の利用医療機関数は 498 箇所、貸付医療費総額は 3 億 9895 万 9164 円、個人貸付延べ件数は 5 万 4966 件である。

現在、市社協における上記事業の担当職員は 2 名（正社員 1 名、パート 1 名）である。

### 3. 監査の結果と指摘、意見

#### (1) ふれあいのまちづくり事業

##### ア 補助金支出の必要性について

専任相談員による相談については、那覇市においては、他にも弁護士、税理士、司法書士による市民のための同様の無料法律相談が行われており、相談内容も、債務整理、後見等重複する分野が多い。前記のとおり、専任相談員の日当は市社協が負担していること、市社協全体における補助率が 50%を超えていること（平成 25 年度では 57%）等からすれば、那覇市とは別個に市社協独自の相談制度を維持し、それに対する補助金を交付し続ける必要性は乏しいものと思われる。

##### イ 事業の公益性について

確かに、市民のために無料の相談窓口を提供するものであるから、一定の公益性は有するものといえる。

しかし、那覇市の補助金に関するガイドラインは、補助の「公益性」のチェック項目として「採算性等により民間事業者では実施されない事業であること」を挙げているところ（同ガイドライン・3 ページ）、上記のとおり、那覇市においては弁護士、税理士、司法書士による市民のための同様の無料法律相談が行われており、相談内容も重複する分野が多いことからすれば、必ずしも行政が関与して市社協に相談業務を継続させる必然性はないものといえ、公益性は高くないものといえる。

##### ウ 補助金額の相当性について

上記事業への平成 25 年度の補助金額は 371 万 4000 円、上記事業の経常支出（合計 1248 万 2543 円）に占める割合は約 30%であり、50%を下回ってはいるものの、上記のとおり、事業自体の必要性・公益性が高くないと考えられることから、事業自体を削減又は廃止することにより補助金カットが可能と考えられる。

#### 【指摘】

専任相談員による相談業務については、那覇市の法律相談への統合又は分野や時間帯等の棲み分けを図ることにより、削減又は廃止することを検討すべきである。

#### (2) ボランティア振興事業

##### ア 補助金交付の必要性、事業の公益性、公平性について

平成 23 年度には補助金収入の他に寄附金収入があったが、平成 25 年度にはこれがなくなっており、補助金収入が実質的に唯一の収入源となっている。そして、ボランティアという性質上、事業の公益性は高い（特に、災害発生時においては、市社協が災害時における災害ボランティアセンターに指定されており、詳細な「那覇市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」が策定されている。）。したがって、全体的に見れば、補助金交付の必要性、事業の公益性はいずれも一定程度存在するといえる。

もっとも、ボランティア事業全般を市社協が担う必要があるかについては、今後の検討を要する。那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、公平性の観点から、「真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること」とされている（同ガイドライン・3 ページ）。

そうであるところ、市との緊急の連携が要求される災害時などは別としても、緊急性・専門性がさほど高くない分野（環境関連、福祉教育関連等）については、民間団体から公募するなどの方法により、職員の負担ひいては補助金額を軽減することが可能であると思われる。

##### イ 補助金額の相当性について

上記事業への平成 25 年度の補助金額は 202 万 3000 円、上記事業の経常支出（合計 302 万 3776 円）に占める割合は約 67%であり、高い補助率となっている。那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は原則として補助対象経費の 2 分の 1 を上限とすることが方針として掲げられている（同ガイドライン・5 ページ）。

確かに、ボランティア事業はその性質上、採算が取りにくいものといえるが、上記アのとおり、分野によっては他の団体に移譲することによって補助金依存の実態を改善することが可能であると思われる。

#### 【意見】

緊急性・専門性がさほど高くない分野については、公募制を導入して他団体に移譲するなどの方策を検討すべきである。

#### (3) 貸付事業

##### ア 補助金交付の必要性、事業の公益性について

(ア) 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、那覇市独自の制度であって、根拠法令は存在しない上、平成 25 年度は貸付実績がないこと、緊急小口資金貸付制度というより簡便な代替手段が存在することから、必

那覇保護区保護司会補助金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 4                                                                  | 所管部課            | 福祉部              | 福祉政策課 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------|-------|
| 予算事業名                 | 那覇保護区保護司会補助金                                                       |                 |                  |       |
| 補助金名                  | 那覇保護区保護司会補助金                                                       |                 |                  |       |
| 補助金の性質別分類             | □裁務的な補助 ■団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 □その他事業費補助           |                 |                  |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱、沖縄県市長会決定                                          |                 |                  |       |
| 補助開始年度                | 不明                                                                 |                 |                  |       |
| 交付先                   | 那覇保護区保護司会                                                          |                 |                  |       |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                       |                 |                  |       |
| 補助の対象となる事業内容          | 1 犯罪予防活動の推進<br>2 境遇支援活動の推進<br>3 各種研修の実施、協力<br>4 保護観察処分者への就労支援、協力など |                 |                  |       |
| 補助の目的                 | 保護観察官と協働し保護観察を行い、犯罪や非行防止の活動を推進すること。                                |                 |                  |       |
| 期待される効果               | 犯罪や非行防止を図るとともに、再犯防止、就労支援が図られる。                                     |                 |                  |       |
| 精算根拠(補助額の算定方法)        | 沖縄県南部市町村会で決定された補助額を補助している。H22 国勢調査人口(315,954人)×6.78 円              |                 |                  |       |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) |                                                                    |                 |                  |       |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                           | ■事前に概算交付⇒<br>精算 | 前年度返還(参考)        | □有 ■無 |
| 今年度交付希望金額             | 補助希望額①                                                             | ¥2,142,168      |                  |       |
|                       | 財源内<br>訳                                                           | 一般財源            | 国                | 県     |
| 補助率(%)                | 補助対象経費②                                                            | ¥6,731,474      | 補助対象経費に占める補助金の割合 |       |
|                       |                                                                    |                 |                  | 32    |

要性は低く、事業自体を将来的に廃止すべきであり、同事業への補助金交付も廃止すべきである。現在滞納となっている債権については、金額も少ないことから(9 件、元本ベースで各 5 万円)、借主の資金繰りの状況に応じて、債務免除やサービサーへの売却等の処理をすべきである。

(イ) また、重度心身障害者医療費等貸付事業については、公益性は高いものの、市社協がこれを行うべき理由が必ずしも明らかではなく、たとえば、社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会等、他のより適した団体が存在するものと思われる。(この点、平成 8 年当時の那覇市長から市社協に宛てた依頼文書及び那覇市役所調整会議議事録を確認したが、当初から市社協に移譲することが前提になっており、なぜ市社協が選定されたのかについての明確な理由は記載されていないかった。)

したがって、上記事業を市社協が行うべき理由は乏しく、これに対する補助金を交付し続けるべき理由も乏しいものといえる。

イ 補助金額の相当性について

重度心身障害者医療費等貸付事業への平成 25 年度の補助金額は 638 万 6000 円であり、同事業の経常支出(合計 638 万 6000 円)に占める割合は 100%である。

上記のとおり、那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助率は原則として補助対象経費の 2 分の 1 を上限とすることが方針として掲げられていることからしても(同ガイドライン・5 ページ)、上記の補助金交付は相当性を欠くものといえる。

【指摘】

生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、滞納債権を処分した上で廃止すべきである。また、重度心身障害者医療費等貸付事業についても、市社協の事業としては廃止すべきであり、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきである。

と考えられること（従前は会長個人による立替払いや寄附により資金繰りを賄っていたとのことである。）からすれば、一定程度の補助の必要性は認められる。

もともと、九州更生保護委員会からも保護司会活動分担（援助）費が交付されており（平成 25 年度では 153 万 8637 円）、那覇市による補助の必要性や補助金額の判断において、斟酌されるべきである。

（3）補助金額の相当性について

上記（1）のとおり、実際に交付される補助金額については、合理的算出根拠が明らかではなく、疑問が残る。那覇市所管課である福祉政策課からも、「他団体（沖縄県南部市町村会）で補助額が決定される仕組みでは、交付先に対して改善を要望したとしても、その効果は低いと思われる」との回答がなされているところ、これでは補助金の使途について那覇市独自の検証や改善要求が実質的にないことを自認するに等しい。確かに、那覇保護区保護司会は、那覇市以外の市町村もカバーする団体であるものの、各市町村によって財政事情や補助金交付基準は異なるのであるから、一律に南部市町村会により決定された計算式を漫然と適用し、その金額を補助し続ける方法には疑問が残る。

那覇市の場合には、上記保護司会への補助金の交付は「那覇市社会福祉事業補助金交付要綱」に従わなければならないところ、同要綱 2 条は「市長は、社会福祉事業を行う者に対し、その事業に要する経費について、その費用の調達が困難な場合に予算の範囲内において補助金を交付する」と規定していることから、那覇市が独自に「その費用の調達が困難な場合」や「予算の範囲内」といった要件を検証し、それについて改善すべき点がある場合は改善要求をなすような体制を構築しなければならぬ。

そして、那覇市の補助金に関するガイドラインは、補助の「必要性」に関し、「恒的に交付している補助金については、同一事業（団体）へ継続して支援する必要性、合理性があること」をチェック項目としているところ（同ガイドライン・3 ページ）、上記の補助金交付の態様は、このような補助の必要性・合理性を具体的に検討しているのかという疑問を抱かせるものであり、むしろ補助の長期化・既得権化や補助金への過度の依存という弊害を助長しているものと考えられる。

また、上記のとおり、那覇市以外も対象地域に含まれる団体ではあるが、そのことにより実績報告のチェック体制（チェックの主体となる自治体）が曖昧になることがあつてはならないのであり、那覇市自体が細部までチェックを及ぼし、改善要求をしなければならぬことはいうまでもない。

【指摘】

補助金の金額について、南部市町村会が決定し、算出した金額を交付するという方法が、その算出根拠の合理性の検証がなされぬまま常態化しており、漫然と補助金が交付

| 参考データ<br>(前年度実績) | (①/②)   |                   | %        |
|------------------|---------|-------------------|----------|
|                  | 収入総額    | ¥0                |          |
|                  | 支出総額    | ¥0                |          |
|                  | 前年度補助実績 | ¥2,118,024        |          |
|                  |         | 内部留保資金(積立金等)      | ¥0       |
|                  |         | 今年度への繰越金          | ¥234,756 |
|                  |         | (上記のうち)前々年度からの繰越金 | ¥0       |

2. 事業の概要

那覇保護区保護司会は、昭和 33 年に設立され、保護観察官と協働して保護観察を行い、犯罪や非行防止の活動を推進することを目的とする団体であり、活動内容は、犯罪予防活動の推進、境遇支援活動の推進、各種研修の実施・協力、保護観察処分者への就労支援・協力等である。那覇市だけではなく、豊見城市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村を対象地域とする保護司会である。所属する保護司は、往査時点（平成 26 年 12 月）で約 155 名とのことである。長年勤続しているスタッフはおらず、会長とスタッフ 6 名（各曜日ごとの担当）の体制である。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) 聴取結果

那覇市からの補助金額は、「平成 22 年国勢調査」による人口×6.78 円」という数式により算出されている。しかしながら、この 6.78 円という金額の算出根拠について、那覇市福祉政策課及び保護司会の担当者に説明を求めたが、合理的説明はなされなかった。保護司会担当者の説明によれば、この金額は元々 9 円くらいからスタートしたが（なお、この 9 円の算出根拠も不明である。）、その後漸減されてきており、平成 18 年度には 8 円となり、その後も毎年 3～6%ずつ減額され、平成 25、26、27 年度は 6.78 円になっており、これらの金額（減額割合）は、南部市町村会によって決定されるところであったが、どういう根拠でこれらの金額や割合が算出されているかは不明であった。

自主財源は、所属する保護司から支払われる会費くらいである。しかし、この会費についても、「なぜボランティアでやっているのに会費を支払わなければならないのか」という保護司からの異論も多いとのことであった。現在年額約 3800 円であるが、今後これを年額約 3000 円に減額する予定であり、さらに、定年により退職する保護司もいて人数が減少していくことから、会費収入の大幅な減少が予想される。

(2) 補助の必要性、事業の公益性について

多数の保護司が所属する団体であり、保護司を組織する団体として、犯罪や非行防止という目的に資することから、事業の公益性は認められる。また、上記のとおり、自主財源は所属する保護司から支払われる会費くらいであり、かつその会費も減少が予想されること、最小限の数のスタッフで運営されており、これ以上の経費削減は困難である

されている。一律に南部市町村会により決定された金額を適用する方法を改めるか、又は、仮に今後とも同方法によるのであれば、少なくとも那覇市が独自にチェックを及ぼし、補助金交付の必要性や程度（金額）を検証し、改善要求ができる体制を構築すべきである。

## 那覇市地域福祉基金事業補助金

### 1. 補助金の概要

| 番号                 | 5                                                                                                                                                                                                                                         | 所管部課 | 福祉部 | 福祉政策課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|
| 予算事業名              | 那覇市地域福祉基金助成事業                                                                                                                                                                                                                             |      |     |       |
| 補助金名               | 那覇市地域福祉基金事業補助金                                                                                                                                                                                                                            |      |     |       |
| 補助金の性質別分類          | □ 政策的な補助 □ 団体運営費補助 □ イベント・大会補助 □ 子利補助 □ 子利補助補助<br>□ 建設事業補助 ■ その他事業費補助                                                                                                                                                                     |      |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市地域福祉基金条例、那覇市地域福祉基金交付要綱                                                                                                                                                                                                                 |      |     |       |
| 補助開始年度             | 平成4年                                                                                                                                                                                                                                      |      |     |       |
| 交付先                | 公募し応募申請した団体のうち、地域福祉基金委員会決定された非営利団体                                                                                                                                                                                                        |      |     |       |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                                                                                           |      |     |       |
| 補助の対象となる事業内容       | 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、補助金の交付は同一補助事業に対し1回を交付限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3回を限度とすることができる。ただし、他の公的補助を受けるものは補助事業としない。<br>(1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業<br>(2) 健康・生きがいづくりの推進に関する事業<br>(3) ボランティア活動の活発化に関する事業<br>(4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業 |      |     |       |
| 補助の目的              | 地域における在宅福祉、健康及び生きがいづくり、民間活動の活発化等の施策を推進することにより、高齢者等の保健福祉の向上を図るため、那覇市地域福祉基金を設置し、そ                                                                                                                                                           |      |     |       |

|                       |                                                                                                                                                                       |                 |             |           |                           |        |    |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|-----------|---------------------------|--------|----|
|                       | の基金の運用益を活用し助成する。                                                                                                                                                      |                 |             |           |                           |        |    |
| 期待される効果               | 高齢者等の保健福祉の向上が図られ、地域福祉計画でめざす、地域でだれもが健やかに安心して暮らせる地域づくりに寄与する。                                                                                                            |                 |             |           |                           |        |    |
| 積算根拠（補助額の算定方法）        | 交付申請書内容を那覇市地域福祉基金運営委員会において審査し、経費ごとに査定額を決定していく。                                                                                                                        |                 |             |           |                           |        |    |
| 補助対象経費の内容<br>（具体的に記入） | 1 謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金）、2 旅 費（費用弁償、普通旅費）、3 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、4 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料）、5 委託料、6 使用料及び賃借料、7 備品購入費、8 その他経費（上記以外に地域福祉基金補助事業の趣旨に沿うもので市長が特に必要と認めるもの） |                 |             |           |                           |        |    |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                                                                                                                              | ■事前に概算交付⇒<br>精算 |             | 前年度返還（参考） |                           | ■有 □ 無 |    |
| 今年度交付希望金額             | 補助希望額①                                                                                                                                                                |                 | ¥10,168,814 |           |                           |        |    |
|                       | 財源内<br>訳                                                                                                                                                              | 一般財源            |             | 国         | ¥0                        | 県      | ¥0 |
| 補助率（％）                | 補助対象経費②                                                                                                                                                               |                 | ¥10,168,814 |           | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>（①/②） |        |    |
| 参考データ<br>（前年度実績）      | 収入総額                                                                                                                                                                  |                 | ¥10,628,687 |           | 内部留保資金（積立金等）<br>¥0        |        |    |
|                       | 支出総額                                                                                                                                                                  |                 | ¥10,628,687 |           | 今年度への繰越金<br>¥0            |        |    |
|                       | 前年度補助実績                                                                                                                                                               |                 | ¥10,628,687 |           | （上記のうち）前々年度からの繰越金<br>¥0   |        |    |
| 本市以外からの補助金等           |                                                                                                                                                                       |                 | ¥0          |           | ¥0                        |        |    |
| 備考                    | 当該助成事業は、当該基金の運用益を財源としているため、運用益の多寡に伴い予算額も年度ごとに変更される。                                                                                                                   |                 |             |           |                           |        |    |

### 2. 事業の概要

公募し応募申請した団体のうち、那覇市地域福祉基金運営委員会で決定された非営利団体に對し、補助を行っている。根拠規定は、那覇市地域福祉基金条例、那覇市地域福

10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならぬ。」と規定しているにもかかわらず、上記の返還事例において、加算金の支払がなされた形跡はなく、交付規則に沿った運用がなされていない。

加えて、平成 25 年度においては、補助の上限金額である 100 万円を交付する必要性が必ずしも明らかでないケース（「大石公園ヒージャニア愛好会」）や、当該団体の定款上の目的に明示的に含まれない事業に対して補助金が交付されているケース（「沖縄ラブハウス協同組合」）による「海底郵便ポスト設置に伴う障害者バリアフリー対応事業」が見受けられた。かような補助金の交付は、公益性の観点から疑問である（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ）。

また、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（「地域ふれあいデイサービス 15 周年記念式典事業」）に対して 76 万 2637 円の補助金が交付されているが、今回の包括外部監査により明らかとなり、同協議会は独自に高額の補助金の交付を受けている団体であるから、かような団体に別途補助金を交付すべき必要性は乏しいと思われる。上記のとおり、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱 3 条 2 項は、「他の公的補助を受けるものは補助事業としない。」と規定しており、同一事業が重複して補助を受けることを禁止している。「地域ふれあいデイサービス 15 周年記念式典事業」自体が他の補助金を受けているわけではないから直ちに上記条項に違反するわけではないものの、過剰な補助の排除という趣旨に鑑みて、このような補助は控えるべきと考える（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ「有効性」参照）。

結局のところ、補助予定団体に対する説明会の開催、実績報告書の作成要領、領収書等の添付、保管等の周知等がきちんとなされるようになつたのは、平成 26 年度以降のことであり、それまでは、領収書等の添付やチェックが杜撰であつたものと推測される。このような補助金交付の態様は、手続的にも問題がある（那覇市補助金等交付規則 11 条、12 条参照）。

#### 【指摘】

平成 26 年度以降、一定の改善は認められるものの、補助金交付前においては、補助対象事業の選定及び補助金額の決定をより慎重に行うべきであり、補助金交付後においては、実績報告書及び領収書等のチェックをより厳しく行うべきである。

他の公的補助を多額に受けている団体については、たとえ事業が異なつていたとしても、上記基金からの補助金交付対象とすることは控えるべきである。

社基金交付要綱である。上記要綱 3 条 1 項は、「補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、補助金の交付は同一補助事業に対し 1 回を交付限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3 回を限度とすることができる。

- (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- (2) 健康・生きがいづくりの推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業」と規定し、同条 2 項は、「前項の規定にかかわらず、他の公的補助を受けるものは補助事業としない。」と規定している。また、補助金額は原則として 1 補助事業あたり 100 万円が上限とされている（同要綱 5 条）。

具体的には、交付申請書の内容を那覇市地域福祉基金運営委員会において審査し、経費ごとに査定額が決定されている。

上記基金の原資は国からの交付金であり、基金の運用益から上記事業への助成がなされている（平成 3 年 6 月 3 日厚生省通知「高齢者保険福祉推進特別事業について」）。

### 3. 監査の結果と指摘、意見

上記補助金は、国からの交付金の運用益を原資としているため（間接補助金）、那覇市民が直接的負担をしているものではない。しかし、そうであっても、真に補助を必要とする事業に対して適正額を交付することが地域福祉の増進につながるからすれば、上記要綱の要件を満たさない事業に対して補助金が交付されることはあってはならないし、また、要件を満たす事業であつたとしても、交付される補助金額については真に吟味されなければならない。

そうであるところ、那覇市福祉政策課からの聴取調査によれば、過去には不適切な補助金交付がなされている。たとえば、平成 24 年度には、那覇市行政監査において、事業支出総額に占める食糧費の割合が高いと思われる事業が見受けられたため、使途が適切であるかを領収書等により確認するとともに、食糧費のあり方、交付要綱を見直すよう指摘されている。これを受けて、上記要綱が改正され、補助対象経費の食糧費については「1 人あたり飲料代 200 円、食事代 600 円以内とし、懇親会に対する費用は対象外」とされた。

また、平成 25 年度においては、「NPO 法人カタヤビラ NEXT」において、事業実施期間をすぎずから補助金を利用してノートパソコン等を購入していることが発覚したため、交付済みの補助金のうち 32 万円を返還させるというケースがあった。仮にこのような事例において、当該団体に資力がなく、市が返還を受けられないという事態となれば、大いに問題である。さらに、那覇市補助金等交付規則 18 条 1 項は、「補助事業者は、その責めに帰すべき事由により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額につき年

那覇市社会福祉協議会補助金

(法人後見推進事業)

1. 補助金の概要

| 番号                 | 8                                                                                                           | 所管部課 | 福祉部 | 福祉政策課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|
| 予算事業名              | 法人後見推進事業                                                                                                    |      |     |       |
| 補助金名               | 那覇市社会福祉協議会補助金                                                                                               |      |     |       |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                    |      |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市社会福祉法人の助成に関する条例、那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱                                                                        |      |     |       |
| 補助開始年度             | 平成 25 年度                                                                                                    |      |     |       |
| 交付先                | 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会                                                                                            |      |     |       |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他(市内の事業所)                                                                        |      |     |       |
| 補助の対象となる事業内容       | 那覇市社会福祉協議会が法人組織として、個人による後見では対応が困難であると思われる市民の後見人を受任するとともに、市民の権利擁護意識を高めるために必要な広報・周知を図る。                       |      |     |       |
| 補助の目的              | 法人後見組織として市社協の立ち上げを支援するため、当市から補助する。なお、当該事業の実施により後見人等報酬が見込めることから、補助金は3年間を目途に減額し、平成 28 年度以降は自主運営とし、補助は行わない。    |      |     |       |
| 期待される効果            | 後見が必要であると思われる方々から相談を受け、早期に後見実施へとつなげていくことができ、市民福祉の向上につながることで、市社協の広報媒体やネットワークを活用し、後見が必要な方々への権利擁護制度の周知が図られていく。 |      |     |       |
| 積算根拠(補助額の算定方法)     | 当該団体から要望額についてヒアリングを行い、当該課内で協議したのち、実施計画への提出額を積算し決定している。                                                      |      |     |       |
| 補助対象経費の内容(具体的に記入)  | 法人後見推進事業 4,050,000 円(人件費 3,551,314 円、事務費 498,686 円)                                                         |      |     |       |

| 交付方法             | □補助金額確定後<br>⇒精算                                                     | ■事前に概算交付     | 前年度返還(参考)                 | □有 ■無        |
|------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------|--------------|
| 今年度交付希望金額        | 補助希望額①                                                              | ¥4,050,000   |                           |              |
| 補助率(%)           | 財源内<br>訳                                                            | 一般財源         | 国                         | 県            |
|                  | 補助対象経費②                                                             | ¥4,050,000   | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②) |              |
| 参考データ<br>(前年度実績) | 収入総額                                                                | ¥639,096,800 | 内部留保資金(積立金等)              | ¥252,885,598 |
|                  | 支出総額                                                                | ¥645,278,702 | 今年度への繰越金                  | ¥67,998,211  |
|                  | 前年度補助実績                                                             | ¥0           | (上記のうち)前々年度からの繰越金         | ¥74,180,113  |
| 本市以外からの補助金等      |                                                                     |              | ¥0                        |              |
| 備考               | 当該事業の実施により後見人等報酬が見込めることから、補助金は3年間を目途に減額し、平成 28 年度以降は自主運営とし、補助は行わない。 |              | ¥0                        |              |

2. 事業の概要

個人による後見では対応が困難と思われる市民について、市社協が法人として後見人に就任するとともに、市民の権利擁護意識を高めるために必要な広報・周知を図るものであり、平成 25 年度から開始された。

個人ではなく法人が後見業務を行うことのメリットとしては、①後見業務の継続性、永続性が確保できること、②困難事例へのチーム対応が可能であること、③経験上のスキルや情報交換により業務の水準が確保できること、④スーパーパーバイズやチェックにより業務の適正が確保できること、⑤地域のネットワークの活用と連携、⑥法人の情報公開や透明性等が挙げられる。また、市社協が行うことのメリットとしては、病院から介護施設へ入る被後見人について、市社協のネットワークを利用できることが挙げられる。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) 事業の実情

受任件数は 2 年間で 4 件にとどまっている。家庭裁判所や那覇市チャームがんじゅう課等からの紹介により受任した。市社協の職員 2 名が他の業務と兼職で担当している。当初は、補助金は、あくまで立ち上げ支援であり、3 年間を目処に減額し、平成 28 年度以降は自主運営とし、補助は行わない方針であったが、現実には、受任件数が少ないことや、受任案件が終了していないため事業収入(後見人報酬)が得られていないこと(平成 25 年度は 0 円)等を理由として、平成 25 年度の補助率は 100%となってい

あれば、現在受任している案件限りで上記事業を廃止し、補助金交付を廃止することも検討すべきである。

那覇市社会福祉事業補助金

(那覇市手をつなぐ育成会運営補助金)

| 1. 補助金の概要          |                                                                                               |      |     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 番号                 | 2                                                                                             | 所管部課 | 福祉部 |
| 予算事業名              | 那覇市手をつなぐ育成会運営補助金                                                                              |      |     |
| 補助金名               | 那覇市社会福祉事業補助金                                                                                  |      |     |
| 補助金の性質別分類          | □ 義務的な補助    ■ 団体運営費補助    □ イベント・大会補助    □ 利子補給補助<br>□ 建設事業補助    □ その他事業費補助                    |      |     |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 1 那覇市補助金等交付規則<br>2 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱                                                           |      |     |
| 補助開始年度             | 平成 11 年度                                                                                      |      |     |
| 交付先                | 那覇市手をつなぐ育成会                                                                                   |      |     |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体    ■ 各種団体    □ 市民(個人)    □ その他(    )                                                   |      |     |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 那覇市手をつなぐ育成会は、本市の知的障がい者の処遇確立の実践団体として平成 9 年に結成され、知的障がい者の医療、教育、訓練、雇用対策等の早期実現を目的とする諸事業活動を展開している団体 |      |     |
|                    | 那覇市手をつなぐ育成会の主な活動内容<br>・知的障がい者相談事業<br>・知的障がい者会員研修支援<br>・知的障がい者の親睦のための諸行事(クリスマスパーティ、新年・成人式)の開催  |      |     |
| 補助の目的              | 那覇市手をつなぐ育成会への運営支援<br>知的障がい者の処遇確立に繋がる事業や諸活動を実施できるように、運営に必要な資金の支援を行う。                           |      |     |
| 期待される効果            | 知的障がい者の社会参加が期待され、会員間や地域との親睦が推進できる。                                                            |      |     |

る。この理由は、①事業立ち上げ当初、依頼件数を過分に予想していた上、後見人報酬の金額や同報酬が後払いであることを把握しておらず、安易な採算の見通しをしていたこと、②スタッフ 2 名(他の業務と兼職)では十分な対応ができず、多数の案件の処理ができていること、③それに伴って、PR 活動も不足しており、他の団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)に案件を取られていること等である。現在は、人手が足りないため、案件の話が来ても断っているのが実情である。この点、沖縄市では、委託事業として専任スタッフ(2 名)により約 30 件をこなしているとのことであった。このように、専任スタッフがいないと十分な対応はできないのが現実であるが、那覇市社協においては予算が付かないため、兼任での対応をせざるを得ないとのことであった。

(2) 補助金交付の必要性、有効性、事業の公益性について  
個人では対応困難な事案において法人による後見を実施することにより、市民福祉の向上につながるものといえるため、上記事業は一定の公益性を有することは確かである。しかしながら、上記(1)のとおり、現状では、スタッフ不足や採算見通しの甘さにより、新規受任が困難な一方で、既存の案件を継続するにも補助金に完全に依存しなければならぬという、まさに進退窮まった状態である。これでは明らかに補助に見合った効果が上がっておらず、補助の有効性を欠いているものといわざるを得ない(那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ)。

そして、上記ガイドラインは、補助の「公益性」のチェック項目として「採算性等により民間事業者では実施されない事業であること」を挙げているところ、市社協が法人後見を行うべき必要性は必ずしも高くないのであり、他の地方公共団体では、弁護士会、社会福祉士会、公益社団法人、NPO 法人がこれを行っているケースが存在する。よって、補助の「公益性」にも疑問が残る。

したがって、今後、十分な数の専任スタッフを配置できないのであれば、現在受任している案件限りで上記事業を廃止することも検討すべきである。

(3) 補助金額の相当性について  
上記のとおり、平成 25 年度の補助率は 100%となっており、事業形態自体の抜本的改革なくして漫然と補助金の交付を継続すべきではない。那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は原則として補助対象経費の 2 分の 1 を上限とすることとされているところ(ガイドライン・5 ページ)、上記の補助金交付の態様は、これに明らかに反しており、補助金への依存度を高め、補助対象事業の自立に向けた取組みの遅滞を招くものといえる。

【指摘】  
事業立ち上げ当時、依頼件数の点や後見人報酬・採算の点において、見通しが極めて安易であったといわざるを得ない。今後、十分な数の専任スタッフを配置できないので

ている（平成 25 年度の補助率は 51%）。なお、71 万 5000 円の算出根拠は不明であった。

那覇市の補助金に関するガイドラインにおいて、団体運営費については、補助金の対象として適切でないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ることとされており（同ガイドライン 4 ページ）、また、団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認めることとされている（同ガイドライン 8 ページ）。上記の補助金交付の態様は、これらのガイドラインの規定に反するものである。早急に事業費補助に切り替え、対象事業を明確にさせた上で補助金額を決定し直すべきである。（那覇市障がい福祉課の説明では、平成 27 年度からは事業費補助へ切り替える予定とのことであった。）

また、補助対象団体における年度毎の決算状況は異なるにもかかわらず、このように、過剰と同じ金額の補助が継続していることは、年度毎に補助金の必要性についての具体的検討がなされていないことを意味するものである。この点、那覇市障がい福祉課による実績報告書のチェックがなされるようになったのは、平成 25 年度以降のこととであり、今後、チェック体制の強化が望まれる。

さらに、上記育成会の実績としては、イベントの開催がメインであり、人員の関係で、相談事業、会員研修支援等はほとんど行っていないのが実情である（平成 25 年度事業報告書）。そうであるならば、必ずしも上記育成会のみが活動主体となるべき必然性は高くないといえ、たとえば、広く団体を一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することも検討すべきである（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ「公平性」参照）。

【指摘】

早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。  
また、仮に補助を継続するのであれば、実績報告書のチェックを強化し、年度毎に補助金の必要性についての具体的検討を行うべきである。さらには、広く団体を一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することを検討すべきである。

|                       |                                                                                                               |      |            |  |                           |   |          |  |  |  |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|--|---------------------------|---|----------|--|--|--|
| 積算根拠(補助額の算定方法)        | H25 年度交付希望金額¥715,000                                                                                          |      |            |  |                           |   |          |  |  |  |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 前年度収支決算書より、運営費+活動費＝¥1,413,141<br>運営費：¥899,074(会議費、役員手当等、人件費、旅費、渉外費、需用費、役務費、負担金)<br>活動費：¥514,067(相談事業費、啓発事業費等) |      |            |  |                           |   |          |  |  |  |
|                       | 口補助金額確定後                                                                                                      |      | ■事前に概算交付⇒  |  | 前年度返還(参考)                 |   | 口有 ■無    |  |  |  |
| 交付方法                  | 補助希望額①                                                                                                        |      | ¥715,000   |  |                           |   |          |  |  |  |
|                       | 財源内訳                                                                                                          | 一般財源 | ¥715,000   |  | 国                         | 県 | ¥0       |  |  |  |
| 今年度交付希望金額             | 補助対象経費②                                                                                                       |      | ¥1,413,141 |  | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②) |   | 51 %     |  |  |  |
| 補助率 (%)               | 収入総額                                                                                                          |      | ¥1,431,850 |  | 内部留保資金(積立金等)              |   | ¥0       |  |  |  |
|                       | 支出総額                                                                                                          |      | ¥1,413,141 |  | 今年度への繰越金                  |   | ¥234,459 |  |  |  |
|                       | 前年度補助実績                                                                                                       |      | ¥715,000   |  | (上記のうち)前々年度からの繰越金         |   | ¥215,750 |  |  |  |
| 本市以外からの補助金等           | 県共同募金会、県育成会補助金                                                                                                |      | ¥200,000   |  |                           |   |          |  |  |  |
|                       | 那覇市社会福祉協議会補助金                                                                                                 |      | ¥254,000   |  |                           |   |          |  |  |  |

2. 事業の概要

那覇市手をつなぐ育成会は、那覇市の知的障がい者の処遇確立の実践団体として平成 9 年に結成され、知的障がい者の医療、教育、訓練、雇用対策等の早期実現を目的とする諸事業活動を展開している団体である。本来予定されている活動内容は、①知的障がい者相談事業、②知的障がい者会員研修支援、③知的障がい者の親睦のための諸行事(クリスマスパーティー、新年・成人式)の開催等である。自主財源としては、会費、事業収入としてのバーティ会費等であり、今後これが特段増えていくことは予想されない。  
上記補助金は、上記育成会が知的障がい者の処遇確立につながる事業や諸活動を実施できるよう、運営に必要な資金の支援(運営費補助)を行うものであり、平成 11 年度から実施されている。

3. 監査の結果と指摘、意見

事業開始時の平成 11 年度から現在に至るまで団体運営費補助が継続しており、少なくとも平成 23 年度から平成 26 年度までの間は同じ金額(71 万 5000 円)が補助され

那覇市シルバー人材センター運営補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 1                                                                                                                      | 所管部課            | 福祉部                       | ちやーがんじゅう課 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------|-----------|
| 予算事業名              | 那覇市シルバー人材センター運営補助金                                                                                                     |                 |                           |           |
| 補助金名               | 那覇市シルバー人材センター運営補助金                                                                                                     |                 |                           |           |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 ■団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 □その他事業費補助                                                               |                 |                           |           |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 高齢者等の雇用安定に関する法律                                                                                                        |                 |                           |           |
| 補助開始年度             | 昭和57年度                                                                                                                 |                 |                           |           |
| 交付先                | 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター                                                                                                   |                 |                           |           |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                                                                           |                 |                           |           |
| 補助の対象となる事業内容       | 高齢者就業機会確保事業<br>事務費、職員の人件費等の運営補助<br>いきいき地域サポート事業(企画提案方式事業費)<br>会員を対象とした従事事業に関する研修を行い、介護等事業に関する基礎知識の習得及び、技術、知識、能力の向上を図る。 |                 |                           |           |
| 補助の目的              | 高齢者が共働、共助し合い、高齢者の就業を通して生きがいの発見や社会参加を図る。                                                                                |                 |                           |           |
| 期待される効果            | 高齢者の雇用安定による経済的自立、および介護予防。                                                                                              |                 |                           |           |
| 精算根拠(補助額の算定方法)     | 運営費、事業費のうち予算の範囲内                                                                                                       |                 |                           |           |
| 補助対象経費の内容(具体的に記入)  | 高齢者就業機会確保事業(運営補助)<br>いきいき地域サポート事業(企画提案方式事業費)                                                                           |                 |                           |           |
| 交付方法               | □補助金額確定後<br>精算                                                                                                         | ■事前に概算交付⇒<br>精算 | 前年度返還(参考)                 | □有<br>無   |
| 補助率(%)             | 補助対象経費②                                                                                                                | ¥432,161,532    | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②) |           |

| 参考データ<br>(前年度実績) | 収入総額    | ¥423,485,460 | 内部留保資金(積立金等)      | ¥0 |
|------------------|---------|--------------|-------------------|----|
|                  | 支出総額    | ¥432,161,532 | 今年度への繰越金          | ¥0 |
|                  | 前年度補助実績 | ¥13,546,000  | (上記のうち)前々年度からの繰越金 | ¥0 |

2. 事業の概要

公益社団法人那覇市シルバー人材センターは、①高齢者就業機会確保事業、②いきいき地域サポート事業(会員を対象とした従事事業に関する研修を行い、介護等事業に関する基礎知識の習得及び技術、知識、能力の向上を図る。企画提案方式事業費)を主な事業内容とする。上記センターに対し、昭和57年度から、事務費、職員の人件費等の運営費補助を行っている。根拠法令は、高齢者等の雇用安定に関する法律5条である。

高齢者は、年間3000円の会費を支払うことにより上記センターから仕事を斡旋してもらえる。雇用だけでなく介護予防(認知症の予防等)の意味も有する。対象は、那覇市在住の60歳以上の高齢者であり、平成25年度実績では、登録会員数が976名、受注件数が2684件、就業率が64.9%である。

3. 監査の結果と指摘、意見

長年にわたって運営費補助が継続しており、補助が常態化・既得権化している。補助金額も平成23年度以降同じである(1354万6000円)。那覇市ちやーがんじゅう課の説明によれば、この金額は上記センターと協議して決定していることであるが、具体的な精算根拠は明らかではなく、漫然と同じ金額の補助が継続されてきたことがうかがわれる。補助対象団体における年度毎の決算状況は異なるにもかかわらず、このように、漫然と同じ金額の補助が継続していることは、年度毎に補助金の必要性についての具体的検討がなされていないことを意味するものである。

また、那覇市の補助金に関するガイドラインにおいて、団体運営費については、補助金の対象として適切でないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ることとされており(同ガイドライン4ページ)、また、団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限る、補助対象経費として認めることとされている(同ガイドライン8ページ)。上記の補助金交付の態様は、これらのガイドラインの規定に反するものである。

さらに、平成25年度でいえば、補助率は3%にすぎず、経常収益計4億2348万5460円に対して補助金は1354万6000円である。さらに、今後は高齢者人数の増加に伴い、会費収入も増加が予想される。このような実態からすれば、コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営の実現を目指すべきである。たとえば、より賃料の安価な物件への移転(平成25年度の支払賃借料は273万9259円と高額である。)、資格取得者を増やすことによる斡旋料収入の確保、PR活動の強化等が考えら

れる。したがって、たとえ事業費補助であったとしても、補助の必要性は乏しいものといえる。

【指摘】

早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。  
また、コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営を実現することにより、設定終期である平成 29 年度ころを目処に補助金を廃止すべきである。

軽費老人ホーム事務費補助金

1. 補助金の概要

| 番号             | 6                                                                                   | 所管部課 | 福祉 部 | ちやーがんじゅう 課 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------------|
| 予算事業名          | 軽費老人ホーム補助金                                                                          |      |      |            |
| 補助金名           | 軽費老人ホーム事務費補助金                                                                       |      |      |            |
| 補助金の性質別分類      | ■義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 □その他事業費補助                            |      |      |            |
| 補助根拠(法令名・要綱名等) | 老人福祉法第24条第2項・那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱                                                      |      |      |            |
| 補助開始年度         | 平成25年度                                                                              |      |      |            |
| 交付先            | 社会福祉法人陽風会                                                                           |      |      |            |
| 交付先の分類         | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                                        |      |      |            |
| 補助の対象となる事業内容   | 軽費老人ホームに入所する高齢者の利用料の負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する法人に対し、施設運営に要する経費のうち入所者から徴収すべき事業費の一部を補助する。 |      |      |            |
| 補助の目的          | 軽費老人ホームに入所する高齢者が所得に応じた利用料で生活できるようにするため、入居者の費用負担を軽減を図る。                              |      |      |            |
| 期待される効果        | 高齢者の利用料の負担を軽減するため、入所者が安心して健康で明るい生活ができる。                                             |      |      |            |
| 積算根拠           | サービスの提供に要する費用の総額(91,200,000 円)と別に定める事務費基準額                                          |      |      |            |

|                   |                                                                                                                      |              |                       |       |  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------|-------|--|
| (補助額の算定方法)        | (27,521,700 円)とを比較し、いずれか少ない方の額から本人から徴収すべき徴収額の総額(7,059,000 円)を控除して得た額。 27,521,700 - 7,059,000 = 20,462,000 (千円未満切り捨て) |              |                       |       |  |
| 補助対象経費の内容(具体的に記入) | 25 年度決算書より<br>人件費支出: ¥64,982,633(職員給料・賞与・法定福利費)<br>事務費支出: ¥23,567,027(福利厚生費・事務費・消耗品費・修繕費・他)                          |              |                       |       |  |
| 交付方法              | □補助金額確定後                                                                                                             | ■事前に概算交付⇒精算  | 前年度返還(参考)             | □有 □無 |  |
| 補助率(%)            | 補助対象経費②                                                                                                              | ¥91,200,000  | 補助対象経費に占める補助金の割合(①/②) | 22%   |  |
|                   | 収入総額                                                                                                                 | ¥200,590,608 | 内部留保資金(積立金等)          | ¥0    |  |
|                   | 支出総額                                                                                                                 | ¥118,235,908 | 今年度への繰越金              | ¥0    |  |
|                   | 前年度補助実績                                                                                                              | ¥20,228,000  | (上記のうち)前々年度からの繰越金     | ¥0    |  |

2. 事業の概要

軽費老人ホームに入所する高齢者の利用料の負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する法人に対し、施設運営に要する経費のうち入所者から徴収すべき事務費の一部を補助するものである。従前は、沖縄県による補助が行われていたところ、中核市移行に伴い権限移譲され、平成 25 年度から那覇市による補助がなされている。

那覇市内の軽費老人ホームは、社会福祉法人陽風会が運営する「ケアハウス常夏の島」1 か所だけである。

補助金額は、那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱 5 条により定められている(「施設ごとのサービスの提供に要する費用の総額と別に定める事務費基準額」とを比較し、いずれか少ない方の額(※)から、本人から徴収すべき徴収額の総額を控除して得た額)。  
(※)平成 25 年度実績報告書によれば、前者が 8854 万 9660 円、後者が 2729 万 1200 円である。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) 補助の必要性について

「ケアハウス常夏の島」の平成 25 年度の資金収支計算書によれば、事業活動資金収支差額が 8235 万 4700 円、当期資金収支差額が 7176 万 5900 円となっており、補助金額を大幅に上回る利益が出ている。

この点について、那覇市ちやーがんじゅう課に対し説明を求めたところ、補助金額は、上記 2 のとおり、那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱 5 条によって算定方法が定めら

# 健康部の補助金

## 那覇市救急医療事業補助金

### 1. 補助金の概要

| 番号                 | 2                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所管部課 | 健康部 | 健康増進課 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|
| 予算事業名              | 救急診療事業補助金                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |     |       |
| 補助金名               | 那覇市救急医療事業補助金                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |     |       |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                                                                                                                                                                       |      |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市救急医療事業補助金交付要綱、沖縄県救急医療対策費補助金                                                                                                                                                                                                                                                 |      |     |       |
| 補助開始年度             | 平成 11 年度                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |     |       |
| 交付先                | 地方独立行政法人那覇市立病院、沖縄赤十字病院                                                                                                                                                                                                                                                         |      |     |       |
| 交付先の分類             | □外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                                                                                                                                                                                                                                    |      |     |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 沖縄県が定める南部救急医療圏(那覇・浦添地区)病院群輪番制診療割当表に基づき、市内の救急医療機関が実施する病院群輪番制運営事業及び、小児救急医療支援事業を交付の対象とする。<br>用語の定義<br>(1) 休日診療<br>次に掲げる日の午前8時から午後6時までの間に診療業務を行うことをいう。<br>ア 日曜日<br>イ 国民の祝日及び休日<br>ウ 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)<br>エ 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日<br>(2) 夜間診療<br>午後6時から翌日の午前8時までの間に、診療業務を行うことをいう。 |      |     |       |
| 補助の目的              | 休日又は夜間における市民の医療を確保するため、病院群輪番制運営事業及び、小児救急医療支援事業に対し補助金を交付する。                                                                                                                                                                                                                     |      |     |       |
| 期待される効果            | 市民の健康と保健医療を向上させる。                                                                                                                                                                                                                                                              |      |     |       |
| 精算根拠<br>(補助額の算定方法) | ①病院群輪番制運営事業:71,040円×0.8を超えない額×休日診療及び夜間診療の日数<br>実施病院(那覇市立病院、沖縄赤十字病院)                                                                                                                                                                                                            |      |     |       |

れていること、同条のうち「別に定める事務費基準額」は、厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について(平成20年5月30日 老発第0530003号)」において1名あたりの単価が4万6100円と定められており変動しないこと、これが同条における「施設ごとのサービスの提供に要する費用の総額」を上回ることは考えがたいこと等を理由として補助金交付が続けられている旨が説明された。

しかし、これらは補助金交付自体の理由となるものではない。那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱2条は、

「補助金の交付は、那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第46号)第17条第1項第1号の市長が定める額の総額が、サービスの提供に要する費用の総額に満たない場合において、予算の範囲内において、行うものとする。」

と規定している。すなわち、「サービスの提供に要する費用の総額に満たない場合」であっても、常に市に補助義務があるわけではなく、あくまで個々の交付対象事業の実態に応じて補助の必要性を判断し、補助の必要性が認められる場合に、あくまで予算の範囲内という限定のもとで補助金が交付されるべきものである。そうであるところ、上記のとおり、本件においては、補助金額を大幅に上回る利益(剰余金)が出ている以上、補助金交付の必要性はないものといえる。那覇市の補助金に関するガイドライン4ページ(「会計処理」)においては、「本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討する。」とされているところ、この規定に反するものといえる。

また、社会福祉法人陽風会は、軽費老人ホームの経営以外にも、小規模多機能型居宅介護事業、老人福祉センター経営等も行っており、これらの事業に係る施設の中には、事業活動資金収支差額がマイナスとなっているものも存在する(例:末吉老人福祉センター、壺川老人福祉センター、辻老人憩いの家)。仮に上記補助金交付に伴う剰余金が実質的にこれらの赤字事業(施設)の補填に充てられていれば、那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱を潜脱することとなる。したがって、毎年度において、陽風会が営む他の事業についても決算書類を徴求し、精査すべきである。

#### 【指摘】

補助金額を大幅に上回る利益(剰余金)が出ている以上、補助金交付の必要性はなく、上記補助金は廃止すべきである。また、毎年度において、補助団体(陽風会)が運営する軽費老人ホーム以外の事業について決算書類を徴求し、精査すべきである。

|                            |              |             |  |                                                                      |  |                                          |  |
|----------------------------|--------------|-------------|--|----------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------|--|
| 補助対象経費の内容<br>容<br>(具体的に記入) |              |             |  | ②小児救急医療支援事業：26,310 円×休日診療及び夜間診療の日数 ※県 2/3 補助<br>実施病院（那覇市立病院、沖縄赤十字病院） |  |                                          |  |
| 交付方法                       | ■補助金額確定<br>後 | □事前に概算交付⇒精算 |  | 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師借上謝金)                             |  | 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師借上謝金) |  |
|                            |              | 前年度返還(参考)   |  | □有 ■無                                                                |  | □有 ■無                                    |  |

平成 23 年度～平成 25 年度 救急搬送件数

那覇市内と近隣市町村の主な病院の搬送件数。(那覇市消防局救急課より)

| 病院名      | 所在市町村    | 件数    |       |       |
|----------|----------|-------|-------|-------|
|          |          | H23   | H24   | H25   |
| 那覇市立病院   | 市内       | 3,781 | 3,388 | 3,366 |
| 沖縄協同病院   | 市内       | 2,621 | 2,371 | 2,779 |
| 沖縄赤十字病院  | 市内       | 2,194 | 2,225 | 2,140 |
| 大浜第一病院   | 市内       | 1,764 | 1,626 | 1,663 |
| 大道中央病院   | 市内       | 198   | 144   | 165   |
| 南部医療センター | 市外(南風原町) | 2,236 | 2,453 | 2,139 |
| 豊見城中央病院  | 市外(豊見城市) | 1,175 | 1,146 | 1,209 |
| 浦添総合病院   | 市外(浦添市)  | 477   | 399   | 446   |
| 南部徳洲会病院  | 市外(八重瀬町) | 274   | 226   | 352   |
| 琉大付属病院   | 市外(西原町)  | 211   | 199   | 218   |

|                   |                                    |                              |       |   |         |      |         |  |  |             |  |
|-------------------|------------------------------------|------------------------------|-------|---|---------|------|---------|--|--|-------------|--|
| 政策説明資料(平成25年度 決算) |                                    |                              |       |   |         |      |         |  |  | 健康部保健所健康増進課 |  |
| 1. 基本事項           |                                    | 救急診療事業補助金                    |       |   |         | 繰越区分 |         |  |  |             |  |
| 事業名               |                                    |                              |       |   |         |      |         |  |  |             |  |
| 財政区分              |                                    | 経費：企画経費 会計：一般会計 事業：040101-03 |       |   |         |      |         |  |  |             |  |
| 事業予算費目            | 款                                  | 項                            | 保健衛生費 | 目 | 保健衛生総務費 |      |         |  |  |             |  |
|                   |                                    |                              |       |   |         |      |         |  |  |             |  |
| 総合計面上<br>の位置付け    | 都市像<br>健康づくりと地域医療の充実<br>政策<br>施策   | 地域性をいかに、生かすいをもつて支えあう健康都市     |       |   | 開始年度    |      | 補助金・助成金 |  |  |             |  |
|                   |                                    | 健康づくりと地域医療の充実                |       |   | 実施手法    |      | 補助金・助成金 |  |  |             |  |
| 根拠法令要綱等           | かかりつけ医など身近な医療の相談ができる               |                              | 負担区分  |   | 国・県補助事業 |      |         |  |  |             |  |
|                   | 沖縄県救急医療対策補助金交付要綱、那覇市救急医療事業補助金交付要綱。 |                              | 負担区分  |   | 国・県補助事業 |      |         |  |  |             |  |
|                   |                                    |                              |       |   |         |      |         |  |  |             |  |

2. 事業概要

|                 |                                                                                                                                  |                                                                           |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 事業の対象           | 休日又は夜間における医療を必要とする市民。                                                                                                            |                                                                           |
| 事業の目的           | 休日又は夜間における市民の医療を確保するため、①病院診療番制運営事業②小児救急医療支援事業に対し補助金を交付する。                                                                        |                                                                           |
| 事業の内容及び<br>効果   | ①病院診療番制運営事業：71,040円×0.8を超えない額×休日診療及び夜間診療の日数<br>実施病院（那覇市立病院、沖縄赤十字病院）<br>②小児救急医療支援事業：26,310円×休日診療及び夜間診療の日数<br>実施病院（那覇市立病院、沖縄赤十字病院） |                                                                           |
| 活動実績及び<br>評価    | ①病院診療番制運営事業：休日診療及び夜間診療の日数 241日<br>②小児救急医療支援事業：休日診療及び夜間診療の日数 248日                                                                 |                                                                           |
| 今後の方向性と<br>その内容 | 継続（一部見直し）                                                                                                                        | 病院診療番制運営事業は平成27年度から廃止の予定。小児の休日又は夜間における医療を確保する必要があるため、今後も小児救急医療支援事業は必要である。 |
| その他特記事項         |                                                                                                                                  |                                                                           |

3. 決算

|      |              |              |              |              |              |              |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|      | 平成23年度       |              | 平成24年度       |              | 平成25年度       |              |
|      | 18,803<br>千円 | 18,803<br>千円 | 20,678<br>千円 | 20,816<br>千円 | 20,816<br>千円 | 20,816<br>千円 |
| 予算額  | 18,803<br>千円 | 18,803<br>千円 | 17,915<br>千円 | 18,683<br>千円 | 18,683<br>千円 | 18,683<br>千円 |
| 決算額  | 0<br>千円      | 0<br>千円      | 2,763<br>千円  | 2,133<br>千円  | 2,133<br>千円  | 2,133<br>千円  |
| 予算残額 | 100.0<br>%   | 100.0<br>%   | 87.0<br>%    | 90.0<br>%    | 90.0<br>%    | 90.0<br>%    |
| 執行率  |              |              |              |              |              |              |

補助金チェックシート（一部抜粋）

| 検証の視点①                                                                            |        | 説明                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①必要性<br>・事業の目的・内容が市民ニーズに<br>応えているか、現時点でも真に補助すべきものか<br>・同一事業（団体）への継続支援の<br>必要性があるか | ■非常に高い | ・小児救急医療支援事業（以下、小児救急）<br>については必要性が高い。県が指定した病院<br>となっている。<br>・病院群輪番制病院運営事業（以下、輪番制）<br>については、民間の病院も救急医療事業に<br>参入していることもあり、必要性が低い。      |
|                                                                                   | □やや高い  |                                                                                                                                     |
|                                                                                   | ■やや低い  |                                                                                                                                     |
| ②公益性<br>・不特定多数の利益の実現を図るものか<br>・採算性等により民間事業者では実施<br>されない事業か                        | ■非常に高い | ・夜間、休日に行われる小児救急診療は市民の<br>利益を実現している。<br>・救急医療は以前は不採算部門であり、輪番制が<br>必要であったが、現在は診療報酬が上がる<br>っており、民間病院も参入している。                           |
|                                                                                   | □やや高い  |                                                                                                                                     |
|                                                                                   | ■やや低い  |                                                                                                                                     |
| ③有効性<br>・補助金額に見合う効果が十分に期待<br>できるか<br>・委託や直接執行よりも補助によること<br>が施策目的の実現にとって最適な<br>か   | ■非常に高い | ・小児救急については、補助金額に見合う<br>効果が期待できる。<br>・輪番制については、民間病院も救急医療<br>を実施しており、補助金を交付していない<br>病院も二次救急の受け入れ数はあまり変<br>わらないため、目的を達成していると考え<br>られる。 |
|                                                                                   | □やや高い  |                                                                                                                                     |
|                                                                                   | ■やや低い  |                                                                                                                                     |
| ④公平性<br>・その他の団体や市民との間で公平性は保<br>たれているか<br>・交付先は適正・公平に決定されている<br>か                  | ■非常に高い | ・輪番制の交付先については、県が指定し<br>ている輪番制病院のみに補助を行っている<br>が、同様の救急医療を行っている民間病<br>院には補助を行っておらず、課題が残ると<br>考える。                                     |
|                                                                                   | □やや高い  |                                                                                                                                     |
|                                                                                   | ■やや低い  |                                                                                                                                     |

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の必要性、有効性について

【意見】

上記担当課からのチェックシートに記載があるように、病院群輪番制病院運営事業については、民間の病院も救急医療事業に参入していることもあり、必要性が低く、また、交付の目的も達成していることから、当該補助金については、平成27年度で廃止する予定である。

平成24年度那覇市災害対策機器

整備事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 5 所管部課                                                                                                                                                                                                                                                      | 健康部 | 健康増進課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 予算事業名              | 平成24年度那覇市災害対策機器整備事業                                                                                                                                                                                                                                         |     |       |
| 補助金名               | 平成24年度那覇市災害対策機器整備事業補助金                                                                                                                                                                                                                                      |     |       |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                                                                                                                                                    |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 沖縄振興特別推進交付金交付要綱、那覇市災害対策機器整備事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                        |     |       |
| 補助開始年度             | 平成25年度                                                                                                                                                                                                                                                      |     |       |
| 交付先                | 地方独立行政法人那覇市立病院                                                                                                                                                                                                                                              |     |       |
| 交付先の分類             | ■ 外郭団体 □ 各種団体 □ 市民（個人） □ その他（ ）                                                                                                                                                                                                                             |     |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 大規模災害が発生した場合に周辺離島を含めた地域での医療救護活動を展開していくのに必要とされる装備品や自主防火・防災組織の機能強化を図るうえで必要とされる装備品を整備し、地域における防火・防災体制の強化を図る事業で具体的には下記の内容。<br>・大規模災害発生時に被災地から救急搬送されてくる負傷者を受け入れるための臨時救護所を設置するうえで必要な装備品の整備<br>・被災地へ派遣されるDMAT隊を中心とした災害派遣医療チームの携帯する装備品の整備<br>・自主防火・防災組織に必要とされる装備品の整備 |     |       |
| 補助の目的              | 災害発生時に那覇市における医療救護班としての業務を担っている地方独立行政法人那覇市立病院に対して一括交付金を活用して、災害時に医療救護活動を行うために必要となる備品を整備するための補助金を交付する。                                                                                                                                                         |     |       |
| 期待される効果            | 地方独立行政法人那覇市立病院において、災害対策用の装備品を整備していくことで、大規模災害が発生した場合に迅速に対応できる体制を整え、また地域の防火・防災力の向上と危機管理体制の強化を図ることができる。地域住民のみならず観光振興にも寄与する。                                                                                                                                    |     |       |
| 精算根拠<br>(補助額の算定方法) | 災害対策用機器の購入経費(業者見積り)                                                                                                                                                                                                                                         |     |       |

3 事業の実施により期待される効果  
災害対策用の装備品を整備していくことで、大規模災害が発生した場合に迅速に対処できる体制を整え、また、地域の防火・防災力の向上と危機管理体制の強化を図ることができる。  
また、このことが地域住民のみならず、地域に滞在する観光客に対しても安全と安心をもたらし、観光振興にも寄与するものと考ええる。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

当該補助金は、一括交付金を活用した今年度限りの事業である。事業は、災害対策用の装備品の整備であることから、利用する場面无いのに越したことは無いが、いざという時に適切に利用しうよう、装備品の整備と適切な運用方法の確立が必要である。

特定不妊治療費助成金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 所管部課                                                                                                                                                                                               | 健康部 | 地域保健課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 予算事業名              | 特定不妊治療費助成事業                                                                                                                                                                                        |     |       |
| 補助金名               | 特定不妊治療費助成金                                                                                                                                                                                         |     |       |
| 補助金の性質別分類          | ■義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助<br><input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助                   |     |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 少子化対策基本法第13条、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱                                                                                                                                                                   |     |       |
| 補助開始年度             | 平成25年度                                                                                                                                                                                             |     |       |
| 交付先                | 市民(個人)                                                                                                                                                                                             |     |       |
| 交付先の分類             | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input checked="" type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他( )                                                             |     |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 法律上婚姻している夫婦で、次の要件すべて該当する方<br>(1)不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断されたもの<br>(2)夫婦の双方又は一方が那覇市内に居住していること<br>(3)夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であること<br>(4)指定医療機関において、特定不妊治療を受けたこと |     |       |

|                           |                           |                                     |                                                       |
|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 補助対象経費の内<br>容<br>(具体的に記入) | 災害時用病院備え付け備品: 9,730,896 円 |                                     |                                                       |
|                           | 自衛消防隊用備品: 1,313,959 円     |                                     |                                                       |
|                           | D-MAT 隊用備品: 4,675,980 円   |                                     |                                                       |
| 交付方法                      | ■補助金額確定後                  | <input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算 |                                                       |
|                           |                           | 前年度返還(参考)                           | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |

平成 24 年度災害対策機器整備事業計画書（平成 2 4 年 6 月）（市入手資料）

《はじめに》

この事業は、大規模災害が発生した場合に周辺離島を含めた地域での医療救護活動を展開していくのに必要とされる装備品や自主防火・防災組織の機能強化を図るうえで必要とされる装備品を整備し、地域における消防・防災体制の強化を図っていく。

1 事業概要

(1) 事業期間 平成 2 4 年度

(2) 実施スキーム

・大規模災害発生時に被災地から救急搬送されてくる負傷者を受け入れるための臨時救護所を設置するうえで必要な装備品の整備

・被災地へ派遣される D M A T 隊を中心とした災害派遣医療チームの携帯する装備品の整備

・自主防火・防災組織に必要なとされる装備品の整備

2 事業の必要性

多くの離島を抱える沖縄県は、その地理的な状況から大規模な災害が発生した場合、他県からの支援が届くまでには時間を要すると考えられるため、起こりうる災害を想定した実効性のある防災体制を構築していくことが必要である。災害発生時に那覇市における医療救護班としての業務を担っている市立病院は、医療の拠点として負傷者を受け入れるとともに、被災地に D M A T 隊を中心とした医療チームを派遣し、現地で医療救護活動を積極的に関与していかねばならない。その活動範囲は周辺の市町村のみならず、生活圏をもとにする慶良間諸島や要国島などの周辺離島にも及ぶものと考えられる。

また、市立病院は災害発生時においても地域における救急医療体制の中核として地域の民間病院との連携のもとに救急医療体制を維持していかなければならない。そのため様々な災害にも対応できるように、日頃から自主防火・防災組織を中心に防火・防災訓練を充実させるとともに消防防災設備や装備品の整備につとめ、防火・防災力の強化を図っていく必要がある。

これらのことから災害時において市立病院が担っている業務を確実に遂行していくうえで、必要とされる基本的な装備品を整備していかなければならない。

表 3 申請内訳

|             | 件数  | 割合   |
|-------------|-----|------|
| 新規（初年度）     | 131 | 42%  |
| 継続（2～5 年度目） | 180 | 58%  |
| 計           | 311 | 100% |

表 4 申請者の状況

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 平均年齢           | 夫：40.2 歳<br>妻：37.8 歳 |
| 平均治療費<br>（申請額） | 277,191 円            |
| 平均助成額          | 119,380 円            |

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

【意見】

当該補助金は、那覇市が平成 25 年度から中核市となったことから、法律上の義務付けがなされたものである。特定不妊治療については、医療保険適用外であるため、経済的負担が重いことから、費用の一部を助成する制度がある。なお、特定不妊治療の結果、妊娠に至ったケースについては、夫婦のプライバシーなどもあり、市としては把握していないことであつたが、事業実績については、県とも連携して把握する必要がある。

また、不妊に関する相談等を実施する「不妊相談センター」は、専門の医師や助産師等が配置され、時間を決めて相談に対応しているが、現在、那覇市においては独自に設置していないことから、沖縄県が設置する「不妊相談センター」を案内している。市としても独自の「不妊相談センター」設置が必要か否か検討されたい。いずれにせよ、少子化問題と直結する国全体の重要な課題であることから、国が主体となつて行うべき事業であると考ええる。

|                    |                                                                                                                                |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助の目的              | 特定不妊治療については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ること |
| 期待される効果            | 特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、より多くの市民が子どもを持つ機会を得ることに寄与すること                                                           |
| 積算根拠<br>（補助額の算定方法） | 医療保険の適用外である特定不妊治療について、治療費の一部を助成する。1 回の治療につき上限 15 万円(治療内容によっては 7 万 5 千円)、治療初年度は年 3 回、2 年度以降 2 回を限度に通算 5 年間(但し合計 10 回まで)。        |

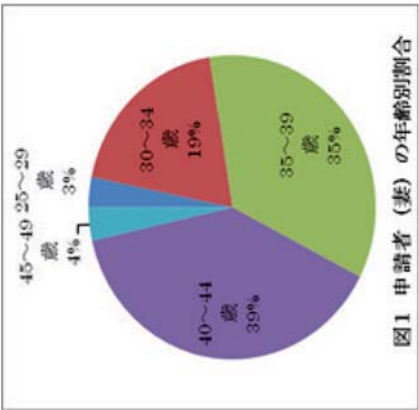
実績報告（平成 25 年度）

表 1 特定不妊治療費助成状況（H26. 3 末現在）

|          | 申請件数 | 助成件数 | 助成総額合計       |
|----------|------|------|--------------|
| 平成 25 年度 | 311  | 311  | 37,123,878 円 |

表 2 申請者（妻）の年齢別申請件数

| 妻年齢     | 申請件数 |
|---------|------|
| 25～29 歳 | 10   |
| 30～34 歳 | 60   |
| 35～39 歳 | 109  |
| 40～44 歳 | 121  |
| 45～49 歳 | 11   |
| 計       | 311  |



こどもみらい部の補助金  
児童クラブ運営補助金

1.補助金の概要

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部署         | こどもみらい部　こども政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 予算事業名        | 補助金(児童クラブ運営補助金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 補助金名         | 児童クラブ運営補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 性質別分類        | 義務的な補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 補助根拠         | 児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業費等補助金実施・交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 補助開始年度       | 不明。放課後子どもプランとしては、平成19年度～                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 交付先          | 放課後児童クラブ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 交付先の分類       | 各種団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 補助の対象となる事業内容 | 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。<br>また、同法第21条の9の規定に基づき、市町村は児童の健全な育成に資するため、その区域内において、同事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努め、同法第21条の10の規定に基づき、市町村は地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の同事業を行う者との連携を図る等により、児童の同事業の利用の促進に努めなければならない。<br>同法第34条の8では、市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、同事業を行うことができるとあるが、那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、事業者へ運営補助金を交付している。 |
| 補助の目的        | 放課後児童健全育成事業等の実施に要する経費に対して補助金を交付することで、近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするほか、児童手当法第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 期待される効果      | 利用ニーズ調査では4,000人超の希望があるものの、現状2,900名を受入れている状況である。<br>補助対象放課後児童クラブを増やすことで受入利用児童数を増やし、児童の健全育成を図るほか、昼間就労している保護者が安心して仕事に従事できることから、女性の更なる活躍につながる。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                        |                                                                                                                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 積算根拠<br>(補助額の算定<br>方法) | 放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号通知)及び放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に定められた基準額をもとに算定。                                                                      |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入)  | 年間平均登録児童数(10人～)、年間開所日数(250日～)、開設時間(1日6時間超)等に応じた定められた基準額。<br>(例)年間平均登録児童数基準(45人)3,427千円、年間開所日数(290日)560千円、平日開設時間(11時～19時)278千円、長期休暇等開設時間(8時～19時)375千円、合計4,640千円 |
| 交付方法                   | 事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) 無                                                                                                                                         |

2.監査の結果と指摘、意見

(1) 本件補助金の意義と手続上の指摘

本件補助金は、放課後児童健全育成事業の一環として、市内の民営の放課後児童クラブに対し、運営費補助目的で交付される補助金である。

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能や教育力の低下が指摘されるなか、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることかから、文部科学省及び厚生労働省の連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、平成19年4月1日より、「放課後子どもプラン推進事業要綱」が定められ、放課後児童健全育成事業が実施されている。その内容の一つである放課後児童クラブ支援事業を具体的な政策に落とし込んだのが、当該児童クラブ補助金である。那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、事業者へ運営補助金を交付している。

那覇市の利用ニーズ調査によると、児童クラブのニーズは4000人である。児童クラブに入所している児童の実数が3000人程度なので、待機児童は1000人を超えている。社会環境の変化による共働き家庭や一人親家庭の増加により、児童と家庭を取り巻く家庭環境も近年変化してきていることが背景として考えられる。

このような状況に対応するために、放課後児童クラブ数を増やして受入児童を増やすという本補助金の必要性は高い。また、児童福祉法（平成27年2月現在施行）第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している概ね10歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る場を提供するということから公益性も高い。同時に次代を担う児童の健全な育成を支援することで児童の福祉の増進及び女性の社会進出の促進に寄与することからも有効性も高いものといえる。

児童クラブの運営補助金で、市の要綱では、事業者は3月末日までに年度の実績ベースの事業収支決算書の提出が求められている。実際に包括外部監査人が調査した結果、各事業者はほぼ3月26～27日付の貸借対照表や事業収支決算書が提出されている。児童クラブ内部の運営委員会の承認済となっていた。本来、事業収支決算書は、決算日現在の財政状態及び経営成績が表示されており、年度決算日後に開催される運営委員会で承認されたものであるべきである。年度内の提出を求めているのは、補助金執行の金額を市側の年度決算の関係から早期に確定したいためであると考えられる。

しかし、実際は4月を超えての訂正決算書も受け付けているし、訂正決算書を提出していない事業者には決算書の正確性に疑義が生じてしまう問題等もある可能性は否めない。このため、運営補助金を交付する判断上において、事業者間の公平性に問題がある。

## 児童クラブ賃借料補助金

### 1.補助金の概要

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部課             | こどもみらい部　こども政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 予算事業名            | 補助金(児童クラブ賃借料補助金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 補助金名             | 児童クラブ賃借料補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 補助金の性質別分類        | 義務的な補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 補助根拠             | 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 補助開始年度           | 平成 23 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 交付先              | 放課後児童クラブ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 交付先の分類           | 各種団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 補助の対象となる<br>事業内容 | 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                  | また、同法第 21 条の 9 の規定に基づき、市町村は児童の健全な育成に資するため、その区域内において、同事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努め、同法第 21 条の 10 の規定に基づき、市町村は地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の同事業を行う者との連携を図る等により、児童の同事業の利用の促進に努めなければならない。<br>同法第 34 条の 8 では、市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、同事業を行うことができるとあるが、那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、民間賃貸物件を借用している放課後児童クラブの利用料金が低い傾向にある。<br>本事業は放課後児童クラブに対し賃借料を補助すること、市民の利用料負担の軽減を図る子育て支援事業。<br>昭和 22 年に児童福祉法が施行されたが、沖縄県の児童福祉和 47 年となったことから、他都道府県に比べ、沖縄県の児童福祉行政が遅れている。その中でも児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童クラブの公営の割合が低く、那覇市においては、全て民営となっていることから、民間賃貸物件を借用する場合、賃借料が運営予算割合を大きく占め、市民の利用料負担が高くなる状況にあるため、賃借料を補助する。 |
| 補助の目的            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 期待される効果          | 利用ニーズ調査では 4,000 人超の希望があるものの、現状 2,900 名を受入している状況である。<br>市民が負担する利用料を軽減することで、放課後児童クラブを利                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

### 【指摘】

那覇市は、決算日前の暫定の事業収支決算書の提出を求めているが、3 月末日での事業者の事務負担及び事業者間の公平性を考慮すると、決算書は 3 月末日の決算日のもの提出とし、提出期限も 4 月の早期の提出へと訂正すべきである。

### (2) 学童保育と新制度における今後の市町村の関与についての意見

#### ① 従前の学童保育

2015 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が施行されることになるが、これまでの学童保育について、全国的に総括すると下記のようなになる。

学童保育自体は 1997 年に法制化され、児童福祉法における児童福祉事業と位置付けられた。しかし、施設や設備、職員配置等の基準については、法制化されなかった。また、市町村の責任が「利用促進の努力義務」にとどまり、国からの補助金も奨励的な意味合いにとどまる事等により、市町村レベルでの実施状況にも濃淡が出ていた。その後、社会環境の変化による共働き家庭や一人親家庭の増加により、学童保育の必要性は増すばかりである。このような状況の中、学童保育の事業形態も、市町村の公設公営が 4 割弱で、委託事業や補助事業が多く、市町村が積極的に関わっているとは言い難い状況であった。

#### ② 新制度で市町村に求められること

2015 年 4 月から施行される新制度では、学童保育は、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、従前の補助金という位置づけから「交付金」となっている。また、児童福祉法の改定により①対象が 6 年生に引き上げられ、②学童保育の基準も省令で定められ、③国や自治体以外の民間団体等が学童保育を実施するには事前に市町村への届け出が必要になった。このうち、指導員の資格、配置基準は、市町村は国が定めた基準に従うことになった。その他の事項等は、省令を参考にして市町村が条例で定めるという参酌基準になった。このため、参酌基準の場合には、国よりも低い基準でも自治の範囲となるため、実施水準を引き上げるには、より自治体の関与が必要となった。

また、学童保育の整備計画を含めた子育て支援についての事業計画に基づいて、国から交付金が支給されることになる。このため、市町村が学童保育の位置づけをしっかりと行う必要がある。交付金の補助率も国、都道府県、市町村との負担率は共に 3 分の 1 となっており、今後は市町村における予算化も必要になった。

那覇市でも、沖縄県によりモデル的に提示された「沖縄県放課後児童クラブ運営の手引き」及び「放課後児童クラブ会計の手引き」に基づいて、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な予算化が求められる。

### 【意見】

2015 年 4 月以降の新制度の施行後は、那覇市でも、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な予算化が求められる。

|                    |                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 用しやすくして利用児童数を増やし、児童の健全育成を図るほか、昼間就労している保護者が安心して仕事に従事できることから、女性の更なる活躍につなげる。        |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法) | 民間賃貸物件を借用して活動している放課後児童クラブに対し、敷金、権利金その他これに類する経費を除いた月額賃借料の 4/5、月額上限 80,000 円を補助する。 |
| 補助対象経費の内容          | 敷金、権利金その他これに類する経費を除いた月額賃借料                                                       |
| 交付方法               | 事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) 無                                                           |

2.監査の結果と指摘、意見

本件補助金は、放課後児童クラブに対し賃借料を補助することで、市民の利用料負担の軽減を図る子育て支援事業である。

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能や教育力の低下が指摘されるなか、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文科科学省及び厚生労働省の連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年 4 月 1 日より、「放課後子どもプラン推進事業要綱」が定められ、放課後児童健全育成事業が実施されている。その内容の一つである放課後児童クラブ支援事業を具体的な市政レベルの政策に落とし込んだのが、当該児童クラブ賃借料補助金である。那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、民間賃貸物件を信用する場合、賃借料が運営予算割合を大きく占め、市民の利用料負担が高くなる状況にある。このため、賃借料を補助するものである。

なお、補助対象者は、補助要件(事業運営委員会制、利用児童人数 20 人以上、年間 250 日以上の開設等)を満たす必要があるという一定の規模を条件としている。

補助額の過去における見直し経過は次の通りである。平成 24 年度からは、当初における月額上限が 3 万円であったが、交付金の活用により 8 万円と増加している。

| 変更年度          | 補助の上限額                                    |  |
|---------------|-------------------------------------------|--|
| 平成 23 年度      | 月額賃借料の 1/2 で上限 10,000 円<br>(年額 120,000 円) |  |
| 平成 24 年度      | 月額賃借料の 1/2 で上限 30,000 円<br>(年額 360,000 円) |  |
| 平成 24 年 8 月より | 月額賃借料の 4/5 で上限 80,000 円<br>(年額 960,000 円) |  |

また、平成 25 年度における本件補助金を申請している施設は 18 施設であったが、その分布状況は下記の通りであった。

|      |        |               |                |        |    |
|------|--------|---------------|----------------|--------|----|
| 月額家賃 | 7 万円未満 | 7 万円以上 9 万円未満 | 9 万円以上 10 万円未満 | 10 万円超 | 計  |
| 施設数  | 1      | 8             | 0              | 9      | 18 |

7 万円未満の 1 施設は、地代のみの賃借であるため除くと、その他 17 施設の月額平均家賃は 10 万 9 千円となっていた。住宅地にあるか市街地にあるかにより家賃が二極化しているようである。新都心地区等の市街地では賃借面積による影響もあるが、15 万円を超える施設もあった。

これらの事を踏まえると、民間施設を利用して活動している児童クラブでは従前より、運営費における賃借料の負担が大きく、賃借料補助を行うことで児童クラブの運営費負担も軽減される効果がある。ひいては、利用者の負担軽減に繋がっていると考えられる。公的施設で活動し家賃負担の無い児童クラブとのバランスを考慮すると、本件補助金は、必要性、有効性、公平性の点から非常に高いものであると評価できる。

特別保育事業（単独分・障がい児保育事業）

1. 補助金の概要

|              |                                                                                                                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部課         | こどもみらい部 こどもみらい課                                                                                                                                                  |
| 予算事業名        | 特別保育事業（単独分・障がい児保育事業）                                                                                                                                             |
| 補助金名         | 特別保育事業（単独分）                                                                                                                                                      |
| 補助金の性質別分類    | その他事業費補助                                                                                                                                                         |
| 補助根拠         | 児童福祉法第 24 条、那覇市特別保育事業等実施要項                                                                                                                                       |
| 補助開始年度       | 平成 21 年度                                                                                                                                                         |
| 交付先          | 社会福祉法人（私立認可保育園設置者）                                                                                                                                               |
| 交付先の分類       | その他（社会福祉法人）                                                                                                                                                      |
| 補助の対象となる事業内容 | 障がい児保育事業：障がい児おおむね 3 人につき、障がい児の保育について知識・経験等を有する専任の保育士 1 人以上を配置する。                                                                                                 |
| 補助の目的        | 保育に欠け、かつ心身に障害を有する児童のうち、保育所で行う保育になじむ者を受入れ、健常児とともに健全な社会性の成長・発達を促す目的で事業を実施し、これを促進するため補助を行う。                                                                         |
| 期待される効果      | 障がい児保育事業の促進                                                                                                                                                      |
| 積算根拠         | 月基準額（軽度 37,820 円・中度 74,140 円）×各月初日現在の障がい児数×入所月数<br>月基準額は平成 25 年度分のもの。平成 26 年度は軽度 50,000 円、中度 75,000 円<br>障がい児保育事業を実施するために必要な経費。基準額未満で実施した場合は、当該事業の実施に要した経費としている。 |
| 交付方法         | 事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) 無                                                                                                                                           |

特別保育事業（単独分・地域活動事業）

1. 補助金の概要

|              |                                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管部課         | こどもみらい部　こどもみらい課                                                                                                       |
| 予算事業名        | 特別保育事業（単独分・地域活動事業）                                                                                                    |
| 補助金名         | 特別保育事業（単独分）                                                                                                           |
| 補助金の性質別分類    | その他事業費補助                                                                                                              |
| 補助根拠         | 児童福祉法第 24 条、那覇市特別保育事業等実施要項                                                                                            |
| 補助開始年度       | 平成 21 年度                                                                                                              |
| 交付先          | 社会福祉法人（私立認可保育園設置者）                                                                                                    |
| 交付先の分類       | その他（　社会福祉法人　）                                                                                                         |
| 補助の対象となる事業内容 | 世代間交流等事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、及び保育所体験特別事業の 4 事業。                                                                 |
| 補助の目的        | 多様化する保育事業に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用して地域の需要に応じた幅広い活動を推進し児童の福祉向上を図る                               |
| 期待される効果      | 地域交流の促進                                                                                                               |
| 積算根拠         | 補助基準額は、1 保育所あたり、250,000 円　世代間交流等事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、及び保育所体験特別事業の 4 事業である。<br>平成 2 6 年度より 1 保育所あたり、100,000 円。 |
| 補助対象経費の内容    | 地域活動事業を実施するために必要な経費。基準額未満で実施した場合は、当該事業の実施に要した経費としている。                                                                 |
| 交付方法         | 事前に概算交付⇒精算　　　　　　　　　前年度返還(参考)　　　無                                                                                      |

2.監査の結果と指摘、意見

(1) 補助金のあり方について

本件補助金は、社会資源としての保育所の専門的機能を地域住民のために活用することとで、多様化している保育需要に対応し、もって開かれた幅広い地域活動を推進するものである。ひいては、児童の福祉向上を図ることができる。

補助の対象となる事業内容には実施要綱上、下記のものがあげられている。

- ① 世代間交流当事業
- ② 異年齢児交流事業
- ③ 育児講座・育児と仕事両立支援事業
- ④ 小学校低学年児童の受け入れ
- ⑤ 地域の特性に応じた保育需要への対応

昨今の保育環境をめぐる地域社会の変化は著しいものがある。平成 2 6 年においても神戸市東灘区や東京都練馬区等では、保育所の騒音訴訟問題が新聞紙面を賑わすように

2.監査の結果と指摘、意見

(1) 補助金額の積算根拠の合理性について

本件補助金は、障がい児の健全な社会性の成長・発達を促す目的で、知識・経験等を有する専任の保育士を配置するためのものである。

障がい児保育事業は、国庫補助の下で実施されていたが、交付税化されることにより那覇市の単独事業になっている。事業の対象となる障がい児の基準は、主に集団保育が可能な中度（特別児童扶養手当の支給対象者児童）及び軽度（身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている児童）である。当該事業に係る補助金は、中度及び軽度の障がい児を受け入れる保育園の経費負担を軽減することで、保育園側の受け入れ態勢の強化を援助するものである。そうすることで、保育に欠ける心身に障がいがある児童であつても集団保育が可能であれば、日々通所できる保育所で受入れ、集団保育の中で適切な指導を行うことで、健常児とともに健全な社会性の成長や発達を促すという社会福祉に資するものである。このような事業目的は理解できる。

補助金は通常保育にプラスされて支給されるので、保育士に対する障がい児対応のための追加手当という形をとっているが、実際上は保育園側も専属の保育士を雇い入れざるをえない状況であり、このための人件費負担を随うものとなっている。配置基準はおむね障がい児 3 人について保育士 1 人となっている。この人員配置基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成二六年九月三〇日厚生労働省令第一一五号）に準じたものであり、乳児の場合と同じ基準となっている。3 人未満の場合でも割合に応じた補助金は支給されるが、その場合の事例は少ないのが実情のようである。

平成 2 5 年度において、当該事業を実施している実施園は 3 3 の私立認可保育園であり、補助実績総額 5 7, 7 4 0 千円となっている。2 0 年前に国庫補助の下で開始された当初は、指定園制度を採用していたことともあり、実施園数は 5 園であった。その後指定園制度は廃止され、現在の実施園数まで増加している。

補助金の基準額は国庫補助の下では一人月額 1 0 万円であったが、交付税化されることで、その後は軽度 3 7, 8 2 0 円、中度 7 4, 1 4 0 円と削減されている。平成 2 6 年度は軽度 5 0, 0 0 0 円、中度 7 5, 0 0 0 円とやや増額されている。

【意見】

基準額の算定根拠に十分な合理性があるとは言えない。従前は、九州各県での平均額が基準額の算定根拠とされていたが、那覇市の単独事業化を経て、平成 2 6 年度において基準額が増額されている。しかし、実施園より当該事業に係る収支報告が行われているが、人件費負担を賄える補助額であるとは言いがたい。実際は補助金では賄えないために、園の持ち出しを行える資金的に余裕のある認可保育園でないとは当該事業を継続することが困難であるようである。障がい児の保育について知識・経験等を有する専任の保育士を配置するにあたり、十分に必要の人件費負担を算定する必要がある。

また、補助金の支給基準も中度及び軽度と区別している根拠も合理性があるとは言えない。人員配置基準は軽度・中度とも同一基準であるのに、人件費負担では多寡があるのでは、新規に障がい児受け入れ事業を始めようとする認可保育園の参画を阻害する要因なる可能性がある。障がい児に対する公的手当の基準である中度と軽度という一律の基準によって、保育士の実務上の保育負担の多寡も判断されているが、その判断基準が適正かどうかの検証がされているとは言いがたい。

平成25年度認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業)補助金

1. 補助金の概要

|              |                                                                                                                     |         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 所管部課         | こどもみらい部                                                                                                             | こどもみらい課 |
| 予算事業名        | 認可外保育施設環境整備事業                                                                                                       |         |
| 補助金名         | 平成25年度 認可外保育施設環境整備事業（指導監督基準維持継続事業）補助金                                                                               |         |
| 補助金の性質別分類    | その他事業費補助                                                                                                            |         |
| 補助根拠         | 那覇市認可外保育施設環境整備事業実施要綱<br>那覇市認可外保育施設環境整備事業補助金交付要綱                                                                     |         |
| 補助開始年度       | 平成24年度                                                                                                              |         |
| 交付先          | 那覇市認可外保育施設                                                                                                          |         |
| 交付先の分類       | その他（市内・認可外保育施設）                                                                                                     |         |
| 補助の対象となる事業内容 | 認可外保育施設指導監督基準を満たした施設が、その基準を維持するために行う施設改修費                                                                           |         |
| 補助の目的        | 保育環境の更なる整備改善を促進し、保育の質及び入所児童の処遇向上                                                                                    |         |
| 期待される効果      | 認可外保育施設は、施設整備に係る公的支援がないので、沖縄県振興特別推進事業の活用により保育環境が整い、入所児童の処遇が改善される。また、保育環境が向上するので、より認可化等への移行が促進され、中長期的な待機児童の解消が期待される。 |         |
| 積算根拠         | 平成24～25年度実績において、「トイレ、床、洗い場等の改修費等」は300～500万円であることから基準額500万円を継続する。                                                    |         |
| 補助対象経費の内容    | 改修費用のうち補助金額の上限は基準額500万円のうち9.5/10である。施設負担は0.5/10、改修費が500万円を超す場合、475万円を超す分は施設の負担となる。                                  |         |
| 交付方法         | 補助金額確定後                                                                                                             | 前年度返還   |
|              |                                                                                                                     | 無       |

2. 監査の結果と指摘、意見

(1) 補助金のあり方

本件補助金は、保育環境のさらなる充実をめざし、認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準(以下、指導監督基準)を満たした施設が、その基準を維持するために行う施設改修費に対する補助金であり、沖縄振興特別交付金が財源となっている。公立保育所を除く、保育施設は、大きく①認可保育園と②認可外保育施設に分けることができる。①認可保育園(以下、認可園)とは、国が定めた設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設である。利用者は、原則として、その区市町村に在住・在勤・在学する人であり、大幅な公的資金補助により、保育料は比較的安くなっている(月額2

なってきた。神戸市東灘区の事案では訴訟人から、防音設備の設置費用及び保育園児の「声の騒音」に対する慰謝料の支払いを求める訴訟が提起されている。このように、外部からの人口流入地域や、退職・高齢化に伴い在宅者の増加している地域では、心理状態や人間関係の変化によって、保育園の子どもの歓声までが煩わしく聞こえるようになり、騒音化してきているように思われる。実際に那覇市の方にも、保育園の近隣からの「子どもの声がうるさい」、「太鼓の音が迷惑である」との苦情が寄せられることもある。

そのような社会環境の変化を踏まえると、保育園の活動や役割を地域に知らせ、従前の利用者と保育園間の閉じた関係のみではなく、地域に開かれた運営が今後は保育園に求められる。このようなことを鑑みるに、本件補助金の実施目的は理解できるものである。

しかし、文書上の補助金使途の基準が不明確であり、各保育所から提出されている平成25年度提出分の「保育所地域活動実績報告書」を包括外部監査人が閲覧した際にも、上記の目的の「⑤地域の特性に応じた保育需要への対応」等に無理やりに関連させて、市が念頭に置いている使途にそぐわない事例が下記の通りに散見された。

| 散見された事例         |
|-----------------|
| ・ 運動会での音響機材レンタル |
| ・ 夕涼み会でのやぐらレンタル |
| ・ 行事で使用される発電機   |
| ・ 祖父母同伴の遠足でのバス代 |

このように、本来は保護者会費又は保育所の運営費で賄われるのが妥当だと考えられるもののへの支出がされていた。市でもこの状況を鑑み、平成26年度において、補助基準額の上限をこれまでの25万円から10万円へ減額する等の処置をとっている。

【指摘】

本件補助金の目的は理解できるが、効果面において現在のような曖昧な基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうかは疑念が生じる。また地域との交流を円滑にするのは、保育園経営者の意識の問題でもある。保育園経営者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした催事を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題である。本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。

～4 万円程度）。②認可外保育施設とは、園庭の広さなどさまざまな設置基準の関係で、児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する認可を受けていない保育施設のことである。児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、都道府県知事（政令指定都市市長、中核市長）へ設置届がなされている。また、指導監督基準により保育士の人数・保育面積・設備等で一定の基準を満たしている必要がある。保育料の設定は各保育施設によって行われる。なお、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されることになっているが、当該制度は認可園を対象とする制度設計となっており、認可外保育施設は対象となっていない。認可外保育施設から認可園への移行を促す事業を別で設けている。

① 那覇市の保育施設の状況

那覇市では、本土に比較して、保育施設全体に占める認可外保育施設の比重がかなり高いものとなっている。園児数と比較すると、平成 25 年度において、那覇市での認可園に通園している園児は約 8 千人であるが、認可外保育施設は約 4 千人となっている。これは兵庫県全体の認可外保育施設の園児数とはほぼ同数となっている。このことは、沖縄県全体においてもいえることで、認可外保育施設の園児数は、東京都の 2 万人とほぼ同数の数字となっている。

これは、沖縄県が、戦後すぐに米軍統治下におかれたことに要因がある。当時、日本政府の産業政策や福祉政策が及ばずに、保育所の整備がかなり遅れたため、認可外保育施設が児童の受け皿になったのが始まりである。本土復帰後も、認可保育所の整備は進んでいると言えず、児童の受け皿としての状況が現在でも続いているのである。

② 認可外保育施設の質のばらつき

認可外保育施設間においては、質の水準のばらつきが大きいようである。那覇市では、一定の質の水準を保つために指導監督基準を設けて立入検査等により指導監督をしている。しかし、立入検査施設 97 件のうち指導監督基準を満たす施設は 47 件と 5 割に満たないのが現状である。指導監督基準を満たしていない施設が 50 件あるというのは、非常に質の低下が懸念される。

| 指導監督基準の主な内容 |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 1.          | 保育に従事する者の数及び資格                        |
| ・           | 受け入れられている児童数に応じて、適正な数の保育従事者が配置されているか。 |
| ・           | 保育士や看護師の資格をもった者が配置されているか。             |
| ・           | 常時、保育に従事する者が複数いるか。                    |
| 2.          | 保育室等の構造設備及び面積                         |
| ・           | 受け入れられている児童数に対して保育室の面積は十分か。           |
| ・           | 衛生的な調理室や便所はあるか。                       |
| ・           | 採光や換気が確保され、安全が確保されているか。               |
| 3.          | 非常災害に対する措置                            |
| ・           | 消火用具、非常口その他災害に必要な設備が設けられているか。         |
| ・           | 避難訓練を行っているか等。                         |
| 4.          | 保育内容                                  |
| ・           | 児童一人一人の心身の発育や発達を把握し、保育内容を工夫しているか。     |
| ・           | 漫然とテレビを見せ続けるなど、放任的保育になっていないか。         |
| ・           | 保育従事者の資質は十分か。                         |

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| ・  | 保護者とのコミュニケーションはとれているか。             |
| 5. | 給食                                 |
| ・  | 衛生管理は適正か。                          |
| ・  | 児童の年齢や発達に配慮した食事内容となっているか。          |
| 6. | 健康管理                               |
| ・  | 児童の日々の健康状態チェックや毎月の発育チェックを行っているか。   |
| ・  | 児童及び職員が定期的に健康診断を受けているか。            |
| ・  | 感染症への予防対策及び感染症にかかった後の対応を十分に行っているか。 |
| ・  | 乳幼児突然死症候群の予防への配慮をしているか。            |
| 7. | 利用者への情報提供                          |
| ・  | 保育室の見やすいところに、施設のサービス内容が掲示されているか。   |
| ・  | 保育内容等について、利用者に書面で交付されているか。         |

このため、那覇市では認可園数を今後増やすことで、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に通園している園児を吸い上げていくという政策をしている。その一方、指導監督基準を満たしている施設には、公的な支援がなく施設の整備も自力で行っていることを鑑み、児童の処遇を改善するために本件補助金を交付するものとしている。

選考される施設の判断基準は、これまでの立入検査での改善事項の経過や今後 3 年以上の継続の可否を審査基準としており、指導監督基準維持の誓約書を交わし、交付条件に保育の質が低下した場合の補助金返還を付している等から鑑みて公平性は担保されていた。包括外部監査人が平成 25 年度申請書を閲覧した結果、対象とならなかった施設の理由の主な例としては、下記の表のとおりである。

| 対象とならなかった主な理由(平成 25 年度申請分から) |                                           |
|------------------------------|-------------------------------------------|
| 1.                           | 今年度指導監督基準を満たしたばかりであり、今年度は成果の継続を判断する必要がある。 |
| 2.                           | 保育従事者や有資格者の不足のため、指導監督基準を満たさない。            |
| 3.                           | 園児の給食注文数不足のため、指導監督基準を満たさない。               |

交付要件が指導監督基準を満たしていることが条件である以上、本件補助金をさらに多くの認可外保育施設へ利用させるには、那覇市役所からの啓蒙活動が非常に重要である。現在の補助金の交付要件を満たしている施設が 47 施設というのは少ない。指導監督基準を満たしていることが、園児を委ねる利用者側にとって安全性の担保となるものである。認可外保育施設にとっても、今後の保育新制度が浸透していく中で、施設の生き残りの礎となるものであり、長期的に考えると有利となる。

③ 補助金の算定根拠

本件補助金が交付される条件は、定期的に行われる市の立入検査における改善指導において指導事項として指摘された箇所又は今後の改善指導（立入調査）で指摘され得る箇所の改修費である。具体的には、トイレ、床、洗い場、園内全体の柵修繕等である。ただし、施設の新築若しくは増築又は学童保育に係る改修等には対象外となっている。補助額 500 万円の算定根拠については、包括外部監査人においても、平成 25 年度提出の申請書類を閲覧したが、添付書類の業者見積書及び実績報告書においても、300 万円～500 万円の範囲の支出に収まっているようであり、市の算定根拠は妥当な範囲であった。

**【意見】**  
本件補助金の設定目的は、十分理解できるものであるが、実際の運用面では指導監督基準を満たす認可外保育施設数が十分なものとはいえないため、有効に機能しているとは言いがたい。今後も、市は積極的に指導監督基準遵守への啓蒙活動を行う必要がある。

**(2) 補助金の終了期間**  
本件補助金に伴う事業は平成 24 年度より開始され、平成 33 年度を終期としている。交付施設数の推移は、平成 24 年度は 16 施設、平成 25 年度は 8 施設と通減している。補助金の支出対象が、(1)③のように、市の立会検査における改善指導において指導事項として指摘された箇所又は今後の改善指導（立入調査）で指摘され得る箇所の改修費というトピック的なものである。このため、現在の指導監督基準が 47 施設という現況を踏まえると、期間的にも申請が限定されうるものであると考えられる。

**【指摘】**  
本件補助金はプロジェクトの性質なものであり、その時々の需要に応じて、期間限定で遂行すべきであって、継続的にする性質のものではない。今後も時期を見計らって定期的に実施すべきである。

## 平成 25 年度待機児童対策特別事業（認可外） 保育施設研修事業

| 1. 補助金の概要    |                            |
|--------------|----------------------------|
| 所管部課         | こどもみらい部                    |
| 予算事業名        | 待機児童対策特別事業（認可外）保育施設研修事業    |
| 補助金名         | 平成 25 年度 待機児童対策特別事業（認可外）   |
| 補助金の性質別分類    | その他事業費補助                   |
| 補助根拠         | 那覇市待機児童対策特別事業（認可外保育施設研修事業） |
| 補助開始年度       | （平成 20 年度）平成 24 年度から補助金    |
| 交付先          | 那覇市認可外保育施設 別紙一覽添付          |
| 交付先の分類       | その他（市内・認可外保育施設）            |
| 補助の対象となる事業内容 | 保育材料費等の一部補助                |
| 補助の目的        | 保育の質の向上及び入所児童の処遇向上を図る。     |

|           |                                  |           |   |
|-----------|----------------------------------|-----------|---|
| 期待される効果   | 事業者の運営費負担の軽減                     |           |   |
| 積算根拠      | 補助金交付要綱。<br>補助基準額 13 万円、施設負担 5 % |           |   |
| 補助対象経費の内容 | 保育材料の購入費。施設の小修繕費用。               |           |   |
| 交付方法      | 補助金額確定後                          | 前年度返還(参考) | 無 |

### 2. 監査の結果と指摘、意見

**(1) 本件補助金の意義**  
本件補助金は、認可外保育施設での保育に必要な修繕を含む保育材料等に係る経費の一部を補助する事業である。この補助金を受けるには、認可外保育施設の管理者又は保育に従事する者が、年 1 回実施される県の研修を受講していることが必要である。県の沖縄県待機児童対策特別事業を実施するもので、財源は沖縄振興特別推進交付金である。平成 25 年度に実施された沖縄県主催の研修会の開催要領による開催場所及び研修内容は、主に下記の通りである。

|                             |                       |             |  |
|-----------------------------|-----------------------|-------------|--|
| ～平成 25 年度待機児童対策特別事業研修会開催要領～ |                       |             |  |
| 1. 日時及び場所                   |                       |             |  |
| (1) 石垣市                     | 平成 25 年 8 月 24 日（土）   | 13:00～16:45 |  |
| (2) 宮古島市                    | 平成 25 年 8 月 25 日（日）   | 9:00～12:15  |  |
| (3) 那覇市                     | 平成 25 年 8 月 31 日（土）   | 13:30～16:45 |  |
| (4) 宜野湾市                    | 平成 25 年 9 月 1 日（日）    | 13:30～16:45 |  |
| 2. 対象者                      | 認可外保育施設長又はこれに準ずる保育従事者 |             |  |
| 3. 研修内容                     |                       |             |  |
| (1) 講義Ⅰ                     | 「気になる子どもたちへの支援について」   |             |  |
| (2) 講義Ⅱ                     | 「保育園における防犯、不審者対策について」 |             |  |
| (3) 情報交換会                   |                       |             |  |

本件補助金は、研修機会が少ない認可外保育施設へ県が主催する保育業務研修を参加させ、保育の質の向上を図ることを主目的とし、その呼び水として一部の運営費補助を行うという建付けである。このため、認可外保育施設指導監督基準への準拠性を要件としていない。

本件補助金の平成 25 年度実績は 8,095 千円である。研修を参加したことによる、本補助金の申請施設は 70 施設にもおよび、1 施設の平均補助額は 115 千円である。補助対象経費は、補助の上限を 13 万円として、負担割合は経費支出額の 90%を県、5%を那覇市とし、施設の負担は 5%となっている。補助対象は、保育に必要な保育材料等（修繕を含む）に係る経費であり、保育で使用するイス、テーブル、ベッド等の保育材料の

購入費を対象とするが、安全面の緊急性を加味して窓枠修理等の少額の修繕費用も対象としている。

補助対象外となるものとして、県が公表している要件は、①認可外保育施設の運営状況報告を、知事が付した期限までに行っていない施設、②県の立入調査に基づく改善指導について、県が指示した期限から 2 か月以上経過しているにもかかわらず報告等がない施設としている。また、申請を受理するにあたり、那覇市において支出経費の吟味がな行われ、事業費等に該当する可能性がある場合には事前に却下している。申請者の理解不足による事業費への使用目的の申請も散見されるようである。

包括外部監査人による施設からの実績報告書の閲覧では、保育用具への支出もあるが、窓枠の修繕等の安全対策上の修繕費への支出も多くみられた。この点からも本補助金の必要性、効果性を評価できる。本件補助金は、今後も継続的に実施すべきであるが、現状では、沖縄振興特別推進交付金を財源としている。県からの一括交付金での財源がなくなっった場合、本事業の継続性には疑義が生じてしまう。ひいては、認可外保育施設での運営収入で本来賄われるべき安全対策への経費支出の不足が懸念される。

【意見】

認可外保育施設の研修機会確保の意味でも、本件補助金は評価できる。今後は、研修回数を保育材面、安全対策面の 2 回に分けて実施し、補助金の上限を上げるように県に折衝してみてはどうか。

認可外保育施設熱中症対策支援事業補助金

1. 補助金の概要

|              |                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 所管部課         | こどもみらい部　こどもみらい課                                       |
| 予算事業名        | 認可外保育施設熱中症対策支援事業                                      |
| 補助金名         | 沖縄振興特別推進事業交付金                                         |
| 補助金の性質別分類    | その他事業費補助                                              |
| 補助根拠         | 那覇市認可外保育施設熱中症対策支援事業実施要綱<br>那覇市認可外保育施設熱中症対策支援事業補助金交付要綱 |
| 補助開始年度       | 平成 25 年度（単年度事業）                                       |
| 交付先          | 那覇市認可外保育施設                                            |
| 交付先の分類       | その他（市内・認可外保育施設）                                       |
| 補助の対象となる事業内容 | 認可外保育施設が行う熱中症予防対策に対して冷房機、扇風機、空気清浄機等の設置費用の一部補助         |
| 補助の目的        | 保育環境の更なる整備改善を促進し、保育の質及び入所児童の処                         |

|           |                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------|
|           | 遇向上                                                     |
| 期待される効果   | 保育室の室温を 28 度程度に保つことで、熱中症の予防、良質な午睡ができ、快適な保育環境が期待できる。     |
| 積算根拠      | 冷房機等の設置工事費用も含め補助の上限額は 50 万円とした。業者見積もりによる。事業費の 1 割は施設負担。 |
| 補助対象経費の内容 | 那覇市認可外保育施設                                              |
| 交付方法      | 補助金額確定後                                                 |

2. 監査の結果と指摘、意見

本件補助金は、認可外保育施設に入所している児童の処遇向上及び快適な保育環境の整備を目的とし、認可外保育施設が行う熱中症予防対策の支援をする補助金である。一括交付金を財源とする単年度事業である。補助金は、施設に対して交付され、熱中症予防対策に係る費用の一部が補助される。補助金の額は冷房機等の購入代金及びそれらの設置工事費等の経費を含めた額の 9 割の額とし、50 万円を上限としている。

保護者の通園施設への熱中症対策に対するクレームが、本件補助金の実施要因である。市でもこれを重く見て、立入調査時にアンケート調査を行った結果、回答データによる保育室ごとのクーラー設置率は、56％と低調な結果であったため、実施することになったようである。申請に際し、施設の長に対して、環境省及び厚労省による熱中症対策の基準を理解してもらったことを前提としている。また、市の方でも立入調査時の状況を加味して設置施設からの申請を受理している。クーラー設定に伴う電気料金の上昇による経費負担については、設置施設も事前に了承済である。クーラーの利用は主に昼寝時間や食事時間に限定して利用されているようである。

市としては、本件補助金によるクーラー設置施設は 64 施設になり、今回で概ね必要な施設への設置は済んだものと判断されており、平成 25 年度における単年度事業としており、継続は考えられていない。本件補助金の実施結果は下表の通りである。補助の上限は 50 万円であり、上限金額もほぼ妥当な範囲である。包括外部監査人による実施状況書類の閲覧によっても、本件事業による施設での剰余金は発生しておらず、内容的にも特段の問題はなかった。

| 実施施設  | 支出総額         | 補助金支出額       | 1 施設当たり補助金額 |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 64 か所 | 29,490,961 円 | 24,289,446 円 | 379,522 円   |

入所している児童の処遇向上のみを図っているという点から鑑みると、本件補助金の公平性は低いものと言わざるを得ない。しかし、熱中症対策への資金的余裕がある認可外保育施設は少なく、公的な運営費支援がないという現状である。これを踏まえると、今後の夏場の熱中症対策への応急的処置として、必要性や有効性は高いものである。

【意見】  
本件補助金は、認可外施設の現場での意見を市が吸い上げて実施されている。このよ  
うな現場からの情報を吸い上げたうえでの補助金事業の実施を今後も継続することが  
望まれる。

那覇市待機児童対策特別事業  
(認可化移行支援事業)補助金

| 1. 補助金の概要          |                                                                                             |  |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 所管部課               | こどもみらい部　こどもみらい課                                                                             |  |
| 予算事業名              | 認可外保育施設運営費支援事業                                                                              |  |
| 補助金名               | 那覇市待機児童対策特別事業（認可化移行支援事業）補助金                                                                 |  |
| 補助金の性質別分類          | 団体運営費補助                                                                                     |  |
| 補助根拠<br>（法令名・要綱名等） | 那覇市待機児童対策特別事業実施要綱<br>那覇市待機児童対策特別事業補助金交付要綱                                                   |  |
| 補助開始年度             | 平成 25 年度                                                                                    |  |
| 交付先                | 那覇市認可外保育施設                                                                                  |  |
| 交付先の分類             | その他（認可外保育施設）                                                                                |  |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 沖縄県待機児童対策行動指針に基づく「那覇市待機児童解<br>消計画」に取り組むものである。<br>認可化に取り組んでいる 5 施設に対して、認可外保育施設の<br>運営費補助を行う。 |  |
| 補助の目的              | 認可保育所への移行により待機児童を解消する。                                                                      |  |
| 期待される効果            | 認可保育所への移行により待機児童を解消する。                                                                      |  |
| 積算根拠               | 那覇市待機児童対策特別事業補助金交付要綱参照                                                                      |  |
| 補助対象経費の内容          | 対象施設の運営に必要な費用、保育所開設準備に必要な費用<br>（沖縄県待機児童対策特別事業実施要領参照）                                        |  |
| 交付方法               | 補助金額確定後                                                                                     |  |

2.監査の結果と指摘、意見  
(1) 沖縄県の待機児童対策行動指針  
本件補助金は、認可外保育施設指導監督基準を満たした認可外保育施設が保育所に移  
行することを支援し、潜在的待機児童を含む待機児童の適切な保護及びその解消並びに

| 内容          | 施設改善費支援事業                                                                 |                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 運営費支援事業                                                                   | 施設改善費支援事業                                                                                                |
|             | 指導監督基準を達成している認可外保育施設において質の高い保育の実施を支援するため認可外保育施設に対しその運営費の一部を補助する。          | 保育所へ移行することを市が認定した認可外保育施設が保育所へ移行するために必要な既存施設の改善費の一部を補助する。                                                 |
| 対象となる児童又は施設 | この事業の対象となる児童は、市が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、本事業におけるすべての要件を満たした施設に入所しているものとする。   | 本事業におけるすべての要件に満たした施設                                                                                     |
| 対象経費        | 対象となる経費は、認可外保育施設の運営に必要な費用、保育所の開所準備に必要な費用とする。なお、施設の整備に要する費用は、運営費支援の対象としない。 | ① 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。ただし、別の補助金等により補助対象となる費用を除き、工事又は工事請負費には、知事が適当と認める購入費等を含む。<br>② 保育所の開設準備に必要な費用 |

また、本件補助金は、沖縄県における待機児童対策行動指針に基づくものである。下記に、一部を抜粋する。

1 行動指針策定の目的  
近年、社会経済情勢の変化や高齢化の進展、雇用形態の多様化などのため、保育所の利用ニーズが増えているものの、保育所整備がこの増加に追いついておらず、保育所に入所できずに待機している児童の存在が、全国的に問題となっている。  
このような状況の下、国においては、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりのため、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年法律第 133 号）を制定し、同法に基づき策定した大綱により、各種の施策の取組を行ってきた。特に、待機児童対策については、これまでの取組を、さらに加速化させるため、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 26 年度末までに約 20 万人分の保育の受け皿の確保を目指し、平成 29 年度末までは潜在的な保育ニーズも含めた前述と合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すとしている。  
県においては、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）（以下「基本計画」という。）」において子育てでセーフティネットの充実として、地域における子育て支援の施策に関する展開の方向性を示すとともに、「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（以下「実施計画」という。）」においては、目標数値を設定し、基本計画期間の早い段階で潜在的待機児童を含めた待機児童の解消に努めることとしている。  
各市町村においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を定め、保育所の整備計画等の目標数値を設定し、各種施策を展開しているところである。  
このように、長年にわたる本県の保育行政における懸案事項である待機児童問題を抜本的に解消するため、この指針を定めるものである。

おいて、本件補助金による支援対象施設を現在支援中の 5 施設も含め 15 施設増やし、613 人の待機児童解消をする予定である。そして平成 30 年度までには、うち 6 施設については認可保育所に移行させ、その他は小規模保育事業等への事業転換を図る予定である。

計画上の待機児童解消は、平成 29 年度までに既存保育所の定員増加等による対応等によってもある程度の達成はできる予定である。このため、指導監督基準を満たしている 23 施設を早急に認可保育所に移行させなければならないというのではない。しかし、那覇市は、計画上是平成 26 年度以降これらの 15 施設を本件補助金による支援先にして、一定の基準を満たした認可外保育施設の充実を図ろうとしている。このため、今後より本件補助金の有効性を高めるには、指導監督基準を満たしているものの、支援対象外となっている認可外保育施設の経過を見極め、認可保育所への移行等の支援を積極的に行っていく必要がある。

戦後に米軍統治下におかれた沖縄県は、日本政府の福祉政策が及ばずに保育所の整備が遅れていたという特殊事業がある。その負の影響を受けている児童の受け皿となってきたのが認可外保育施設である。このような認可外保育施設は、公的支援も薄く施設の整備も自力で行われている。このことを踏まえ、那覇市は、今後さらに一定の基準を満たしている認可保育所を支援する施策を積極的にしなければならぬ。

**【意見】**  
 本件補助金の有効性を高めるには、指導監督基準を満たしているものの、支援対象外となっている認可外保育施設の経過を見極め、認可保育所への移行をしていく必要がある。

2
行動指針の性格

本指針は、基本計画で示す基本施策の展開方向である「地域における子育て支援の充実」を実現するため、県及び市町村が連携して実施する効果的な取組や施策の基本方向や基本方針を定めるものである。

なお、待機児童については、児童福祉の向上を図るために早急に解決される必要があることから、県と市町村においては、可能な限り基本計画の早い段階でその解消に努めることとする。

3
行動指針の取組方法及び進行政管理

市町村が、待機児童の解消に資する各種の施策又は支援策について、地域の実情や特性を十分に勘案し、潜在的待機児童を含めた待機児童数を解消の目標に据え、それぞれの施策に明確な目標値を設定して取り組むこととする。

また、本指針を実効性を伴うものとするため、本指針に即して定める「市町村待機児童解消計画」の進捗状況や成果を点検・評価し、更に次の取組へフィードバックする必要がある。

そのため、県と市町村が連携を図り、計画の進捗状況や成果について点検・評価する仕組みを構築するとともに、進捗状況や新たな課題、社会状況の変化など、必要に応じて行動指針及び「市町村待機児童解消計画」の見直しを行うこととする。

これを受けての那覇市により作成された待機児童解消計画を簡略化した平成 26 年度から平成 30 年度までの利用児童数の推移は下記のように予定されている。

| ( ) は施設数                   |        |       |       |       |        |        |  |  |        |
|----------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--|--|--------|
|                            | H25.4  | H26.4 | H27.4 | H28.4 | H29.4  | H30.4  |  |  | 累計     |
| 待機児童数                      | 1719 人 | 937 人 | 537 人 | 231 人 |        |        |  |  |        |
| 待機解消数                      |        | 752 人 | 400 人 | 306 人 | 311 人  | 653 人  |  |  | 2452 人 |
| 【内訳】                       |        |       |       |       |        |        |  |  |        |
| 既存認可保育所                    |        | 196 人 | 197 人 | 234 人 | 151 人  | 133 人  |  |  | 911 人  |
| 認可園の創設                     |        |       | 100 人 | 100 人 | 100 人  | 100 人  |  |  | 400 人  |
|                            |        |       | (1)   | (1)   | (1)    | (1)    |  |  | (4)    |
| 認可外の認可化<br>(本補助金支援)        |        |       |       |       |        | 420 人  |  |  | 420 人  |
|                            |        |       |       |       |        | (6)    |  |  | (6)    |
| 安心子ども基金                    |        |       |       |       | 60 人   |        |  |  | 60 人   |
|                            |        |       |       |       | (1)    |        |  |  | (1)    |
| 小規模保育事業                    |        |       |       | 19 人  | 114 人  |        |  |  | 133 人  |
|                            |        |       |       | (1)   | (6)    |        |  |  | (7)    |
| 指導監督基準を満たす認可外<br>(本件補助金利用) |        | 613 人 | 0 人   | ▲19 人 | ▲174 人 | ▲420 人 |  |  | 0 人    |
|                            |        | (15)  |       | (1)   | (7)    | (7)    |  |  |        |
| 公立保育所                      |        | ▲27 人 | ▲32 人 | ▲28 人 |        |        |  |  | ▲87 人  |
|                            |        |       | 135 人 | (1)   |        |        |  |  | 135 人  |
| 認定こども園                     |        |       |       |       |        |        |  |  | (1)    |

那覇市での待機児童解消計画は、主に①既存認可保育所における分園等の定員増加による弾力受入、②指導監督基準を満たした認可外保育施設の増加、及び③その他の事業体による認可保育所の創設による利用児童数の増加を図っている。

那覇市では、平成 25 年度において届出がされている 89 認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たした施設は 23 施設ある。このうち本件補助金の対象となっている施設は 5 施設のみであり、現在も認可へ移行支援中である。那覇市は平成 26 年度以降に

都市計画部の補助金  
那覇港管理組合補助金

(沖縄振興特別推進交付金)

1. 補助金の概要

| 番号                        | 3                                                                                                                                                                                                               | 所管部課 | 都市計画部 | 都市計画課 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名                     | 那覇港管理組合補助金(沖縄振興特別推進交付金)                                                                                                                                                                                         |      |       |       |
| 補助金名                      | 補助金                                                                                                                                                                                                             |      |       |       |
| 補助金の性質別<br>分類             | 補助金                                                                                                                                                                                                             |      |       |       |
| 補助相担<br>(法令名・要綱名<br>等)    | 補助相担<br>(法令名・要綱名<br>等)                                                                                                                                                                                          |      |       |       |
| 補助開始年度                    | 平成24年                                                                                                                                                                                                           |      |       |       |
| 交付先                       | 那覇港管理組合(一部事務組合)                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 交付先の分類                    | □ 外郭団体 □ 各種団体 □ 市民(個人) ■ その他(一部事務組合)                                                                                                                                                                            |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容          | 那覇港管理組合は、那覇港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行うことを目的として平成14年4月1日に、沖縄県、那覇市、浦添市を組織団体として設立された一部事務組合である。<br>那覇港管理組合が行う下記事業について、沖縄県6割、那覇市3割、浦添市1割の割合で負担する。<br>・那覇港観光客利便性向上施設整備事業<br>・ガントリークレーン整備事業<br>・那覇港総合物流センター整備事業 |      |       |       |
| 補助の目的                     | 那覇港管理組合が実施する事業への補助。<br>沖縄21世紀ビジョン基本計画にある、アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成や、世界水準の観光リゾート地の形成を目指すとともに、防災・減災対策を拡充することで、安心・安全である魅力ある港灣を目指す。                                                                                    |      |       |       |
| 期待される効果                   | 本県の生活物資、産業関連貨物の大部分を占める港湾貨物の物流効率化を図ることにより、物流コストの低減、貨物量の増大につながり、那覇港への新路線の開設へ繋がる。<br>また、観光振興の持続的発展に大きく寄与し、更なる観光客の増加が見込まれる。観光客の増加は、観光地における消費額に繋がることから、周辺地域への経済効果にも大きく影響する。                                          |      |       |       |
| 精算相担<br>(補助額の算定<br>方法)    | 那覇港管理組合規約第17条第2項に基づき、3割を補助する。                                                                                                                                                                                   |      |       |       |
| 補助対象経費の<br>内容<br>(具体的に記入) | 那覇港観光客利便性向上施設整備事業(ボーディングブリッジの製作) ￥42,000,000<br>ガントリークレーン整備事業(3号機の輸送据付及び4号機の製作) ￥368,250,000<br>那覇港総合物流センター整備事業(総合物流センターの基本設計) ￥15,000,000<br>合計 ￥425,250,000                                                   |      |       |       |

| 交付方法             | □補助金額確定後<br>② | ■事前に概算交付→<br>精算  | 前年度返還(参考)                 | □有<br>■無    |
|------------------|---------------|------------------|---------------------------|-------------|
| 補助率(%)           | 補助対象経費        | ¥0               | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②) | #DIV/<br>0! |
| 参考データ<br>(前年度実績) | 収入総額          | ¥0               | 内部留保資金(積立金等)              | ¥0          |
|                  | 支出総額          | ¥0               | 今年度への繰越金                  | ¥0          |
|                  | 前年度補助実績       | ¥260,058,000     | (上記のうち)前々年度からの繰越金         | ¥0          |
|                  | 本市以外からの補助金等   | 沖縄県(6割)及び浦添市(1割) | ¥992,250,000              |             |
|                  |               |                  | ¥0                        |             |

那覇港管理組合とは

那覇港管理組合は、沖縄県、那覇市及び浦添市の3自治体で構成された一部事務組合で、平成14年4月1日をもって設立し、那覇市に代わる那覇港の「新たな港湾管理者」としてスタートしました。

那覇港管理組合の一部事務組合は、二つ以上の地方公共団体がその事務を共同して処理することを目的として設立された地方自治法第284条第2項の規定による特別地方公共団体で、消防、消防及び離島医療事務組合等多数の例があります。

そのうち、港湾に関する事務を行っている一部事務組合は、平成18年度末で、苦小の那覇港管理組合の設立で6組合となりました。

県、那覇市及び浦添市から独立した特別地方公共団体となる那覇港管理組合は、組合独自の議会も設置されています。

那覇港管理組合組織図

管理者(非常勤)には沖縄県知事がその職務にあたり、3人の副管理者のうち非常勤(2人)には、那覇市、浦添市の副市長がその職務にあたっています。

常勤の副管理者は各構成団体の長の共同推薦者について議会の同意を得て、平成22年5月から藤田佳久がその職にあたっています。

一般職の職員は、各構成団体から派遣となっており、それぞれ沖縄県35人、那覇市18人、浦添市6人の合計59人の職員で構成されています。

船舶だまり場等の整備、埠頭用地、港湾関連用地、緑地等の確保を含めた基本方針を定め、昭和56年における港湾取扱貨物量を740万トン（内貿680万トン、外資60万トン）として計画しています。

その後、船舶の大形化や多様化に対応した岸壁の整備、再開発による埠頭能力の向上あるいは、海洋性リゾート等の変化による要請に対応するため、計画の改訂を行ない、平成12年の港湾地区の計画、浦添埠頭地区の北側への展開が位置付けられました。さらに平成15年に、沖地振興計画に基づき、那覇国際流況港開発を旨とし、新たな港湾計画が改定されました。

那覇港の整備は、この改訂された港湾計画に基づき、新港埠頭地区の水深13mコンテナ船専用岸壁2バースを築造し、構造改革特別区域法を活用した民間企業によるターミナル運営が開始された。現在、交通体系の充実を目指し、高規格道路である臨港道路那覇空港線や、臨港道路浦添線の新整備促進を図っております。さらに、港湾機能の再編を目指し、浦添埠頭水深9m岸壁など整備促進を図るところです。

(以上、那覇港管理組合ホームページより)

## 2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

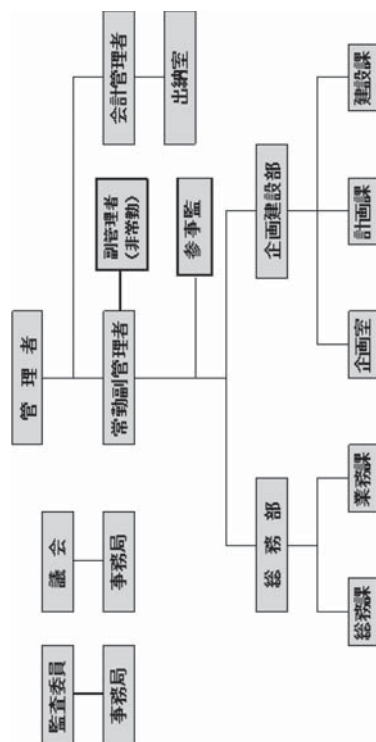
【意見】

本補助金の期待される効果は、「本県の生活物資、産業関連貨物の大部分を占める港、湾貨物の物流効率化の図ることにより、物流コストの低減、貨物量の増大につながり、更には都府県進への新規開拓路の誘致に繋がる。また、観光振興の持続的発展に大きく寄与し、更なる観光客の増加が見込まれる。観光客の増加は、観光地における消費額に繋がることとなり、周辺地域への経済効果にも大きく影響する。」とされていることから、本補助金が目的とする事業の進捗状況やその成果については、市としても市民に分かりやすく公表することができる。

那覇港管理組合補助金  
(地域の元氣臨時交付金)

## 1. 補助金の概要

| 番号                | 4                                                                                                                                                                                  | 所管部課 | 都市計画部 | 都市計画課 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名             | 那覇港管理組合補助金(地域の元氣臨時交付金)                                                                                                                                                             |      |       |       |
| 補助金名              | 補助金                                                                                                                                                                                |      |       |       |
| 補助金の性質別分類         | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助<br><input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他事業費補助 |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令・要綱名等) | ・那覇港管理組合に係る地域の元氣臨時交付金交付要綱                                                                                                                                                          |      |       |       |
| 補助開始年度            | 平成 25 年度                                                                                                                                                                           |      |       |       |
| 交付先               | 那覇港管理組合(一部事務組合)                                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 交付先の分類            | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input checked="" type="checkbox"/> その他(一部事務組合)                                        |      |       |       |
| 補助の対象となる          | 那覇港管理組合は、那覇港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で革新的な                                                                                                                                             |      |       |       |



## 那覇港の歴史

日本の最南端の沖縄県における物流・人流の中心である那覇港は、15世紀に尚巴志が琉球三山を統一したことにより、日本、中国、朝鮮及び東南アジア諸国との交易が盛んになり、琉球の交易の拠点として発展してきました。

1264年(文応5年)には王府の国港として泊港(現在の泊ふ頭)に公館(泊御殿)公倉(聖恩寺)を設立し、14世紀には中国との通商が始められています。

戦前の那覇港  
本格的な港湾としての施設整備は、大正4年には1,200トン級の船舶3隻が同時係留可能となりました。

その後、数回の拡張工事が行なわれ、第2次世界大戦前の係留施設は4,500トン級1隻、2,000トン級3隻が同時接岸できるようになっていました。

しかし、1944年(昭和19年)の米軍の空襲により那覇港の施設は破壊され、使用不能となりました。

戦後の那覇港  
第2次世界大戦後、壊滅した那覇港は米軍に接収され、那覇、泊向港は米軍により大幅な改修工事が施され、那覇港は2,000トン級、泊港は3,000トン級船舶が係留可能となりました。

昭和29年、那覇港の北岸が当時の琉球政府に、泊港が那覇市に返還され、それぞれ管理運営とされた。一方、戦後の沖縄経済の復興のためにもない、港湾取扱貨物量を図るべく急務となり、昭和40年頃から既存のみでは対応がなかなかなかったため、港湾の機能拡大を目的として、昭和44年に着工された同新港は、昭和46年竣工した。水深7.5m岸壁3バース、水深6.0m岸壁1バースが完成し、施設の供用を開始された。

現在、新港の水深は、水深7.5m岸壁3バース、水深6.0m岸壁1バースが完成し、施設の供用を開始された。

昭和47年の日本復興を契機に、那覇港北岸、泊港、新港を一体的に那覇市が管理することにより、3港を一元化し那覇港は重要港湾の指定を受けました。

当初の那覇港港湾計画は、昭和49年に制定され、本土及び近隣アジア諸国をはじめ、主要な輸送手段として航空と船舶を軸とする交通網を構築するものとして定められた。新に浦添埠頭を組み入れ、防波堤、臨港交通施設、小型船舶を誘致し、流通拠点の整備を図るため、

## 都市景観助成金

### 1. 補助金の概要

| 番号                    | 12                                                                                                                                                                               | 所管部課                                | 都市計画 部 | 都市計画 課                                                                     |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 予算事業名                 | 景観形成推進事業                                                                                                                                                                         |                                     |        |                                                                            |
| 補助金名                  | 都市景観助成金                                                                                                                                                                          |                                     |        |                                                                            |
| 補助金の性質別分類             | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助<br>■建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助 |                                     |        |                                                                            |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 那覇市都市景観条例                                                                                                                                                                        |                                     |        |                                                                            |
| 補助開始年度                | 平成 6 年度                                                                                                                                                                          |                                     |        |                                                                            |
| 交付先                   | 指定地域内で該当する工事を行った申請者                                                                                                                                                              |                                     |        |                                                                            |
| 交付先の分類                | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input checked="" type="checkbox"/> 市民（個人） <input type="checkbox"/> その他（ ）                                           |                                     |        |                                                                            |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 都市景観形成地域に指定されている3地区（首里 金城地区、壺屋地区、龍潭通り沿線地区）において、優れた都市景観の形成に寄与する工事費用に対し助成金を交付する。                                                                                                   |                                     |        |                                                                            |
|                       | 補助対象工事：赤瓦屋根工事、琉球石灰岩石積・石張工事等                                                                                                                                                      |                                     |        |                                                                            |
| 補助の目的                 | 都市景観形成地域内において、良好な那覇らしい都市景観の形成の促進                                                                                                                                                 |                                     |        |                                                                            |
| 期待される効果               | 都市景観形成地域内において、赤瓦屋根としたり外壁及び敷地囲いに琉球石灰岩を使用することで、那覇らしい景観形成を図ることにより、地域観光の発展や活性化が期待される                                                                                                 |                                     |        |                                                                            |
| 積算根拠（補助額の算定方法）        | 都市景観形成地域内において、優れた都市景観の形成に著しく寄与する行為の経費の一部に対し 100 万円を限度して助成                                                                                                                        |                                     |        |                                                                            |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | ・赤瓦屋根及び琉球石灰岩石積・石張工事、又は木材等の材料費に係る費用の合計の2／3以内かつ100万円を限度して助成金を交付。<br>・補助対象工事費の負担割合は、国、市、民間が、それぞれ 1／3となっている。                                                                         |                                     |        |                                                                            |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後                                                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算 |        | 前年度返還(参考) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

### 事業の概要

那覇市では、『亜熱帯庭園都市』那覇の快適で美しい景観を「まもり・そだて・つくる」ことを目的として、昭和 60 年に景観条例を制定し、都市景観形成地域の指定や市内全域における建物色彩の基準を定める等、市民との協働による那覇の個性をいかした美しいまちづくりを推進してきました。

平成 16 年に国において景観法が制定され、本市は平成 20 年同法に基づく「景観行政団体」

|                       |                                                                                                                                                                              |                                     |  |                                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容                  | 管理運営を目的として平成 14 年 4 月 1 日に、沖縄県、那覇市、浦添市を組織団体として設立された一部事務組合である。<br>那覇港管理組合が行う下記事業について、沖縄県 6 割、那覇市 3 割、浦添市 1 割の割合で負担する。<br><br>・那覇港係留施設更新事業<br>・那覇港臨港道路改良事業<br>・那覇港泊大橋電光表示板整備事業 |                                     |  |                                                                            |
| 補助の目的                 | 那覇港管理組合が実施する事業への補助。<br>那覇港は沖縄県と経済社会を支える大きな役割を担っており、港湾施設、設備に老朽化や劣化は、船舶や重面の安全かつ安心、円滑な作業に支障をきたしている。そのため、地域の元氣臨時交付金を活用して、港湾施設、設備の更新及び改良を行い、機能回復を図ることを目的とする。                      |                                     |  |                                                                            |
| 期待される効果               | 係留施設の更新は、那覇港を利用する船舶の安全かつ円滑な接岸、係留、搬入等を行うことができ、産業の振興及び地域住民生活の安全性の向上に寄与する。また、電光表示板及び臨港道路の更新は、那覇港の物流を安全・安定にし、産業の振興及び地域住民生活の安定向上に寄与する。                                            |                                     |  |                                                                            |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 那覇港管理組合規約第 17 条第 2 項に基づき、3 割を補助する。                                                                                                                                           |                                     |  |                                                                            |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 那覇港係留施設更新事業（防舷材、係船柱等の更新） ￥21,987,000<br>那覇港臨港道路改良事業（臨港道路の舗装整備） ￥35,316,300<br>那覇港泊大橋電光表示板整備事業（電光表示板の更新） ￥20,871,585<br>合計 ￥78,174,900                                        |                                     |  |                                                                            |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算 |  | 前年度返還(参考) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

那覇港管理組合の概要等については、「那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金）」を参照していただきたい。

### 2. 監査の指摘と意見 (1) 補助金の成果について

#### 【意見】

本補助金の期待される効果は、「係留施設の更新は、那覇港を利用する船舶の安全かつ円滑な接岸、係留、搬入等を行うことができ、産業の振興及び地域住民生活の安全性の向上に寄与する。また、電光表示板及び臨港道路の更新は、那覇港の物流を安全・安定にし、産業の振興及び地域住民生活の安定向上に寄与する。」ことにあるとされるところから、本補助金が目的とする事業の進捗状況やその成果については、市としても市民に分かりやすく公表することが求められる。

都市デザイン室

建築指導課  
または 指定確認検査機関

```

graph TD
    subgraph Section1 [指定確認検査機関]
        A[事前協議 (18号様式)] --> B[都市景観形成届出書(2部) (19号様式)]
        B --> C[都市景観形成審査済通知書 (22号様式)]
        C --> D[都市景観助成金交付申請書 (23号様式)]
        D --> E[都市景観助成金交付実績報告書 (24号様式)]
        E --> F[実績検査 (26号様式)]
        F --> G[都市景観助成金確定制通知書 (25号様式)]
        G --> H[都市景観助成金交付 (25号様式)]
    end
    subgraph Section2 [建築指導課]
        I[事前協議] --> J[建築確認申請書(正・副)]
        J --> K[建築確認の審査]
        K --> L[建築確認済証]
        L --> M[完了届け]
        N[完了検査] --> O[完了検査済証]
    end
    A <--> |連携| I
    B --> |添付| J
    C --> |添付| K
    D --> |添付| L
    E --> |添付| M
    F <--> |連携| N
    G --> |添付| O
    H --> |添付| O
  
```

事前協議 (18号様式) → 都市景観形成届出書(2部) (19号様式) → 都市景観形成審査済通知書 (22号様式) → 都市景観助成金交付申請書 (23号様式) → 都市景観助成金交付実績報告書 (24号様式) → 実績検査 (26号様式) → 都市景観助成金確定制通知書 (25号様式) → 都市景観助成金交付 (25号様式)

事前協議 → 建築確認申請書(正・副) → 建築確認の審査 → 建築確認済証 → 完了届け

完了検査 → 完了検査済証

(連携) (添付) (添付) (添付) (連携) (添付)

(以上、那覇市都市計画部都市計画課ホームページより)

景観づくりの主役は市民です。市民と那覇市が協働し自発的な活動の輪を広げることで、みんなが優れた景観づくりを行っています。

助成金実績の推移

◎景観形成3地区過去 10 年間の助成件数推移

|     | 龍潭通り地区 | 首里金城地区 | 壺屋地区 | 金額          |
|-----|--------|--------|------|-------------|
| H16 | 10     | 3      | 1    | ¥8,951,000  |
| H17 | 8      | 4      | 2    | ¥9,013,000  |
| H18 | 8      | 3      | 3    | ¥9,316,000  |
| H19 | 8      | 6      | 3    | ¥8,844,000  |
| H20 | 7      | 6      | 3    | ¥10,931,000 |
| H21 | 11     | 4      | 2    | ¥10,649,000 |
| H22 | 8      | 2      | 2    | ¥10,160,000 |
| H23 | 6      | 1      | 3    | ¥4,863,000  |
| H24 | 4      | 6      | 2    | ¥6,988,000  |
| H25 | 1      | 4      | 1    | ¥6,295,000  |

◎地区内の建物全体件数とこれまでの助成件数

【首里金城地区】

総数：約 360 件

助成件数：94 件（平成6年～平成25年）

【龍潭通り沿線地区】

総数：約 190 件

助成件数：71 件（平成14年～平成25年）

【壺屋地区】

総数：約 270 件

助成件数：26 件（平成14年～平成25年）

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

【指摘】

本補助金が目的とする事業の進捗状況やその成果（上述した、＜景観づくりの基本目標＞の達成状況）については、市としても市民に分かりやすく公表することが求められる。また、上位計画に沿った目標達成状況についても公表する必要がある。

那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金

1. 補助金の概要

| 番号             | 所管部課                                                                                                                                   | 都市計画部 | 建築指導課 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 予算事業名          | 那覇市民間住宅耐震化促進事業                                                                                                                         |       |       |
| 補助金名           | 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金                                                                                                                     |       |       |
| 補助金の性質別分類      | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                               |       |       |
| 補助根拠（法令名・要綱名等） | 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）<br>第3条第2項                                                                                                   |       |       |
| 補助開始年度         | 平成 24 年度                                                                                                                               |       |       |
| 交付先            | 民間住宅の所有者                                                                                                                               |       |       |
| 交付先の分類         | □ 外郭団体 ■各種団体 ■市民（個人） □その他（ ）                                                                                                           |       |       |
| 補助の対象となる事業内容   | 現行の耐震基準に満たない昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅を対象とし耐震改修に要する費用の一部を補助する。診断・設計においては事業費の 2/3 以内、改修においては事業費の 23%以内の範囲において補助金を交付する。 |       |       |
| 補助の目的          | 地震による建築物の倒壊から市民の生命及び財産を保護するため、市内民間住宅の耐震化を促進することを目的としている。                                                                               |       |       |
| 期待される効果        | 市民の耐震化への意識が高まり、市内民間住宅の耐震化が促進される。                                                                                                       |       |       |
| 積算根拠（補助額の算定方法） | 那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に基づく。                                                                                                            |       |       |

|                           |              |                                                               |
|---------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費の内<br>容<br>(具体的に記入) | 診断・設計<br>改修  | 事業費( 診断費、設計費、第三者判定費)に対し 2/3 が補助対象。<br>事業費(工事施工費)に対し 23%が補助対象。 |
|                           | ■補助金額確定<br>後 | □事前に概算交付⇒精算<br>前年度返還(参考)                                      |
| 交付方法                      | □有 ■無        |                                                               |

那覇市民間住宅耐震化促進事業の概要（那覇市資料）

- 1．事業の背景  
昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正により、建築物の構造規定が大幅に改正され、既存建築には耐震性能が現行基準に達しない建築物(旧耐震基準)が多数存在する。平成 7 年の阪神大震災では、この旧耐震基準の建築物が大きな被害を受けた。この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定されている。  
耐震改修促進法とこれらに基づく施行令等で、建築物所有者へ耐震診断等の努力義務、地方公共団体へは所有者への補助制度整備等の支援が求められており、全国的には耐震化が進んでいるが、沖縄県では所有者の耐震化への意識の低さなどから、ほとんど進んでいない状況にある。
- 2．補助制度創設の経緯  
耐震化への補助制度は、従来制度としては木造建築物を対象とした補助制度（社会資本整備総合交付金）が存在した。しかし、同制度は補助単価（13 万円／戸）が低額であったことから、耐震化費用の高額な鉄筋コンクリート造が主体の沖縄では自己負担が高額となり、補助制度は浸透しなかった。  
県は耐震化促進のため、平成 24 年度から沖縄振興特別交付金を活用し、従来制度から補助単価をかさ上げた、鉄筋コンクリート造り（沖縄の特殊性）を対象とした市町村補助制度を創設した。この市町村補助を活用し、当市においても民間住宅の耐震化事業へ補助を実施する。（補助率は従来制度と同率）
- 3．事業の位置づけ  
・第 4 次総合計画（6-2-3）において「旧耐震基準で建築された既存住宅の耐震改修促進」を方針化  
・耐震改修促進法に基づく、「沖縄県耐震改修促進計画」及び「那覇市耐震改修促進計画」で補助制度創設を記述。

**補助金額**  
耐震診断、耐震改修設計に要する費用のうち、住宅の形式に応じて 2/3 以内の額を補助します。

- 1) 戸建住宅の場合  
事業に要する費用と基準額 90 万円を比べ、少ない額の 2/3 以内の額（上限 60 万円）

|                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| (補助金額計算例 1) 事業費が 90 万円の場合  |                      |
| 補助金額                       | 自己負担額                |
| 90 万円×2/3＝60 万円            | 90 万円－60 万円＝30 万円    |
| (補助金額計算例 2) 事業費が 120 万円の場合 |                      |
| 補助金額                       | 自己負担額（補助対象額を超える部分含む） |
| 90 万円×2/3＝60 万円（上限額）       | 120 万円－60 万円＝60 万円   |

- 2) 共同住宅、長屋の場合  
事業に要する費用と基準額（総戸数から 1 を引いた戸数に 20 万円を乗じた金額に 90 万円を加えた額・上限額 300 万円）を比較して少ない額の 2/3 以内の額（上限 200 万円）

|                                             |                         |
|---------------------------------------------|-------------------------|
| (補助金額計算例 1) 8 戸・事業費が 250 万円の場合              |                         |
| 基準額（8-1）戸×20 万円＋90 万円＝230 万円                | 自己負担額（補助対象額を超える部分含む）    |
| 230 万円×2/3＝153.3 万円                         | 250 万円－153.3 万円＝96.7 万円 |
| (補助金額計算例 2) 12 戸・事業費が 350 万円の場合             |                         |
| 基準額（12-1）戸×20 万円＋90 万円＝310 万円 ⇒ 300 万円（上限額） | 自己負担額（補助対象額を超える部分含む）    |
| 300 万円×2/3＝200 万円（上限額）                      | 350 万円－200 万円＝150 万円    |

参考）手続き等の流れ

2. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の成果について

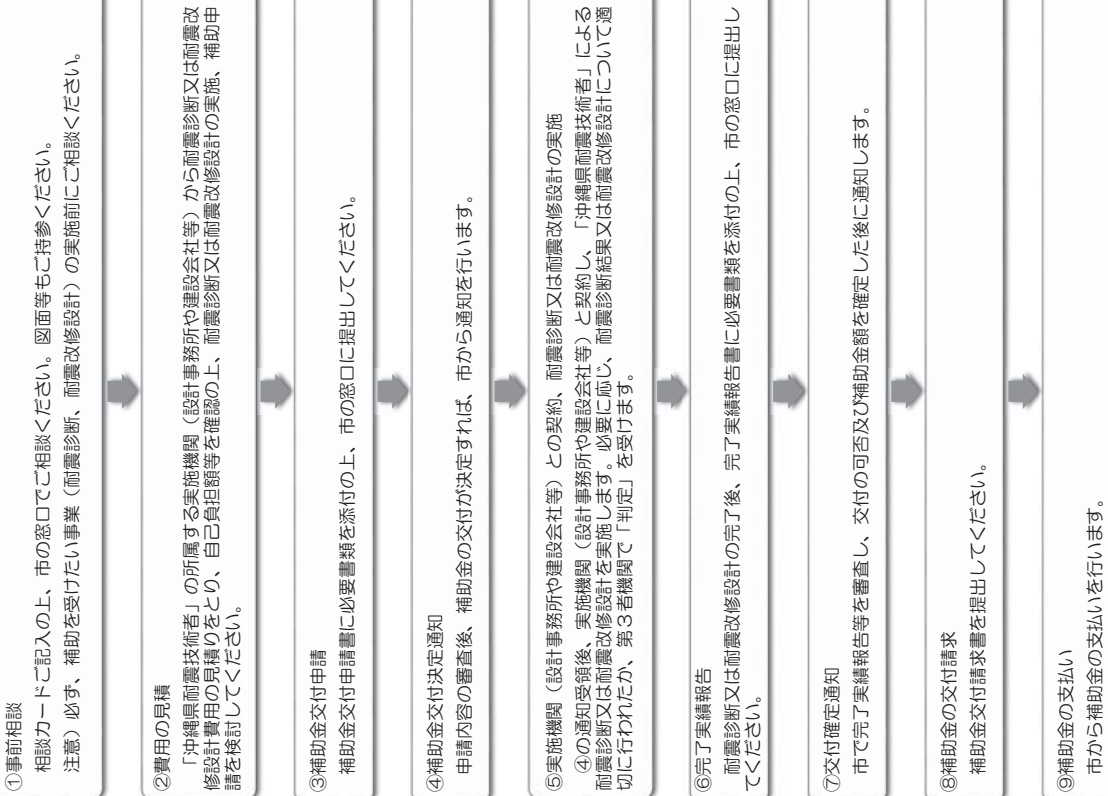
【意見】

本補助金については、市によれば、第 4 次那覇市総合計画において、平成 29 年度までに市内建築物の耐震化率 90%を目標値として掲げているが、平成 25 年度末で 84.09%となっており、目標達成は厳しいとの認識である。耐震化改修工事など、費用がかかるため、制度発足後の実績は無いとのことであり、立替時に合わせて耐震化工事を実施した実績があるのみである。個人の財産権やプライバシーの問題などがあり、耐震化工事を強制することはできず、今後は、いかにして制度の普及促進を図っていくかが求められる。

那覇市相対売り継承支援事業補助金  
(沖縄振興特別推進市町村交付金)

1. 補助金の概要

| 番号                 | 4                                                                                                                                      | 所管部課 | 都市計画部 | 市街地整備課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|--------|
| 予算事業名              | 農運市場相対売り継承調査事業                                                                                                                         |      |       |        |
| 補助金名               | 那覇市相対売り継承支援事業補助金、沖縄振興特別推進市町村交付金                                                                                                        |      |       |        |
| 補助金の性質別分類          | □ 義務的な補助 □ 団体運営費補助 □ イベント・大会補助 □ 利子補給補助<br>■ 建設事業補助 ■ その他事業費補助                                                                         |      |       |        |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市相対売り継承支援事業補助金交付要綱、沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱、<br>沖縄振興特別推進交付金交付要綱、沖縄振興特別措置法                                                                  |      |       |        |
| 補助開始年度             | 平成 24 年度                                                                                                                               |      |       |        |
| 交付先                | 那覇市農運市場地区防災街区整備事業準備組合                                                                                                                  |      |       |        |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                        |      |       |        |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 那覇市の中心市街地内のマナグーに見られる相対売り等の歴史的・文化的特徴を生かした商業形態を継承することにより商業の活性化を図るため下記の調査を補助対象とする。<br>・店舗等の業種業態配置計画調査<br>・店舗運営方針(施設コンセプト)調査<br>・マーケティング調査 |      |       |        |
| 補助の目的              | 那覇市の中心市街地内のマナグーに見られる相対売り等の歴史的・文化的特徴を生かした商業形態を継承することにより商業の活性化を図り、もって沖縄の自立・戦略的発展に資することを目的とした事業に要する経費に対して補助金を交付する。                        |      |       |        |
| 期待される効果            | マナグー文化の特徴を活かした商業形態を継承し、親しみのある「まち」をつくる。また、マナグー文化の継承により中心市街地の活性化と観光客・雇用者の増加が期待される。                                                       |      |       |        |



A－3 ③市営住宅棟  
（多子世帯向け、拠点保育所・子育て支援施設）  
A－4 ①～③権利者住宅棟  
A－5 保留床

2．監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

本補助金は、農連市場地区防災街区整備事業において、既存店舗を集約した新たな商業施設が計画されていることから、現在の農連市場内に見られるマチグワー文化（※）の特徴ある相対売りを生かした商業形態を継承し、商業の活性化を図ることを目的として、新たな商業施設の運営計画等の調査を行うための費用である。なお、本補助金は、上記整備事業の施工者である那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合への補助として交付されており、同事業組合が匿名随意契約によって、民間の商業コンサルタントに発注して実施している。同事業組合と民間コンサルタントとの委託契約については、直接の監査対象ではないが、市の資料を閲覧するなどして、地方自治法に照らして問題のないことは確認した。商業施設等の新規計画は、当初の需要見込みが実態と乖離するなどの後日問題となるケースも見られることから、市としても計画の進捗状況や成果については、その都度検証し市民に公表すべきである。

（※）地元の人々の生活を支えてきた昔ながらの雰囲気が残る市場のこと。マチグワーは沖縄の方言で市場を意味する。）

|                           |                                                                                                                  |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | 業者見積り等                                                                                                           |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)        |                                                                                                                  |
| 補助対象経費の内<br>容<br>(具体的に記入) | 事業費・・・8,000,000 円<br>市補助率(1/24,000,000 円<br>うち国庫支出金(沖縄振興特別推進市町村交付金 補助率 8/10)・・・3,200,000 円<br>うち一般財源・・・800,000 円 |
| 交付方法                      | ■補助金額確定<br>後<br>□事前に概算交付→精算<br>前年度返還(参考) □有 ■無                                                                   |

|                                                                                                                                                                          |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 農連市場地区防災街区整備事業概要（那覇市ホームページより一部抜粋）                                                                                                                                        |  |
| 平成 26 年 6 月 市街地整備課                                                                                                                                                       |  |
| 1．事業目的                                                                                                                                                                   |  |
| 当地区は、那覇市中心市街地の南に位置し、農連市場を核とした商業の集積地でありながら、施設の老朽化や都市基盤の未整備に伴う、商活動の衰退や防災上の危険性の問題解決を図るため、「人とものが行き交い、沖縄文化のなかで生き活きと住み続けるマチグワーセンター」をコンセプトに“衣食住遊”が融合し、賑わいと交流の生まれるマチグワー空間の再生を図る。 |  |
| 2．地区概要                                                                                                                                                                   |  |
| (1) 施行地区面積――約 3.2ha                                                                                                                                                      |  |
| (2) 施行者――那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合                                                                                                                                             |  |
| 3．主な経過                                                                                                                                                                   |  |
| ・1984年(S59) 整備構想案策定(住宅都市整備公団、那覇市)                                                                                                                                        |  |
| ・1986年(S61) 農連市場地区再開発促進協議会発足                                                                                                                                             |  |
| ・1993年(H5) 3者連絡会議設立(沖縄県、沖縄経済連、那覇市)                                                                                                                                       |  |
| ・2001年(H13) 準備組合設立(11月16日)                                                                                                                                               |  |
| ・2005年(H17) 事業協力者公募選定                                                                                                                                                    |  |
| ・2006年(H18) 防災街区整備事業による事業手法の変更が総会にて承認、準備組合名も名称変更                                                                                                                         |  |
| ・2009年(H21) 都市計画決定(H22.3.26告示) 3・5・那 15号牧志壺屋線、7・4・那 2号神里原線                                                                                                               |  |
| ・2010年(H22) 都市計画決定(H22.4.9告示) 農連市場地区防災街区整備事業、農連市場地区防災街区整備地区計画                                                                                                            |  |
| ・2014年(H26) 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合設立認可(H26.5.19)                                                                                                                            |  |
| ・2014年(H26) 那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合設立認可(H26.5.30)                                                                                                                            |  |
| 4．計画概要                                                                                                                                                                   |  |
| (1) 建築敷地面積――約15,260㎡                                                                                                                                                     |  |
| (1) 公共施設概要 市道 牧志壺屋線(幅員16m×約240m)、神里原線(幅員16m×約170m)、区画道路3路線外                                                                                                              |  |
| 公共施設管理者工事：泉道 真地・久茂地線(幅員28m×160m)、ガーブ川雨水幹線(開渠部約60m)                                                                                                                       |  |
| (2) 建築施設概要                                                                                                                                                               |  |
| A－1 店舗棟                                                                                                                                                                  |  |
| A－3 ①駐車場                                                                                                                                                                 |  |
| A－3 ②分譲住宅棟                                                                                                                                                               |  |

建設管理部の補助金  
住宅騒音防止対策事業費補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所管部課 | 建設管理部 建築工事課 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|
| 予算事業名              | 住宅騒音防止対策事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |             |
| 補助金名               | 住宅騒音防止対策事業費補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |             |
| 補助金の性質別分類          | □ 義務的な補助 □ 団体運営費補助 □ イベント・大会補助 □ 利子補給補助<br>■ 建設事業補助 □ その他の事業費補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |             |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 法令名：公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律<br>要綱名：住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(国要綱)<br>要綱名：那覇市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(那覇市要綱)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |             |
| 補助開始年度             | 昭和 52 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |             |
| 交付先                | 那覇空港周辺の第 1 種区域内(国の指定)の住宅所有者等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |             |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 □ 各種団体 ■ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |             |
| 補助の対象となる事業内容       | 第 1 種区域内(国の指定)の住宅の所有者等かつ下記の基準日に建物が存在する物件が対象となり、防音工事を行う者に対し助成を図るものであり、次の 2 種類がある。<br>①未実施防音工事：昭和 52 年 9 月 28 日までに建築された住宅が対象。<br>②告示日後防音工事：昭和 52 年 9 月 29 日から昭和 57 年 3 月 30 日の間に建築された住宅が対象。<br>＜補助内容＞<br>航空機騒音の程度や住宅の構造により工法が指定され、騒音障害を軽減するための防音サッシの設置、エアコン・換気扇等の設置に必要な工事費を補助する。<br>【更新工事】<br>空調機器において、防音工事もしくは前回の更新工事の完了検査日から起算して 10 年以上経過し、かつ空調機器の機能が失われていることが助成対象の条件となる。<br>＜補助内容＞<br>防音工事において設置された空調機器(エアコン、換気扇等)もしくはそれらの機器を防音工事の際に既設のまま使用されていた機器が対象で、設置に必要な工事費を補助する。<br>関係住民の生活の安定を目的とする。<br>期待される効果<br>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することができる。<br>積算根拠<br>(補助額の算定方法)<br>(4)住宅騒音防止対策事業概要参照<br>補助対象経費の内容<br>□ 外郭団体 □ 各種団体 ■ 市民(個人) □ その他( ) |      |             |

|          |          |             |           |
|----------|----------|-------------|-----------|
| (具体的に記入) |          |             |           |
| 交付方法     | ■補助金額確定後 | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考) |
|          |          |             | □有 ■無     |

住宅騒音防止対策事業

目的

那覇空港周辺の騒音指定区域内で、航空機騒音を防止し、又は軽減するための工事を行う者に対し助成を図る。

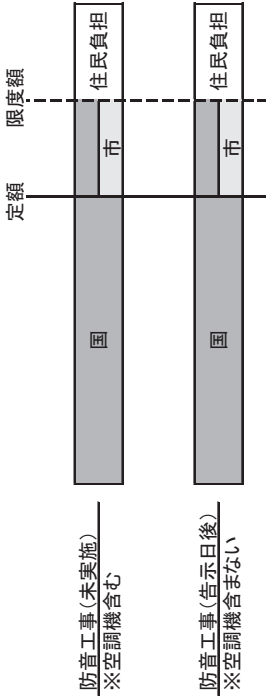
工事

○防音工事

第 1 種区域内(国の指定)の住宅の所有者等で、防音工事を行う者に対し助成を図るもので、定額までは全額を国庫補助、定額を超える限度額までは定額を超える部分の 2 分の 1 を国庫補助、残額を那覇市の負担としている。

①未実施：昭和 52 年 9 月 28 日までに建築された住宅(対象件数 1,263 件)

②告示日後：昭和 52 年 9 月 29 日から昭和 57 年 3 月 30 日の間に建築された住宅(対象件数 162 件)



○空調機器取替工事

防音工事で設置した空調機器が 10 年以上経過し機能が低下している場合、空調機器の取替工事助成を実施している。(エアコン、換気扇、レンジフード)

- ・更新工事①：防音工事で設置後 10 年以上経過した冷暖房機及び換気扇を取り替えます。  
(負担割合：国：市：住民＝60：10：30)
- ・更新工事②：更新工事①で設置後 10 年以上経過した冷暖房機及び換気扇を取り替えます。  
(負担割合：国：市：住民＝55：10：35)
- ・更新工事③：更新工事②で設置後 10 年以上経過した冷暖房機及び換気扇を取り替えます。  
(負担割合：国：市：住民＝50：10：40)

|                       |                                                                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 7. 道路部分の所有者の承諾を得ること。<br>8. 建築基準法第42条第2項に基づく3m未満の道路で、後述することにより幅員3m以上確保できること。上記の要件を全て満たす場合、補助の対象となる。 |
| 補助の目的                 | 私道整備補助金を交付して、その整備を促進し地域住民の利便性向上と生活環境の改善を図る。                                                        |
| 期待される効果               | 道路舗装あるいは側溝を設置することにより、表面排水処理が機能し、車両及び歩行者の通行にも支障がなくなり改善される。                                          |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 土木工事標準積算基準書(沖縄県土木建築部)による。                                                                          |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 道路工事費(舗装工事、側溝工事)                                                                                   |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後 □事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) □有 ■無                                                               |

| 那 覇 市 私 道 整 備 事 業 補 助 金 実 績<br>(道路管理課) |     |             |             |               |  |            |            |            |            |
|----------------------------------------|-----|-------------|-------------|---------------|--|------------|------------|------------|------------|
| 年 度                                    | 件 数 | 整 備 状 況     |             |               |  | 事業費<br>(円) | 補助率<br>(%) | 補助金<br>(円) | 予算額<br>(円) |
|                                        |     | 舗装延長<br>(m) | 舗装面積<br>(㎡) | 排水施設延長<br>(m) |  |            |            |            |            |
| 平成16年度                                 | 4   | 176.00      | 647.00      | 309.00        |  | 16,423,350 | 90         | 14,780,300 | 15,000,000 |
| 平成17年度                                 | 3   | 216.16      | 773.45      | 220.97        |  | 13,247,430 | 90         | 11,921,000 | 12,000,000 |
| 平成18年度                                 | 2   | 198.21      | 638.53      | 182.75        |  | 9,885,800  | 90         | 8,717,000  | 9,000,000  |
| 平成19年度                                 | 3   | 161.70      | 520.95      | 144.00        |  | 9,474,000  | 90         | 8,525,500  | 8,550,000  |
| 平成20年度                                 | 1   | 109.32      | 473.88      | 102.70        |  | 4,898,000  | 90         | 4,277,000  | 4,500,000  |
| 平成21年度                                 | 2   | 175.70      | 624.00      | 27.00         |  | 4,649,000  | 90         | 4,184,000  | 4,185,000  |
| 平成22年度                                 | 2   | 98.00       | 256.00      | 94.20         |  | 5,553,450  | 90         | 4,997,000  | 5,000,000  |
| 平成23年度                                 | 2   | 198.00      | 1,061.40    | 5.50          |  | 5,550,300  | 90         | 4,994,000  | 5,000,000  |
| 平成24年度                                 | 4   | 270.96      | 1,042.91    | 0.00          |  | 5,499,900  | 90         | 4,948,000  | 5,000,000  |
| 平成25年度                                 | 2   | 107.35      | 303.35      | 64.05         |  | 4,975,500  | 90         | 4,477,000  | 5,000,000  |
| 合 計                                    | 25  | 1,711       | 6,341       | 841           |  | 79,756,730 |            | 71,820,800 | 73,235,000 |

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助率について

私道整備補助制度は、日常生活に欠く事のできない道路でありながら、用地の権利関係や構造等の欠陥により、公道として認定することが困難な私道を地元住民が自主的に私道の整備をする場合に、市がその工事費の一部を補助することにより、生活環境の整備促進を図っていく制度である。

現に一般の公共の用に供されている公益性の高い私道については、市道認定を行い、那覇市で管理する方法も考えられるが、所有者が海外にいるなどの沖縄特有の事情もあって、所有者の権利関係を整理することが非常に困難であることから、所有者の維持管理費の負担軽減などを目的に事業が実施されており、補助の必要性、有効性は高い。

- ◎ 対象となる住宅について
- ・上記に該当し、住居として使用されていること。
  - ・換気扇類を取り替える場合は、冷暖房機と一式で取り替えます。
  - ・基準工事にかかる事業費の 30%～40%の申請者負担金が必要になる。

3. 監査の指摘と意見  
(1) 補助金の実施率について

【意見】

当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の指定地域内の住民に限定して交付される事業費補助である。制度発足直後は、多数の防音工事、更新工事が実施されているが、区域内住民に対する防音工事は、ここ数年の実施件数はゼロであり、市のデータによると、平成 25 年度で、未実施件数合計 1,263 件に對して、累計で 1,248 件が実施済みで実施率は約 98%であり、また、告示日後防音工事については、対象件数 162 件に対して、135 件、率にして約 83%の実施率である。冷暖房機の更新工事は、毎年一定数あるが、冷暖房機設置後、10 年経過した場合は故障の有無に関わらず対象台数とされるため、実施率は全体で約 50%前後となっており、実施率の向上が求められる。

また、騒音指定区域が限定されているため、区域の境界線付近の住民は当該補助が受けられないなど不公平感もでるであろうことから、住民からの要望も踏まえつつ、指定地域の見直しが必要ではないかと考える。

私道整備補助金

1. 補助金の概要

| 番号                | 4                                                                                                                                                                                                                       | 所管部課 | 建設管理部 | 道路管理課 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名             | 私道整備補助金                                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助金名              | 私道整備補助金                                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助金の性質別分類         | □義務的な補助 □団体運営補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>■建設事業補助 □その他事業費補助                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令・要綱名等) | 那覇市私道整備補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                          |      |       |       |
| 補助開始年度            | 平成 4 年度                                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 交付先               | 地元の代表者及び個人                                                                                                                                                                                                              |      |       |       |
| 交付先の分類            | □ 外郭団体 □各種団体 ■市民(個人) □その他(補助金交付の対象者)                                                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容  | 1. 道路法の適用を受けていないが、地域住民及び一般市民の生活道路として、利用されているもの。<br>2. 道路の幅員が原則として3m以上あること。<br>3. 行き止まり私道(袋地)については、延長が95mを超えるもの。<br>4. 道路に隣接した土地に所有者が異なる4戸以上の家屋があること。<br>5. 道路築造後、10年以上経過した道路であること。<br>6. 工事を完了後も引き続き地域住民及び一般市民に利用されること。 |      |       |       |

【意見】

上記補助金実績にあるように、本補助金は、過去10年間補助率は90%であった。しかしながら、補助金ガイドラインでは、今後は、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とするとされていることから、ガイドラインに従って、補助率見直しの要否につき検討する必要がある。また、市内における同様の事情のある私道についての実態把握が充分でなく、公平性の観点からも市は、私道の実態把握に努める必要がある。

消防局の補助金  
那覇市女性防火クラブ補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 所管部課                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 消防局 | 予防課 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 予算事業名              | 補助金(女性防火クラブ)                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |     |
| 補助金名               | 那覇市女性防火クラブ補助金                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |     |
| 補助金の性質別分類          | ■義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 □その他事業費補助                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | ・災害対策基本法第5条第2項、同法第8条第2項第13号                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |     |
| 補助開始年度             | 昭和63年度                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |     |
| 交付先                | 那覇市女性防火クラブ                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |     |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                |     |     |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 那覇市女性防火クラブは、自治省消防庁の通知「予防行政の運営方針について」に基づき昭和63年に結成・設立され、日ごろから福祉・お祭り行事など地域社会と密接に関わりながら住民に対する防火啓発を展開している団体です。<br>災害時においては、行政支援が行き届かない事を想定し炊き出し支援、救護を行う。また、平常時は、住民に対する防災指導を行い地域防災力向上を担っている。<br>那覇市女性防火クラブの主な活動<br>・那覇市/沖縄県総合防災訓練の参加<br>・那覇市消防局出初式<br>・沖縄県消防人のつどい<br>・地域自治会を対象にした初期消火、応急救護、防火防災講話 |     |     |
| 補助の目的              | 那覇市女性防火クラブへの運営支援<br>地域社会に根付いた女性防火クラブの防火・防災啓発活動を通して、住民の自主防災の目的を達成するために必要な諸活動及び組織強化のため運営資金の支援を行う。                                                                                                                                                                                             |     |     |
| 期待される効果            | ・災害時⇒行政機能の喪失⇒地域支援の遅れが発生した場合⇒女性防火クラブ員による炊き出し、救護支援<br>・平常時⇒自分達の地域は自分達で守るという住民相互の「共助」精神を啓発⇒地域防災力の向上、防災活動を通して、希薄になりつつある地域コミュニティの運営意識が強化⇒災害以外に犯罪防止など住民パワーを活かした安心・安全な街づくりが期待される。                                                                                                                  |     |     |

| 精算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき<br>【活動費】17支部×40,000＝¥680,000【会議費】¥25,000<br>【研修費】¥50,000【備品費】¥39,000【合計】¥794,000 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 前年度収支決算書より【補助金 ¥794,000】<br>会議費：¥57,089 事業費：¥29,516 活動費：¥374,167<br>研修費：233,015 備品費：¥60,292 雑費：¥38,939 |
| 交付方法                  | □補助金額確定後 ■事前に概算交付⇒精算 前年度返還(参考) □有 ■無                                                                   |

以下は、那覇市から入手した資料である。

|                                                                                                                                                                   |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>那覇市女性防火クラブの沿革</b>                                                                                                                                              |  |
| ◎結成・設立について<br>昭和37年4月6日付け自消甲予発第33号「予防行政の運営方針について」及び同日付け自消丙予発第42号「予防行政の運営細目について」に基づき、昭和63年8月19日、8支部174人で結成されました。<br>※ 結成当時の名称は「那覇市婦人防火クラブ」。平成14年「那覇市女性防火クラブ」に名称変更。 |  |
| ◎目 的<br>家庭における防火の分野で日頃から大きなウェイトを占める主婦等が、火災予防の知識を習得し、地域全体の防火意識の高揚を図り、万一の場合に備えて、互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくることを目的として設立されました。                                       |  |
| ◎現在の女性防火クラブ(平成26年4月1日現在)<br>・17支部441人が在籍しています。<br>・平均年齢約65歳<br>・地域の婦人会及びJ A（農協）婦人部が中心。<br>・会員の募集については、支部ごとに各地域で行っています。                                            |  |
| ◎活動と役割について<br>具体的に、各家庭における防火対策の実践、初期消火訓練の実施、応急手当及び心肺蘇生法の習得、那覇市総合防災訓練等において災害時を想定した炊き出し訓練、住宅用防災機器の設置普及促進等を行い、自主防災の強化に努めている。                                         |  |
| ◎活動運営に対する補助<br>制服の支給：結成当時、財団法人日本消防協会の補助により、役員及び各支部長に制服                                                                                                            |  |

を支給。（現在も役員・各支部長が着用しています。）  
補 助 金：那覇市から「那覇市女性防火クラブ育成補助」として、¥794,000の補助金がある。（各支部の活動経費、研修費、防火・防災啓発備品の購入等）

女性防火クラブと女性消防団の違い

- ◎女性防火クラブ  
ボランティア団体で、家庭の主婦等を中心に組織された自主防災組織である。  
自主防災組織とは、災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による任意の防災組織をいう。本市においては、地域の婦人会、J A（農協）婦人部等が中心となって、現在17支部441名が在籍している。消防の外部団体として、地域防火防災の一翼を担い、地域防災力のアップに貢献している。すなわち、有事の際の地域での共助体制の構築と連携意識の高揚を図り、安全かつ災害に強い地域社会づくりを目指して活動している。  
※ 昭和37年自消甲予発第33号「予防行政の運営方針について」第4「民間防火組織の育成について」  
※ 昭和37年自消丙予発第42号「予防行政の運営細目について」第4・2「婦人防火クラブの育成」  
◎女性消防団  
消防組織法第9条、第15条に基づき条例により設置された非常勤公務員である。  
職務については同法第15条の4に規定。「上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。」とある。  
・階級を有する。  
・定員、任免、報酬、服務が規定されている。  
・公務災害補償条例、退職条例 等

2. 監査の指摘と意見

- (1) 那覇市女性防火クラブの運営について  
当該補助金は、実質的には同防火クラブに対する運営費補助である。

【意見】

地域住民相互のいわゆる「共助」の精神を啓発することは、火災などの災害時ににおける救護支援活動において大きな力となることは言うまでもない。那覇市女性防火クラブ

生涯学習部の補助金

那覇市育英会補助金

1．補助金の概要

| 番号                     | 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所管部課 | 生涯学習部 | 生涯学習課 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名                  | 育英事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |       |       |
| 補助金名                   | 那覇市育英会補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |       |       |
| 補助金の性質別<br>分類          | ■ 団体運営費補助 □ イベント・大会補助 □ 利子補給補助<br>□ 義務的な補助 □ 建設事業補助 □ その他事業費補助                                                                                                                                                                                                                                             |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名<br>等) | 那覇市育英会補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |       |       |
| 補助開始年度                 | 平成 17 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |       |       |
| 交付先                    | 公益財団法人 那覇市育英会                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |       |       |
| 交付先の分類                 | □ 外郭団体 ■ 各種団体 □ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                            |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容       | 公益財団法人 那覇市育英会は、沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により修学困難なものに対し、学資の貸与等の事業を行うことにより、沖縄県の教育、文化及び産業並びに国際社会に資するための有為な人材を育成することを目的とする団体である。<br>貸与対象者：引き続き 1 年以上沖縄県に住所を有する者の子弟で、学校教育法に定める大学(大学院及び短期大学を含む)、高等専門学校(4 年及び 5 年在学に限る)及び専修学校(専門課程に限る)に在学しており、かつ学業・人物ともに優秀であり、学資の支払いが困難と認められる者。<br>貸与月額 県内学生：月額3万円 県外学生：月額5万円 |      |       |       |
| 補助の目的                  | 那覇市育英会への運営支援<br>那覇市育英会の貸与事業が実施できるように、運営に必要な人件費・活動費等の支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                 |      |       |       |
| 期待される効果                | 沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により修学困難なものに対し、学資の支援を行うことで、優秀な人材の育成、活躍につながり、沖縄県の発展、産業振興等に貢献するものが期待される。                                                                                                                                                                                                        |      |       |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)     | 実績に基づく積算                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |       |       |

の果たす役割は高いと思われるが、現実的には、構成メンバーは、ボランティアであること、また、平均年齢も約 65 歳と高齢化が進んでおり、会の運営体制面で不安が残る。このような状況は、日本全国同様であると思われることから、他の自治体の事例も参考にしながら、今後の運営方法を検討する必要がある。また、同クラブの実際の活動状況は、市民にあまり知られていないと思われるので、積極的に活動内容を広報する必要がある。

補助対象団体等の役職員数一覧表

| 団体名    | 那覇市育英会 |                       |        |                       |
|--------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|
|        | 平成23年度 |                       | 平成24年度 |                       |
|        | 人数     | (内、市職員08)<br>有無<br>人数 | 人数     | (内、市職員08)<br>有無<br>人数 |
| 役員     | 11     | 有 2                   | 11     | 有 2                   |
| 正規職員数  | 1      | 無 0                   | 1      | 無 0                   |
| 非正規職員数 | 1      | 無 0                   | 1      | 無 0                   |

| 平成 25 年度役員 |        |    |                        |
|------------|--------|----|------------------------|
| 役職名        | 氏名     | 有無 | 他団体との兼務<br>役職名         |
| 理事長        | 翁長 雄志  | 有  | 那覇市長                   |
| 常務理事       | 前原 信喜  | 無  |                        |
| 理事         | 呉屋 守将  | 有  | 代表取締役会長                |
| 理事         | 湧川 昌秀  | 有  | 代表取締役会長                |
| 理事         | 仲田 秀光  | 有  | 専務理事                   |
| 理事         | 真栄田 篤彦 | 有  | 病院長                    |
| 理事         | 仲里 学   | 有  | 常務取締役                  |
| 理事         | 神村 洋子  | 有  | 那覇市青少年<br>健全育成市民<br>会議 |
| 理事         | 城間 幹子  | 有  | 那覇市教育長                 |
| 監事         | 高良 繁   | 無  |                        |
| 監事         | 石川 正剛  | 有  | 税理士                    |

| 補助対象経費の<br>内容<br>(具体的に記入) | 経費を除く管理費(人件費、費用弁償、旅費交通費、使用料及び賃借料、手数料、会議費、通信運搬費、備品費、印刷製本費、消耗品費)に充当<br>補助金等実績報告書 参照 ※提出書類(6)                                                                                   |                           |                                     |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
|                           | 交付方法                                                                                                                                                                         | ■事前に概算交付⇒<br>精算           | 前年度返還(参考)<br>□有 ■無                  |
| 参考データ<br>(前年度実績)          | 収入総額<br>支出総額<br>前年度補助実<br>績                                                                                                                                                  | 収入総額<br>¥6,143,474        | 内部留保資金(積立金等)<br>¥4,341,656          |
|                           |                                                                                                                                                                              | 支出総額<br>¥6,755,307        | 今年度への繰越金<br>¥0                      |
|                           |                                                                                                                                                                              | 前年度補助実<br>績<br>¥5,646,000 | (上記のうち)前々年度からの<br>繰越金<br>¥4,155,780 |
| 本市以外からの<br>補助金等           |                                                                                                                                                                              | ¥0                        | ¥0                                  |
| 備考                        | 内部留保資金は貸借対照表のうち流動資産を記載。<br>固定資産(271,419,520円)は貸与事業等、使途が特定されているため除外。<br>平成25年度は補助金額5,646千円に、銘苅庁舎跡の「おは市民活動支援センター」への引越費用を加えた額を予算計上していたが、同施設の完成が平成26年度にずれこんだため、引越費用53千円を補助から除いた。 |                           |                                     |

那覇市育英会経緯（那覇市資料）

- ・昭和39年度 那覇市奨学資金給付条例制定  
月額5千円の給付を毎年4名に行う。物価の高騰等により、月額5千円では就学困難な大学生の就学支援に即していないのではとのことから、平成元年で給付事業は終了し、以降は貸与事業となる。
- ・平成4年3月25日 那覇市育英会設立  
那覇市は出捐金として平成4年3月31日に18,730千円を出資。その後、毎年4,000千円～10,000千円程を出捐金として出資し、平成17年1月12日までに総額122,177千円となる。
- ・平成17年5月26日 財団法人那覇市育英会設立  
これまでの出捐金は財団法人那覇市育英会へ継承。以降、那覇市は出捐金ではなく、補助金として財団法人那覇市育英会に（運営）補助を行う。
- ・平成20年6月9日 特定公益増進法人に移行  
公益法人制度改革に伴い、寄付金控除が認められる特定公益増進法人に移行。
- ・平成23年11月1日 公益財団法人那覇市育英会設立

公益財団法人那覇市育英会 償還金滞納状況（平成25年度）

償還滞納者一覧

|    | 滞還者 | 年間償還予定額   | 今年度償還額  | 差額      | 貸付金残高     |
|----|-----|-----------|---------|---------|-----------|
| 1  | C   | 150,000   | 55,000  | 95,000  | 190,000   |
| 2  | D   | 144,000   | 0       | 144,000 | 363,000   |
| 3  | E   | 150,000   | 60,000  | 90,000  | 202,500   |
| 4  | F   | 150,000   | 240,000 | -90,000 | 410,000   |
| 5  | G   | 144,000   | 220,000 | -76,000 | 496,000   |
| 6  | H   | 156,000   | 36,000  | 120,000 | 592,000   |
| 7  | I   | 150,000   | 140,000 | 10,000  | 887,500   |
| 8  | J   | 240,000   | 0       | 240,000 | 1,060,000 |
| 9  | K   | 240,000   | 70,000  | 170,000 | 430,000   |
| 10 | A   | 144,000   | 0       | 144,000 | 1,381,000 |
| 11 | B   | 144,000   | 0       | 144,000 | 999,000   |
|    | 合計  | 1,812,000 | 821,000 | 991,000 | 7,011,000 |

※ 上記の滞納者（C、D、H、A、B）の本人、保護者及び保証人へ督促状送付。

償還金回収状況

| 滞還者 | 貸付総額 | H8         | H9 | H10     | H11    | H12     | H13 | H14     | H15     | H16     | H17     | H18     | H19       | H20     | H21       | H22     | H23     | H24     | H25     | 計（総額）     |
|-----|------|------------|----|---------|--------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1   | C    | 1,200,000  | 0  | 150,000 | 0      | 0       | 0   | 20,000  | 30,000  | 75,000  | 0       | 90,000  | 145,500   | 137,500 | 90,000    | 90,000  | 70,000  | 80,000  | 155,000 | 1,010,000 |
| 2   | D    | 720,000    | -  | 0       | 14,000 | 14,000  | 0   | 0       | 24,000  | 24,000  | 0       | 0       | 10,000    | 10,000  | 0         | 0       | 1,000   | 0       | 0       | 357,000   |
| 3   | E    | 1,200,000  | -  | -       | 0      | 25,000  | 0   | 82,500  | 15,000  | 17,500  | 50,000  | 82,500  | 87,500    | 80,000  | 80,000    | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 997,500   |
| 4   | F    | 2,400,000  | -  | -       | -      | 0       | 0   | 230,000 | 20,000  | 80,000  | 120,000 | 200,000 | 240,000   | 200,000 | 200,000   | 240,000 | 240,000 | 240,000 | 240,000 | 1,990,000 |
| 5   | G    | 1,080,000  | -  | -       | -      | -       | 0   | 0       | 38,000  | 0       | 38,000  | 12,000  | 0         | 0       | 30,000    | 50,000  | 20,000  | 0       | 180,000 | 596,000   |
| 6   | H    | 1,800,000  | -  | -       | -      | -       | 0   | 156,000 | 15,000  | 43,000  | 186,000 | 196,000 | 156,000   | 156,000 | 165,000   | 0       | 0       | 15,000  | 36,000  | 1,208,000 |
| 7   | I    | 1,200,000  | -  | -       | -      | -       | -   | -       | -       | 22,500  | 10,000  | 15,000  | 50,000    | 25,000  | 15,000    | 20,000  | 15,000  | 14,000  | 0       | 312,500   |
| 8   | J    | 1,800,000  | -  | -       | -      | -       | -   | -       | -       | 20,000  | 240,000 | 240,000 | 40,000    | 90,000  | 80,000    | 20,000  | 80,000  | 0       | 0       | 740,000   |
| 9   | K    | 1,800,000  | -  | -       | -      | -       | -   | -       | -       | 0       | 0       | 240,000 | 180,000   | 240,000 | 240,000   | 160,000 | 120,000 | 100,000 | 70,000  | 1,370,000 |
| 10  | A    | 1,440,000  | -  | -       | -      | -       | -   | -       | -       | -       | -       | -       | 0         | 45,000  | 5,000     | 1,000   | 3,000   | 5,000   | 0       | 59,000    |
| 11  | B    | 1,080,000  | -  | -       | -      | -       | -   | -       | -       | -       | -       | -       | -         | -       | -         | -       | -       | 46,000  | 5,000   | 81,000    |
|     | 合計   | 15,720,000 | 0  | 150,000 | 14,000 | 189,000 | 0   | 82,500  | 562,000 | 342,500 | 597,500 | 831,500 | 1,038,000 | 81,000  | 1,038,000 | 672,000 | 399,000 | 865,000 | 821,000 | 8,705,000 |

寄付金・出資金（積立金）・貸与金の推移

| 那覇市育英会       | 寄附金         | 出資金          | 積立金         | 積立金累計                      | 貸与金         | 償還金         | 運営費        |
|--------------|-------------|--------------|-------------|----------------------------|-------------|-------------|------------|
| 平成 4年度       | 4,404,794   | 18,730,000   | 20,263,794  | 20,263,794                 | 2,280,000   | 0           | 212,548    |
| 平成 5年度       | 7,466,000   | 4,298,000    | 8,369,206   | 28,633,000                 | 4,800,000   | 0           | 228,725    |
| 平成 6年度       | 5,942,899   | 7,854,000    | 6,070,000   | 34,703,000                 | 7,560,000   | 0           | 294,000    |
| 平成 7年度       | 5,693,038   | 10,374,000   | 7,097,000   | 41,800,000                 | 10,080,000  | 72,000      | 267,818    |
| 平成 8年度       | 5,177,675   | 9,894,000    | 6,700,000   | 48,500,000                 | 9,600,000   | 1,186,000   | 146,440    |
| 平成 9年度       | 5,153,515   | 9,894,000    | 7,000,000   | 55,500,000                 | 9,840,000   | 1,747,500   | 170,528    |
| 平成 10年度      | 5,044,000   | 6,894,000    | 4,500,000   | 60,000,000                 | 9,510,000   | 2,038,000   | 142,857    |
| 平成 11年度      | 3,822,500   | 8,394,000    | 3,900,000   | 63,900,000                 | 11,400,000  | 3,314,500   | 182,447    |
| 平成 12年度      | 3,820,000   | 9,269,000    | 5,320,000   | 69,220,000                 | 9,720,000   | 2,733,600   | 244,947    |
| 平成 13年度      | 4,564,946   | 8,269,000    | 7,220,000   | 76,440,000                 | 9,360,000   | 3,434,450   | 132,247    |
| 平成 14年度      | 5,046,455   | 8,269,000    | 5,000,000   | 81,440,000                 | 11,190,000  | 4,682,200   | 1,528,884  |
| 平成 15年度      | 4,145,936   | 9,769,000    | 1,237,000   | 82,677,000                 | 15,900,000  | 6,213,450   | 2,089,815  |
| 平成 16年度      | 1,715,886   | 9,269,000    | -3,568,000  | 79,109,000                 | 19,800,000  | 5,926,415   | 2,759,425  |
| 計            | 61,997,644  | 121,177,000  | 79,109,000  | ※H17年度当初積立額<br>49,109,000円 | 131,040,000 | 31,348,115  | 8,398,681  |
| （財）那覇市育英会    | 寄附金         | 補助金          | 貸付積立預金      | 貸付積立預金（累計）                 | 基本財産        | 償還金         | 運営費        |
| 平成 17年度      | 4,269,253   | 7,769,000    | -6,022,000  | 43,087,000                 | 30,000,000  | 8,909,240   | 4,122,861  |
| 平成 18年度      | 6,811,761   | 9,769,000    | -4,730,000  | 38,357,000                 | 30,000,000  | 7,202,880   | 4,867,465  |
| 平成 19年度      | 9,162,557   | 7,380,000    | 0           | 38,357,000                 | 30,000,000  | 8,741,080   | 5,253,167  |
| 平成 20年度      | 9,339,064   | 6,273,000    | 0           | 38,357,000                 | 30,000,000  | 12,084,280  | 6,160,392  |
| 平成 21年度      | 9,891,475   | 6,146,000    | 0           | 38,357,000                 | 30,000,000  | 14,751,580  | 6,960,877  |
| 平成 22年度      | 8,859,207   | 5,646,000    | 0           | 38,357,000                 | 30,000,000  | 15,395,580  | 6,917,155  |
| 平成 23年度      | 11,574,244  | 5,646,000    | -3,357,000  | 35,000,000                 | 30,000,000  | 14,800,080  | 7,391,515  |
| 平成 24年度      | 7,863,608   | 5,646,000    | -5,000,000  | 30,000,000                 | 30,000,000  | 15,300,565  | 7,008,752  |
| 平成 25年度      | 8,192,112   | 5,646,000    | -5,000,000  | 25,000,000                 | 30,000,000  | 17,728,080  | 6,755,307  |
| 計            | 75,963,281  | 59,921,000   |             |                            | 353,110,000 | 146,261,480 | 63,836,172 |
| 寄附合計（H4～H25） | 137,960,925 | 寄附・補助金合計（財団） | 135,884,281 |                            |             |             |            |

貸 借 対 照 表  
平成26年3月31日現在

| 応募者と貸与生の推移       |     |     |     |      |     |     |            |     |     |
|------------------|-----|-----|-----|------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 年度               | 応募者 |     |     | 新規採用 |     |     | 貸与生数（延べ人数） |     |     |
|                  | 県内  | 県外  | 計   | 県内   | 県外  | 計   | 県内         | 県外  | 計   |
| 平成18年            | 24  | 28  | 52  | 7    | 8   | 15  | 21         | 25  | 46  |
| 平成19年            | 24  | 19  | 43  | 7    | 9   | 16  | 21         | 23  | 44  |
| 平成20年            | 26  | 20  | 46  | 8    | 8   | 16  | 22         | 25  | 47  |
| 平成21年            | 23  | 17  | 40  | 11   | 8   | 19  | 23         | 24  | 47  |
| 平成22年            | 13  | 14  | 27  | 9    | 8   | 17  | 30         | 25  | 55  |
| 平成23年            | 20  | 12  | 32  | 12   | 8   | 20  | 31         | 27  | 58  |
| 平成24年            | 12  | 23  | 35  | 6    | 13  | 19  | 26         | 36  | 62  |
| 平成25年            | 8   | 16  | 24  | 5    | 11  | 16  | 17         | 37  | 54  |
| 平成26年            | 17  | 19  | 36  | 10   | 9   | 19  | 18         | 33  | 51  |
| 平成4年度～<br>平成26年度 | 313 | 376 | 689 | 136  | 144 | 280 | 347        | 427 | 774 |

| (単位：円)        |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 科目            | 当年度           | 前年度           | 増減            |
| I 資産の部        |               |               |               |
| 1 流動資産        |               |               |               |
| 現金預金          | 4,341,656     | 2,374,591     | 1,967,065     |
| 流動資産合計        | 4,341,656     | 2,374,591     | 1,967,065     |
| 2 固定資産        |               |               |               |
| (1) 基本財産      |               |               |               |
| 預金            | 30,000,000    | 30,000,000    | 0             |
| 基本財産合計        | 30,000,000    | 30,000,000    | 0             |
| (2) 特定資産      |               |               |               |
| 貸付積立預金        | 25,000,000    | 30,000,000    | △ 5,000,000   |
| 篤志奨学基金        | 10,000,000    | 10,000,000    | 0             |
| 貸付金           | 206,419,520   | 195,827,600   | 10,591,920    |
| 特定資産合計        | 241,419,520   | 235,827,600   | 5,591,920     |
| (3) その他固定資産   |               |               |               |
| 固定資産合計        | 271,419,520   | 265,827,600   | 5,591,920     |
| 資産合計          | 275,761,176   | 268,202,191   | 7,558,985     |
| II 負債の部       |               |               |               |
| 1 流動負債        |               |               |               |
| 預り金           | 2,800         | 24,094        | △ 21,294      |
| 流動負債合計        | 2,800         | 24,094        | △ 21,294      |
| 2 固定負債        |               |               |               |
| 固定負債合計        | 0             | 0             | 0             |
| 負債合計          | 2,800         | 24,094        | △ 21,294      |
| III 正味財産の部    |               |               |               |
| 1 指定正味財産      |               |               |               |
| 指定補助金         | 2,500,000     | 2,500,000     | 0             |
| 寄付金           | 75,963,281    | 67,771,169    | 8,192,112     |
| 指定正味財産合計      | 78,463,281    | 70,271,169    | 8,192,112     |
| (うち基本財産への充当額) | (30,000,000)  | (30,000,000)  | 0             |
| (うち特定資産への充当額) | (48,463,281)  | (40,271,169)  | △ 8,192,112   |
| 2 一般正味財産      |               |               |               |
| (2) その他一般正味財産 | 197,295,095   | 197,906,928   | △ 611,833     |
| 一般正味財産        | 197,295,095   | 197,906,928   | △ 611,833     |
| (うち特定資産への充当額) | (192,956,239) | (195,556,431) | (△ 2,600,192) |
| 正味財産合計        | 275,758,376   | 268,178,097   | 7,580,279     |
| 負債及び正味財産合計    | 275,761,176   | 268,202,191   | 7,558,985     |

| 正味財産増減計算書                               |           |           |           |
|-----------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 2 5 年 4 月 1 日 から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで |           |           |           |
| (単位：円)                                  |           |           |           |
| 科 目                                     | 当年度       | 前年度       | 増減        |
| I 一般正味財産増減の部                            |           |           |           |
| 1 経常増減の部                                |           |           |           |
| (1) 経常収益                                |           |           |           |
| 基本財産運用益                                 | 102,000   | 88,741    | 13,259    |
| 基本財産受取利息                                | 102,000   | 88,741    | 13,259    |
| 特定資産運用益                                 | 111,859   | 259,048   | △ 147,189 |
| 特定資産受取利息                                | 111,859   | 259,048   | △ 147,189 |
| 事業収益                                    | 0         | 0         | 0         |
| 受取補助金等                                  | 5,646,000 | 5,646,000 | 0         |
| 那覇市青英会補助金                               | 5,646,000 | 5,646,000 | 0         |
| 雑収益                                     | 283,615   | 371,159   | △ 87,544  |
| 受取利息                                    | 783       | 1,016     | △ 233     |
| 雑収益                                     | 282,832   | 370,143   | △ 87,311  |
| 経常収益計                                   | 6,143,474 | 6,364,948 | △ 221,474 |
| (2) 経常費用                                |           |           |           |
| 事業費                                     | 5,774,388 | 5,906,265 | △ 131,877 |
| 役員報酬                                    | 1,080,000 | 1,062,000 | 18,000    |
| 給料手当                                    | 2,656,368 | 2,767,784 | △ 111,416 |
| 福利厚生費                                   | 318,140   | 296,163   | 21,977    |
| 旅費交通費                                   | 35,976    | 12,007    | 23,969    |
| 通信運搬費                                   | 149,646   | 195,289   | △ 45,643  |
| 消耗品費                                    | 53,020    | 52,637    | 383       |
| 印刷製本費                                   | 175,160   | 144,075   | 31,085    |
| 賃借料                                     | 992,076   | 991,058   | 1,018     |
| 委託費                                     | 0         | 66,150    | △ 66,150  |
| 手数料                                     | 311,002   | 316,102   | △ 5,100   |
| 雑費                                      | 3,000     | 3,000     | 0         |
| 管理費                                     | 980,919   | 1,102,487 | △ 121,568 |
| 役員報酬                                    | 120,000   | 118,000   | 2,000     |
| 給料手当                                    | 295,152   | 307,530   | △ 12,378  |
| 福利厚生費                                   | 36,990    | 34,679    | 2,311     |
| 会議費                                     | 12,052    | 10,024    | 2,028     |
| 旅費交通費                                   | 3,998     | 1,334     | 2,664     |
| 通信運搬費                                   | 16,620    | 21,696    | △ 5,076   |
| 消耗品費                                    | 5,889     | 5,702     | 187       |
| 印刷製本費                                   | 6,390     | 10,525    | △ 4,135   |
| 賃借料                                     | 397,478   | 414,470   | △ 16,992  |
| 費用弁償                                    | 57,000    | 87,000    | △ 30,000  |
| 手数料                                     | 7,695     | 35,527    | △ 27,832  |
| 備品費                                     | 11,655    | 34,650    | △ 22,995  |
| 委託費                                     | 0         | 7,350     | △ 7,350   |
| 雑費                                      | 10,000    | 14,000    | △ 4,000   |
| 経常費用合計                                  | 6,755,307 | 7,008,752 | △ 253,445 |
| 当期経常増減額                                 | △ 611,833 | △ 643,804 | 31,971    |

|           |             |             |             |           |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 2 経常外増減の部 | 当期経常外増減額    | 0           | 0           | 0         |
|           | 当期一般正味財産増減額 | △ 611,833   | △ 643,804   | 31,971    |
|           | 一般正味財産期首残高  | 197,906,928 | 198,550,732 | △ 643,804 |
|           | 一般正味財産期末残高  | 197,295,095 | 197,906,928 | △ 611,833 |
| II        | 指定正味財産増減の部  |             |             |           |
|           | 受取補助金       | 0           | 0           | 0         |
|           | 受取負担金       | 0           | 0           | 0         |
|           | 受取寄付金       | 8,192,112   | 7,863,608   | 328,504   |
|           | 当期指定正味財産増減額 | 8,192,112   | 7,863,608   | 328,504   |
| III       | 指定正味財産期首残高  | 70,271,169  | 62,407,561  | 7,863,608 |
|           | 指定正味財産期末残高  | 78,463,281  | 70,271,169  | 8,192,112 |
|           | 正味財産期末残高    | 275,758,376 | 268,178,097 | 7,580,279 |

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の意義について

【意見】

本補助金は、沖縄県内在住の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により就学困難なものに対し、学資の貸与等の事業を行う那覇市育英会に対する運営補助であり、同団体の存在意義は極めて高く、補助金による支援を行う必要性も高いと認められる。昨今の極めて低金利の時代にあつては、基本財産の運用果実では、運営費が賄えないことから、市による運営補助はやむを得ないものと考ええる。なお、従来は、那覇市在住の子弟が対象であつたが、公益財団法人移行時に県内在住に資格要件の変更を行っているが、那覇市の育英会であり、市民の子弟が優先的に貸与を受けられることが望ましい。

(2) 貸与実績について

【意見】

過去の貸与実績をみると、応募者に対して貸与生が下回っている。予算の範囲内での貸与になり、また、他の県や国の制度との重複の申し込みもあると思われるが、経済的に困窮していて、優秀な学生のニーズに多く応えられるようさらに貸与実績を増やすことが求められる。

(3) 償還金滞納状況について

【意見】

償還金の滞納者については、滞納者別の滞納事由の分析や督促等管理がなされている。奨学金制度は、償還金が新たな貸与資金になることの理解も得ながら回収を進めて行く必要がある。

(4) 那覇市育英会の理事長が市長であることについて

【指摘】

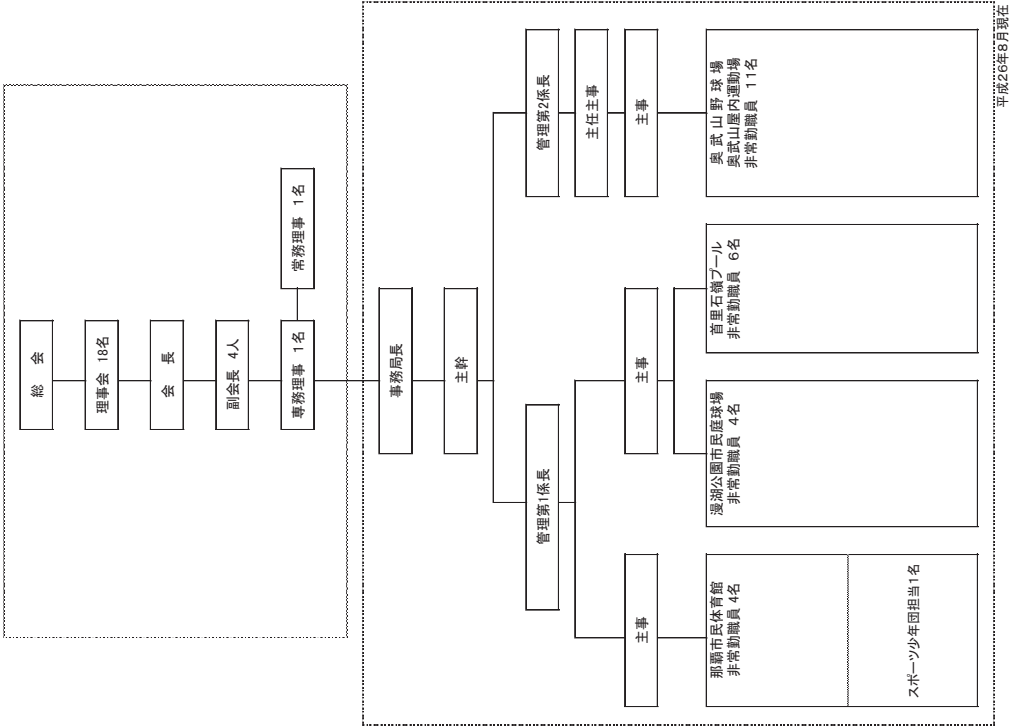
従来、那覇市育英会の理事長は那覇市長がいわゆる充て職として就いている。これは、寄付を募集する際の効果を考慮してのことであった。そして、補助金の交付側と受領側の代表者が同一となるため、補助金の交付に係る手続きを理事長である市長が那覇市育英会の常務理事に委任する方法で行っている。法的にはこのような方法で「双方代理の禁止」（民法 108 条）に対処しているが、補助金の交付側と受領側が同一であることは、補助金交付の公平性等につき疑念を抱かせることになり問題である。また、那覇市育英会は公益認定を受け、公益社団法人であることも考慮しなければならない。市は、他の団体にも同様のケースがあるかどうか調査し、市長が財政援助団体の長に就任できるケースとできないケースについて、指針を定めるなどして明確にすべきである。

那覇市体育協会運営補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所管部課 | 生涯学習部 | 市民スポーツ課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|---------|
| 予算事業名              | 那覇市体育協会運営補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |       |         |
| 補助金名               | 那覇市体育協会運営補助金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |       |         |
| 補助金の性質別分類          | □ 義務的な補助    ■ 団体運営費補助    □ イベント・大会補助    □ 利子補給補助<br>□ 建設事業補助    □ その他事業費補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |       |         |
| 補助根拠<br>(法令名、要綱名等) | スポーツ基本法第 34 条    那覇市社会体育振興費補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |         |
| 補助開始年度             | 平成 15 年度(昭和 20 年代)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |         |
| 交付先                | NPO 法人那覇市体育協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |       |         |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体    ■ 各種団体    □ 市民(個人)    □ その他(    )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |       |         |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 那覇市体育協会は、那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーション(以下「スポーツ等」という。)の普及・振興を図り、那覇市民の体育文化の発展のための実践団体として昭和 21 年に結成され、平成 14 年に NPO 法人化している。<br>加盟団体 27 団体、関係団体等と相互に連携を取りながら、市民協働でスポーツ等の普及・振興を目的とする諸事業活動を展開している団体である。<br>特に内部組織である那覇市スポーツ少年団は、市民協働の観点で、青少年のスポーツ等の普及・推進のため、なくてはならない存在となっている。<br>NPO 法人那覇市体育協会の主な活動内容<br>・那覇市社会体育活動普及振興事業<br>(沖縄県民体育大会那覇市代表選手派遣、市民スポーツ大会開催、指導者養成講座等の開催、スポーツ少年団の育成等) |      |       |         |
| 補助の目的              | NPO 法人那覇市体育協会への運営支援<br>社会体育関係団体が行う社会体育を振興するための運営費の一部を市が補助し、那覇市の社会体育の振興を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |       |         |
| 期待される効果            | 那覇市のスポーツ等の普及・振興を図ることが期待され、地域とスポーツ等の団体が連携した「市民協働」での取り組みが推進できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |       |         |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法) | 定額補助    4,571,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |       |         |
| 補助対象経費の内容          | NPO 法人那覇市体育協会の那覇市社会体育活動事業費中、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |       |         |

NPO法人那覇市体育協会組織図



|          |                                  |                                                                            |
|----------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (具体的に記入) | 市民スポーツ大会費                        | 325,000 円                                                                  |
|          | 県民体育大会費                          | 5,135,995 円                                                                |
|          | スポーツ少年団育成費                       | 1,000,000 円                                                                |
|          | 県体育協会加盟負担金                       | 3,000,000 円                                                                |
|          |                                  | 計 9,460,995 円                                                              |
| 交付方法     | <input type="checkbox"/> 補助金額確定後 | <input checked="" type="checkbox"/> 事前に概算交付⇒精算                             |
|          |                                  | 前年度返還(参考) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

NPO法人那覇市体育協会の概要（ホームページより）

- 名称  
NPO法人那覇市体育協会
- 設立主旨  
那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツマン精神を培い、スポーツ、レクリエーションの普及振興と那覇市の体育文化の発展に寄与する
- 事業内容  
各種市民スポーツ大会・スポーツ教室の開催  
沖縄県民体育大会 那覇市選手団（400人）派遣事業  
加盟スポーツ団体サポート事業  
那覇市体育施設管理者事業  
・那覇市民体育館  
・漫湖公園市民体育館  
・那覇市首里石嶺プール  
奥武山体育施設管理事業  
・沖縄セルラースタジアム那覇  
・沖縄セルラースタジアム那覇

収 支 決 算 書

特定非営利活動に係る事業会計+収益事業会計  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（平成25年度）

| 科目 |               | 決算額       |           | 合計額        |
|----|---------------|-----------|-----------|------------|
|    |               | 特定        | 収益        |            |
| I  | 収入の部          |           |           |            |
| 1  | 補助金収入         | 4,971,000 |           | 4,971,000  |
| 1  | 地方公共団体補助金収入   | 4,971,000 |           | 4,971,000  |
| 2  | 助成金収入         | 400,000   |           | 400,000    |
| 2  | 事業収入          |           | 4,528,750 | 4,528,750  |
| 1  | 飲料水自動販売機収入    |           | 4,528,750 | 4,528,750  |
| 3  | 会費収入          | 54,000    |           | 54,000     |
| 1  | 正会員会費収入       | 54,000    |           | 54,000     |
| 5  | 寄付金収入         | 0         |           | 0          |
| 1  | 寄付金収入         | 0         |           | 0          |
| 6  | 雑収入           | 152       | 192,894   | 193,046    |
| 1  | 受取利息          | 152       | 234       | 386        |
| 2  | 雑収入           | 152       |           | 152        |
| 7  | 繰入金           | 3,620,000 | 192,660   | 3,812,660  |
| 1  | 収益事業からの繰入金    | 3,620,000 |           | 3,620,000  |
| 8  | 特定預金取崩収入      | 750,000   |           | 750,000    |
| 1  | 協賛活動・費用積立取崩収入 | 750,000   |           | 750,000    |
|    | 前期収入合計        | 9,395,152 | 4,721,644 | 14,116,796 |
|    | 前期繰越収支差額      | 38,388    | 1,192,607 | 1,230,995  |
|    | 収入合計          | 9,433,540 | 5,914,251 | 15,347,791 |
| II | 支出の部          |           |           |            |
| 1  | 事業費           | 5,710,779 | 112,000   | 5,822,779  |
| 1  | 市民スポーツ大会      | 250,000   |           | 250,000    |
| 2  | 県民体育大会費       | 4,416,177 |           | 4,416,177  |
| 3  | スポーツ少年団育成費    | 1,000,000 |           | 1,000,000  |
| 4  | 表彰費           | 44,602    |           | 44,602     |
| 5  | 施設管理費         |           | 112,000   | 112,000    |
| 2  | 管理費           | 624,359   | 1,741,120 | 2,365,479  |
| 1  | 人件費           | 240,000   |           | 240,000    |
| 2  | 会議費           | 232,777   |           | 232,777    |
| 3  | 交際費           | 117,830   |           | 117,830    |
| 4  | 事務費           | 33,752    |           | 33,752     |
| 5  | 租税公課          | 0         | 1,116,761 | 1,116,761  |
| 3  | 負担金           | 3,000,000 |           | 3,000,000  |
| 1  | 県体育協会加盟負担金    | 3,000,000 |           | 3,000,000  |
| 4  | 繰入金           |           | 3,620,000 | 3,620,000  |
| 1  | 特定非営利活動への繰入金  |           | 3,620,000 | 3,620,000  |
| 6  | 予備費           | 0         |           | 0          |
| 1  | 予備費           | 0         |           | 0          |
|    | 当期支出合計        | 9,335,138 | 4,848,761 | 14,183,899 |
|    | 当期収支差額        | 60,014    | △ 127,117 | △ 67,103   |
|    | 次期繰越収支差額      | 98,402    | 1,065,490 | 1,163,892  |

補助対象団体等の役員数一覧表

| 団体名    | 平成23年度 |            | 平成24年度 |            | 平成25年度 |            |
|--------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
|        | 人数     | (内、市職員(市)) | 人数     | (内、市職員(市)) | 人数     | (内、市職員(市)) |
| 役員     | 17     | 有 2        | 19     | 有 2        | 19     | 有 2        |
| 正規職員数  | 6      | 無          | 6      | 無          | 7      | 無          |
| 非正規職員数 | 21     | 無          | 21     | 無          | 21     | 無          |

補助対象団体等の役員の氏名及び他団体との兼務状況一覧表

| 団体名  | 平成23年度        |        | 平成24年度        |        | 平成25年度        |        |
|------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|
|      | 他団体との兼務<br>有無 | 氏名     | 他団体との兼務<br>有無 | 氏名     | 他団体との兼務<br>有無 | 氏名     |
| 会長   | 有             | 石川 秀雄  | 有             | 石川 秀雄  | 有             | 石川 秀雄  |
| 副会長  | 有             | 葛島武 正雄 | 有             | 葛島武 正雄 | 有             | 葛島武 正雄 |
| 〃    | 有             | 山内 志津男 | 有             | 山内 志津男 | 有             | 山内 志津男 |
| 〃    | 有             | 湯川 リエ子 | 有             | 湯川 リエ子 | 有             | 湯川 リエ子 |
| 事務理事 | 有             | 宮里 盛洋  | 有             | 宮里 盛洋  | 有             | 宮里 盛洋  |
| 常務理事 | 有             | 宮里 盛洋  | 有             | 宮里 盛洋  | 有             | 宮里 盛洋  |
| 理事   | 有             | 長谷 弘   | 有             | 長谷 弘   | 有             | 長谷 弘   |
| 理事   | 有             | 友寄 隆男  | 有             | 友寄 隆男  | 有             | 友寄 隆男  |
| 理事   | 有             | 名部 信二  | 有             | 名部 信二  | 有             | 名部 信二  |
| 理事   | 有             | 山城 利公  | 有             | 山城 利公  | 有             | 山城 利公  |
| 理事   | 有             | 坂原真 尚  | 有             | 坂原真 尚  | 有             | 坂原真 尚  |
| 理事   | 有             | 大城 朝徳  | 有             | 大城 朝徳  | 有             | 大城 朝徳  |
| 理事   | 有             | 高良 朝彦  | 有             | 高良 朝彦  | 有             | 高良 朝彦  |
| 監事   | 有             | 前田 朝律  | 有             | 前田 朝律  | 有             | 前田 朝律  |
| 監事   | 有             | 上原 武雄  | 有             | 上原 武雄  | 有             | 上原 武雄  |
| 監事   | 有             | 知念 稔   | 有             | 知念 稔   | 有             | 知念 稔   |
| 監事   | 有             | 前田 朝律  | 有             | 前田 朝律  | 有             | 前田 朝律  |
| 監事   | 有             | 上原 武雄  | 有             | 上原 武雄  | 有             | 上原 武雄  |
| 監事   | 有             | 玉城 薫   | 有             | 玉城 薫   | 有             | 玉城 薫   |

要な収入となっている。ところで、那覇市の教育財産等に自動販売機を設置し、自動販売機の販売手数料を収入として設置団体が収受することについては、「市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針」（平成 23 年 12 月 6 日 市長決裁）及び同基本方針を受けた「教育財産における自動販売機設置に係る事務処理要領」（生涯学習部長決裁 平成 24 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 2 項第 3 号により、次の通り定められている。

第 2 条 教育財産等に設置する自動販売機については、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁。以下「基本方針」という。）に基づき、自動販売機を設置する法人又は個人の事業者（以下「設置事業者」という。）を公募により選定し、行政財産の貸付けにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、当分の間、行政財産の目的外使用の許可によることができるとする。

- (1) 那覇市母子寡婦福祉会、那覇市身体障害者福祉協会等の福祉関係団体が、従前から設置しているもの
- (2) 那覇市青少年健全育成市民会議等の青少年育成団体が、従前から設置しているもの
- (3) 特定非営利活動法人那覇市体育協会等の体育・スポーツ振興に係る団体が、従前から設置しているもの
- (4) 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合で、自販機設置に係る収入を、その指定管理に係る委託料の積算において算入しているもの
- (5) その他教育長が特に必要と認めるもの

上記事務処理要領に基づき、那覇市体育協会が、市有施設の自販機設置事業者として認められているが、自販機設置事業者選定は、上記基本方針にあるように公募が原則であり、また、「当分の間」認められているに過ぎないので、今後は、自販機収入に頼らない運営を目指す必要がある。

## 2. 監査の指摘と意見

### (1) 補助金の必要性及び成果について

#### 【意見】

本補助金は、那覇市体育協会の本来の事業ともいえるべき那覇市社会体育普及振興事業実施に必要な費用として補助されている。本補助金は、各種市民スポーツ大会、県民体育大会、那覇市スポーツ少年団育成費に活用されており、補助金の目的に沿った必要性及び成果が認められる。

### (2) 県体育協会加盟負担金支出について

#### 【意見】

上記に掲げている平成 25 年度「収支決算書」を見ると、平成 25 年度の県体育協会加盟負担金が 300 万円と多額であることから、その理由を市に確認したところ、那覇市体育協会の財源不足から過去の負担金の未納額があり、不足分も含めて納付したためということであった。補助金交付先団体が、その上部団体等に資金の一部を負担金等名目で再交付する仕組みがどこでも見られる。実質的には、市補助金額の算定時においてもこのような負担金の影響も考慮せざるを得ないが、その負担金の使い道や負担金交付先団体の運営状況等も考慮せず毎期負担金を支出し続けなければならない現状は問題である。負担金は 1 世帯あたり 20 円で算定されているが、那覇市は世帯数も多いことから毎年の負担金は多額になる。負担金の額の適正化や納付方法については、県体育協会の規定の見直しも関係する大きな問題であるが、このような多額の負担金を那覇市体育協会に負わせるのでは無く、市が直接負担するなどの見直しが必要である。そのことにより、市は負担金の使徒や負担金の見直しにも直接的に関与できる。

### (3) 飲料水自動販売機収入について

#### 【意見】

上記に掲げている平成 25 年度「収支決算書」を見ると、本補助金の目的となっている事業費は、県民体育大会費、スポーツ少年団育成費他事業費及び事務局運営費並びに県体育協会加盟負担金として支出されているが、市補助金のみでは、収入が不足することから、収益事業である飲料水自動販売機収入が充当されている。このように、那覇市体育協会の収益事業である飲料水自動販売機収入は、財源に乏しい同協会にとって、重

児童のスポーツ県外派遣補助金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 2                                                                                                                                                                          | 所管部課        | 生涯学習部       | 市民スポーツ課  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|----------|
| 予算事業名                 | 児童のスポーツ県外派遣補助金事業                                                                                                                                                           |             |             |          |
| 補助金名                  | 児童のスポーツ県外派遣補助金                                                                                                                                                             |             |             |          |
| 補助金の性質別分類             | □ 義務的な補助                                                                                                                                                                   | □ 団体運営費補助   | □ イベント・大会補助 | □ 利子補給補助 |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | □ 建設事業補助 ■ その他事業費補助                                                                                                                                                        |             |             |          |
| 補助開始年度                | 那覇市社会体育振興費補助金交付要綱                                                                                                                                                          |             |             |          |
| 交付先                   | 平成 8 年度                                                                                                                                                                    |             |             |          |
| 交付先の分類                | 那覇市の児童(特に教育委員会が認める生徒を含む)及びそれを引率する指導者                                                                                                                                       |             |             |          |
| 補助の対象となる事業内容          | □ 外郭団体 ■ 各種団体 ■ 市民(個人) □ その他( )                                                                                                                                            |             |             |          |
| 補助の目的                 | ①沖縄県スポーツ少年団もしくは(財)沖縄県体育協会に加盟する競技団体が主催又は主管する大会で、優秀な成績を収めたもの。<br>②(財)沖縄県体育協会に加盟する競技団体又は那覇市スポーツ少年団が推薦するもの。<br>③市長が特に必要と認めるもの。<br>ただし、1 会計年度 1 団体(又は個人)につき 1 回を限度とする。          |             |             |          |
| 期待される効果               | 市・県を代表する児童及びチームが県外の大会に出場する際、その費用の一部を補助し、本市スポーツの競技力の向上及び市民スポーツの普及発展を図ることを目的としている。<br>多くの児童が県外大会に出場し、競技の技術を磨くことで、本市のスポーツの競技力向上に資する。また県外児童生徒との交流により見聞を広め、将来の本市の振興に資する人材を育成する。 |             |             |          |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 航空運賃：各種割引等の実費額の 1/2<br>宿泊料：1 泊上限 5,000 円の 2 泊分                                                                                                                             |             |             |          |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 県外大会出場にかかる経費(航空運賃、宿泊料)                                                                                                                                                     |             |             |          |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後                                                                                                                                                                   | □事前に概算交付⇒精算 | 前年度返還(参考)   | □有 ■無    |

派遣実績(まとめ)

(金額単位：円)

| 年 度 | 件 数 | 人 数 |       | 実 績        |           | 確定額        | 交付金対 象 経 費 | 航空 運 賃 補助額 | 交付金充 当額 (8 割) |
|-----|-----|-----|-------|------------|-----------|------------|------------|------------|---------------|
|     |     | 児 童 | 指 導 者 | 航空 運 賃     | 宿泊費       |            |            |            |               |
| H23 | 36  | 203 | 27    |            |           | 2,743,790  |            |            |               |
| H24 | 53  | 264 | 28    | 8,659,035  | 2,701,420 | 7,030,938  | 2,424,140  | 1,212,070  | 969,656       |
| H25 | 75  | 373 | 49    | 12,978,020 | 3,944,880 | 10,433,890 | 12,236,320 | 6,118,160  | 4,894,528     |

以下は、市から入手した平成 23 年度から 25 年度の航空運賃補助対象額の積算方法である。

| H23年度航空運賃について    |         | H24年度航空運賃について    |         | H25年度航空運賃について    |         |
|------------------|---------|------------------|---------|------------------|---------|
| ■ 交付対象の運賃(注)について |         | ■ 交付対象の運賃(注)について |         | ■ 交付対象の運賃(注)について |         |
| 目的地              | 片道料     | 目的地              | 片道料     | 目的地              | 片道料     |
| 東京               | ¥21,535 | 東京               | ¥21,535 | 東京               | ¥21,535 |
| 名古屋              | ¥20,550 | 名古屋              | ¥20,550 | 名古屋              | ¥20,550 |
| 大阪               | ¥18,200 | 大阪               | ¥18,200 | 大阪               | ¥18,200 |
| 福岡               | ¥14,800 | 福岡               | ¥14,800 | 福岡               | ¥14,800 |
| 宮崎               | ¥14,800 | 宮崎               | ¥14,800 | 宮崎               | ¥14,800 |
| 熊本               | ¥14,800 | 熊本               | ¥14,800 | 熊本               | ¥14,800 |
| 長崎               | ¥14,900 | 長崎               | ¥14,900 | 長崎               | ¥14,900 |
| 鹿児島              | ¥13,800 | 鹿児島              | ¥13,800 | 鹿児島              | ¥13,800 |

航空運賃の積算について(2011/6/14)  
・普通大衆の多くは、ゴールデンウィークや夏休みといった多客期に行われるため、航空運賃の標準日(6/5 金)としている。  
・大人料金は、実際には割引制度を利用し航空券を購入する形で普通運賃(内運賃の約 7%で積算している)。(割引率一表参照)  
・小人料金は、割引制度が適用されないため多客期の普通運賃(内運賃の半額で積算して)小人料運賃(内運賃の約 12%を基準)

| H24年度航空運賃について    |         | H25年度航空運賃について    |         |
|------------------|---------|------------------|---------|
| ■ 交付対象の運賃(注)について |         | ■ 交付対象の運賃(注)について |         |
| 目的地              | 片道料     | 目的地              | 片道料     |
| 東京               | ¥21,530 | 東京               | ¥21,530 |
| 名古屋              | ¥20,550 | 名古屋              | ¥20,550 |
| 大阪               | ¥18,200 | 大阪               | ¥18,200 |
| 福岡               | ¥14,800 | 福岡               | ¥14,800 |
| 宮崎               | ¥14,800 | 宮崎               | ¥14,800 |
| 熊本               | ¥14,800 | 熊本               | ¥14,800 |
| 長崎               | ¥14,900 | 長崎               | ¥14,900 |
| 鹿児島              | ¥13,800 | 鹿児島              | ¥13,800 |

航空運賃の積算について(2012/5/30)  
・大人料金は、実際には割引制度を利用し航空券を購入する形で普通運賃(内運賃の約 7%で積算している)。(割引率一表参照)  
・小人料金は、実際には割引制度を利用し航空券を購入する形で普通運賃(内運賃の約 7%で積算している)。(割引率一表参照)

H25年度航空運賃積算について(ANA料金表参考)

| ■ 交付対象の運賃(片道) |            |            |         |
|---------------|------------|------------|---------|
| 目的地           | 片道料金<br>小人 | 片道料金<br>大人 | 旅割      |
| 東京            | ¥20,480    | ¥40,970    | ¥20,470 |
| 名古屋           | ¥19,450    | ¥38,900    | ¥19,200 |
| 大阪            | ¥17,100    | ¥34,200    | ¥16,900 |
| 福岡            | ¥13,750    | ¥27,500    | ¥14,000 |
| 宮崎            | ¥14,150    | ¥28,300    | ¥15,100 |
| 熊本            | ¥13,500    | ¥27,000    | ¥13,100 |
| 長崎            | ¥14,200    | ¥28,400    | ¥15,100 |
| 鹿児島           | ¥13,150    | ¥27,600    | ¥14,500 |

小人料金摘要は12歳未満  
小人はピーク期の  
普通片道運賃

航空運賃の積算について(2013/4/1)

・派遣大会の多くは、ゴールデンウィークや夏休みといった多客期に行われるため、航空運賃の基準日を4/27(土)としている。

・大人運賃について、各種割引利用していない金額で申請があった場合は上の旅割運賃を参考にして交付決定する。

※6/4調べ 7/19(金) 運賃

| ■ 交付対象の運賃(片道) |            |            |         |
|---------------|------------|------------|---------|
| 目的地           | 片道料金<br>小人 | 片道料金<br>大人 | 旅割28    |
| 東京            | ¥21,530    | ¥43,070    | ¥21,370 |
| 名古屋           | ¥20,550    | ¥41,100    | ¥22,500 |
| 大阪            | ¥18,200    | ¥36,400    | ¥18,800 |
| 福岡            | ¥14,800    | ¥29,600    | ¥16,000 |
| 宮崎            | ¥14,800    | ¥29,600    | ¥16,900 |
| 熊本            | ¥14,600    | ¥29,200    | ¥16,900 |
| 長崎            | ¥14,900    | ¥29,800    | ¥16,900 |
| 鹿児島           | ¥13,800    | ¥27,600    | ¥18,000 |

小人はピーク期の  
普通片道運賃

補助対象経費上限額目安(往復)

| 目的地 | 小人      | 大人      |
|-----|---------|---------|
| 東京  | ¥43,060 | ¥42,740 |
| 名古屋 | ¥41,100 | ¥45,000 |
| 大阪  | ¥36,400 | ¥37,600 |
| 福岡  | ¥29,600 | ¥32,000 |
| 宮崎  | ¥29,600 | ¥33,800 |
| 熊本  | ¥29,200 | ¥33,800 |
| 長崎  | ¥29,800 | ¥33,800 |
| 鹿児島 | ¥27,600 | ¥36,000 |

平成 23～24 年度と平成 25 年度の航空運賃積算方法に多少違いがあるが、これは、「平成 25 年度の航空運賃補助額は、沖縄振興特別推進市町村交付金による予算増額があったことから、割引された航空運賃の 1/2 補助で設定しているが、平成 23 年度及び平成 24 年度は、限られた予算を公平に分配するため、掛け率を積算し、航空運賃に掛け率を乗じて補助額の上限を設け、その範囲内で補助金を交付していた。」とのことであった。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の対象団体等について

【意見】

当該補助金の対象団体等については、①沖縄県スポーツ少年団もしくは(財)沖縄県体育協会に加盟する競技団体が主催又は主管する大会で、優秀な成績を収めたもの、②(財)沖縄県体育協会に加盟する競技団体又は那覇市スポーツ少年団が推薦するもの、③市長が特に必要と認めるものとされている。ただし、1 会計年度 1 団体(又は個人)につき 1 回を限度としている。また、補助額は予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助がなされるわけではない。スポーツ競技団体等によっては常連団体等もあり、同じ団体等が毎年補助を受けるケースもある。公平性の観点から、できるだけ多くの団体等が補助を受けられるよう、特別枠を設けるなどさらに工夫することもある。

学校教育部の補助金、負担金

児童・生徒の県外派遣に関する補助金

1. 補助金の概要

| 番号                    | 3                                                                                                                                                                                                  | 所管部課 | 学校教育部 | 学校教育課 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名                 | 児童・生徒の県外派遣旅費補助金(大会派遣)                                                                                                                                                                              |      |       |       |
| 補助金名                  | 児童・生徒の県外派遣に関する補助金                                                                                                                                                                                  |      |       |       |
| 補助金の性質別分類             | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                                                                                           |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等)    | 児童・生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱                                                                                                                                                                              |      |       |       |
| 補助開始年度                | (不明)                                                                                                                                                                                               |      |       |       |
| 交付先                   | 県外派遣対象である市内小中学校児童・生徒及び引率者(所属学校長を代理人とする)                                                                                                                                                            |      |       |       |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体 □各種団体 ■市民(個人) □その他( )                                                                                                                                                                       |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 市内小中学校の部活動において、児童生徒が運動競技、文化的活動(吹奏楽等)の九州大会、全国大会に県代表として派遣される場合、1人当たり、<br>・航空費：実費の半額<br>・宿泊費：1泊 5,000 円を限度として2泊まで<br>を補助する。<br>※派遣回数・派遣人数・選抜要件等に制限あり<br>※教職員の引率がない場合、又は児童生徒が男女混成の場合、引率者1名に対し補助金を交付する。 |      |       |       |
|                       | 沖縄は島嶼県であり、本土開権の諸大会への参加に空路を利用する必要があることから、県外派遣費用の負担が大きく、児童生徒の積極的な参加を促すために費用の一部を助成する必要がある。                                                                                                            |      |       |       |
| 補助の目的                 | 費用負担を減らし、島嶼県であるが故のハンディキャップをカバーすることにより、県外への派遣の機会を増やし、本市・本県の運動競技及び文化的活動をレベルアップすることで、次代を担う児童生徒の可能性を引き出し、教育の振興が図られる。                                                                                   |      |       |       |
| 期待される効果               |                                                                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 過去の実績(見込み)から<br>H27 年度1人当たり航空費(推計):36,900 円 派遣人数(引率含む):527 人<br>補助額:(36,900 円/2+10,000 円)×527 人≒15,000,000 円                                                                                       |      |       |       |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 県外派遣に要する航空費及び宿泊費 計 15,000,000 円                                                                                                                                                                    |      |       |       |

| 交付方法 | ■補助金額確定後 | ■事前に概算交付⇒清算 | 前年度返還(参考) | 口有 ■無 |
|------|----------|-------------|-----------|-------|
|------|----------|-------------|-----------|-------|

児童・生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱 (一部抜粋)

(平成 8 年 12 月 1 日教育長決裁)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、那覇市補助金交付規則 (昭和 52 年 6 月 1 日規則第 34 号) 第 3 条の規定に基づき、那覇市立小中学校の児童生徒が沖縄県を代表して、学校教育活動の一環としての運動競技及び文化的活動に参加するため、県外に派遣される場合における補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助の対象)

**第 2 条** 派遣が、次の各号の一に該当する場合に、必要な経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 運動競技は、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会通知 (平成 13 年 3 月 30 日 1 2 体課協第 13 号) の「児童生徒の運動競技に関する基準」によること。  
この場合において、同通知の「学校体育団体」とは、「沖縄県中学校体育連盟」とし、運動競技については、当該団体が主催する県大会 (共催大会除く) の成績により推薦されるもの、及び市長が適当と認めるものとする。  
(2) 文化的活動については、次表 1 のとおりとする。表 1 によりがたい場合で市長が適当と認めるものについてはこの限りではない。

表 1

| 大会(コンクール)部門名              | 九 州 大 会                                                                               | 全 国 大 会 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 合唱部門                      | ○ 1 大会県代表が 3 校までの場合は 1 校 50 名まで派遣補助する。                                                | 同 左     |
| 吹奏楽部門<br>(マーチング、リコーダー等含む) | ※代表校 1 校の場合 50 名まで<br>○ 1 大会 4 校以上が県代表になった場合は、1 校 50 名までを限度として、150 名の範囲内で比例配分し派遣補助する。 | 同 左     |

- (3) 前 2 号の場合において、教職員の引率がない場合又は児童生徒が男女混成の場合は、教職員を除く引率者 1 名に対し補助金を交付する。

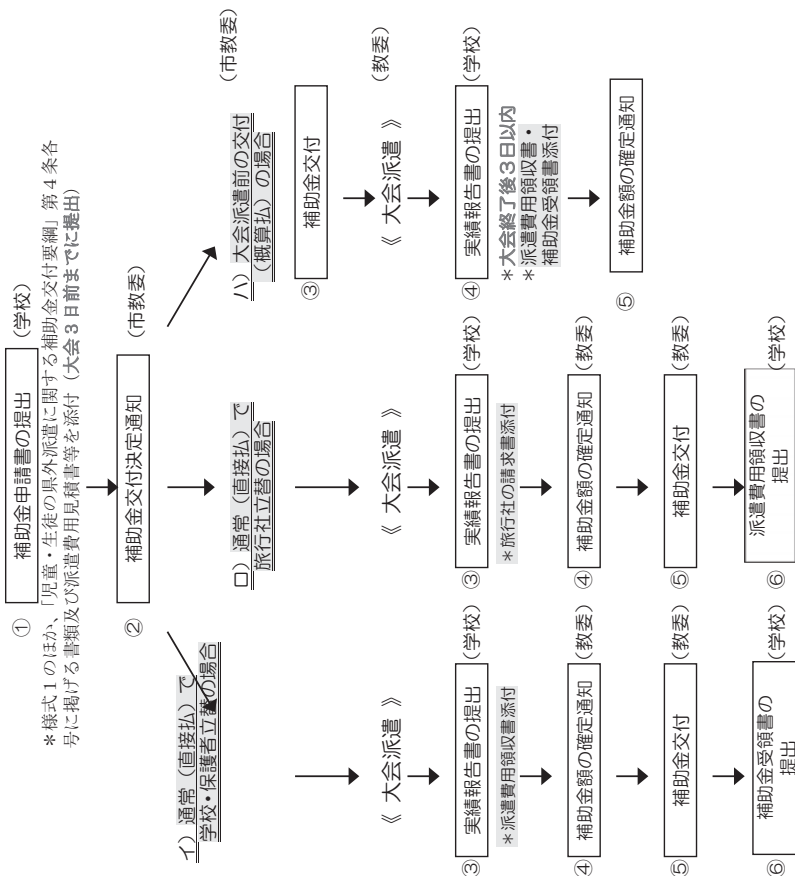
## 「+25年度 小中学校大会派遣費補助金実績一覧」

| No. | 学校 | 学校名                 | 大会名                       | 補助額        | 児童入員<br>生徒 補助 | 大会開催地       | 開催曜日          | 流通期間          |             |
|-----|----|---------------------|---------------------------|------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|
| 1   | 旭  | 第3回九州中学校フェニクス競技大会   | 21,290                    | 1          | 熊本市           | 8/4 ~ 8/6   | 8/3 ~ 8/7     |               |             |
| 2   | 44 | 第41回九州中学校剣道競技大会     | 227,500                   | 7          | 鹿児島市          | 8/6 ~ 8/8   | 8/5 ~ 8/9     |               |             |
| 3   | 53 | 鶴岡中                 | 第31回九州中学校水泳競技大会           | 65,000     | 2             | 福岡市         | 9/8 ~ 9/9     | 8/6 ~ 8/10    |             |
| 4   | 53 | 鶴岡中                 | 第31回九州中学校フェニクス競技大会        | 45,000     | 2             | 熊本市         | 8/4 ~ 8/6     | 8/3 ~ 8/7     |             |
| 5   | 46 | 上山中                 | 第31回九州中学校水泳競技大会           | 227,500    | 7             | 鹿児島市        | 8/6 ~ 8/8     | 8/5 ~ 8/9     |             |
| 6   | 50 | 小崎中                 | 第41回九州中学校フェニクス九州中学校柔道競技大会 | 32,500     | 1             | 熊本県山鹿市      | 8/4 ~ 8/6     | 8/3 ~ 8/7     |             |
| 7   | 50 | 小崎中                 | 第41回九州中学校フェニクス競技大会        | 225,000    | 10            | 熊本県山鹿市      | 8/4 ~ 8/6     | 8/3 ~ 8/7     |             |
| 8   | 50 | 小崎中                 | 第41回九州中学校水泳競技大会           | 32,500     | 1             | 宮崎市         | 9/9 ~ 8/11    | 8/6 ~ 8/12    |             |
| 9   | 45 | 第31回九州中学校水泳競技大会     | 195,000                   | 6          | 福岡市           | 9/8 ~ 9/11  | 8/6 ~ 8/12    |               |             |
| 10  | 45 | 第31回全日本中学校剣道競技選手権大会 | 292,500                   | 6          | 名古屋市          | 8/20 ~ 8/22 | 8/18 ~ 8/22   |               |             |
| 11  | 45 | 高松中                 | 第41回九州中学校フェニクス競技大会        | 32,500     | 1             | 熊本市         | 8/6 ~ 8/8     | 8/3 ~ 8/7     |             |
| 12  | 51 | 第41回九州中学校水泳競技大会     | 32,500                    | 1          | 宮崎市           | 9/9 ~ 8/11  | 8/6 ~ 8/12    |               |             |
| 13  | 52 | 城之中                 | 第31回九州中学校水泳競技大会           | 32,500     | 1             | 福岡市         | 8/8 ~ 8/9     | 8/6 ~ 8/10    |             |
| 14  | 52 | 城之中                 | 第41回九州中学校水泳競技大会           | 32,500     | 1             | 福岡市         | 8/8 ~ 8/11    | 8/6 ~ 8/12    |             |
| 15  | 42 | 菅重中                 | 第31回九州中学校水泳競技大会           | 32,500     | 1             | 福岡市         | 8/8 ~ 8/9     | 8/6 ~ 8/10    |             |
| 16  | 42 | 菅重中                 | 第31回九州中学校水泳競技大会           | 1,894,500  | 50            | 1           | 福岡市           | 8/7 ~ 8/8     | 8/18 ~ 8/18 |
| 17  | 42 | 菅重中                 | 第41回九州中学校水泳競技大会           | 32,500     | 1             | 福岡県糟谷郡      | 9/9 ~ 8/7     | 8/7 ~ 8/10    |             |
| 18  | 42 | 菅重中                 | 第41回九州中学校相撲選手権大会          | 37,500     | 1             | 岐阜県羽島郡      | 8/7 ~ 8/9     | 8/5 ~ 8/19    |             |
| 19  | 57 | 石城中                 | 第41回九州中学校水泳選手権大会          | 573,750    | 18            | 宮城県仙台市      | 8/7 ~ 8/9     | 8/6 ~ 8/10    |             |
| 20  | 57 | 石城中                 | 第41回九州中学校水泳選手権大会          | 32,500     | 1             | 宮城県宮城郡      | 9/9 ~ 8/11    | 8/6 ~ 8/12    |             |
| 21  | 50 | 外崎中                 | 第31回九州中学校フェニクス大会          | 7,938,000  | 30            | 鹿児島市        | 9/13 ~ 8/15   | 9/13 ~ 8/15   |             |
| 22  | 55 | 井井真中                | 第31回九州中学校水泳選手権大会          | 195,000    | 6             | 福岡市         | 9/8 ~ 8/9     | 8/6 ~ 8/10    |             |
| 23  | 55 | 井井真中                | 第31回九州中学校水泳選手権大会          | 520,000    | 16            | 宮崎市         | 8/9 ~ 8/10    | 8/7 ~ 8/11    |             |
| 24  | 55 | 井井真中                | 第31回九州中学校水泳選手権大会          | 31,500     | 1             | 山口市         | 8/19 ~ 8/20   | 8/18 ~ 8/20   |             |
| 25  | 51 | 松島中                 | 第31回九州中学校水泳選手権大会          | 32,500     | 1             | 福岡市         | 8/8 ~ 8/9     | 8/6 ~ 8/10    |             |
| 26  | 56 | 金城中                 | 第41回九州中学校水泳選手権大会          | 32,500     | 1             | 熊本県八代市      | 8/8 ~ 8/10    | 8/7 ~ 8/11    |             |
| 27  | 56 | 金城中                 | 第41回九州中学校水泳選手権大会          | 32,500     | 1             | 宮崎市         | 9/9 ~ 8/11    | 8/6 ~ 8/12    |             |
| 28  | 57 | 安田中                 | 第14回全国中学生空手道選手権大会         | 192,500    | 5             | 長野市         | 8/18 ~ 8/18   | 8/16 ~ 8/19   |             |
| 29  | 57 | 石城中                 | 第41回全国中学生空手道選手権大会         | 709,200    | 18            | 岐阜県大垣市      | 8/19 ~ 8/24   | 8/17 ~ 8/24   |             |
| 30  | 46 | 上山中                 | 第41回全国中学校水泳大会             | 36,245     | 1             | 静岡県浜松市      | 8/17 ~ 8/19   | 8/18 ~ 8/19   |             |
| 31  | 26 | 古吉中                 | 第41回NHK全国中学校選手権大会         | 688,000    | 35            | 福岡市         | 8/28 ~ 8/28   | 8/28 ~ 8/28   |             |
| 32  | 44 | 石城中                 | 第31回全国中学校フェニクス大会          | 443,700    | 18            | 鹿児島市        | 9/13 ~ 8/15   | 9/13 ~ 8/15   |             |
| 33  | 44 | 石城中                 | 第31回全国中学校フェニクス大会          | 894,700    | 11            | 鹿児島市        | 9/13 ~ 8/15   | 9/13 ~ 8/15   |             |
| 34  | 56 | 金城中                 | 第31回全国中学校フェニクス大会          | 830,000    | 40            | 鹿児島市        | 9/13 ~ 8/15   | 9/13 ~ 8/15   |             |
| 35  | 29 | 石城中                 | 第31回全国中学校フェニクス大会          | 433,750    | 23            | 鹿児島市        | 9/21 ~ 8/21   | 9/21 ~ 8/21   |             |
| 36  | 4  | 城小                  | 第31回全国中学校フェニクス大会          | 588,750    | 25            | 鹿児島市        | 9/21 ~ 8/21   | 9/21 ~ 8/21   |             |
| 37  | 56 | 金城中                 | 第31回全国中学校フェニクス大会          | 31,500     | 1             | 山形県米沢市      | 9/13 ~ 8/15   | 9/13 ~ 8/15   |             |
| 38  | 51 | 松島中                 | 第41回JFA全国中学校サッカー選手権大会     | 61,400     | 1             | 1           | 10/25 ~ 10/27 | 10/25 ~ 10/27 |             |
| 39  | 45 | 安田中                 | 第41回JFA全国中学校サッカー選手権大会     | 26,120     | 1             | 1           | 10/25 ~ 10/27 | 10/25 ~ 10/27 |             |
| 40  | 41 | 安田中                 | 第41回JFA全国中学校サッカー選手権大会     | 82,000     | 24            | 宮崎市         | 10/25 ~ 10/27 | 10/25 ~ 10/27 |             |
| 41  | 41 | 安田中                 | 第41回JFA全国中学校サッカー選手権大会     | 82,000     | 24            | 宮崎市         | 10/25 ~ 10/27 | 10/25 ~ 10/27 |             |
| 42  | 47 | 石城中                 | 第25回JFA全国中学校サッカー選手権大会     | 678,500    | 23            | 福岡市         | 11/9 ~ 11/10  | 11/8 ~ 11/25  |             |
| 43  | 46 | 上山中                 | 第41回バンブーリーグ全国大会           | 467,500    | 17            | 千葉県千葉市      | 12/7 ~ 12/7   | 12/6 ~ 12/8   |             |
| 44  | 45 | 安田中                 | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 71,300     | 1             | 千葉県北葛飾市     | 3/28 ~ 3/30   | 3/27 ~ 3/30   |             |
| 44  | 1  | 福岡小                 | 第31回九州中学校フェニクス大会          | 267,400    | 10            | 1           | 佐賀県藤崎市        | 2/8 ~ 2/9     | 2/6 ~ 2/9   |
| 45  | 49 | 古吉中                 | 第31回全日本中学校空手道選手権大会        | 35,950     | 1             | 佐賀県北九州市     | 3/28 ~ 3/30   | 3/27 ~ 3/30   |             |
| 46  | 49 | 古吉中                 | 第31回全日本中学校空手道選手権大会        | 366,000    | 16            | 佐賀県藤崎市      | 3/28 ~ 3/30   | 3/28 ~ 3/28   |             |
| 47  | 51 | 松島中                 | 第26回九州中学校フェニクス大会          | 384,500    | 15            | 熊本県山鹿市      | 3/21 ~ 3/23   | 3/21 ~ 3/24   |             |
| 48  | 41 | 安田中                 | 第31回九州中学校フェニクス大会          | 475,000    | 19            | 宮城県宮崎市      | 3/20 ~ 3/22   | 3/20 ~ 3/22   |             |
| 49  | 50 | 小崎中                 | 第31回九州中学校フェニクス大会          | 492,000    | 16            | 宮城県宮崎市      | 3/20 ~ 3/22   | 3/19 ~ 3/22   |             |
| 50  | 42 | 菅重中                 | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 327,700    | 13            | 1           | 名古屋市          | 3/21 ~ 3/23   | 3/20 ~ 3/22 |
| 51  | 51 | 安田中                 | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 56,000     | 1             | 1           | 名古屋市          | 3/21 ~ 3/23   | 3/20 ~ 3/22 |
| 52  | 38 | 城小                  | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 53,000     | 2             | 名古屋市        | 3/21 ~ 3/23   | 3/20 ~ 3/22   |             |
| 53  | 37 | 天小                  | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 53,000     | 2             | 名古屋市        | 3/21 ~ 3/23   | 3/20 ~ 3/22   |             |
| 54  | 51 | 松島中                 | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 79,900     | 3             | 名古屋市        | 3/21 ~ 3/23   | 3/20 ~ 3/22   |             |
| 55  | 33 | 小崎南小                | 第31回全日本バンブーリーグ選手権大会       | 27,075     | 1             | 名古屋市        | 3/21 ~ 3/23   | 3/20 ~ 3/24   |             |
| 合 計 |    |                     |                           | 14,478,780 | 521           | 6           |               |               |             |

児童・生徒の県外派遣に関する補助金申請・執行の手續きの流れ

補助金申請から交付までの一般的な手続きは、以下の②④を経て、イ)「通常（直接払）学校・保護者立替」または、ロ)「通常（直接払）旅行社立替」のとおりだが、大会派遣前に補助金の交付を受けなければ大会派遣が困難な場合は、大会派遣前に補助金の概算払いを受けることができる。その場合は、ハ)「大会派遣前の交付（概算払）」のとおりとする。

## 《補助金申請・執行のフローチャート》



2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の対象団体等について

【意見】

当該補助金の対象団体等については、九州大会、全国大会派遣団体等とされているが、予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助されるわけではない。また、競技団体によっては常連校もあり、同じ学校が毎年補助を受けるケースもある。市では、平成 23 年度に補助回数を 1 団体につき年度内 1 回に限定するなどの要綱の見直しを行っているが、できるだけ多くの団体が補助を受けられるように特別枠を設けるなど、さらに工夫することも必要ではないかと考える。なお、平成 24 年度からは、一括交付金を活用して、航空券の 1/2 の 8 割を負担できるように要綱を改正している。

共済会負担金小中学校

1. 補助金の概要

| 番号                 | 4                                                                                                                                         | 所管部課 | 学校教育部 | 学校教育課 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名              | 団体負担金                                                                                                                                     |      |       |       |
| 補助金名               | 共済負担金小中学校                                                                                                                                 |      |       |       |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助<br>□建設事業補助 ■その他事業費補助                                                                                  |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法                                                                                                                       |      |       |       |
| 補助開始年度             | 不明                                                                                                                                        |      |       |       |
| 交付先                | 独立行政法人日本スポーツ振興センター                                                                                                                        |      |       |       |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体 □各種団体 □市民(個人) ■その他(独立行政法人)                                                                                                         |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、文部科学省に關係する独立行政法人であり、その前身は、日本体育・学校健康センターである。                                                                           |      |       |       |
|                    | 設立の目的は、「スポーツの適切な効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、国民の心身の健全な発達に寄与すること」である。 |      |       |       |

|                       |                                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | そのうち、「学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付」に係る事業を国、学校設置者、保護者の三者で互助している。<br>学校の管理下で生じた傷病等について、医療機関に 500 点以上の請求を受けた場合に、災害共済給付金として給付している。 |
| 補助の目的                 | 共済負担金として、那覇市立学校の児童生徒分、1 人あたり 270 円を負担している。                                                                                    |
| 期待される効果               | 児童生徒等に生じた傷病等について、保護者の負担軽減を図ることができる。                                                                                           |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 別添内取書のとおり。                                                                                                                    |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 負担金：¥9,483,860(児童生徒等の共済掛金負担金)                                                                                                 |
| 交付方法                  | ■補助金額確定後 □事前に概算交付⇒精算 □有 ■無<br>前年度返還(参考)                                                                                       |

|                                                                                                                                                                         |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ○独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則<br>平成 22 年 3 月 15 日<br>教育委員会規則第 3 号<br>(趣旨)                                                                                                 |  |
| 第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 17 条第 4 項に基づき、那覇市立学校の園児、児童又は生徒の保護者(法第 15 条第 1 項第 6 号に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。)から徴収する共済掛金について、必要な事項を定めるものとする。 |  |
| (共済掛金の額)                                                                                                                                                                |  |
| 第 2 条 教育委員会が保護者から徴収する共済掛金の額は、次のとおりとする。                                                                                                                                  |  |
| (1) 幼稚園の園児 1 人につき年額 120 円                                                                                                                                               |  |
| (2) 小学校、中学校の児童、生徒 1 人につき年額 270 円                                                                                                                                        |  |
| (共済掛金の免除)                                                                                                                                                               |  |
| 第 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については共済掛金を免除することができる。                                                                                                                       |  |
| (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者                                                                                                                          |  |
| (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者                                                                                                                                 |  |
| (共済掛金の納入)                                                                                                                                                               |  |
| 第 4 条 共済掛金は、毎年度、校長又は園長が保護者から徴収し、教育委員会が指定する日までに市に納入しなければならない。                                                                                                            |  |
| (委任)                                                                                                                                                                    |  |

那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金

1. 補助金の概要

| 番号                 | 7                                                                                                                                                                                       | 所管部課 | 学校教育部 | 学校教育課 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|
| 予算事業名              | 那覇地区中学校校体育連盟主催事業補助金                                                                                                                                                                     |      |       |       |
| 補助金名               | 那覇地区中学校校体育連盟主催事業補助金                                                                                                                                                                     |      |       |       |
| 補助金の性質別分類          | □義務的な補助    ■団体運営費補助    □イベント・大会補助    □利子補給補助<br>□建設事業補助    □その他事業費補助                                                                                                                    |      |       |       |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名等) | 那覇市学校教育団体等補助金交付要綱、那覇地区中学校校体育連盟規約                                                                                                                                                        |      |       |       |
| 補助開始年度             | (不明)                                                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 交付先                | 那覇地区中学校校体育連盟                                                                                                                                                                            |      |       |       |
| 交付先の分類             | □ 外郭団体    ■各種団体    □市民(個人)    □その他(    )                                                                                                                                                |      |       |       |
| 補助の対象となる<br>事業内容   | 那覇地区中学校校体育連盟は、沖縄県中学校校体育連盟の目的(県下中学生の健全な心身の育成と、体育・スポーツ活動の振興を図り、中学校教育の充実と発展に寄与すること)にそって、那覇地区中学校ならびに特別に職中学校中学部の体育振興をはかることを目的として、昭和34年に組織された任意団体であり、学校校体育教職員関係者が構成員となっている。                   |      |       |       |
|                    | 那覇地区中学校校体育連盟の主な活動内容<br>・夏季総体<br>・地区陸上競技大会<br>・地区駅伝競走大会<br>・地区新人大会<br>・各種講習会・部会等の実施<br>活動の中心は、6月の運動部活動対抗試合である夏季総体と、9月の地区陸上競技大会であり、いずれも学校校教育活動の一環として行われるもので、学校校体育と運動部活動にとってなくてはならないものである。 |      |       |       |
| 補助の目的              | 学校校教育関係団体(那覇地区中学校校体育連盟)の活動の一環として、保健・体育等の大会事業運営に要する経費及び団体活動費の一部を補助する。那覇市中学校校保健体育の振興及び大会運営の充実に資する。                                                                                        |      |       |       |
| 期待される効果            | 那覇市中学校校保健体育の振興及び大会運営の充実、生徒の「生きる力」の育成                                                                                                                                                    |      |       |       |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法) | 那覇地区中学校校体育連盟規約により、会費は中学生1人当たり650円。うち300円は生徒本人が負担、差額の350円×那覇市中在住中学生生徒数分を補助する。<br>H27年度生徒数10,856人(那覇市立中学校、那覇市在住私立中学校含む)                                                                   |      |       |       |

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。  
付 則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

共済負担金額及び共済給付額との差額の過去5年推移

| 単位：円        |            |            |            |            |            |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|             | H21        | H22        | H23        | H24        | H25        |
| 小学校         | 9,809,391  | 9,733,280  | 9,721,110  | 9,583,665  | 9,483,860  |
| 中学校         | 4,525,379  | 4,442,475  | 4,451,960  | 4,359,595  | 4,370,895  |
| 合 計 (A)     | 14,334,770 | 14,175,755 | 14,173,070 | 13,943,260 | 13,854,755 |
| 災害共済給付額 (B) | 14,072,007 | 15,592,924 | 22,139,335 | 16,158,217 | 17,341,474 |
| 差額 (B-A)    | -262,763   | 1,417,169  | 7,966,265  | 2,214,957  | 3,486,719  |

2. 監査の指摘と意見

(1) 共済会負担金制度の周知について

【意見】

共済掛け金の保護者負担分については、生徒1人につき年額270円と少額であるため、制度の内容そのものについては、保護者は関心が無い場合も多いと考えられる。しかしながら、万が一、事故が発生した場合に、共済からの給付対象とならないケースとされ、治療費等で多額の自己負担が生じることもあり得るので、掛け金徴収時においては、制度の内容について保護者等へ周知徹底すべきである。また、掛け金については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対してさらなる減額を働きかけて行く必要がある。

那覇市生涯学習振興費補助金

(那覇市青少年健全育成市民会議)

1. 補助金の概要

| 番号                     | 1                                                                                                                                                                                                                    | 所管部<br>課 | 学校教育部 | 青少年育成課 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|--------|
| 予算事業名                  | 補助金(那覇市青少年健全育成市民会議)                                                                                                                                                                                                  |          |       |        |
| 補助金名                   | 那覇市生涯学習振興費補助金                                                                                                                                                                                                        |          |       |        |
| 補助金の性質別<br>分類          | □義務的な補助   ■団体運営費補助   □イベント・大会補助   □利子補給補助<br>□建設事業補助   □その他事業費補助                                                                                                                                                     |          |       |        |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名<br>等) | 那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                    |          |       |        |
| 補助開始年度                 | 昭和56年度                                                                                                                                                                                                               |          |       |        |
| 交付先                    | 那覇市青少年健全育成市民会議（通称：市民会議）                                                                                                                                                                                              |          |       |        |
| 交付先の分類                 | □ 外郭団体   ■ 各種団体   □市民(個人)   □その他(   )                                                                                                                                                                                |          |       |        |
| 補助の対象となる<br>事業内容       | 那覇市青少年健全育成市民会議の主な活動内容                                                                                                                                                                                                |          |       |        |
|                        | (1)健全育成活動の充実                                                                                                                                                                                                         |          |       |        |
|                        | ・誇りと自覚を持った青少年の育成                                                                                                                                                                                                     |          |       |        |
|                        | (2)青少年育成環境の整備と地域活動の活性化                                                                                                                                                                                               |          |       |        |
|                        | ・地域の役割重視とその活動促進<br>・青少年の非行防止活動の推進                                                                                                                                                                                    |          |       |        |
|                        | (3)中学校区青少年健全育成協議会(青少年協)の充実と活動の推進、強化                                                                                                                                                                                  |          |       |        |
|                        | ・各青少年協の組織、活動の充実と連携強化                                                                                                                                                                                                 |          |       |        |
|                        | (4)青少年健全育成の為に各関係機関との連携                                                                                                                                                                                               |          |       |        |
|                        | (5)行政、青少年育成団体並びに各関係機関との連携                                                                                                                                                                                            |          |       |        |
|                        | (6)中学校区青少年健全育成協議会(青少年協)の統括                                                                                                                                                                                           |          |       |        |
| 補助の目的                  | 那覇市青少年健全育成市民会議は、本市の青少年健全育成の実施団体として昭和 56 年<br>に結成され、青少年に関わる関係機関、団体等と相互に連携をとりながら、市民協働で青<br>少年の育成を目的とする諸事業活動を展開している団体。<br>特に内部組織である「17 中学校区青少年健全育成協議会」は、市民協働・学社融合の観<br>点で、学校等との連携による地域の青少年健全育成活動にはなくてはならない存在となっ<br>ている。 |          |       |        |

|                           |                                                                                                                 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | 10,856 人 × 350 円 = 3,799,600 円                                                                                  |
| 補助対象経費の内<br>容<br>(具体的に記入) | H25 年度決算書より、収入 ¥ 9,941,873   支出 ¥ 9,036,541<br>夏季給体(6 月)、地区陸上競技大会(9 月)、地区駅伝競走大会（11 月）、地区新人大<br>会(1 月)等の実施に要する経費 |
| 交付方法                      | ■補助金額確定<br>後<br>□事前に概算交付→精算<br>前年度返還(参考)<br>□有 ■無                                                               |

2. 監査の指摘と意見

(1) 那覇地区中学校体育連盟に係る決算書のチェックについて

【指摘】

所管課担当者に同体育連盟に係る平成 25 年度決算書の主な内容について質問したところ、質問時においては、明確な回答が無い状況であった。後日、調査の上、回答を受領したが、補助交付先団体の決算概要については、補助金に係る実績報告を受ける段階でチェックしておくべきである。

(2) 沖縄県中学校体育連盟に対する分担金支出について

【指摘】

平成 25 年度那覇地区中体連決算書の支出合計額 9,936 千円のうち、約 45%の 4,471 千円が沖縄県中体連に対する分担金として支出されている。これは、那覇地区中体連における那覇市補助金を含む収入のうち 4 割を超える部分が、別の上部団体に支出されていることとなる。このような、直接の補助金交付先団体を介して上部団体等へ交付金、分担金等の名目で支出している団体は、ほかにも多数存在するが、上部団体等への交付金、分担金等支出が、交付先団体の直接の事業に該当するのかどうか疑問である。この点に関して、補助金ガイドラインでは、以下の取り扱いとされている。

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 3   補助金の交付・見直し基準                                                      |
| (2)   財政的な視点                                                          |
| ④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、効率性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。            |
| ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられないか、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。 |

今後は、上記補助金ガイドラインの取り扱いに従って、再補助について見直しをするべきである。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【指摘】

那覇市青少年健全育成市民会議は、青少年の健全育成に向け、様々な活動を行っているが、その目的である「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのかわかりにくい。例えば、青少年の非行防止活動の推進であれば、市内における非行認知件数の減少につながっているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、同市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。

那覇市生涯学習振興費補助金

(那覇市青年団体連絡会)

1. 補助金の概要

| 番号                    | 3                                                                                                                                                      | 所管部<br>課 | 学校教育部 | 青少年育成課 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|--------|
| 予算事業名                 | 那覇市(那覇市青年団体連絡会)                                                                                                                                        |          |       |        |
| 補助金名                  | 那覇市生涯学習振興費補助金                                                                                                                                          |          |       |        |
| 補助金の性質別<br>分類         | □義務的な補助   ■団体運営費補助   □イベント・大会補助   □利子補給補助<br>□建設事業補助   □その他事業費補助                                                                                       |          |       |        |
| 補助根拠<br>(法令・要綱名<br>等) | 那覇市生涯学習振興費補助金交付要綱                                                                                                                                      |          |       |        |
| 補助開始年度                | 平成6年度頃                                                                                                                                                 |          |       |        |
| 交付先                   | 那覇市青年団体連絡会                                                                                                                                             |          |       |        |
| 交付先の分類                | □ 外郭団体   ■ 各種団体   □ 市民(個人)   □ その他(        )                                                                                                           |          |       |        |
| 補助の対象となる<br>事業内容      | 那覇市青年団体連絡会の主な活動<br>各地域の青年会相互の交流、連携を通して青年会の活性化を図るため平成5年 11 月に<br>結成。主な活動の一つに「なは青年祭」を実施している。これは、関係機関団体の協力を得<br>ながら、市内の青年団体が一同に会して伝統芸能を披露することを通し、仲間づくりや地域 |          |       |        |

|                       |                                                                                                                                                                                           |      |             |  |                               |   |          |  |  |  |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|--|-------------------------------|---|----------|--|--|--|
| 期待される効果               | 市の青少年健全育成施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的として各種活動を行っており、「青少年の健全育成」「市民協働」の実施、機運の高まりへの効果が大きい。                                                                                                   |      |             |  |                               |   |          |  |  |  |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 積算すると、補助金額としては不足している。本市の財政状況に応じて年度ごとに補助額が減額されてきている状況である。<br>※平成7年度の補助金額は、2,810万8千円である。                                                                                                    |      |             |  |                               |   |          |  |  |  |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | 「那覇市少年自然体験の船」「那覇市少年の主張大会」「やる気・元気旗頭フェスティバル」「青少年健全育成綱引き大会」「那覇市内中学校卒業式の支援」「健やかな青少年を育てる那覇市民運動」「健やかな青少年を育てる那覇市民運動」「各中学校区成人式の支援」「夜間該当指導」他                                                       |      |             |  |                               |   |          |  |  |  |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                                                                                                                                                  |      | ■事前に概算交付→精算 |  | 前年度返還(参考)                     |   | □有 ■無    |  |  |  |
| 今年度交付希望金額             | 補助希望額①                                                                                                                                                                                    |      | ¥3,572,000  |  |                               |   |          |  |  |  |
|                       | 財源内訳                                                                                                                                                                                      | 一般財源 | ¥3,572,000  |  | 国                             | 県 | ¥0       |  |  |  |
| 補助率(%)                | 補助対象経費②                                                                                                                                                                                   |      | ¥5,162,685  |  | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②)     |   | 69%      |  |  |  |
| 参考データ<br>(前年度実績)      | 収入総額                                                                                                                                                                                      |      | ¥8,820,697  |  | 内部留保資金(積立金等)                  |   | ¥0       |  |  |  |
|                       | 支出総額                                                                                                                                                                                      |      | ¥8,321,795  |  | 今年度への繰越金<br>(上記のうち)前々年度からの繰越金 |   | ¥498,902 |  |  |  |
|                       | 前年度補助実績                                                                                                                                                                                   |      | ¥3,572,000  |  |                               |   | ¥0       |  |  |  |
| 本市以外からの補助金等           | 県民会議(地区主張大会運営費)                                                                                                                                                                           |      | ¥50,000     |  |                               |   |          |  |  |  |
|                       | 赤い羽根共同募金                                                                                                                                                                                  |      | ¥90,000     |  |                               |   |          |  |  |  |
|                       | 子どもゆめ基金                                                                                                                                                                                   |      | ¥705,423    |  |                               |   |          |  |  |  |
| 備考                    | かつて存在した内閣府政策統括官が所管する公益法人として昭和41年に(社)青少年育成国民会議が発足し、42年度末ごろまでに全国に青少年育成都道府県民会議が結成された。(沖縄県青少年育成県民会議は43年設立)その流れを受け、那覇市においても56年に本市民会議が設立された。その成立過程ゆえ、活動は常に市の施策と呼応しており、青少年健全育成の市民活動の中心的存在となっている。 |      |             |  |                               |   |          |  |  |  |

補助金等アンケート(その2)

1. この補助金に関連して、過去3年間に市監査委員、県、会計検査院から指摘事項等を受けている場合は、その内容及び改善状況等を記載してください。

■平成24年度財政援助団体等監査

【指摘事項等】

青年団体連絡会の加盟数は、第4次総合計画の施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」の成果指標にもなっており現在の7団体から平成24年度は20団体に増加しているが数値目標の達成には厳しい状況である。各地域にある青年会の現状把握と課題分析を行うとともに加盟団体の増加及び事業活性化のための方策について青年団体連絡会と協議し、具体的かつ実効性のある行動に取り組みきたい。

【要望事項に関する措置】

加盟団体数の増加については、自治会等を通して各地域で活動している青年会、青年団体等の情報収集を行い、効果的な参加の呼びかけを検討し、那覇市青年団体連絡会に加盟する団体数の増加につなげるよう努めたい。また、定期的に当該連絡会との協議を行い、実情を把握しながら連携を取り、当該連絡会、加盟団体の活性化に寄与するような支援を検討したい。

■平成25年度行政監査（那覇市代表監査委員）

【実績報告書に係る審査について（更正事項）】

補助金額の確定に当たっては、実績報告書及び収支精算書を審査しているが、支出金額を証する領収書等の証拠書類による確認を行っていない。

実績報告書に係る審査については、領収書等の証拠書類による確認を行われたい。

【是正事項に対する措置】

監査委員からの指摘を受け、平成25年度の実績報告に当たっては、領収書等の証拠書類による確認を行い、適正に処理されていることを確認しました。

■平成25年度行政監査（那覇市代表監査委員）

【補助金の選別について（注意事項）】

那覇市青年団体連絡会への生涯学習振興費補助金については、団体運営費補助となっている。補助金等に関する基本指針では、補助金の交付は原則として事業費を対象に補助されるべきであるとされている。事業費補助として補助金を交付することについて検討されたい。

【注意事項に対する措置】

那覇市青年団体連絡会は、市内の青年団体の連携を図り、その助長発展につとめながら那覇市の発展に寄与することが目的となっております。その目的達成のために連絡協議、育成援助、研修会、文化行事等、様々な事業を市や地域社会のニーズに応えながら行うため、特定の事業に限った事業費補助は不適当と考えます。

|                       |                                                                                                                                              |             |                           |           |         |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------|-----------|---------|
|                       | つくりに貢献するためにやっている。<br>平成 26 年度現在加盟団体 (7 団体)<br>①安里南之島保存会<br>②城東ハイイツ青年会<br>③金城町青年会<br>④那覇太鼓<br>⑤重増民族伝統芸能保存会<br>⑥那覇市青少年健全育成市民会議青年部<br>⑦首里平良町青年会 |             |                           |           |         |
| 補助の目的                 | 那覇市青年団体連絡会は、那覇市内の各地域で活動する青年団体を集め、青年(会)活動の活性化・健全育成を図ると共に、本市の伝統芸能の継承と発展に寄与することを目的に平成3年に発足した。青年活動とおして地域活性化を図り、青年層の人材養成に貢献している。                  |             |                           |           |         |
| 期待される効果               | 上記目的に基づき活動が、市内の青年団体の連携及び本市の発展に寄与しており、本団体のメイン事業である「なは青年祭」は、那覇市観光産業にも貢献している。                                                                   |             |                           |           |         |
| 精算根拠<br>(補助額の算定方法)    | 精算すると、補助金額としては不足している。本市の財政状況に応じて年度ごとに補助額が減額されてきており、事務局の維持にも苦慮している状況である。                                                                      |             |                           |           |         |
| 補助対象経費の内容<br>(具体的に記入) | ※平成17～18年度の補助金額は、207万円である。<br>・事務局運営費<br>・青年交流ボウリング大会<br>・地域クリーン活動<br>・伝統芸能団体派遣事業                                                            |             |                           |           |         |
| 交付方法                  | □補助金額確定後                                                                                                                                     | ■事前に概算交付⇒精算 |                           | 前年度返還(参考) | □有 ■無   |
| 今年度交付希望金額             | 補助希望額①                                                                                                                                       | ¥1,530,000  |                           |           |         |
|                       | 財源内訳                                                                                                                                         | 一般財源        | 国                         | 県         | ¥0      |
| 補助率(%)                | 補助対象経費②                                                                                                                                      | ¥1,612,359  | 補助対象経費に占める補助金の割合<br>(①/②) |           | 95%     |
| 参考データ<br>(前年度実績)      | 収入総額                                                                                                                                         | ¥1,653,068  | 内部留保資金(積立金等)              |           | ¥0      |
|                       | 支出総額                                                                                                                                         | ¥1,653,068  | 今年度への繰越金                  |           | ¥29,967 |
|                       | 前年度補助実績                                                                                                                                      | ¥1,530,000  | (上記のうち)前々年度からの繰越金         |           | ¥0      |

## 一般社団法人 那覇市観光協会

### 1. 法人の概要

#### (1) 目的

那覇市およびその周辺地域の観光事業の復興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的とする。

#### (2) 沿革

1954年 1月 9日設立

1956年 10月 5日社団法人認可取得

2013年 3月 21日一般社団法人認可取得 会員数 480 社(平成 25 年 4 月 1 日現在)

#### (3) 事業内容

主な事業の内容について

#### I 観光振興事業・NAHANAVI

観光情報誌 NAHA-NAVI の発行

① 一般用 NAHA-NAVI (年 3 回発行) 年間 36 万部

国際通りを中心とした市内 MAP が好評。NAHA-NAVI を片手に国際通りを散策する観光客の姿が多くみられる。魅力ある観光情報誌として更に内容の充実を図る。

② 修学旅行用 NAHA-NAVI (年 2 回発行) 年間 26 万部

那覇市の修学旅行ナビとして多くの学校が活用。中学生、高校生に対する情報誌として更に充実を図る。

#### II 観光振興事業・観光案内所運営

① 「那覇市観光案内所」の運営

平成 26 年度に那覇市観光案内所をてんぶす那覇 1 階に移転し、観光案内所および休憩所、那覇の特産品を紹介・販売する「ショップなは」の展開を含め、これまでの 5 倍のスペースでサービス運営の強化を図っている。

② 「マチグワァー総合案内所」の運営

那覇市より委託を受けた事業であり、内容としては、地域住民等の協力し、観光客に対するマチグワァー案内とマチグワァーの活性化を図ることを目的としている。また、マチグワァーMAP の作成やまちぐわー探検隊を企画実施し観光客の方々のニーズに応える。

## 2. 監査の指摘と意見

### (1) 補助金の成果について

#### 【指摘】

那覇市青年団体連絡会への補助金が、その設置目的に対して、どのような具体的な成果があるのか、市民に説明する必要がある。なお、ここ数年は、同連絡会の活動自体が低迷していることから、同連絡会の役割の検証や今後の事業運営の再構築が求められる。なお、上記の通り、市監査委員による過去の監査においても同趣旨の指摘がある。



### Ⅲ 観光振興事業・キャンペーンレディ

那覇市の観光を海外および全国にアピールし誘客・受入活動を取り組む那覇市の観光親善大使として「那覇観光キャンペーンレディ」を選出し、観光促進に繋げる。

### Ⅳ 観光振興事業・外国人観光客受入

那覇空港新国際線ターミナルビルや那覇港クルーズ船ターミナルの完成便には LCC をはじめ航空路線の拡充等が後押しし、外国人観光客が大きく増加している。特に台湾、中国、香港、韓国などの東南アジアを中心に観光客が増えている。今後、増加が見込まれ、外国人観光客に対する受入体制の強化が必要である。

- ① 外国人観光客受入整備事業
  - ・語学サポート、語学指導、案内業務に取組む。
  - ・クルーズ入港時の案内・通訳サポートおよび観光案内所や国際通りを中心に通訳・案内所サポートを実施。
  - ・語学講座の実施 英語、中国語、韓国語の講座を計画
- ② 那覇港クルーズ船ターミナル 観光案内所の開設
  - ・市内観光地案内、交通機関案内 他

### Ⅴ 観光振興事業・誘客宣伝活動

沖縄県、那覇市、沖縄観光コンベンションビューローおよび各旅行社と連携し、観光客の誘致活動に積極的に取り組む。

- ① 県外誘致活動
  - 那覇市と交流連携を進める県外市町村のまつり参加や那覇観光キャンペーンレディを派遣するなど那覇の観光と誘客に取り組む。
- ② MICE や修学旅行の誘致活動
  - 沖縄観光コンベンションビューロー等が主催する修学旅行説明会に参加し、那覇市へ誘客を図る。

### Ⅵ 観光振興事業・会員活性化事業

那覇市の観光を推進するためには、観光客の誘致・受入事業を推進する那覇市観光協会の組織強化が重要である。

- ① 「会員証」の再交付と確立
  - 「那覇市観光協会会員証」等の表示をもって市民からも観光客からも信頼される店として評価される仕組みづくりに取組む。
- ② 新規会員の拡大 現会員数 482 社(平成 26 年 3 月 27 日現在)
  - 那覇市の観光推進の重要性の認識を広め、会員特典の拡充し会員拡大に取組む。
- ③ 観光に関する研修等の実施
  - 会員企業および那覇市内の観光従事者に対し、接客や観光知識等の向上を図るための講習・研修等を取組む。
  - ・接客サービス講習
  - ・観光知識研修（観光地巡りや座学）
  - ・那覇市内美化清掃運動 など

### Ⅶ 各イベント推進事業

那覇市の伝統・歴史・文化そしてスポーツをテーマに取組まれるイベントを通じて観光客の誘客を図る。

- ① 那覇ハーリー
- ② 那覇大綱挽
- ③ 琉球王朝まつり首里
- ④ NAHA マラソン
- ⑤ 読売巨人軍・春季キャンプ
- ⑥ 沖縄国際映画祭
- ⑦ 福州園の秋の音楽祭 など

### Ⅷ 文化・スポーツ振興事業・まち歩き

地域再発見の着地型観光商品としてさらには、まちづくりの推進役になれるように新たな商品（コース）開発とガイドの育成、幅広い客層の参加、旅行社、ホテルとのタイアップ企画の推進等図る。

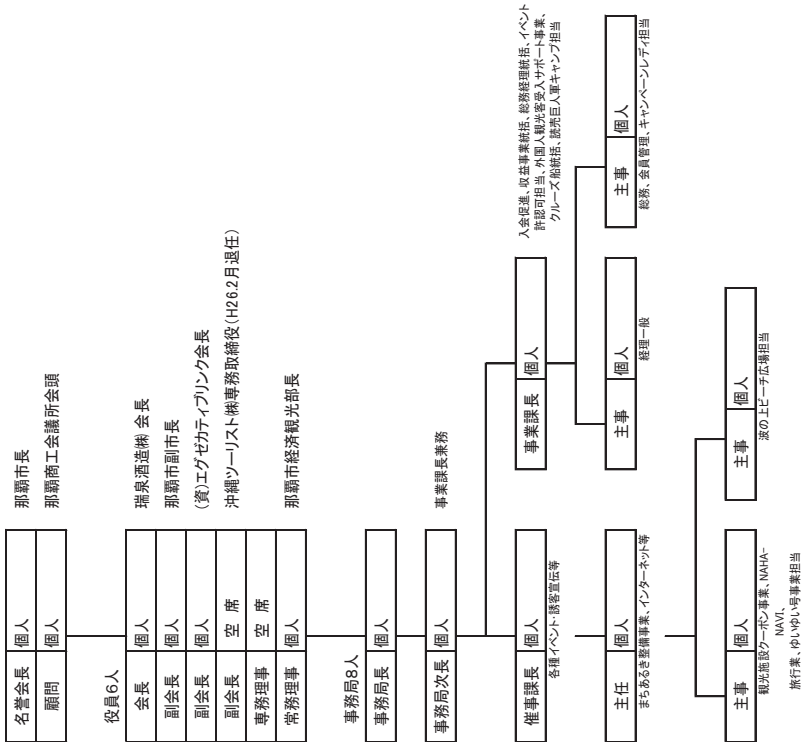
### Ⅸ 那覇市内観光周遊バス事業（ゆいゆい号事業）

那覇市を訪れる観光客のニーズに対応して市内の観光地を結ぶ周遊バス事業に取り組んでいる。

X その他

- ① 波の上ビーチ広場の管理運営、売店事業
- ② クーポン取扱事業（那覇市内の観光施設に係るクーポン販売）
- ③ その他

(4) 組織図（平成 26 年 4 月 1 日 現在）



(5) 役員の状況

| 団体名    | 平成23年度 |   |           |   | 平成24年度 |   |           |   | 平成25年度 |   |           |   |
|--------|--------|---|-----------|---|--------|---|-----------|---|--------|---|-----------|---|
|        | 人数     |   | (内、市議員OB) |   | 人数     |   | (内、市議員OB) |   | 人数     |   | (内、市議員OB) |   |
| 役員     | 29     | 無 | 無         | 無 | 28     | 無 | 無         | 無 | 20     | 無 | 無         | 無 |
| 正規職員数  | 7      | 無 | 無         | 無 | 7      | 無 | 無         | 無 | 8      | 無 | 無         | 無 |
| 非正規職員数 | 22     | 無 | 無         | 無 | 25     | 無 | 無         | 無 | 33     | 無 | 無         | 無 |

・平成 25 年度役員の構成

| 役員   | 人数 |
|------|----|
| 会長   | 1  |
| 副会長  | 3  |
| 常務理事 | 1  |
| 理事   | 13 |
| 監事   | 2  |
| 合計   | 20 |

(6) 職員の状況

上記、(5)役員の状況参照。

(7) 財務状況について

貸借対照表  
平成26年3月31日現在法人名：一般社団法人 那覇市観光協会  
事業名：事業全体

| 科目            | 当年度           | 前年度        | 増減           |
|---------------|---------------|------------|--------------|
| (単位：円)        |               |            |              |
| I 資産の部        |               |            |              |
| 流動資産          |               |            |              |
| 現金預金          | 54,903,524    | 45,738,038 | 9,165,486    |
| 現金            | 388,395       | 210,000    | 178,395      |
| 普通預金          | 54,515,129    | 45,528,038 | 8,987,091    |
| 未収入金          | 23,334,812    | 5,134,015  | 18,200,797   |
| 立替金           | 286,842       | 247,376    | 39,466       |
| 流動資産合計        | 78,525,178    | 51,119,429 | 27,405,749   |
| 固定資産          |               |            |              |
| 特定資産          |               |            |              |
| 退職給付引当定期預金    | 13,891,911    | 13,388,692 | 503,219      |
| 観光振興特別事業定期預金  | 9,003,524     | 9,002,070  | 1,454        |
| 特定資産合計        | 22,895,435    | 22,390,762 | 504,673      |
| その他固定資産       |               |            |              |
| 構築物           | 128,539       | 149,812    | Δ 21,273     |
| 車両運搬具         | 1             | 5          | Δ 4          |
| 什器備品          | 228,251       | 550,374    | Δ 322,123    |
| 預託金           | 4,610         | 4,610      | 0            |
| 保証金           | 720,000       | 640,000    | 80,000       |
| その他固定資産合計     | 1,081,401     | 1,344,801  | Δ 263,400    |
| 固定資産合計        | 23,976,836    | 23,735,563 | 241,273      |
| 資産合計          | 102,502,014   | 74,854,992 | 27,647,022   |
| II 負債の部       |               |            |              |
| 流動負債          |               |            |              |
| 未払金           | 52,710,086    | 3,353,070  | 49,357,016   |
| 前受金           |               | 29,620,154 | Δ 29,620,154 |
| 預り金           | 216,073       | 968,543    | Δ 752,470    |
| 未払費用          | 9,701,185     | 8,328,687  | 1,372,498    |
| 未払消費税等        | 2,300,700     | 135,200    | 2,165,500    |
| 未払法人税等        | 70,000        | 421,600    | Δ 351,600    |
| 流動負債合計        | 64,998,044    | 42,827,254 | 22,170,790   |
| 固定負債          |               |            |              |
| 退職給付引当金       | 13,891,911    | 13,388,692 | 503,219      |
| 固定負債合計        | 13,891,911    | 13,388,692 | 503,219      |
| 負債合計          | 78,889,955    | 56,215,946 | 22,674,009   |
| III 正味財産の部    |               |            |              |
| 一般正味財産        |               |            |              |
| (うち特定資産への充当額) | 23,612,059    | 18,639,046 | 4,973,013    |
| ( 9,003,524 ) | ( 9,002,070 ) | 1,454      |              |
| 正味財産合計        | 23,612,059    | 18,639,046 | 4,973,013    |
| 負債及び正味財産合計    | 102,502,014   | 74,854,992 | 27,647,022   |

貸借対照表内訳表  
平成26年3月31日現在

法人名：一般社団法人 那覇市観光協会

| 科目           | 実施事業合計      | その他合計      | 法人会計       | 内部取引消去       | 合計          |
|--------------|-------------|------------|------------|--------------|-------------|
| (単位：円)       |             |            |            |              |             |
| I 資産の部       |             |            |            |              |             |
| 流動資産         |             |            |            |              |             |
| 現金預金         | 23,535,428  | 10,257,231 | 21,110,865 | 0            | 54,903,524  |
| 未収入金         | 8,581,387   | 14,753,425 |            |              | 23,334,812  |
| 立替金          | 121,267     | 49,650     | 115,925    |              | 286,842     |
| 実施事業等会計      |             | 40,792,599 |            | Δ 40,792,599 |             |
| 法人会計         |             | 425,799    |            | Δ 425,799    |             |
| 流動資産合計       | 32,238,082  | 66,278,704 | 21,226,790 | Δ 41,218,398 | 78,525,178  |
| 固定資産         |             |            |            |              |             |
| 特定資産         |             |            |            |              |             |
| 退職給付引当定期預金   |             |            |            |              |             |
| 観光振興特別事業定期預金 | 9,003,524   | 0          |            | 13,891,911   | 13,891,911  |
| 特定資産合計       | 9,003,524   | 0          | 0          | 13,891,911   | 22,895,435  |
| その他固定資産      |             |            |            |              |             |
| 構築物          |             | 128,539    |            |              | 128,539     |
| 車両運搬具        |             | 1          |            |              | 1           |
| 什器備品         | 9,981       | 218,270    |            |              | 228,251     |
| 預託金          | 4,610       |            |            |              | 4,610       |
| 保証金          | 620,000     | 100,000    |            |              | 720,000     |
| その他固定資産合計    | 634,591     | 446,810    | 0          | 0            | 1,081,401   |
| 固定資産合計       | 9,638,115   | 446,810    | 0          | 13,891,911   | 23,976,836  |
| 資産合計         | 41,876,197  | 66,725,514 | 21,226,790 | Δ 27,326,487 | 102,502,014 |
| II 負債の部      |             |            |            |              |             |
| 流動負債         |             |            |            |              |             |
| 未払金          | 3,259,928   | 49,211,888 | 238,270    |              | 52,710,086  |
| 預り金          | 63,600      | 24,123     | 128,350    |              | 216,073     |
| 未払費用         | 4,094,155   | 323,132    | 5,283,898  |              | 9,701,185   |
| 未払消費税等       | 630,392     | 1,670,308  |            |              | 2,300,700   |
| 未払法人税等       |             | 70,000     |            |              | 70,000      |
| その他会計        | 40,792,599  |            | 425,799    | Δ 41,218,398 |             |
| 流動負債合計       | 48,840,674  | 51,299,451 | 6,076,317  | Δ 41,218,398 | 64,998,044  |
| 固定負債         |             |            |            |              |             |
| 退職給付引当金      |             |            | 13,891,911 |              | 13,891,911  |
| 固定負債合計       | 0           | 0          | 13,891,911 | 0            | 13,891,911  |
| 負債合計         | 48,840,674  | 51,299,451 | 19,968,228 | Δ 41,218,398 | 78,889,955  |
| III 正味財産の部   |             |            |            |              |             |
| 一般正味財産       | Δ 6,964,477 | 15,426,063 | 15,150,473 | 0            | 23,612,059  |
| 正味財産合計       | Δ 6,964,477 | 15,426,063 | 15,150,473 | 0            | 23,612,059  |
| 負債及び正味財産合計   | 41,876,197  | 66,725,514 | 35,118,701 | Δ 41,218,398 | 102,502,014 |

## 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日

法人名：一般社団法人 那覇市観光協会

事業名：事業全体

| 科目           |             | 当年度         | 前年度         | (単位：円) |  |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|
|              |             |             |             | 増減     |  |
| I 一般正味財産増減の部 |             |             |             |        |  |
| 経常増減の部       |             |             |             |        |  |
| 経常収益         |             |             |             |        |  |
| 特定資産運用益      | 4,673       | 5,732       | △ 1,059     |        |  |
| 特定資産受取利息     | 4,673       | 5,732       | △ 1,059     |        |  |
| 受取会費         | 13,096,500  | 13,945,000  | △ 848,500   |        |  |
| 受取会費         | 13,096,500  | 13,945,000  | △ 848,500   |        |  |
| 事業収益         | 37,040,383  | 27,790,511  | 9,249,872   |        |  |
| 広告収益         | 7,500,000   | 6,278,395   | 1,221,605   |        |  |
| シヤワー使用料収益    | 604,820     | 389,136     | 215,684     |        |  |
| 公園使用料収益      | 297,675     | 781,675     | △ 484,000   |        |  |
| 旅行業手数料収益     | 12,195,764  | 7,075,864   | 5,119,900   |        |  |
| 物品貸出収益       | 342,470     | 342,470     | △ 342,470   |        |  |
| 自動販売機取扱収益    | 806,858     | 707,015     | 99,843      |        |  |
| 売店売上収益       | 11,953,890  | 9,749,452   | 2,204,438   |        |  |
| 手数料収益        | 2,263,446   | 1,700,924   | 562,522     |        |  |
| 物品販売収益       | 1,148,450   | 571,960     | 576,490     |        |  |
| コインロッカー収益    | 269,480     | 193,600     | 75,880      |        |  |
| 受取補助金等       | 104,504,000 | 92,477,681  | 12,026,319  |        |  |
| 受取補助金        | 104,504,000 | 92,477,681  | 12,026,319  |        |  |
| 事業受託収益       | 225,178,343 | 63,587,519  | 161,590,824 |        |  |
| 事業受託収益       | 225,178,343 | 63,587,519  | 161,590,824 |        |  |
| 受取寄附金        | 904,000     | 633,000     | 271,000     |        |  |
| 受取寄附金        | 904,000     | 633,000     | 271,000     |        |  |
| 雑収益          | 2,081,044   | 3,191,337   | △ 1,110,293 |        |  |
| 受取利息         | 9,728       | 5,041       | 4,687       |        |  |
| 雑収益          | 2,071,316   | 3,186,296   | △ 1,114,980 |        |  |
| 経常収益計        | 382,808,943 | 201,630,780 | 181,178,163 |        |  |
| 経常費用         |             |             |             |        |  |
| 事業費          |             |             |             |        |  |
| 売店事業費        | 339,844,579 | 164,171,251 | 175,673,328 |        |  |
| 物品販売事業費      | 7,102,858   | 5,861,732   | 1,241,126   |        |  |
| 仕入費          | 1,080,390   | 841,483     | 238,907     |        |  |
| 賃金           | 830,578     | 830,578     | 830,578     |        |  |
| 退職給付費用       | 80,024,281  | 51,763,204  | 28,261,077  |        |  |
| 法定福利費        | 297,700     | 297,700     | 297,700     |        |  |
| 福利厚生費        | 12,154,881  | 7,136,978   | 5,017,903   |        |  |
| 報償費          | 243,619     | 241,027     | 2,592       |        |  |
| 旅費交通費        | 15,567,747  | 7,323,283   | 8,244,464   |        |  |
| 通信運搬費        | 3,133,316   | 2,647,952   | 485,364     |        |  |
| 減価償却費        | 2,264,387   | 1,710,382   | 554,005     |        |  |
| 消耗什器備品費      | 101,424     | 178,387     | △ 76,963    |        |  |
| 消耗品費         | 630,600     | 630,600     | △ 630,600   |        |  |
| 修繕費          | 3,829,705   | 3,905,894   | △ 76,189    |        |  |
| 印刷製本費        | 272,700     | 741,227     | △ 468,527   |        |  |
| 燃料費          | 5,627,117   | 6,089,325   | △ 462,208   |        |  |
| 光熱水料費        | 97,956      | 247,968     | △ 150,012   |        |  |
| 広告費          | 4,384,685   | 3,464,302   | 920,383     |        |  |
| 賃借料          | 60,023,293  | 12,025,227  | 47,998,066  |        |  |
| 食糧費          | 7,131,704   | 6,271,452   | 860,252     |        |  |
| 保険料          | 583,703     | 635,719     | △ 52,016    |        |  |
| 交際費          | 936,988     | 952,974     | △ 15,986    |        |  |
| 租税公課         | 256,710     | 223,374     | 33,336      |        |  |
| 負担金          | 3,339,800   | 34,600      | 3,305,200   |        |  |
| 手数料          | 633,460     | 633,460     | △ 315,060   |        |  |
| 被服費          | 1,610,509   | 471,515     | 1,138,994   |        |  |
| 委託費          | 2,704,800   | 450,000     | 2,254,800   |        |  |
| 接遇研修費        | 124,970,513 | 48,985,785  | 75,984,728  |        |  |
| 接遇研修費        | 934,401     | 683,401     | 251,414     |        |  |

|                |             |             |             |  |  |
|----------------|-------------|-------------|-------------|--|--|
| 管理費            | 37,679,375  | 44,715,224  | △ 7,035,849 |  |  |
| 給料手当           | 18,760,221  | 18,760,221  | △ 4,845,621 |  |  |
| 諸手当            | 3,070,935   | 5,223,207   | △ 2,452,272 |  |  |
| 賃金             | 16,800      | 16,800      | 16,800      |  |  |
| 法定福利費          | 2,148,707   | 5,401,472   | △ 3,252,765 |  |  |
| 中退金掛金          | 624,000     | 624,000     | 0           |  |  |
| 退職給付費用         | 503,662     | 503,662     | △ 298,143   |  |  |
| 福利厚生費          | 246,916     | 206,426     | 40,490      |  |  |
| 委託料            | 89,511      | 6,077,757   | △ 5,988,246 |  |  |
| 旅費交通費          | 439,865     | 253,990     | 185,875     |  |  |
| 通信運搬費          | 645,397     | 428,583     | 216,814     |  |  |
| 減価償却費          | 119,700     | 126,000     | △ 6,300     |  |  |
| 消耗什器備品費        | 1,823,960   | 1,505,803   | 318,157     |  |  |
| 消耗品費           | 127,188     | 191,850     | △ 191,850   |  |  |
| 修繕費            | 1,585,621   | 106,185     | 21,003      |  |  |
| 燃料費            | 11,813,118  | 1,598,280   | 1,585,621   |  |  |
| 光熱水料費          | 74,361      | 95,118      | 10,214,838  |  |  |
| 賃借料            | 30,207      | 1,487,750   | △ 20,757    |  |  |
| 租税公課           | 356,500     | 316,500     | △ 1,457,543 |  |  |
| 負担金            | 138,821     | 1,350,394   | 40,000      |  |  |
| 総会費            | 141,392     | 1,211,573   | △ 1,211,573 |  |  |
| 会議費            | 66,257      | 152,178     | △ 10,786    |  |  |
| 雑費             | 377,523,954 | 208,886,475 | 168,637,479 |  |  |
| 経常費用計          | 5,284,989   | △ 7,255,695 | 12,540,684  |  |  |
| 経常増減の部         | 0           | 0           | 0           |  |  |
| 経常外収益          | 5,284,989   | △ 7,255,695 | 12,540,684  |  |  |
| 経常外収益計         | 0           | 0           | 0           |  |  |
| 経常外費用          | 241,976     | 99,028      | 142,948     |  |  |
| 固定資産除却損        | 241,976     | 99,028      | 142,948     |  |  |
| 当期経常外増減額       | △ 241,976   | 99,028      | △ 142,948   |  |  |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 5,043,013   | △ 7,354,723 | 12,397,736  |  |  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 70,000      | 421,600     | △ 351,600   |  |  |
| 当期一般正味財産増減額    | 4,973,013   | △ 7,776,323 | 12,749,336  |  |  |
| 一般正味財産期首残高     | 18,639,046  | 26,415,369  | △ 7,776,323 |  |  |
| 一般正味財産期末残高     | 23,612,059  | 18,639,046  | 4,973,013   |  |  |
| II 指定正味財産増減の部  | 0           | 0           | 0           |  |  |
| 当期指定正味財産増減額    | 0           | 0           | 0           |  |  |
| 指定正味財産期首残高     | 0           | 0           | 0           |  |  |
| 指定正味財産期末残高     | 0           | 0           | 0           |  |  |
| III 正味財産期末残高   | 23,612,059  | 18,639,046  | 4,973,013   |  |  |

法人名：一般社団法人 那覇市観光協会 (単位：円)

法人名：一般社団法人 那覇市観光協会（単位：円）

下記の年度ごとの推移を検証した結果、補助金の支給金額は、平成 21 年度及び平成 22 年度と比較すると、ここ数年は、比較的減少傾向にある。補助金の対象者も平成 22 年以外は、ほとんど変わらない。

平成25年4月1日から平成26年3月31日  
法人名：一般社団法人 那覇市観光協会 (単位：円)

■ 表 A-1 本補助金と人件費、人数等の年推移

| 対象年度                          | 平成 21<br>年度 | 平成 22<br>年度 | 平成 23<br>年度 | 平成 24<br>年度 | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度<br>(予算) |
|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|
| ① 補助金額<br>(千円)                | 34,026      | 34,026      | 23,334      | 29,377      | 30,266      | 30,266              |
| ② 人件費実績<br>(千円)               | 39,447      | 34,082      | 26,513      | 30,428      | 31,395      | -                   |
| ③ 補助金カバ-<br>率 (%)<br>(①/②)    | 86.3%       | 99.8%       | 88.0%       | 96.5%       | 96.4%       | -                   |
| ④ 補助金対象者<br>(人)               | 6           | 8           | 6           | 6           | 6           | 6                   |
| ⑤ 一人当たり<br>年間人件費<br>(②/④)(千円) | 6,575       | 5,680       | 5,640       | 5,071       | 5,233       | -                   |
| 備考                            |             | ※1          | ※2          |             |             | -                   |

※1 「一人当たり人件費」について補助金対象者 8 人の内、3 人については、それぞれ 9 ヶ月、1 ヶ月、2 ヶ月しか発生していないため、月割で計算を行った。また、平成 23 年度の補助金の対象には、那覇市の派遣職員の時間外手当相当額が含まれており、当該金額は控除して一人当たりの人件費を算出している。

※2 「一人当たり人件費」について補助金対象者 6 人の内、2 人については、それぞれ 6 ヶ月、3 ヶ月しか発生していないため、月割で計算を行った。

(1) 補助金の算定方法について

【指摘】

補助額の算定方法については、「人件費の見込みによる。(上記、当該補助金概要参照)」とされており、当法人からの年間の人件費見込みを補助金の金額として確定している。当該補助金に係る交付要綱は存在するが、内容が抽象的であり明確な数値基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者は存在することもなく、ほぼ当法人からの見込み額通り金額が支給されている。  
限られた公金を有効に活用する観点から、明確な数値基準を作成する必要がある。

(2) 補助金の効果の測定方法について

【指摘】

当該補助金を利用したことによる効果の測定方法については、「那覇市への入込み観光客数等」としているが、補助金額に見合う効果が十分に発揮されているか検証が行われていない。補助金の有効性の観点から、当該補助金による効果を含めたうえで、交付が行われるべきである。

(3) 那覇市観光協会運営補助のあり方について

【意見】

上述したとおり、那覇市観光協会（以下、「観光協会」という。）は、平成 25 年度では、那覇ハーリー、那覇大綱挽まつり、NAHA マラソン、読売巨人軍キャンプ支援、沖縄国際映画祭などのイベント推進事業や観光情報誌 NAHA-NAVI の発行、那覇市観光案内所の運営などの取組みや、また那覇市の指定管理を受けて「波の上ビーチ広場」の管理運営や「那覇市内観光周遊バス事業」「外国人観光客受入整備事業」「まち歩き整備事業」など多くの補助事業や受託事業などを実施している。

しかし、補助事業はその補助金の目的がどのように達成されているのか、その成果について、観光協会としては示すことができない。また、補助事業に係る事務処理に正確性を欠く面が見られるなど、事業実施主体としての役割が十分果たせていない状況である。これらの原因のひとつには、観光協会の組織体制にあると思われる。このような多くの事業を実施していないながら、わずか 8 名の事務局体制では十分とは言えないであろう。しかも、平成 24 年度以降、事業費の一部に「一括交付金」を活用したために、事業規模が急激に拡大し、これらの規模拡大に事務処理能力を含む組織体制が追いついていない。また、現在の事務局体制を見ると、職員の高齢化も進む中、後進の育成もままならない状況である。

那覇市の「第 4 次総合計画」では、「協働による観光振興」において、観光協会などと協力しながら那覇市の魅力、観光情報を発信するとともに、祭りや観光イベントの支援をおこない、また、那覇市観光協会などの観光関連団体と連携しながら、観光関連の人材育成に取り組んでいくことなど、観光協会とパートナーを組み観光振興を図っていくことが謳われている。しかし、観光関連の人材育成を進めていくべき観光協会自身の人材育成がほとんど進んでいないなどの現状では、観光関連の人材育成に取り組む余裕など無いものと思われる。

市は、観光協会を那覇市観光振興の重要なパートナーと位置づけるのであれば、中長期的観点から、事務局体制の強化も含め積極的に支援すべきである。そうではなく、他の観光関連団体の一つとして捉えるのであれば、観光協会の自立化に向けたよりいっそ

### （3）懇親会に係る経費について

#### 【指摘】

補助金の対象経費として「那覇大綱挽まつり」事業の「食糧費支出」（表 10-3 参照）に、当事業に係る懇親会経費（134 千円）が含まれていた。「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、「客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、直接事業と関連のない視察旅費・研修費・食糧費等（慰労的なもの等）」の記載がされており、当該ガイドラインに照らすと補助対象外経費である。このため、市担当者は、補助金の金額を決定する際には、当該ガイドラインに照らして、事業として必要な経費であるのか慎重に検証し、補助金の金額の決定がなされるべきである。

### （4）事業費の検証について

#### 【意見】

補助金を利用された事業費の検証について、事業費支出の請求書や領収書等の証拠を確認するのみで、発生した経費が事業費として本来に必要であったものであるのか、取引の内容の検証まで行われていない。書類の照合等の形式的な検証のみでなく、取引の内容まで踏み込んだ、実態調査・検証まで行う必要がある。

### （5）業者の選定方法について

#### 【意見】

「那覇大綱挽まつり」や「那覇ハーリー」のポスター制作業者、印刷（表 10-3 \*1 参照）に係る業務を委託するにあたり、当法人の業者選定方法について現状は、候補の業者に、事業内容、金額を提示した上で、各候補の業者によるプレゼンテーションの結果、一番得点を集めた業者に決定するというものであった。当該方法だと、先に金額が提示されているため、当該価格が相場に合った金額かどうかかわからない。また、事業費を抑える観点から適切であるとは言い難い。このため、事前に金額を提示するのではなく、それぞれの業者から見積書を出してもらい、見積書を比較して業者選定する必要がある。

### （6）補助金の効果の測定

#### 【指摘】

補助金の成果指標が明確にされておらず、補助金の支出効果が把握できない。補助

うの取組みを促すべきである。市の現在の対応はどちらとも分らない。本来、市が補助金や委託金などの財政支援を行うのは、支援する事業の高い公共性や公益性などが求められるからであり、そのような事業を行う団体にふさわしい場合には、当該団体への運営補助の公益上の必要性や補助金額の妥当性が認められる。市は、「協働による観光振興」における観光協会の役割を再検討する必要がある。

### 【観光協会事業補助金】

当補助金は、那覇市のイベント・観光事業等の公益的な事業の実施に係る費用を負担する補助金である。

### （1）関連書類の適切な修正処理について

#### 【指摘】

下表 10-2 は、「平成 25 年度に係る事業費支出とそれに対応する補助金に支給額」の関係を示した表である。当該表に記したように、「那覇ハーリー」、「ポランティアパーク」、「ホームページ改修」事業費については、事業費自体が実際発生していないものに補助金が支給されていたり、又は事業費を上回る補助金の支給がなされていた。市の担当者に状況を確認したところ、各事業の合計が本補助金を下回っているため、総額ベースでは変わらなかったことから、特に内訳については、修正しなかったとのことである。総額が変わらないから修正を行わないとなると、事業費と補助金の関連は不明確であり、事後的な検証も困難になる。今後は、事業費と補助金との関係を明確にし、もし、書類に不十分または不適当な箇所があるならば、適切に修正されるべきである。

### （2）関連書類の適切な修正処理について

#### 【指摘】

上記（1）と同様、関連書類について適切な修正処理が行われていなかった。表 10-3 の\*3 について、「誘客宣伝活動費」の実績報告書上（表 10-2 参照）の金額は、1,671 千円であるが、実際の内訳金額は 1,627 千円であった（表 10-3 参照）。補助金の金額に影響を与えるものではないため、実績報告書上の金額（表 10-2 参照）の修正は行われていない。この場合も上記と同様に、適切に修正されるべきである。

金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという有効性の判断を行うためにも、客観的な指標等を用いた効果測定を行う必要がある。

■ 表 1 0 - 1 「那覇市観光振興事業補助金」の各年度推移（単位：千円）

| 補助金額<br>（千円） | 23 年度  | 24 年度  | 25 年度  | 26 年度予算 |
|--------------|--------|--------|--------|---------|
|              | 33,994 | 33,994 | 13,351 | 21,111  |

■ 表 1 0 - 2 平成 25 年度の本補助金内訳及び事業費実績（単位：千円）

| 事業名            | 平成 25 年度<br>実績 |        | 補助金額   | 補助金<br>カバー率 |
|----------------|----------------|--------|--------|-------------|
|                | A              | B      |        |             |
| インターネット・マスコミ活用 | 491            | 276    | 56.2%  |             |
| ホームページ改修       | -              | 100    | -      |             |
| 那覇ハーリー         | 4,204          | 4,630  | 110.1% |             |
| 那覇大綱挽まつり       | 8,606          | 7,544  | 87.7%  |             |
| ボランティアバンク      | 27             | 203    | 751.9% |             |
| 誘客宣伝活動費        | 1,671          | 500    | 29.9%  |             |
| 琉球王朝祭り首里       | 108            | 98     | 90.6%  |             |
| 計              | 15,109         | 13,351 | 88.4%  |             |

■ 表 1 0 - 3 上記平成 25 年度の事業費実績の内訳（単位：千円）

| 各事業費の内訳        | 金額    | 取引内容           | 備考 |
|----------------|-------|----------------|----|
| インターネット・マスコミ活用 | 491   | A              |    |
|                | 31    | 電光掲示板に係る賃料     |    |
|                | 460   | HP「那覇ナビ」に係る保守料 |    |
| 那覇ハーリー         | 4,204 | B              |    |
| 報償費支出          | 2,915 | ヤード移動に係る経費等    |    |
| 通信運搬費支出        | 34    | 新聞協賛広告、振込手数料   |    |
| 消耗品費支出         | 34    | レインコート、看板費用    |    |
| 印刷製本費支出        | 68    | イベントに係るチラシ     |    |
| 広告料支出          | 481   | 新聞協賛広告、ポスター印刷費 | *1 |
| 賃借料支出          | 24    | 救護用簡易ベットレンタル料  |    |
| 食糧費支出          | 125   | ドリンク代、お弁当、米代   |    |
| 保険料支出          | 139   | イベントに係る保険料     |    |

|           |       |                                   |    |
|-----------|-------|-----------------------------------|----|
| 租税公課支出    | 2     | 県証紙代                              |    |
| 負担費支出     | 200   | イベント運営協力費                         |    |
| 委託費支出     | 178   | バリエード、カラコーン設置、交通誘導費用等             |    |
| 那覇大綱挽まつり  | 8,606 | C                                 |    |
| 報償費支出     | 456   | イベントに係る謝礼金等                       |    |
| 旅費交通費支出   | 0     | 駐車料金                              |    |
| 通信運搬費支出   | 25    | ポスター配布費、振込手数料                     |    |
| 消耗品費支出    | 66    | クリーニング料、プラカード制作費用等                |    |
| 印刷製本費支出   | 563   | ポスター製作費、チラシ印刷費                    | *1 |
| 広告料支出     | 500   | イベント広告費                           |    |
| 賃借料支出     | 206   | 会議室使用料、車両レンタル等                    |    |
| 食糧費支出     | 241   | 懇親会、弁当代、ドリンク代                     | *2 |
| 保険料支出     | 115   | イベントに係る保険料                        |    |
| 租税公課支出    | 11    | 印紙代、県証紙代                          |    |
| 委託費支出     | 6,418 | 中央分離帯撤去費用、ディスプレイゾーンスペースレンタル料演出演料等 |    |
| ボランティアバンク | 27    | D                                 |    |
| 報償費支出     | 6     | 宣伝誘客の方の交通費                        |    |
| 旅費交通費支出   | 21    |                                   |    |
| 誘客宣伝活動費   | 1,627 | E                                 | *3 |
| 旅費交通費支出   | 946   | イベント誘客のための出張旅費                    |    |
| 通信運搬費支出   | 0     | 振込に係る手数料                          |    |
| 消耗品費支出    | 9     | ご当地クイズの景品代等                       |    |
| 印刷製本費支出   | 598   | パンフレット制作に係る経費                     |    |
| 保険料支出     | 18    | 各種イベント参加に係る保険料                    |    |
| 交際費支出     | 17    | 抽選会用の景品                           |    |
| 接遇研修費支出   | 36    | 会議参加会費や旅費交通費の精算等                  |    |

| 琉球王朝祭り首里 | 108 | F |                        |
|----------|-----|---|------------------------|
| 通信運搬費支出  | 0   |   | 振込に係る手数料               |
| 印刷製本費支出  | 108 |   | 「琉球王朝まつり首里」ポスター制作に係る経費 |

【観光まちづくり整備補助金】

当補助金は、当法人が実施する「那覇まちまーい」に対する事業費を負担する補助金である。

(1) 各コースの実績比較について

【意見】

すべてのコースについて採算性や収支計画と実績（利用率、スタッフの稼働率等）の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の収支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自立させるためには、採算性があるのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながり、最終的に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予実比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。

(2) 補助金の算定方法

【指摘】

本補助金の算定方法については、過去からの慣習等を踏まえ目安として31,000千円程度となっており、その算定根拠は不明である。補助額の算定の適正性を確保するためにも、算定根拠を明確にする必要がある。

(3) 事業費の検証について

【意見】

本補助金の金額を決定する際に、事業費の領収書等のチェックが行われているが、本補助金の目的に沿った経費であるか、発生した経費の内容までの検証が適切に行われていない。限りある補助金を、有効にかつ効果的に利用するために、取引の実態に踏み込んだ検証を行う必要がある。

【観光案内所運営補助金】

当補助金は、観光案内所運営に係る経費を負担する補助金である。

(1) 補助金の対象経費について

【指摘】

本補助金の対象とする経費の中に、「地下室」、「2F 那覇市観光協会（当法人）」、「3F 一般社団法人 那覇大綱挽保存会」に係るフロア一賃料や、電気、水道料金等が含まれていた（表10-6参照）。本補助金の目的は、観光案内所運営に係る経費を補助するものであるが、これらの経費は目的から逸脱したものである。平成26年度からは、「観光協会事業補助金」の対象経費として処理されたとのことだが、今後は補助金の目的に沿った経費について補助金を支給すべきである。

■ 表 1 0 - 4 本補助金と対象経費の関係（単位：千円）

| 内 容                 | 補 助 金 支 給 | 対 象 経 費 |
|---------------------|-----------|---------|
| A 観 光 案 内 所 運 営 補 助 | 20,119    | 20,633  |
| B 屋 宣 ビ ル 賃 料 補 助   | 7,860     | 7,956   |
| 合 計                 | 27,979    | 28,589  |

■ 表 1 0 - 5 対象経費 A の内訳（単位：千円）

| A の 補 助 金 対 象 経 費 の 実 績 内 訳 | 内 訳 金 額  |
|-----------------------------|----------|
| 経 費                         | 賃 金      |
| 人件費                         | 福利厚生費    |
|                             | 一般検診費    |
| 事業費                         | 街角ガイド委託費 |
|                             | リース料     |
| 合計                          | 20,633   |

一般社団法人 那覇爬龍船振興会

1. 法人の概要

(1) 目的

6 0 0 年余の伝統ある爬龍船競漕の振興図り、もって海自思想の普及、観光の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(2) 沿革

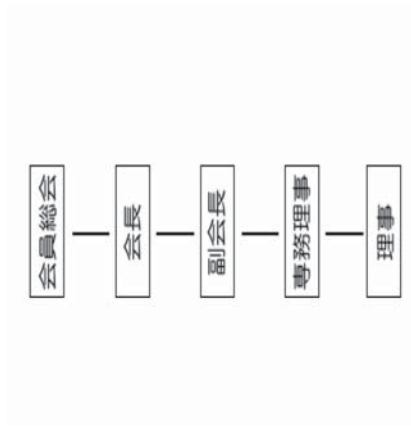
沖縄のハーリーは、約 6 0 0 年以上前に中国から伝わったとされており、爬龍船を漕ぎ競い合うことで国（琉球）の泰平民安を願うもので、廃藩置県や戦争等で中断されていたが昭和 5 0 年（1 9 7 5 年）に沖縄海洋博を機に復活開催した。

現在では、那覇ハーリーは不動の基盤を確立して、那覇市はもとより沖縄県の代表的な祭りの一つになった。

(3) 事業内容

- ① 伝統的爬龍船の復元建造
- ② 爬龍船競漕行事の実施運営
- ③ 爬龍船に関する調査研究
- ④ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 組織図



| ■ 表 1 0 - 6 対象経費 B の内訳（単位：千円） |                         |                       |                                                  |       |       |       |                    |       |  |
|-------------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------------------|-------|--|
| B の補償<br>経費\利用目的              | 補助金<br>1 F(*1)<br>観光案内所 | 対象<br>1 F(*1)<br>地下倉庫 | 経費の<br>2 F 3 F 5 F<br>対象<br>観光協会<br>那覇大綱挽<br>保存会 |       |       |       | 実績<br>5 F<br>観光案内所 |       |  |
|                               |                         |                       | 945                                              | 1,260 | 1,134 | 1,197 | 合計                 |       |  |
| 賃料                            |                         |                       | —                                                | 11    | 11    | 11    |                    |       |  |
| ゴミ処理                          |                         |                       | —                                                | 81    | 81    | 81    |                    |       |  |
| 機械警備                          |                         |                       | —                                                | 72    | 72    | 72    |                    |       |  |
| 昇降機保守                         |                         |                       | —                                                | 24    | 24    | 24    |                    |       |  |
| 電気保守                          |                         |                       | —                                                | 17    | 17    | 17    |                    |       |  |
| 消防設備保守                        |                         |                       | —                                                | 53    | 53    | 53    |                    |       |  |
| 空調設備保守                        |                         |                       | 317                                              | 317   | 317   | 317   |                    |       |  |
| 電気                            |                         |                       | 19                                               | 19    | 19    | 19    |                    |       |  |
| 水道                            |                         |                       |                                                  |       |       |       |                    |       |  |
|                               |                         |                       |                                                  |       |       |       | 合計                 | 7,956 |  |

(\*1) 1F の経費の金額については、「沖縄振興特別推進交付金」でカバーできなかった残金を、本補助金で負担している。



（上記写真：那覇市観光案内所）  
平成 26 年 4 月 1 日より「てんぷす那覇 1F」へ移転オープンした

(7) 財務状況について

| 貸借対照表             |            |           |            |  |
|-------------------|------------|-----------|------------|--|
| 2014 年 3 月 31 日現在 |            |           |            |  |
| 一般社団法人 那覇肥龍船振興会   |            |           |            |  |
| 資産の部              |            | 負債の部      |            |  |
| 科 目               | 金額         | 科 目       | 金額         |  |
| 【流動資産】            | 433,449    | 負債の部合計    | 0          |  |
| 現金・預金             | 433,449    | 純資産の部     |            |  |
| 【固定資産】            | 98,977,794 | 【株主資本】    | 99,411,243 |  |
| 【有形固定資産】          | 98,977,794 | 利益剰余金     | 99,411,243 |  |
| 船舶                | 3,000,000  | その他利益剰余金  | 99,411,243 |  |
| 建設仮勘定             | 95,977,794 | 繰越利益剰余金   | 99,411,243 |  |
| 資産の部合計            | 99,411,243 | 純資産の部合計   | 99,411,243 |  |
|                   |            | 負債及び純資産合計 | 99,411,243 |  |

| 損益計算書             |             |             |
|-------------------|-------------|-------------|
| 自 2013 年 4 月 1 日  |             |             |
| 至 2014 年 3 月 31 日 |             |             |
| 一般社団法人 那覇肥龍船振興会   |             |             |
| 科 目               | 金 額         | (単位：円)      |
| 【収入高】             |             |             |
| 収入高               | 113,012,733 |             |
| 収入高合計             |             | 113,012,733 |
| 売上総利益金額           |             | 113,012,733 |
| 【販売費及び一般管理費】      |             |             |
| 販売費及び一般管理費合計      |             | 12,344,499  |
| 営業利益金額            |             | 100,668,234 |
| 【営業外収益】           |             |             |
| 雑収入               | 12,986      |             |
| 営業外収益合計           |             | 12,986      |
| 【営業外費用】           |             |             |
| 雑損失               | 4,279,650   |             |

(5) 役員の状況

| 団体名 那覇肥龍船振興会 | 平成23年度 |               | 平成24年度 |               | 平成25年度 |               |
|--------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|
|              | 人数     | (内、市職員(8)の有無) | 人数     | (内、市職員(8)の有無) | 人数     | (内、市職員(8)の有無) |
| 役員           | 12     | 無             | 12     | 無             | 12     | 無             |
| 正規職員数        |        |               |        |               |        |               |
| 非正規職員数       |        |               |        |               |        |               |

・平成 25 年度役員の構成

| 役員   | 人数 |
|------|----|
| 会長   | 1  |
| 副会長  | 1  |
| 専務理事 | 1  |
| 理事   | 5  |
| 監事   | 1  |
| 合計   | 9  |

(6) 職員の状況  
上記、(5)役員の状況参照。

|                   |            |  |            |
|-------------------|------------|--|------------|
| 営業外費用合計<br>経常利益金額 |            |  | 4,279,650  |
|                   |            |  | 96,401,570 |
|                   |            |  |            |
|                   | 44,423,580 |  | 44,423,580 |
|                   |            |  | 51,977,990 |
| 【特別損失】            |            |  | 51,977,990 |
| 固定資産除却損           |            |  |            |
| 特別損失合計            |            |  |            |
| 税引前当期純利益金額        |            |  |            |
| 当期純利益金額           |            |  |            |

販売費及び一般管理費内訳

自 2013 年 4 月 1 日

至 2014 年 3 月 31 日

一般社団法人 那覇爬龍船振興会

(単位：円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 事業費          | 7,618,648  |
| 整備費          | 50,758     |
| 施設費          | 1,231,105  |
| 一般管理費        | 3,443,988  |
| 販売費及び一般管理費合計 | 12,344,499 |

(6) 主な事業実績

沖縄で行われるハーリー行事の中でも「那覇ハーリー」は最大規模である。毎年ゴールデンウィークの3日間に行われる行事で、豊漁や海の安全を願って行われるお祭りである。海上での競漕とあわせて、陸では3日間を通じて多彩な催し物がある。

伝統行事としてのハーリーは、最終日に行われる御願ハーリーと本ハーリーであるが、市民参加イベントとして学校対抗戦や職域対抗戦が行われる。いずれの競技も3艇のハーリーで行われる。

ハーリー競漕のほかにも、お笑いステージやライブ・相撲大会・打ち上げ花火等開催されている。



2. 監査の結果と指摘、意見

①全般的な指摘、意見

(1) 一部、決算書が作成されていない

【指摘】

定款上、作成している決算書類（付属明細書及び財産目録）が作成されていないため、適切に作成すべきである。

(2) 自主財源の確保について

【意見】

一般社団法人 那覇爬龍船振興会（以下、「当法人」という）としての自主財源がほとんど無いため（表30-1参照）、現状、プロパの社員を雇うことも困難な状況である。当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制作りが必要となる。例えば、自己収入確保の方法としては、以下のような取り組みが考えられる。

那覇ハーリーのイベントとしての個別にロゴマークやロゴデザインを制定し、知的財産として保護すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつけることは可能であると思われる。

また、現在、ハーリーの積み下ろしは、業者に委託してクレーン積み下ろしを実施しているが、船着場にスロープをつくることはできないだろうか。そうすることで、ハーリーを自由に出し入れが可能となる。これにより、毎回クレーンによる積み下ろしに係る業者への費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようなツアーを組むことで収入確保につながる。

その他として、ハーリー競技団体の参加チームをさらに県外または海外から募り、事前（前夜祭等）に予選大会を実施してはどうだろうか。参加チームが増えることは、参加料収入アップにつながり、収入確保につながる。

上記に掲げた以外にでも、今後は、ハーリー会館を開放到に係る入場料収入や那覇ハーリー事業に係るイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。

②各補助金に係る指摘、意見

【那覇爬龍船振興会補助金】

本補助金は、爬龍船競漕の実施に係る事業費を負担する補助金である。

(1) 補助金の対象経費について

【指摘】

平成 25 年度の那覇市による「那覇市観光振興事業補助金(那覇爬龍船振興会補助金)」は、8,049,000 円となっている。本補助金の対象となる事業内容については、爬龍船競漕の実施に係る事業補助金であるが、下記の実績報告書上、事業費を上回る補助がなされ、当法人の運営費に係る補助までなされている。これは、本来の補助金の目的からかけ離れているといえる。このため、交付要綱を見直し、適正に補助金を算出し交付すべきである（表 3 0 - 1 参照）。

■ 表 3 0 - 1 補助金支給額と事業費実績との関係

| 一般社団法人 那覇爬龍船振興会 |           | 平成25年度 収支報告書 |           | (単位：円) |  |
|-----------------|-----------|--------------|-----------|--------|--|
| 収入の内訳           |           | 支出の内訳        |           |        |  |
| I 補助金収入         | 8,049,000 | I 事業費        | 5,559,463 |        |  |
| II 寄附金収入        | 1,065,000 | II 施設費       | 1,231,105 |        |  |
| III 雑収入         | 11,245    | III 整備費      | 50,758    |        |  |
| 前期繰越金           | 9,673     | IV 一般管理費     | 2,292,699 |        |  |
|                 |           | 次期繰越金        | 893       |        |  |
|                 | 9,134,918 |              | 9,134,918 |        |  |

【那覇爬龍船振興会補助金(繰越明許)】

本補助金は、那覇ハーリー会館を建設するための経費を負担する補助金である。

(1) 資料書類の整理・保管について

【指摘】

ハーリー会館建設に係る書類(請求書、領収書、決裁書その他関連資料等)の管理が適切に行われていなかった。適時確認できるように、また事後的に適切に説明できるようにファイリング等で資料整理すべきである。



一般社団法人 那覇大綱挽保存会

1. 法人の概要

(1) 目的

那覇大綱挽に関連する無形文化財の保存、市民安寧・意識の高揚及び沖縄県の観光の振興に寄与することを目的としている。

(2) 沿革

那覇大綱挽は、琉球王国時代の那覇四町綱の伝統を引き継ぐ、長い歴史を有する沖縄最大の伝統文化催事で、1935 年（昭和 10 年）を最後に途絶えていたが、1971 年（昭和 46 年）市制 50 周年記念事業として「10・10 那覇空襲」の日に復活した。

以来年々盛況となっており、1995 年ギネスブックによって「米糞で製作された世界一の綱」と認定登録された。

現在では、綱引参加者は、平和安寧・市民繁栄・商売繁盛・家庭円満・子宝など綱を挽くことが「繁栄・幸福・団結」をはかるための欠かせないコミュニケーションのひとつとなり、沖縄の観光振興の発展に大きく寄与している

(3) 事業内容

① 那覇大綱挽の実施

② 那覇大綱挽の保存及び実施に関する調査研究

③ 那覇大綱挽の起源である琉球王朝文化の普及、啓発も目的とする事業

④ 那覇大綱挽を通じて地域社会の健全な発展を目的とする事業

⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 組織体系

一般社団法人 那覇大綱挽保存会 組織体系

- 【名誉会長】 1 名
- 【最高顧問】 1 名
- 【特別顧問】 2 名
- 【相談役】 4 名
- 【参与】 5 名
- 【会長】 1 名
- 【副会長】 4 名
- 【監事】 2 名
- 【実行委員会】 14 委員会
- 【顧問】 59 団体

(5) 役員及び職員の状況

| 団体名    | 那覇大綱挽保存会 |         |       | 平成23年度 |         |       | 平成24年度 |         |       | 平成25年度 |         |       |
|--------|----------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|
|        | 人数       | (内、市議員) | (市議員) | 人数     | (内、市議員) | (市議員) | 人数     | (内、市議員) | (市議員) | 人数     | (内、市議員) | (市議員) |
| 役員     | 13       | 有       | 2     | 13     | 有       | 2     | 13     | 有       | 2     | 20     | 有       | 3     |
| 正職員数   | 1        | 無       | 0     | 1      | 無       | 0     | 1      | 無       | 0     | 1      | 無       | 0     |
| 非正規職員数 | 1        | 無       | 0     | 1      | 無       | 0     | 1      | 無       | 0     | 1      | 無       | 0     |

(6) 財務状況について

貸借対照表  
平成 26 年 3 月 31 日

| 一般社団法人 那覇大綱挽救保存会 |           | (単位：円)    |            |
|------------------|-----------|-----------|------------|
| 科 目              | 金 額       |           |            |
| 【資産の部】           |           |           |            |
| 流動資産             |           |           |            |
| 現金預金             | 859,498   |           |            |
| 普通預金             | 859,498   | 859,498   |            |
| 流動資産合計           |           | 859,498   |            |
| 固定資産             |           |           |            |
| その他の固定資産         | 3,703,280 |           |            |
| 什器備品             |           |           |            |
| その他の固定資産合計       | 3,703,280 |           |            |
| 固定資産合計           |           | 3,703,280 |            |
| 資産合計             |           |           | 4,562,778  |
| 【負債の部】           |           |           |            |
| 流動負債             |           |           |            |
| 未払費用             | 296,000   |           |            |
| 預り金              | 69,674    |           |            |
| 短期借入金            | 1,000,000 |           |            |
| 流動負債合計           |           | 1,365,674 |            |
| 負債合計             |           |           | 1,365,674  |
| 【正味財産の部】         |           |           |            |
| 正味財産             |           |           | 3,197,104  |
| (うち当期正味財産増加額)    |           |           | △2,435,079 |
| 負債及び正味財産合計       |           |           | 4,562,778  |

正味財産増減計算書  
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

| 一般社団法人 那覇肥能船振興会 |            | (単位：円)     |  |
|-----------------|------------|------------|--|
| 科 目             | 金 額        |            |  |
| 【増加原因の部】        |            |            |  |
| 補助金等収入          |            |            |  |
| 那覇市補助金          | 18,800,000 |            |  |
| OCVB 補助金        | 0          |            |  |
| 沖縄県補助金          | 0          | 18,800,000 |  |
| 会費収入            |            |            |  |
| 正会員会費           | 61,000     | 61,000     |  |
| 寄付金収入           |            |            |  |
| 寄付金             | 7,323,939  | 7,323,939  |  |
| その他の収入          |            |            |  |
| 協賛金             | 2,344,000  |            |  |
| 受取利息            | 891        |            |  |
| 雑収入             | 308,500    |            |  |
| 短期借入金収入         | 1,000,000  | 1,000,000  |  |
| 小計              |            | 29,838,330 |  |
| 【減少原因の部】        |            |            |  |
| 事業費             |            |            |  |
| (1) 綱製作費        |            | 16,682,422 |  |
| 労務費             | 6,447,125  |            |  |
| 原材料費            | 4,383,191  |            |  |
| 輸送費             | 2,427,810  |            |  |
| 設営費             | 2,994,025  |            |  |
| 保険料             | 52,210     |            |  |
| 使用料及び賃借料        | 60,000     |            |  |
| 雑費              | 318,061    |            |  |
| (2) 旗頭行列費       |            | 1,966,748  |  |
| 旗頭製作費           | 13,990     |            |  |
| 備品費             | 1,907,714  |            |  |
| 修繕費             | 0          |            |  |
| 消耗品費            | 45,044     |            |  |

|          |            |
|----------|------------|
| (3) 綱挽費用 | 7,560,030  |
| 賃金労務費    | 456,925    |
| 使用料及び賃借料 | 590,638    |
| 食糧費      | 87,750     |
| 保険料      | 283,970    |
| 手数料      | 12,300     |
| 負担費      | 1,400,000  |
| 会議費      | 998,227    |
| 渉外費      | 12,000     |
| くす玉裝飾設置費 | 767,500    |
| 委託費      | 504,051    |
| 火砲       | 50,400     |
| 雑費       | 314,369    |
| 備品費      | 2,081,900  |
| 管理費      | 6,296,477  |
| 給与       | 3,745,655  |
| 費用弁償     | 14,000     |
| 期末勤務手当   | 127,726    |
| 通勤手当     | 184,000    |
| 雇用保険料    | 48,295     |
| 社会保険料    | 580,345    |
| 慶弔費      | 176,050    |
| 交際費      | 104,391    |
| 消耗品費     | 115,237    |
| 食糧費      | 23,380     |
| 印刷製本費    | 353,015    |
| 使用料及び賃借料 | 288,622    |
| 備品費      | 19,048     |
| 通信運搬費    | 311,525    |
| 手数料      | 113,726    |
| 購読料      | 0          |
| 筆耕翻訳料    | 28,462     |
| 広告費      | 63,000     |
| 租税公課     | 50,000     |
| 小計       | 32,555,677 |

|                      |         |            |
|----------------------|---------|------------|
| 什器備品減価償却費            | 361,760 | 361,760    |
| 合計                   |         | 32,917,437 |
| 当期正味財産(A)            |         | 3,197,104  |
| 前期繰越正味財産(B)          |         | 5,632,183  |
| 当期正味財産増減額(A)-(B)=(C) |         | Δ2,435,079 |
| 期末正味財産合計額(C)-(B)     |         | 3,197,104  |

(7) 主な事業実績

毎年約 30 万人観衆が訪れるイベントであり、那覇大綱挽まつりは、那覇大綱挽と同時で開催される RBC 市民フェスティバル、市民演芸・民俗伝統芸能パレードの 3 つで構成されている。

1995 年にはギネスブックによって「世界一のわら綱」と認定され、1997 年の第 27 回那覇大綱挽の際に記録を更新。全長 186 メートル、総重量 40.22 トン、綱直径 1.58 メートル、手綱数 236 本、挽き手 1.5 万人、那覇大綱挽は、いまや世界一の綱挽として、那覇市民・県民の誇りとなり、沖縄の観光振興に大きく貢献する沖縄最大の伝統行事として定着している。

2. 監査の結果と指摘、意見

①全般的な指摘、意見

(1) 自主財源の確保について

【意見】

図20-1は、一般社団法人那覇大綱挽保存会（以下、「当法人」という）の平成26年3月期の正味財産増減計算書である。図20-1を見てわかるように、収入のほぼ9割は、補助金又は寄附金によるものである。当法人の自主財源がほとんど無い。市の厳しい財源状況の中、今後も補助金が永久に保証されるものでもない。那覇大綱挽という伝統文化を継承していくためにも、那覇大綱挽を事業として自立させることが重要になってくる。例えば、那覇大綱挽としてのイベントに係るキャラクターやロゴを作成・活用することで、その使用料収入であったり、グッズなどの商品販売につながるようになる。される。

補助金まかせという運営基盤の弱さは、今後、祭りを観光資源と捉え、活用し、継続的に運営していく上でこのりこえなければならぬ課題である。そのためにも、自己財源確保をあげる仕組み作りと自立した運営体制作りが望まれる。

■ 図20-1 当法人の収入内訳  
正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

| 収入の内訳         | 金額         | 総収入に占める割合 |
|---------------|------------|-----------|
| I 那覇市からの補助金収入 | 18,800,000 | 65.2%     |
| II 会費収入       | 61,000     | 0.2%      |
| III 寄附金収入     | 7,328,939  | 25.4%     |
| IV その他        | 2,653,391  | 9.2%      |
| i 協賛金         | 2,344,000  |           |
| ii 受取利息       | 891        |           |
| iii 雑収入       | 308,500    |           |
| 収入合計          | 28,838,330 | 100%      |

②各補助金に係る指摘、意見

【那覇大綱挽保存会補助金】

本補助金は、那覇大綱挽実施にかかる費用を補助する補助金である。

■ 表20-2 補助金支給額と事業費実績との関係

|         | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度予算  |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 補助金額    | 15,000 | 17,579 | 18,800 | 15,000  |
| 事業費の実績  |        |        |        | (A)     |
| ① 編製作費  | 19,749 | 14,141 | 16,682 | -       |
| ② 旗頭行列  | 118    | 99     | 1,966  | -       |
| ③ 綱挽費用  | 5,429  | 8,177  | 7,560  | -       |
| 計       | 25,296 | 22,419 | 26,209 | -       |
| 事業費カバー率 | 59.3%  | 78.4%  | 71.7%  | (B)     |
|         |        |        |        | (A)/(B) |

(1) 補助金の算定方法について

【指摘】

本補助金の算定方法については、「事業費支出予定表」によることとしているが、現状は過去の慣習等を踏まえ目安として15,000千円程度となっており、その算定根拠は、曖昧なものとなっており、透明性及び客観性を欠いている。  
本補助金の算定方法を明確にするために、補助金の交付要綱を見直すべきである。

社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

1. 財団の概要

(1) 沿革

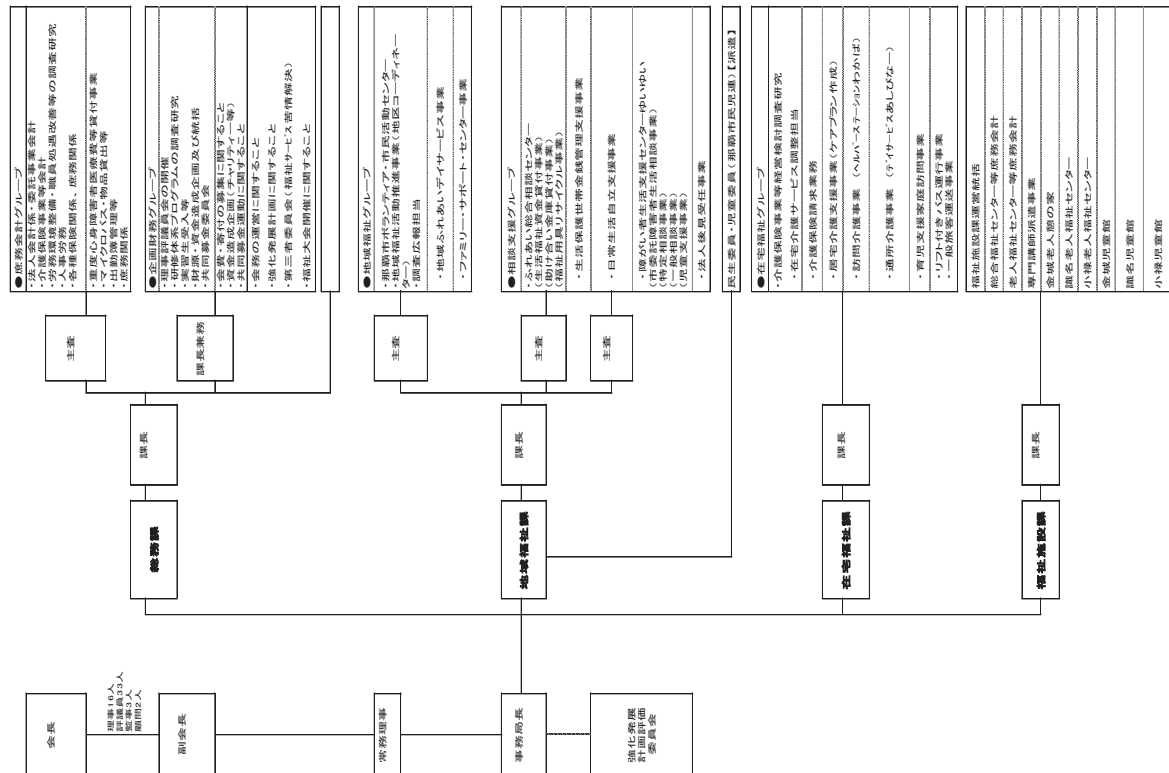
那覇市社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立され、昭和 42 年（1967 年）に社会福祉法人として認可され、43 年目を迎えています。

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 昭和 26 年 | 沖縄群島社会福祉協議会設立                                                    |
| 昭和 27 年 | 那覇市社会福祉協議会設立（6 月 11 日）                                           |
| 昭和 35 年 | 助け合い金庫貸付事業開始<br>生活福祉資金貸付事業開始（県社協受託）<br>社会福祉協議会基本要項が策定（全国・沖縄県の動き） |
| 昭和 37 年 | 第 1 回那覇市社会福祉大会<br>社会福祉協議会基本要項が策定（全国・沖縄県の動き）                      |
| 昭和 42 年 | 県下市町村社協で最初の社会福祉法人として認可される<br>第 2 回那覇市社会福祉大会開催                    |
| 昭和 47 年 | 心記こと相談所を設置（国庫補助事業）<br>沖縄県祖国復帰（全国・沖縄県の動き）                         |
| 昭和 50 年 | 那覇市末吉老人福祉センター管理運営（県内初）                                           |
| 昭和 56 年 | 友愛訪問事業として首里地域で給食サービス事業開始                                         |
| 昭和 58 年 | 城西地区社協結成                                                         |
| 昭和 60 年 | ポラントピア事業実施<br>第 1 回あけもろワークキャンプ実施                                 |
| 昭和 61 年 | 那覇市学校ボランティア活動指導者連絡協議会設立                                          |
| 昭和 62 年 | 社会福祉士及び介護福祉士法の施行（全国・沖縄県の動き）                                      |
| 平成元年    | 福祉協力員養成講座実施（20 名修了）<br>高齢者保健福祉推進 10 ヵ年戦略（全国・沖縄県の動き）              |
| 平成 4 年  | ふれあいのまちづくり事業開始（国庫補助事業）                                           |

|         |                                                                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 7 年  | 那覇市総合福祉センター管理運営（市受託）                                                                                                                                                                     |
| 平成 8 年  | 重度心身障害者医療費等貸付事業開始（市補助）<br>福祉機器リサイクル貸出事業開始<br>歳末おそうじ隊事業開始                                                                                                                                 |
| 平成 11 年 | 地域福祉権利擁護事業開始（県社協受託）<br>老人デイサービス事業、老人・障害者ホームヘルパー派遣事業開始（市受託）<br>那覇市福祉バス（ふくちゃん）運行事業開始                                                                                                       |
| 平成 12 年 | 介護保険事業へ参入し事業開始（居宅介護支援、通所介護、訪問介護、訪問入浴）<br>老人福祉センター（壺川、識名、小禄）及び社老人憩の家管理運営（市受託）<br>那覇市生きがよいデイサービス事業開始<br>介護予防・生活支援事業開始（市受託）<br>那覇市高齢者移送サービス事業開始（市受託）<br>介護保険法施行社会福祉事業法改正、社会福祉法施行（全国・沖縄県の動き） |
| 平成 14 年 | 那覇市社協創立 50 周年記念第 26 回那覇市社会福祉大会・コンサート開催<br>那覇市障害者生活支援センターゆいゆい事業開始（市受託）                                                                                                                    |
| 平成 15 年 | 那覇市社協第 2 次強化・発展計画策定                                                                                                                                                                      |
| 平成 16 年 | 那覇市地域福祉計画策定（全国・沖縄県の動き）                                                                                                                                                                   |
| 平成 17 年 | 地域ふれあいデイサービス事業開始（市受託）<br>一般旅客自動車運送事業開始                                                                                                                                                   |
| 平成 18 年 | 那覇市保育等支援事業開始（市受託）<br>那覇市育児支援家庭訪問事業開始（市受託）<br>那覇市ファミリーサポートセンター事業開始（市受託）                                                                                                                   |
| 平成 19 年 | 那覇市高齢者見守り事業開始（市受託）<br>ふれあい・いきいきサロン事業の開始<br>保育教材貸出事業開始（市受託）<br>派遣切れ労働者等緊急支援資金貸付事業（市補助）                                                                                                    |
| 平成 20 年 | 那覇市つどい広場事業開始（市受託）                                                                                                                                                                        |
| 平成 21 年 | 那覇市社協第 3 次強化発展計画の策定<br>那覇市小禄老人福祉センター・小禄児童館指定管理<br>那覇市識名老人福祉センター・識名児童館指定管理                                                                                                                |

（以上、那覇市社会福祉協議会ホームページより）

(2) 平成25年度 事務局組織図



社会福祉協議会のあらまし

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年 (1951 年) に制定された社会福祉事業法 (現在の「社会福祉法」) に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

市区町村社会福祉協議会

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズにこたえるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、杜協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中学校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

(参考) 社会福祉法における社会福祉協議会の規定 (109 条)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

**第九九条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営むる者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営むる者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営むる者の過半数が参加するものとする。

| 平成25年度 |                |         |                  |      |
|--------|----------------|---------|------------------|------|
| 役職名    | 氏名             | 他団体との兼務 |                  |      |
|        |                | 有無      | 団体名              | 役職名  |
| 会長     | 仲里 政幸          | 有       | 会社               | 代表   |
| 副会長    | 新本 博司          | 有       | 会社               | 代表   |
| 副会長    | 糸嶺雄介(6月30日まで)  | 有       | 民生委員             | 会長   |
| 理事     | 眞榮城嘉政(7月1日～)   |         |                  |      |
|        | 新城ヒロ子(2月14日～)  |         |                  |      |
| 常務理事   | 稲嶺 盛長          | 無       |                  |      |
| 理事     | 新里 博一(7月1日～)   | 有       | 健康福祉部            | 部長   |
| 理事     | 保田盛清士(5月23日～)  | 有       | 那覇青年会議所          | 理事長  |
| 理事     | 糸数 弘和(2月14日～)  |         |                  |      |
| 理事     | 鈴木啓子(6月30日まで)  | 有       | 那覇市商工会議所<br>女性会  | 女性会長 |
| 副会長    | 張本ユリ子(7月1日～)   |         |                  |      |
| 理事     | 慶山 恵良(7月1日～)   | 有       | 市老人クラブ連合<br>会    | 会長   |
| 理事     | 福治 貞子          | 有       | 市自治会長連合会         | 会長   |
| 理事     | 糸嶺 恵子(7月1日～)   | 有       | 市婦人連合会           | 会長   |
| 理事     | 山根 邦夫(6月30日まで) | 有       | 市医師会             | 理事   |
| 理事     | 喜納美津男(7月1日～)   |         |                  |      |
| 理事     | 仲田 龍男          | 有       | 沖縄県工業連合会         | 副会長  |
| 理事     | 呉屋 守将          | 有       | 金秀グループ           | 会長   |
| 理事     | 安里 昌利          | 有       | 沖縄県経営者協会         | 会長   |
| 理事     | 糸嶺 克己(6月30日まで) | 有       | 沖縄県中小企業団<br>体中央会 | 副会長  |
| 理事     | 島袋 武(7月1日～)    |         |                  |      |
| 副会長    | 仲村渠良雄(2月14日～)  | 無       |                  |      |

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため  
に必要な事業  
(以下、省略)

(3) 役職員の状況

補助対象団体等の役職員数一覧表

| 団体名    | 平成23年度 |   |           |   | 平成24年度 |   |           |   | 平成25年度 |   |           |   |
|--------|--------|---|-----------|---|--------|---|-----------|---|--------|---|-----------|---|
|        | 人数     |   | (内、市職員OB) |   | 人数     |   | (内、市職員OB) |   | 人数     |   | (内、市職員OB) |   |
|        | 有      | 無 | 有         | 無 | 有      | 無 | 有         | 無 | 有      | 無 | 有         | 無 |
| 役員     | 15     | 有 | 1         |   | 15     | 有 | 1         |   | 16     | 有 |           |   |
| 正社職員数  | 43     | 無 |           |   | 42     | 無 |           |   | 38     | 無 |           |   |
| 非正規職員数 | 116    | 無 |           |   | 104    | 無 |           |   | 134    | 無 |           |   |

| 平成25年度          |         |                    |          |
|-----------------|---------|--------------------|----------|
| 氏名              | 他団体との兼務 |                    |          |
|                 | 有無      | 団体名                | 役職名      |
| 大浅田 均           | 有       | 那覇市協働によるまちづくり推進協議会 | 副会長      |
| 大城 信子(5月28日まで)  |         | 沖縄パイロットクラブ         | 会長       |
| 砂川 正子(5月29日～)   | 有       | 国際ソロプチミスト 沖縄       | 理事       |
| 田中 美幸           | 有       | NPO活動支援センター        | センター長    |
| 儀保えり子(5月28日まで)  |         | 保育すけっとinnah        | コーディネーター |
| 小笠原文子(5月29日～)   | 有       | 那覇市民生委員児童委員連合会     | 副会長      |
| 具志 盛義(5月28日まで)  |         | 小禄地区自治会長連合会        | 会長       |
| 當間 勇(5月29日～)    | 有       | 本庁管内自治会長会          | 会長       |
| 比嘉 満            | 有       | 首里自治会長連絡協議会        | 会長       |
| 眞榮城嘉政(5月28日まで)  |         | 市営住宅自治会長会          | 副会長      |
| 上原 幸吉(5月29日～)   | 有       | 真和志自治会長連合協議会       | 会長       |
| 平良 重三(5月28日まで)  |         |                    |          |
| 玉井 栄良(5月29日～)   | 有       | 那覇市食生活改善推進協議会      | 副会長      |
| 屋嘉比美津子(5月28日まで) |         | 那覇市母子保健推進員協議会      | 会長       |
| 具志堅恵子(5月29日～)   | 有       | JAOきなわ真和志支店        | 支店長      |
| 池原 良弘(5月28日まで)  |         | JAOきなわ小禄支店         |          |
| 上原 達也(5月29日～)   | 有       | 大名城域福祉推進会          |          |
| 生盛 孫善(5月28日まで)  |         | 小禄北地域福祉推進会         | 会長       |
| 赤嶺 敏夫(5月29日～)   | 有       | 那覇市青年団体連絡会         | 副会長      |
| 小橋川和明(5月28日まで)  |         | 那覇市民生委員児童委員連合会     | 副会長      |
| 新城ヒロ子(5月29日～)   | 有       | 那覇商工会議所            | 事務局長     |
| 赤嶺 勝正(3月25日～)   |         | 沖縄電力那覇市支店          | 課長       |
| 宮城 俊彦           | 有       | 那覇市民生委員児童委員連合会     | 副会長      |
| 金城 英博(5月28日まで)  |         | 沖縄大学文学部            | 准教授      |
| 名嘉山吉子(5月29日～)   | 有       | 那覇市福祉協力員           |          |
| 上地 武昭(5月29日～)   | 有       | 那覇市教育委員会           | 副部長      |
| 城間 正孝           | 無       | 沖縄衛生会              | 理事長      |
| 森田 浩次           | 有       |                    |          |
| 安里 政晃           | 有       |                    |          |

| 平成25年度         |         |                         |        |
|----------------|---------|-------------------------|--------|
| 氏名             | 他団体との兼務 |                         |        |
|                | 有無      | 団体名                     | 役職名    |
| 屋宜 勝子(5月28日まで) |         | 那覇市園長会                  | 副会長    |
| 高良 桂子(5月29日～)  | 有       |                         |        |
| 賀数 博           | 有       | 那覇市子育て支援保育施設連絡協議会       | 会長     |
| 平良 君代          | 有       | 那覇市母子寡婦福祉会              | 会長     |
| 宮里 清栄          | 有       | 那覇市手をつなぐ育成会             | 会長     |
| 高良 幸勇          | 有       | 那覇市身体障害者福祉協会            | 会長     |
| 幸地 正博(5月28日まで) |         | 那覇保護区保護司会               | 会長     |
| 与那覇 隆(5月29日～)  | 有       |                         |        |
| 川崎 久男          | 有       | 特別養護老人ホーム大名             | 事務長    |
| 金城 順一          | 有       | 医療法人育泉会                 | 理事長    |
| 渡口 勇人(5月29日～)  | 有       | 福祉政策課                   | 副部長兼課長 |
| 宮良 吉雄(5月28日まで) |         | 那覇市民生委員児童委員連合会          | 事務局長   |
| 久場兼盛(5月29日～)   | 有       |                         | 副会長    |
| 鳩間 用吉          | 有       | 那覇市青少年健全育成市民会議          | 会長     |
| 仲村渠政秀          |         | 成年後見センターばあとあお沖縄         | 広報部長   |
| 石川 和徳          | 有       |                         | 委員長    |
| 西里 吉子          | 有       | 那覇市赤十字奉仕団               | 委員長    |
| 平良 みどり         | 有       | 那覇市障がい者地域活動協議会          | 会長     |
| 欠              | 有       | 那覇市社協ボランティア市民活動センター運営委員 | 委員長    |

| 平成25年度 |       |         |               |           |
|--------|-------|---------|---------------|-----------|
| 役職名    | 氏名    | 他団体との兼務 |               |           |
|        |       | 有無      | 団体名           | 役職名       |
| 1 監事   | 上原 郁夫 | 有       | 那覇市シルバー人材センター | 常務理事兼事務局長 |
| 2 監事   | 有銘 寛之 | 有       | TKC有銘FP会計事務所  | 公認会計士     |
| 3 監事   | 仲田 洋子 | 無       |               |           |

(4) 事業概要

以下、平成 25 年度事業報告書より、重点事業として記載されているものを掲げる。

|                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| (1) 那覇市社協第 3 次強化・発展計画の着実な実施                            |
| ① ボランティア・市民活動の風土づくりのための諸事業の推進                          |
| ② 人と人を結ぶ支え合いの基盤づくりのための諸事業の推進                           |
| ③ 安心して住み続けられる生活支援のための諸事業の推進                            |
| ④ 那覇市社協基盤強化のための諸事業の推進                                  |
| (2) 「那覇市社協第 4 次強化発展計画」策定                               |
| (3) 「那覇市社協地域福祉活動計画」の策定                                 |
| (4) 「第 3 次那覇市地域福祉計画」策定事業への参画                           |
| (5) 法人後見推進事業の実施                                        |
| (6) 地域住民や関係者及び関係機関・団体と連携した多様な見守り活動の推進                  |
| (7) 共同募金運動等の自主財源確保のための諸事業の推進                           |
| (8) 介護保険事業の継続性と安定した経営体制の構築の推進                          |
| (9) 指定管理者制度による施設拠点を活かした地域福祉活動の推進                       |
| (10) 次年度の指定管理者制度の公募に向けた研究協議（小禄・識名の老人センターならびに小禄・識名の児童館） |

(5) 決算の概要

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の決算書は以下の通りである。  
なお、全ての社会福祉法人は平成 27 年度予算作成までに、新社会福祉法人会計基準（平成 23 年基準）へ完全移行が求められている。那覇市社会福祉協議会は平成 27 年度からの完全移行をする予定であり、平成 25 年度決算は従来の会計処理によっている。

| 資金収支計算書 総括表          |              |             |              |        |
|----------------------|--------------|-------------|--------------|--------|
| 平成25年4月1日～平成26年3月31日 |              |             |              |        |
| 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会    |              |             |              |        |
| 科目                   | 一般会計         |             |              | (単位：円) |
|                      | 予算額          | 決算額         | 差異           |        |
| 經常活動による収支            |              |             |              |        |
| 収入                   |              |             |              |        |
| 会費収入                 | 8,000,000    | 5,247,245   | 2,752,755    |        |
| 寄附金収入                | 7,062,000    | 10,520,423  | ▲ 3,458,423  |        |
| 経費補助金収入              | 71,940,000   | 71,939,050  | 950          |        |
| 市補助金収入               | 71,940,000   | 71,939,050  | 950          |        |
| 助成金収入                | 946,000      | 945,637     | 363          |        |
| 受託金収入                | 244,174,000  | 233,781,960 | 10,392,040   |        |
| 市受託金収入               | 290,733,000  | 210,905,160 | 89,827,840   |        |
| 県社協受託金収入             | 23,441,000   | 22,876,800  | 564,200      |        |
| 事業収入                 | 2,975,000    | 2,874,659   | 100,341      |        |
| 貸付事業等収入              | 369,000      | 21,000      | 348,000      |        |
| 共同募金配分金収入            | 21,130,212   | 21,130,212  | 324,788      |        |
| 負担金収入                | 160,000      | 250,000     | ▲ 90,000     |        |
| 介護保険収入               | 108,900,000  | 97,490,507  | 11,409,493   |        |
| 自立支援費等収入             | 126,816,000  | 128,251,116 | ▲ 1,435,116  |        |
| 雑収入                  | 21,820,000   | 21,312,806  | 507,194      |        |
| 受取利息配当金収入            | 1,080,000    | 430,797     | 649,203      |        |
| 経理区分間繰入金収入           | 33,139,000   | 18,478,586  | 14,660,404   |        |
| 経常収入計                | 648,836,000  | 612,674,008 | 36,161,992   |        |
| 支出                   |              |             |              |        |
| 人件費支出                | 474,399,468  | 447,356,631 | 27,042,837   |        |
| 事務費支出（一般管理支出）        | 91,339,294   | 82,268,368  | 9,070,926    |        |
| 事業費支出（直接介護支出）        | 69,641,468   | 58,663,135  | 10,978,333   |        |
| 貸付事業等支出              | 2,253,000    | 0           | 2,253,000    |        |
| 分担金支出                | 3,000        | 3,000       | 0            |        |
| 助成金支出                | 9,831,670    | 9,737,000   | 94,670       |        |
| 負担金支出                | 277,000      | 266,000     | 11,000       |        |
| 経理区分間繰入金支出           | 33,139,000   | 18,478,586  | 14,660,404   |        |
| 経常収支差額               | ▲ 32,047,900 | ▲ 4,098,722 | ▲ 27,949,178 |        |
| 施設整備等資金収支差額          | 1,239,100    | 1,001,850   | 237,250      |        |
| 施設整備等資金収支差額          | ▲ 1,239,100  | ▲ 1,001,850 | ▲ 237,250    |        |
| 財務活動による収支            |              |             |              |        |
| 財務活動収支差額             | ▲ 9,804,000  | ▲ 1,081,330 | ▲ 8,722,670  |        |
| 予備費                  | 4,023,000    | 0           | 4,023,000    |        |
| 当期資金収支差額合計           | ▲ 47,114,000 | ▲ 6,181,902 | ▲ 40,932,098 |        |
| 前期末支払資金残高            | 47,114,000   | 74,180,113  | ▲ 27,066,113 |        |
| 当期末支払資金残高            | 0            | 67,998,211  | ▲ 67,998,211 |        |

事業活動収支計算書 総括表  
平成25年4月1日～平成26年3月31日

| 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会 | 科目             | 一般会計        | (単位：円) | 総合計         |
|-------------------|----------------|-------------|--------|-------------|
| I                 | 事業活動による収支      |             |        |             |
| 1.                | 事業活動収入         | 5,247,245   |        | 5,247,245   |
|                   | 会費収入           | 10,520,423  |        | 10,520,423  |
|                   | 寄附金収入          | 71,939,050  |        | 71,939,050  |
|                   | 経費補助金収入        | 71,939,050  |        | 71,939,050  |
|                   | 市補助金収入         | 0           |        | 0           |
|                   | 県補助金収入         | 945,637     |        | 945,637     |
|                   | 助成金収入          | 233,781,960 |        | 233,781,960 |
|                   | 受託金収入          | 210,905,160 |        | 210,905,160 |
|                   | 市受託金収入         | 22,876,800  |        | 22,876,800  |
|                   | 県社協受託金収入       | 2,874,659   |        | 2,874,659   |
|                   | 事業収入           | 21,130,212  |        | 21,130,212  |
|                   | 共同募金配分金収入      | 250,000     |        | 250,000     |
|                   | 負担金収入          | 97,490,507  |        | 97,490,507  |
|                   | 介護保険収入         | 128,251,116 |        | 128,251,116 |
|                   | 自立支援費等収入       | 21,312,806  |        | 21,312,806  |
|                   | 雑収入            | 22,352,790  |        | 22,352,790  |
|                   | 引当金戻入          | 10,710      |        | 10,710      |
|                   | 国庫補助金等特別積立金取崩額 | 616,107,115 |        | 616,107,115 |
| 2.                | 事業活動支出         | 447,356,631 |        | 447,356,631 |
|                   | 人件費支出          | 81,361,968  |        | 81,361,968  |
|                   | 事務費支出（一般管理支出）  | 58,663,135  |        | 58,663,135  |
|                   | 事務費支出（直接介護支出）  | 3,000       |        | 3,000       |
|                   | 分担金支出          | 9,737,000   |        | 9,737,000   |
|                   | 助成金支出          | 266,000     |        | 266,000     |
|                   | 負担金支出          | 2,523,894   |        | 2,523,894   |
|                   | 減価償却費          | 52,961      |        | 52,961      |
|                   | 徴収不能費          | 5,942,740   |        | 5,942,740   |
|                   | 引当金繰入          | 605,907,329 |        | 605,907,329 |
|                   | 事業活動収支差額       | 10,199,786  |        | 10,199,786  |
| II                | 事業活動外収支        |             |        |             |
| 1.                | 事業活動外収入        | 430,797     |        | 430,797     |
|                   | 受取利息配当金収入      | 18,478,596  |        | 18,478,596  |
|                   | 経理区分間繰入金収入     | 18,909,393  |        | 18,909,393  |
| 2.                | 事業活動外支出        |             |        |             |
|                   | 経理区分間繰入金支出     | 18,478,596  |        | 18,478,596  |
|                   | 事業活動外支出計       | 18,478,596  |        | 18,478,596  |
|                   | 事業活動外収支差額      | 430,797     |        | 430,797     |
|                   | 経常収支差額         | 10,630,583  |        | 10,630,583  |
|                   | 当期活動収支差額       | 10,630,583  |        | 10,630,583  |
|                   | 前期繰越収支差額       | 80,775,541  |        | 80,775,541  |
|                   | 当期末繰越活動収支差額    | 91,406,124  |        | 91,406,124  |

貸借対照表 総括表  
平成26年3月31日 現在

| 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会 | 科目          | 一般会計        | (単位：円) | 総合計         |
|-------------------|-------------|-------------|--------|-------------|
| I                 | 資産の部        |             |        |             |
| 1.                | 流動資産        |             |        |             |
|                   | 預貯金         | 72,181,041  |        | 72,181,041  |
|                   | 未収金         | 41,865,398  |        | 41,865,398  |
|                   | 流動資産合計      | 114,046,439 |        | 114,046,439 |
| 2.                | 固定資産        |             |        |             |
|                   | 基本財産        | 3,000,000   |        | 3,000,000   |
|                   | 基本財産特定預金    | 3,000,000   |        | 3,000,000   |
|                   | その他固定資産     | 355,518,850 |        | 355,518,850 |
|                   | 車両運搬具       | 472,983     |        | 472,983     |
|                   | 器具及び備品      | 3,890,319   |        | 3,890,319   |
|                   | ソフトウェア      | 470,000     |        | 470,000     |
|                   | 退職共済預け金     | 97,463,950  |        | 97,463,950  |
|                   | 積立預金        | 252,885,598 |        | 252,885,598 |
|                   | 貸付金         | 336,000     |        | 336,000     |
|                   | 固定資産合計      | 358,518,850 |        | 358,518,850 |
|                   | 資産合計        | 472,565,289 |        | 472,565,289 |
| II                | 負債の部        |             |        |             |
| 1.                | 流動負債        |             |        |             |
|                   | 未払金         | 23,431,500  |        | 23,431,500  |
|                   | 預り金         | 22,616,728  |        | 22,616,728  |
|                   | 流動負債合計      | 46,048,228  |        | 46,048,228  |
| 2.                | 固定負債        |             |        |             |
|                   | 退職給与引当金     | 97,463,950  |        | 97,463,950  |
|                   | 固定負債合計      | 97,463,950  |        | 97,463,950  |
|                   | 負債の部合計      | 143,512,178 |        | 143,512,178 |
| III               | 純資産の部       |             |        |             |
|                   | 資本金         | 3,000,000   |        | 3,000,000   |
|                   | 国庫補助金等特別積立金 | 106,208     |        | 106,208     |
|                   | その他の積立金     | 252,885,598 |        | 252,885,598 |
|                   | 次期繰越活動収支差額  | 73,061,305  |        | 73,061,305  |
|                   | 純資産の部合計     | 329,053,111 |        | 329,053,111 |
|                   | 負債及び純資産の部合計 | 472,565,289 |        | 472,565,289 |

2. 監査の指摘と意見

なお、那覇市社協が実施している運営費補助金以外のその他の補助金の監査結果等については、「福祉部の補助金」の項を参照していただきたい。

(1) 運営費補助金の成果について

① これまでの取り組み

那覇市社協では、平成 15 年度に「那覇市社会福祉協議会第 2 次強化・発展計画」を策定し、翌年平成 16 年度に那覇市が策定した「那覇市地域福祉計画」との協働実施を進めてきたが、計画の進捗管理が不十分だったことから、平成 22 年度 4 月に「那覇市社会福祉協議会第 3 次強化発展計画（以下、「第 3 次計画」という。）」を策定した。第 3 次計画は、平成 22 年度から平成 25 年度の 4 ヶ年計画であり、平成 25 年度は計画最終年度にあたる。

第 3 次計画の評価については、外部委員からなる評価委員会を設置し、評価委員会に対し、社協自ら行った自己点検結果を諮問する方法で実施しているが、自己点検結果に具体性が乏しいことなどから、評価委員会からの具体的な提言は得ることはできなかった。このような状況も踏まえ、那覇市社協の第 4 次強化発展計画の策定に着手するとともに、現在、那覇市が計画中である、「第 3 次地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の策定にも参画しているところである。

【指摘】

実施事業の成果について、事業計画段階において具体的な成果目標を定め、その成果目標に対して実績はどうであったか、客観的な分析を行うことが無いと、せっかく外部の第 3 者による事業評価を受けても実効性あるものにはならない。今後は、具体的な事業成果目標の設定が不可欠である。

② 給与体系の見直しについて

那覇市社協では、「法人運営事業」と「ふれあいのまちづくり事業」においては、事業の大半が人件費で占める事業であることから、市からの人件費補助で賄えない不足分を介護保険事業で補填している状況にあるが、このような状況を改善するためには、人件費を見直さざるを得ない。」とする第 3 次計画に係る評価委員会からの意見を踏まえ、従来は別々の給与体系であったプロパー職員と介護職等常用職員との給与規定の一本化を実施している。

【意見】

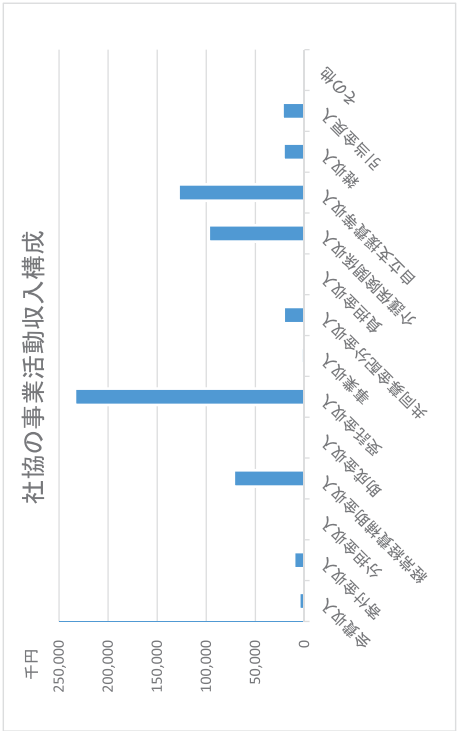
今回の見直しは、財政上の問題もさることながら、給与体系の違いからくる職員のモチベーションの悪化等を防ぐ意味合いがあった。他の同種団体と比べ明らかな差がある場合を除き、いくらの給与が妥当かどうかを論じることは困難であるが、社協の事業成果が評価されるものであれば、所定の給与が支給されて当然である。

(2) 事業活動収支の状況について

以下は、那覇市社協の平成 25 年度決算書をもとに、事業活動収支及び人件費の状況をまとめたものである。

事業活動収入内訳

| 項目        | 平成25年度決算額<br>(千円) | 事業活動収入<br>合計に占める<br>割合 (%) |
|-----------|-------------------|----------------------------|
| 会費収入      | 5,247             | 0.9%                       |
| 寄付金収入     | 10,520            | 1.7%                       |
| 分担金収入     | 0                 | 0.0%                       |
| 経常経費補助金収入 | 71,939            | 11.7%                      |
| 助成金収入     | 945               | 0.2%                       |
| 受託金収入     | 233,781           | 37.9%                      |
| 事業収入      | 2,874             | 0.5%                       |
| 共同募金配分金収入 | 21,130            | 3.4%                       |
| 負担金収入     | 250               | 0.0%                       |
| 介護保険関係収入  | 97,490            | 15.8%                      |
| 自立支援費等収入  | 128,251           | 20.8%                      |
| 雑収入       | 21,312            | 3.5%                       |
| 引当金戻入     | 22,352            | 3.6%                       |
| その他       | 10                | 0.0%                       |
| 事業活動収入合計  | 616,101           | 100.0%                     |



上表及びグラフでは、那覇市社協の事業活動収入のうち、市からの補助金が約 72 百万円で事業活動収入合計の約 12%を占めていること、市を含む委託事業に係る収入は約 234 百万円で全体の約 38%占めていること、また、介護保険関係収入（介護保険制度など）は、約 97 百万円で全体の約 16%、自立支援費等収入（「障害者総合支援法」制度など）は、約 128 百万円で全体の約 21%、それぞれ占めていることが分かる。これらから、会費収入、寄付収入、共同募金分担金収入等の自主財源は極めて乏しいことが分かる。

経常経費補助金収入内訳（事業活動収支決算書より）

|             |                      | (単位:円)     |            |             |
|-------------|----------------------|------------|------------|-------------|
| 項目          |                      | 平成25年度     | 平成24年度     | 増減          |
| 那覇市補助金収入    | 運営補助金収入              | 55,114,000 | 55,715,426 | △ 601,426   |
|             | ふれあいのまちづくり事業補助金収入    | 3,714,000  | 3,714,000  | 0           |
|             | ボランティア活動推進補助金収入      | 2,675,050  | 4,605,339  | △ 1,930,289 |
|             | 重度心身障害者医療費等貸付事業補助金収入 | 6,386,000  | 6,386,000  | 0           |
|             | 法人後見事業補助金収入          | 4,050,000  | 0          | 4,050,000   |
|             | 那覇市補助金収入合計           | 71,939,050 | 70,420,765 | 1,518,285   |
|             | 県補助金収入               |            |            |             |
| 経常経費補助金収入合計 | 福祉・介護人材の処遇改善事業補助金    | 0          | 2,813,686  | △ 2,813,686 |
|             |                      | 71,939,050 | 73,234,451 | △ 1,295,401 |

上表は、経常経費補助金収入の項目別内訳であり、平成 25 年度市補助金合計約 72 百万円のうち、約 55 百万円が法人運営の管理相当担当職員の人件費補助である。

事業活動支出内訳

| 項目            | 平成25年度決算額<br>(千円) | 事業活動支出<br>合計に占める<br>割合 (%) |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 人件費支出         | 447,356           | 73.8%                      |
| 事務費支出（一般管理支出） | 81,361            | 13.4%                      |
| 事業費支出（直接介護支出） | 58,663            | 9.7%                       |
| 分担金支出         | 3                 | 0.0%                       |
| 助成金支出         | 9,737             | 1.6%                       |
| 負担金支出         | 266               | 0.0%                       |
| 減価償却費         | 2,523             | 0.4%                       |
| 徴収不能額         | 52                | 0.0%                       |
| 退職給与引当金繰入額    | 5,942             | 1.0%                       |
| 事業活動支出合計      | 605,903           | 100.0%                     |

事業活動支出では、人件費支出が約 447 百万円で、事業活動収支合計約 605 百万円の約 74%を占めている。

事業活動人件費支出内訳

| 項目            | 平成25年度決算額<br>(千円) | 人件費支出<br>計に占める割<br>合 (%) |
|---------------|-------------------|--------------------------|
| 役員報酬          | 2,776             | 0.6%                     |
| 職員俸給          | 102,796           | 23.0%                    |
| 職員諸手当         | 45,190            | 10.1%                    |
| 嘱託・非常勤・パート等給与 | 213,440           | 47.7%                    |
| 退職金           | 33,542            | 7.5%                     |
| 退職共済掛け金       | 2,592             | 0.6%                     |
| 法定福利費         | 47,016            | 10.5%                    |
| 人件費支出合計       | 447,352           | 100.0%                   |

さらに、人件費支出の内訳では、嘱託・非常勤・パート等給与が約 213 百万円で人件費合計約 447 百万円の約 48%と人件費全体のほぼ半分をいわゆる非正規職員の人件費が占めていることが分かる。

【意見】

社協は、いわゆる労働集約型の事業を実施しているため、収支に占める人件費の割合

上表から、平成 14 年度の積立金等残高は約 86 百万円であったが、平成 25 年度末では、約 3 倍の 252 百万円となっており、特に、介護保険事業等財政調整積立金は、平成 14 年度の約 29 百万円から平成 25 年度では、約 5 倍を超える 163 百万円となっている。また、積立金等は総資産の約 54%と、那覇市社協総資産の半分を超える金額が積立金等として積み立てられている。

平成 26 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における積立金等の内訳、基金設置規程による各種立金等の設置趣旨及び積立目標額は下記の通りであった。

| 種類             | 規程による設置趣旨                                 | 積立目標額 | 金額          |
|----------------|-------------------------------------------|-------|-------------|
| 社会福祉基金積立金      | 社会福祉事業の推進を図るといふ基金趣旨に賛同する企業、団体等からの寄附金等を充てる | 1 億円  | 19,890,455  |
| 財政対策積立基金積立金    | 財政健全運営に資するため設置する                          | 明記なし  | 69,914,523  |
| 介護保険事業等財政調整積立金 | 介護保険事業等の安定的な経営に資するため設置する                  | 明記なし  | 163,080,620 |
| 積立金合計          |                                           |       | 252,885,598 |

(単位：円)

この内、財政対策積立基金積立金の処分は規程上、①財源が著しく不足する場合、②災害等に生じた経費及び減収をうめるための財源に充てる場合、③緊急及びその他のやむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合となっている。平成 25 年度において、パソコンの移行費に使用されており、実際に利用実績もある。また、県社協の受託金事業の入金処理サイトが 3 か月になるものもあるようなので、4 月以降の経費支払に対する資金の融通性の面から利用されている。

また、介護保険事業等財政調整積立金は、那覇市社協担当者によると、現状では、仮に介護事業を閉鎖するとした場合の 1 年間の職員給与を保証するとの前提の下で積み立てられており、経営面というよりも職員等の人件費保証見合いのものである。一人当たり平均月額約 15 百万円なので支給見積額は職員全員分で年間 170 ～ 180 百万円程度となっている。このような現状は、広義では設置規程にいう「安定的な経営に資する」と言う積立目的に合致すると言えなくもないが、設置規程の趣旨規程は一般的な文言しか記載されておらずあいまいである。

が高いことは当然であるが、施設については、原則として、市からの無償貸与を受けていることも理由のひとつと考えられる。社協は、このような目に見えない（間接的な）住民の支援を受けていることも考慮して事業運営にあたる必要がある。

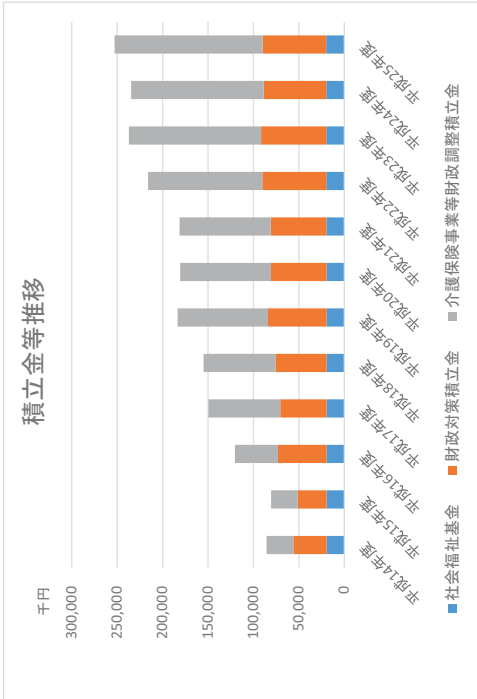
（3）積立金について

以下は、平成 14 年度から平成 25 年度における社会福祉基金及び財政対策積立金並びに介護保険事業等財政調整積立金（以下、「積立金等」という。）の残高の推移を示している。なお、積立金等は、那覇市社協の貸借対照表上、資産の部に同額の積立預金として定期預金に積み立てられている。

積立金等推移（決算額、単位：千円）

|                | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  |
|----------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 社会福祉基金         | 19,536 | 19,555 | 19,571  | 19,571  | 19,571  | 19,571  |
| 財政対策積立金        | 36,521 | 31,571 | 53,535  | 50,864  | 56,156  | 64,434  |
| 介護保険事業等財政調整積立金 | 29,449 | 29,449 | 47,278  | 79,226  | 79,260  | 99,488  |
| 合計             | 85,506 | 80,575 | 120,384 | 149,661 | 154,987 | 183,493 |

|                | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 社会福祉基金         | 19,637  | 19,708  | 19,778  | 19,848  | 19,890  |
| 財政対策積立金        | 61,083  | 61,244  | 70,461  | 71,817  | 69,914  |
| 介護保険事業等財政調整積立金 | 99,914  | 100,341 | 125,773 | 145,502 | 163,080 |
| 合計             | 180,634 | 181,293 | 216,012 | 237,099 | 252,884 |



## 【指摘】

介護保険事業等財政調整積立金について、現状の設置目的が、規程上の設置趣旨の範囲内かどうかが不明確であり、設置目的を明確にすべきである。

また、積立金等は補助金等の金額を算定する際の重要な判断材料にもなると考えられるので、積立金等の設定趣旨、取崩基準及び積立目標額等についての情報開示を積極的に行うべきである。

## (4) 那覇市社会福祉協議会の役割について

## 【意見】

那覇市社協は、これまで地域福祉推進の要として、那覇市と連携、協働してさまざまな福祉サービスや活動を提供することにより、福祉の面からの協働によるまちづくりへ貢献してきた。

しかし、主として介護事業などへの参入により、組織が大きくなりすぎ、硬直化している面も否めない。また、多くの補助金、委託金という市からの財政支援のもと、数多くの事業を抱えており、このことがますます組織の硬直化を招いている。また、介護事業等、今では多数の民間事業者も手がけている事業について、常に関係者との競争関係におかれる状況では、本来の社協としての活動にも支障が出るであろう。

市からの財政支援については、市の厳しい財政状況の下、継続して支援を受けられる見込みは乏しい。また、このような状況では、社会福祉の専門家を養成していくこともままならない。

那覇市社協は、社会福祉法に定められている通り、制度内の福祉サービスを実施するほか、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を行う組織として、また、社会福祉関係者と福祉活動を担う住民・ボランティア等により構成される組織として、他の社会福祉法人とは異なった役割を有していることから、今後は、制度内の福祉サービスだけでなく、制度外のサービスにも那覇市社協のもつ専門性を生かして、積極的に対応していく必要がある。そして、その成果に関する説明責任を果たしていくことで、社協に対する市民の期待や評価もますます高まるものと思われる。そのために必要な財政支援については、市は当然に行うべきである。

以上

## まとめにあたって

監査人は、今回の補助金等監査にあたり、一般社団法人那覇爬虫船振興会（以下、「振興会」という。）の新しい事務所に赴いた。そこで、待ち構えていた役職員の皆さんは、多くの方が高齢者であった。さぞかし、皆さん緊張されているかと思いきや、皆さん気さくで、質問にも丁寧に答えてくれた。話している中で、何人かの方は、もともと、ボート・ボート・ボートの出身の方であることが分かった。それで、いまでも規律正しく、お元気なのだと合点がいった。また、ほとんどの方が、ほぼボランティアとも言える形で、振興会の運営に携わっておられる。ある方は、「私は高齢なので、爬虫船の伝説を受け継いでくれる人を育てないといけない」と心配そうに話しておられた。

市は、このように多くの市民の方々の協力があって、市政が支えられていることを再認識する必要がある。市政が目指す、「協働によるまちづくり」は、市民とのパートナー関係があってこそ達成できると思われ、市民に負担を強いる関係では成功しないと思う。市は、前例主義を捨て、補助金改革に邁進して頂きたい。

参  
考  
資  
料

那覇市の補助金に関するガイドライン

那 覇 市

平成26年7月

本ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、法令等に定めがあるもののほか、那覇市の補助金について必要な事項を定めるものとする。現行の補助金については、以下のガイドラインにより、適正化・見直しを行う。

## 1 はじめに

補助金は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段となってきた。

補助金は、性質によって義務的な補助と任意的な補助に大別されるが、本市の補助金事業の 95%が任意的な補助である実態からも明らかに、補助金事業は自由度が高いことが特徴であり、市民への説明責任、補助金の公益性及び公平性を保つためにも、常に適正化に努める必要がある。

本市においては、平成 16 年に策定した「補助金等に関する基本指針」に基づき、適正な交付と見直しを進めてきたところである。しかしながら、補助導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しが行われることなく補助が長期化するものや、補助対象経費に対する補助率が高どまりして、補助金への依存度が高まり、補助団体の自立に向けた取組の遅滞を招くなどのケースが散見される状況である。

補助金については、その主要な財源が市民の税金であり、本市における厳しい財政状況の中、全市的な事務事業の見直しを進める中においても、「選択と集中」の視点から、これまで以上に徹底した見直しを進める必要がある。

この度、新たにガイドラインを策定し、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方を明確にして、補助金の適正化を強く推し進めていく。

具体的には、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性などについて、評価ツールとしての「補助金適正化チェックシート(別添様式)」を設定する。ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことで、廃止、削減、改善等の見直しの方向性を定め、PDCAサイクルをまわしながら補助金の適正化を図っていくものとする。

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 1   | はじめに                        | 1  |
| 2   | 補助の根拠と課題                    | 2  |
| (1) | 補助金の根拠                      | 2  |
| (2) | 補助金の課題                      | 2  |
| 3   | 補助金の交付・見直し基準                | 3  |
| (1) | 基本的な視点                      | 3  |
| (2) | 財政的な視点                      | 4  |
| 4   | 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準        | 7  |
| (1) | 補助金の性質別分類                   | 7  |
| (2) | 性質別分類ごとの交付基準                | 7  |
| 5   | 補助金の適正化                     | 11 |
| (1) | 適正化のイメージ                    | 11 |
| (2) | 見直しの方向性                     | 12 |
| 6   | 適正化の事務手順                    | 13 |
| 7   | その他                         | 14 |
| 8   | (別添様式) 補助金適正化チェックシート(No. 1) |    |

2 補助の根拠と課題

(1)補助金の根拠

補助金は、地方自治法に基づき、地方公共団体が「公益上必要がある」と認めた場合において、支出するものである。「公益上必要がある」か否かは、個々の事例に即して認定するが、補助の目的・内容については、客観的に公益上必要であると認められるものでなければならない。

【地方自治法(抜粋)】

第 232 条の 2（寄附又は補助）

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ

る。

- (関連法規)
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
  - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
  - ・那覇市補助金等交付規則(財政課)

(2)補助金の課題

補助金の効果的な活用は地域活性化や産業振興などの公共の課題解決のための有効な手段となるが、補助の長期化・既得権化や、補助金への過度の依存が交付団体の自立を阻害する等の課題がある。補助金の原資は、市民等から徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金の交付にあたっては、公益性の高さだけでなく、公平性や有効性等についても十分考慮する必要がある。

こうしたことから、補助金制度の今後のあるべき姿として、「公益性が高い、市民のニーズに応える事業に対する補助金制度」の構築を目指し、以下の観点を常に持って適宜見直しを行うことが必要である。

- ①既存の補助金について検証し、公共の課題解決のための有効な手段として時代に合わせたスキル等による見直しを進めていく。
  - ②補助団体の自立に資する方向性を見極め、推進していく。

3 補助金の交付・見直し基準

補助金の交付にあたっては、補助の必要性、公益性等の基本的な視点及び補助率の適正性等の財政的な視点からの検証が、継続して行われる必要がある。現行の補助金については、以下の視点でゼロベースから検証を行い、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 基本的な視点

| 交付基準             |  | チェック項目                                                                                                                                          |
|------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>必<br>要<br>性 |  | ①事業の目的・内容が時代に即した市民ニーズに応えていること。<br>②市民協働の観点から真に補助すべき内容であること。<br>③恒常的に交付している補助金については、同一事業(団体)へ継続して支援する必要性、合理性があること。                               |
|                  |  | ①補助の効果が広く市民に浸透し、特定の者の利益とならないこと。<br>②補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められるものであり、行政が関与すべき範囲を超えていないこと。<br>③採算性等により民間事業者では実施されない事業であること。                        |
|                  |  | ①補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること。<br>また、今後も効果の向上が期待できるものであること。<br>②補助によることが施策目的の実現にとって最適の手法であること。<br>※行政が事業主体として行うべき事業については、補助金ではなく、他の経費への転換を検討すること。 |
| 2<br>公<br>益<br>性 |  | ③内容の似た補助制度、同一事業(団体)への重複補助がある場合は、事業の整理統合、デマケ(区分け)をしつかり行うこと。                                                                                      |
|                  |  | ①他の団体等との間で公平性が保たれていること。<br>※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証する。                                                                                    |
|                  |  | ②交付先は適正、公平に決定されていること。<br>※公平性の観点から、真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。                           |
| 3<br>有<br>効<br>性 |  | ①他の団体等との間で公平性が保たれていること。<br>※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証する。                                                                                    |
|                  |  | ②交付先は適正、公平に決定されていること。<br>※公平性の観点から、真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。                           |
|                  |  | ③内容の似た補助制度、同一事業(団体)への重複補助がある場合は、事業の整理統合、デマケ(区分け)をしつかり行うこと。                                                                                      |
| 4<br>公<br>平<br>性 |  | ①他の団体等との間で公平性が保たれていること。<br>※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証する。                                                                                    |
|                  |  | ②交付先は適正、公平に決定されていること。<br>※公平性の観点から、真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。                           |
|                  |  | ③内容の似た補助制度、同一事業(団体)への重複補助がある場合は、事業の整理統合、デマケ(区分け)をしつかり行うこと。                                                                                      |

(2) 財政的な視点

| 交付基準        | チェック項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>会計処理   | <p>①交付先団体等における補助金の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。</p> <p>※補助金の支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切なものは、不正支出等を防止し、透明性を確保する観点からは正処置を求めること。</p> <p>②交付先団体等が直接国・県補助事業に取り組むなど、交付先団体自らの収入財源確保に努めるよう促すこと。また、自立を促すため、直接的な財政支援から人的支援、制度支援などのスキームによる支援への転換を図っていくこと。</p> <p>③真に支援を必要とする補助団体に対するものであること。</p> <p>※補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容も確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。</p> <p>※本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討する。</p> <p>④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、効率性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。</p> <p>※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられないか、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。</p> |
| 2<br>補助金の対象 | <p>①補助対象経費と補助対象外経費の区分、補助金額の積算根拠(算定基準)を明確にし、補助金交付要綱に明記すること。</p> <p>②客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。</p> <div>交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、直接事業と関連のない視察旅費・研修費・食糧費等(慰労的なもの等)</div> <p>③団体運営費については、補助金の対象として適切ではないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>補助率等  | <p>①補助金額・補助率は、客観的に見て妥当性があること。</p> <p>※成果・実績が不十分な補助については、補助のあり方も含めて見直しを検討すること。</p> <p>②補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすること。</p> <p>※補助率を定めない一定額の補助(予算の範囲など)は行わない。</p> <p>※補助金への依存度が高いケースについては、見直しを図ること。</p> <p>ただし、市長が政策的に必要と認める場合は、個別に補助率及び補助の限度額を設定するものとする。その場合においても、補助率1/2を超える補助を行う場合については、その妥当性が十分説明できるようにすること。</p> <p>③国や県との協調事業補助において、市が上乗せ補助を行う場合は、合理的な理由、政策上の必要性などを明確にすること。</p> <p>④補助金額 10 万円未満の少額補助金については、補助継続の必要性があるか検証すること。</p> |
| 4<br>補助の終期 | <p>①任意的な補助事業について、原則として3年以内の終期を設定する。</p> <p>※終期の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではなく、補助効果を検証した上で継続の適否をゼロベースから見直す機会とする。</p> <p>②国や県との協調事業補助については、原則として制度終了時期を終期とし、制度が終了した時点で廃止することを基本とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

4 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準

補助金は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類した上で、その分類ごとに交付基準を定め、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 補助金の性質別分類

| 補助金の性質別分類 |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 義務的な補助    | 運営費・事業費補助 | ① 義務的な補助    |
|           | 運営費補助     | ② 団体運営費補助   |
| 任意的な補助    | 事業費補助     | ③ イベント・大会補助 |
|           |           | ④ 利子補給補助    |
|           |           | ⑤ 建設事業補助    |
|           |           | ⑥ その他事業費補助  |

(2) 性質別分類ごとの交付基準

| 分類       | 分類別基準 |                                                                                                |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 義務的な補助 | 定義    | ・法令や条例の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励又は育成するため、市の負担が義務づけられているもの<br>・債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの        |
|          | 交付基準  | 1) 法令や条例の定めにより交付する。<br>※法令や条例の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。 |

|                |                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5<br>補助の新設     | ①補助金の新設は、真にやむを得ないものに限ること。新規・拡充の際には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するため、他の補助金との統合や、現補助金の廃止・削減を行う。<br>②補助金の新設は、原則として事業費に対する補助金とすること。<br>※団体運営費補助は原則として認めない。<br>③補助金の新設については、制度開始3年以内の終期到来時に廃止を見据えた見直しを行うなど、補助金交付要綱に終期設定年度を明記すること。 |
| 6<br>補助金の交付・返還 | ①那覇市補助金等交付規則第 15 条に基づき、補助金額確定後（補助事業終了後）に補助金を交付することを基本とする。<br>②事前に概算交付した場合、所管課長は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、速やかに精算を行い、期限を定めて、剰余金の返還を命じること。                                                         |

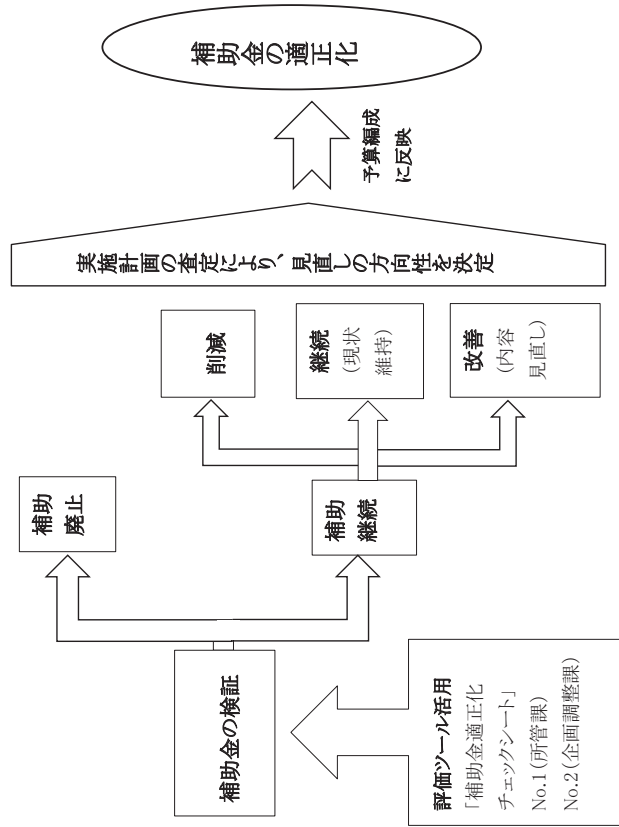
| 分類          | 分類別基準 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 定義    | ・広く市民への波及効果があるイベント・各種大会の実施経費や派遣費用に対して補助するもの                                                                                                                                                                                                                                       |
| ③ イベント・大会補助 |       | <p>1) 多くの市民に波及するイベント等、公益性があること。<br/>※補助が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する。</p> <p>2) 大会補助について、那覇市が開催会場であれば、市内宿泊者数等の財政的効果を重視し、次の額を補助する。</p> <p>ア) 市内宿泊予定人員が5百人未満 5万円</p> <p>イ) " 5百人以上 10万円</p> <p>※ただし、市が実質的に共催する場合等、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> |
|             | 交付基準  |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ④ 利子補給補助    | 定義    | <p>・団体等が実施する事業の資金借入額に係る利子償還に対して補助するもの</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
|             | 交付基準  | <p>1) 債務負担行為を設定している事業等、既往債に対する補助は原則として継続する。</p> <p>2) 個人や団体の負担も考慮した補助率とするなど、予算編成時などに個別に判断する。</p> <p>※国、県制度と連動しない補助については、一定の年次以降補助額を減額する制度の創設導入を検討する。</p> <p>※制度創設時の趣旨、目的を検証し、社会経済情勢の変化や地域間の公平性から行政が関与すべき理由が薄れた事業は、新規融資に対する補助を廃止する。</p>                                            |

| 分類        | 分類別基準 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 定義    | ・市が公益上必要と認める団体に対して、その団体の設立・自立を支援するために、運営費に対して補助するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ② 団体運営費補助 |       | <p>1) 公共福祉の向上や地域経済の活性化に寄与するなど、特に公益性や地域特性等、団体の役割が明確に認められるものであること。<br/>※行政の代行的な役割が薄れているものは、補助目的・使途の明確化を図るため、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で検討する。</p> <p>2) 団体が行う事業が、本来市が主体となつて行うべき行政の代替としての性質を有している場合については、補助金としての支出が適当であるか検証する。</p> <p>※団体が行っている特定の事業に着目して委託事業等へ切り替えることを検討する。</p> <p>3) 会費徴収等自主財源の確保や効率的な運営を行う努力が十分になされているか検証し、必要であれば団体の自立を促すため、団体の運営に対し、事業効果の向上に努力するよう指導、助言を行うこと。</p> <p>4) 団体の自立性について検証し、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助は廃止の方向で見直しを行う。</p> <p>※繰越金が生じている団体、内部留保資金が有る団体については、団体の収支状況により支出の適否に十分留意すること。</p> <p>5) 団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認める。</p> |
|           | 交付基準  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## 5 補助金の適正化

補助金の適正化に向けて、全ての補助金について、ガイドラインの交付基準を遵守しているか検証を行う。補助事業を個別に精査した上で、廃止・削減・継続・改善の4つの方向性により見直しを図ることとする。

### (1) 適正化のイメージ



| 分類         | 分類別基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤ 建設事業補助   | <p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が公益上必要と認める公的施設の建設事業及び施設整備事業に対し、その事業費を補助するもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|            | <p>交付基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特別な理由があるものを除き、原則として国、県補助制度関連の事業のみとする。</li> <li>※市の上乗せ補助は、原則として行わない。</li> <li>2) 相手方に対し多額の補助となる場合が多いため、個別に費用対効果を十分審査し、補助率や補助額の適正性を個別に検証すること。</li> <li>※特に、補助単価についてはコスト削減の考え方を踏まえて十分精査すること。</li> <li>3) 相手方の所有財産に対する補助であることを踏まえ、その補助が施策目的の実現にとって不可欠なものであること。</li> <li>※当初の補助目的どおり運用されているか定期的に監査し、違反がある場合は補助金の返還を求めること。</li> </ol> |
| ⑥ その他事業費補助 | <p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事業を奨励・支援するために、事業費に対して補助するもの。<br/>(前記①、③～⑤の特定の事業費補助以外)</li> <li>・行政の代行的に実施されている事業に補助するもの</li> <li>・政策として奨励すべき事業に補助するもの</li> <li>・団体等の行うソフト事業の公益性を市が認識し、当該事業を援助する目的で補助するもの</li> </ul>                                                                                                                                               |
|            | <p>交付基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本市が独自に行っている任意の補助事業については、その必要性が認められること。</li> <li>※国や県との協調補助や、任意であっても財源として国からの補助が入っている事業については、本市の自由度が比較的低いと思われる。しかし、本市が行う補助事業であることに違いはないため、主体性をもって必要性を精査する。</li> <li>2) 単に事業費の補てんのための補助は行わないこと。</li> <li>3) 児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減するなど、扶助的 성격が高い事業は、扶助費への転換を検討する。</li> </ol>                                                      |

(2)見直しの方向性

| 方向性  | 内容               | 備考                                                                                                    |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 廃止 | ①次年度ゼロ査定         | 3年以内の終期を設定                                                                                            |
|      | ②終期を定めて廃止        |                                                                                                       |
| 2 削減 | ①補助率を1/2に削減し継続   | 補助率が1/2を超える事業について、補助率上限1/2へ適正化する。ただし、行政の補完的な機能を果たしているものを除く。                                           |
|      | ②内容に応じて削減        | 内容に応じて、個別に適正な補助率(額)に削減する。<br>・長期固定化しているもの<br>・過大な繰越金・剰余金・内部留保資金があるもの<br>・補助の必要性があるため廃止と判断するには至らないもの 等 |
| 3 継続 | ①現行のまま補助を継続      | ・政策として奨励すべき補助事業<br>・適切に執行されている補助事業                                                                    |
| 4 改善 | ①他の補助金と整理・統合     | 内容の見直し                                                                                                |
|      | ②運営費補助から事業費補助に転換 |                                                                                                       |
|      | ③委託料に転換          |                                                                                                       |
|      | ④負担金に転換          |                                                                                                       |
|      | ⑤公募制の導入を検討       |                                                                                                       |

- ※ 義務的な補助(法令等によるもの)及び国・県の制度と連動しているもの(国・県補助事業、沖縄振興特別推進交付金事業等)、市単独補助のうち政策的なものについては、交付基準を念頭に、個別の事情を踏まえて検証するものとする。
- ※ 国や県などの制度と連動する補助制度において、市の上乗せ補助については、当該連動する補助制度が予定する市の責任を超えて市の単独補助として行うものであり、原則廃止とする。その際、必要な場合に限り、激変緩和措置を講ずる。
- ※ 補助金の適正化を推進する際に、補助金額の削減率が大きいため補助事業に多大な影響が出るおそれがあると想定される場合は、補助の妥当性に対し客観的な説明が可能であると市長が認めるときに限り、段階的に削減する等の緩和措置を個別の事情に応じて検討する。

6 適正化の事務手順

補助金の適正化にむけての具体的な手順は、以下のとおり基本的の実施計画と合わせたタイミングで行うものとする。なお、実施計画のスケジュールについては、年度毎の実施計画策定要領に従って作業を進めるものとする。

| 手順 | 時期          | 作業内容                                                                                                                               | 備考    |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 実施計画要求に向けて  | ＜所管課による検証＞<br>別添様式「補助金適正化チェックシート(No.1)」(エクセルファイル)を、補助金ごとに作成し、検証を行う。<br>・交付団体の財務状況の確認<br>・補助対象経費等の精査<br>・補助の必要性等、補助内容やガイドライン遵守状況を確認 | 所管課   |
| 2  | 実施計画要求が切    | ＜要求＞<br>実施計画要求の添付資料として、上記シートを提出する。<br>・補助金交付要綱、補助対象団体の決算書、実績報告書等を添付                                                                | 所管課   |
| 3  | 実施計画各課ヒアリング | ＜企画調整課による検証＞<br>実施計画要求を受けて、企画調整課担当が「補助金適正化チェックシート(No.2)」を作成し、検証を行う。<br>各課ヒアリングを実施し、個々の補助金について見直しの方向性を検討する。                         | 企画調整課 |
| 4  | 実施計画部内査定    | ＜査定＞<br>上記シートを活用して見直しの方向性を決定、補助額を査定する。<br>①第一次判定(各部署担当)<br>②最終判定(企画財務部内調整)                                                         | 企画調整課 |

補助金適正化チェックシート(No.1)

(別添様式)

作成者

作成日

1 補助金の概要

| 番号                     | 所管部課                                                                                                                                                                                                     | 部 | 課 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 予算事業名                  |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 補助金名                   |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 補助金の性質別<br>分類          | <input type="checkbox"/> 義務的な補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> イベント・大会補助 <input type="checkbox"/> 利子補給補助<br><input type="checkbox"/> 建設事業補助 <input type="checkbox"/> その他事業費補助 |   |   |
| 補助根拠<br>(法令名・要綱名<br>等) |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 補助開始年度                 |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 交付先                    |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 交付先の分類                 | <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> 各種団体 <input type="checkbox"/> 市民(個人) <input type="checkbox"/> その他( )                                                                              |   |   |
| 補助の対象となる<br>事業内容       |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 補助の目的                  |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 期待される効果                |                                                                                                                                                                                                          |   |   |
| 積算根拠<br>(補助額の算定方<br>法) |                                                                                                                                                                                                          |   |   |

| 実施計画<br>内示 | <内示><br>実施計画部内査定後、最終調整（二役査定）を経て、実施計画を策定し内示する。<br>・全庁掲示板にて通知<br>・「補助金適正化チェックシート（No.1）・（No.2）」を企画調整課公開キャビに掲載 | 企画調整課 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 5          |                                                                                                            |       |
| 6          | 実施計画<br>内示<br><要綱の整備><br>補助金交付要綱の改正等の整備を行う。<br>・補助対象経費や補助率を見直した場合は、予算措置と要綱の整合性を保つよう、速やかに改正等を行う。            | 所管課   |
| 7          | 当初予算<br>編成時<br><適正化><br>次年度当初予算に査定内容を反映し、適正化を進める。<br>・委託料、負担金等へ転換するものについては当初予算編成時期に財政課へ要求する。               | 所管課   |

※ 沖縄県市長会及び南都市町村会が決定する法令外負担金等(財政課が別途通知する補助金)については、負担金へ転換するものとして、実施計画で要求する補助金の対象外とする。なお、負担金については、別途、財政課の当初予算編成過程において評価を行うものとする。

7 その他

- (1)このガイドラインは、平成 26 年7月 1 日より施行する。
- (2)補助金等に関する基本指針(平成 16 年度策定)は、廃止する。
- (3)本ガイドライン及び別添様式「補助金適正化チェックシート(No.1)・(No.2)」については、運用しながら、より実効性の伴うものとなるよう、随時見直しを図ることとする。

|                                                                  |                                   |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 分に期待できるか<br>・委託や直接執行よりも補助に<br>よることが施策目的の実現に<br>とって最適か            |                                   |  |  |  |
| ④公平性<br>・その他の団体や市民との間<br>で公平性は保たれているか<br>・交付先は適正・公平に決定さ<br>れているか | □やや低い<br>□非常に高い<br>□やや高い<br>□やや低い |  |  |  |
| 検証の視点②                                                           | 理由と今後の対応等（「いいえ」の場合）               |  |  |  |
| 1.補助金の<br>会計処理・使<br>途が適切で<br>ある                                  | □はい<br>□いいえ                       |  |  |  |
| 2.補助対象<br>経費の範囲・<br>内容が明確<br>である                                 | □はい<br>□いいえ                       |  |  |  |
| 3.補助金額・<br>補助率は現<br>時点で妥当<br>である                                 | □はい<br>□いいえ                       |  |  |  |
| 4.前年度から<br>の繰越金、剰<br>余金及び内部<br>留保資金（積<br>立金）が無い。                 | □はい<br>□いいえ                       |  |  |  |
| 5.同種・同類<br>の補助制度<br>が無い                                          | □はい<br>□いいえ                       |  |  |  |
| 6.補助対象<br>者の公募制<br>を導入また<br>は検討して<br>いる                          | □はい<br>□いいえ                       |  |  |  |

|                                                                                      |                           |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------|
| 補助対象経費の<br>内容<br>(具体的に記入)                                                            | 前年度返還(参考)                 | □有 □無          |
| 交付方法                                                                                 | □事前に概算交付⇒精<br>算           |                |
| 補助率(%)                                                                               | 補助対象経費に占める補助金の<br>割合(①/②) | !              |
| 参考データ<br>(前年度実績)                                                                     | 収入総額<br>支出総額<br>前年度補助実績   | ¥0<br>¥0<br>¥0 |
| 本市以外からの<br>補助金等                                                                      | ¥0<br>¥0                  |                |
| 備考                                                                                   |                           |                |
| 2 所管課としての考え<br>方等                                                                    | (裏面)                      |                |
| 検証の視点①                                                                               |                           |                |
| ①必要性<br>・事業の目的・内容が市民ニ<br>ズに込えているか、現時点でも<br>真に補助すべきものか<br>・同一事業(団体)への継続支<br>援の必要性があるか | □非常に高い<br>□やや高い<br>□やや低い  |                |
| ②公益性<br>・不特定多数の利益の実現を<br>図るものか<br>・投資性等により民間事業者<br>では実現されない事業か                       | □非常に高い<br>□やや高い<br>□やや低い  |                |
| ③有効性<br>・補助金額に見合う効果が+                                                                | □非常に高い<br>□やや高い           |                |

補助金等アンケート(その1)

| 補助金名              | 担当部課                                    |                       |                     |                |             |
|-------------------|-----------------------------------------|-----------------------|---------------------|----------------|-------------|
| 事務所の<br>所在        | □団体側                                    | この場合、人件費を補助しているか      | □いる<br>□いない         | いる場合、<br>人件費   | 人分<br>千円    |
|                   | □市側                                     | この場合、これにかかる人件費はどのくらいか | 職員数 人、従事日数 人、人件費 千円 |                |             |
| 補助事務に係る<br>職員の人件費 | 職員数                                     | 人                     | 従事日数 日              | 人件費            | 千円          |
| 補助金額<br>(千円)      | 23年度決算                                  | 24年度決算                | 25年度決算              | 26年度予算<br>(当初) |             |
|                   | 千円                                      | 千円                    | 千円                  | 千円             | 千円          |
| 制度発足後の<br>経過年数    | □5年以下 □6年以上～10年以下 □11年以上                |                       | 発足年<br>度            | 平成 年度          |             |
| 過去の<br>見直しの状況     |                                         |                       |                     |                |             |
| 補助の形態             | □補助率を定め補助<br>( □1/2 以下 □1/2 超 □100%)    |                       |                     |                | 補助率         |
|                   | □単価を定め数量を乗じる補助                          |                       |                     | 25年度<br>単 価    | 25年度<br>数 量 |
|                   | □定額補助 □その他                              |                       |                     |                |             |
| 補助金の<br>構成等       | □市単独補助 □国・県・市 □国・市 □県・市 □国・県のみ          |                       |                     |                |             |
|                   | 市、国、県の補助割合(財源の内訳割合)                     |                       |                     |                |             |
|                   | 市                                       |                       | 国                   | 県              |             |
| 補助金額・基準<br>等の上乗せ  | 国・県の基準以上に、拡充した額・基準等を設置し交付しているか<br>□有 □無 |                       |                     |                |             |

|                                   |     |      |             |              |
|-----------------------------------|-----|------|-------------|--------------|
| 7.運営費を除いた経費への補助である                | □はい | □いいえ |             |              |
| 8.委託や直接執行、負担金等ではなく補助金としての支出が適している | □はい | □いいえ |             |              |
| 9.補助団体から別の団体へ再補助していない             | □はい | □いいえ |             |              |
| 10.補助の終了予定がある(終期設定)               | □はい | □いいえ | 終期(設定)<br>□ | 終期到来により廃止    |
|                                   |     |      | 平成 年度<br>□  | 終期到来期に廃止を再検討 |
| 11.所管課としてのコメント(問題点、課題、特記事項等)      |     |      |             |              |

補助金等アンケート(その2)

1. この補助金に関連して、過去 3 年間に市監査委員、県、会計検査院から指摘事項等を受けている場合は、その内容及び改善状況等を記載してください。

以上

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           | 有の場合はその内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 交付先の特定(指定)、固定化                            | <input type="checkbox"/> 要綱等で特定化していない <input type="checkbox"/> 特定してないが、結果として固定化 <input type="checkbox"/> 特定・固定                                                                                                                                                                                                 |
| 申請(応募)方法                                  | <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 誰でも機会均等に申請可(購入費助成等、要件具備なら誰でも申請可) <input type="checkbox"/> 制度上、特定の団体を対象                                                                                                                                                                                    |
| 交付決定方法                                    | 具体的な審査基準 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>有の場合、審査基準は何に記載しているか                                                                                                                                                                                                                          |
| 交付対象団体等の自立・事業の創意工夫に向けた取り組み(団体への交付の場合のみ回答) | 団体の自立や事業への創意工夫を促す仕組み・創意工夫についての取り組みを以下に記載                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 補助金の効果                                    | <div><div><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</div><div>効果測定の方法</div></div> <div>効果の内容</div>                                                                                                                                                                                                   |
| 交付先の決算状況(平成 25 年度決算)※                     | <div>収入に占める補助金の割合 <input type="checkbox"/>50%以下 <input type="checkbox"/>50%超 <input type="checkbox"/>100% <input type="checkbox"/>補助交付先によって異なる</div> <div>決算剰余金と補助金の比較 <input type="checkbox"/>剰余金の方が少ない <input type="checkbox"/>同額 <input type="checkbox"/>剰余金の方が多い <input type="checkbox"/>剰余金は発生していない</div> |
| 本補助金を廃止した場合の問題点                           | 廃止した場合の問題点及び継続しなければならない理由などを以下に記載                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 備考                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |